

徳島市一般廃棄物中間処理施設整備事業に係る

環境影響評価方法書

令和 8 年 7 月

徳 島 市

はじめに

本図書は、徳島県環境影響評価条例(平成12年3月28日徳島県条例第26号)第6条の規定に基づき作成した「徳島市一般廃棄物中間処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書」(以下「方法書」という。)である。

本書に掲載した5万分の1、2万5千分の1の地図は、国土地理院発行の電子地形図25000(国土地理院)を複製して情報を追記したものである。

— 目 次 —

第1章 対象事業を実施しようとする者の名称等及び主たる事務所の所在地.....	1-1
第2章 対象事業の目的及び内容.....	2-1
2-1 事業の目的.....	2-1
2-2 事業の内容.....	2-1
2-2-1 対象事業の種類.....	2-1
2-2-2 対象事業実施区域の位置.....	2-1
2-2-3 対象事業実施区域（建設予定地）の選定経過の概要.....	2-5
2-2-4 事業の規模又はそれに係る構造物等の構造若しくは配置に関する事項 ...	2-6
2-2-5 施設計画の概要.....	2-11
2-2-6 工事計画の概要.....	2-19
2-2-7 環境配慮の方針.....	2-20
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況.....	3-1
3-1 地域特性を把握する範囲.....	3-1
3-2 自然的状況.....	3-4
3-3 社会的状況.....	3-81
第4章 計画段階環境配慮書における調査、予測及び評価の結果.....	4-1
4-1 大気質（土地又は工作物の存在及び供用：施設の稼働）	4-1
4-2 景観（土地又は工作物の存在及び供用：施設の存在）	4-40
第5章 計画段階環境配慮書についての知事等の意見及び事業者の見解.....	5-1

第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法.....	6-1
6-1 環境影響評価を行う項目の選定及び理由.....	6-1
6-2 調査、予測及び評価手法の選定.....	6-7
6-2-1 大気質.....	6-7
6-2-2 騒音.....	6-20
6-2-3 超低周波音.....	6-29
6-2-4 振動.....	6-31
6-2-5 悪臭.....	6-41
6-2-6 動物.....	6-47
6-2-7 植物.....	6-51
6-2-8 生態系.....	6-54
6-2-9 景観.....	6-55
6-2-10 人と自然との触れ合いの活動の場.....	6-58
6-2-11 廃棄物等.....	6-60
6-2-12 温室効果ガス等.....	6-62
第7章 配慮書についての一般の意見の概要及び事業者の見解.....	7-1
7-1 一般の意見の概要及びそれに対する事業者の見解.....	7-1
7-2 環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容.....	7-3
7-3 災害リスクを踏まえた対象事業に対する本市の考え方.....	7-6

第1章 対象事業を実施しようとする者の名称等及び主たる事務所の所在地

1-1 対象事業を実施しようとする者の名称等

名 称： 徳島市

代表者の氏名： 徳島市長 遠藤 彰良

1-2 対象事業を実施しようとする者の主たる事務所の所在地

徳島県徳島市幸町2丁目5番地

1-3 対象事業の名称

徳島市一般廃棄物中間処理施設整備事業

第2章 対象事業の目的及び内容

2-1 事業の目的

徳島市（以下「本市」という。）の一般廃棄物中間処理施設（熱回収施設及びリサイクルセンター）の整備に係り、施設規模や処理方式等、新施設の整備に係る基本事項を定める「徳島市一般廃棄物中間処理施設整備基本計画」を平成31年3月に策定したが、建設予定地の変更や本市単独整備への方針変更に伴い、令和5年9月に本計画を改定した。その後、北島町からの可燃ごみの処理を引き受けることとしたこと等に伴い、本市及び北島町の状況に合わせてこれまでに設定した諸条件を見直し、本計画を再度改定した「徳島市一般廃棄物中間処理施設整備基本計画（改定版）」（変更：令和7年9月）を策定したところである。

本市及び北島町の可燃ごみ（本市における分別上の名称は「分別頑張ったんやけど、燃やすしかないごみ」）は、現在、東部環境事業所、西部環境事業所及び北島町清掃センターにおいて処理している。しかし、これらの施設は供用開始から数十年が経過しており、設備の維持修繕に努めているものの、老朽化が著しく、継続して安定的なごみ処理を行うことが困難な状況になっている。

また、本市では不燃ごみ、粗大ごみ及び資源物については民間事業者処理を委託しており、有害ごみについては東部環境事業所において保管を行っている。本事業ではこれらの体制を見直し、本市から発生する不燃ごみ及び粗大ごみ、資源物、有害ごみは新たに整備するリサイクルセンターで処理する計画である。

以上のことから、本市における今後の長期にわたる安定的なごみ処理を行うため、新たなごみ処理施設の整備を行うものである。

2-2 事業の内容

2-2-1 対象事業の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するごみ処理施設であって焼却施設であるもの（1日あたりの処理能力の合計が150 t 以上）の設置の事業

（徳島県環境影響評価条例（平成12年3月28日 徳島県条例第26号）第2条第2項第6号に掲げる事業）

※本事業では、廃棄物の焼却時に発生する熱を回収して発電することを想定している。そのため、本事業における焼却施設については、以後、熱回収施設と呼称する。

2-2-2 対象事業実施区域の位置

対象事業実施区域の位置及び面積を表 2-2-1に示す。

表 2-2-1 対象事業実施区域の位置及び面積

項 目	内 容
対象事業実施区域の位置	徳島市東沖洲一丁目 14-1 の一部（北部浄化センター敷地内） （図 2-2-1～図 2-2-3 参照）
対象事業実施区域の面積	約 4.7ha

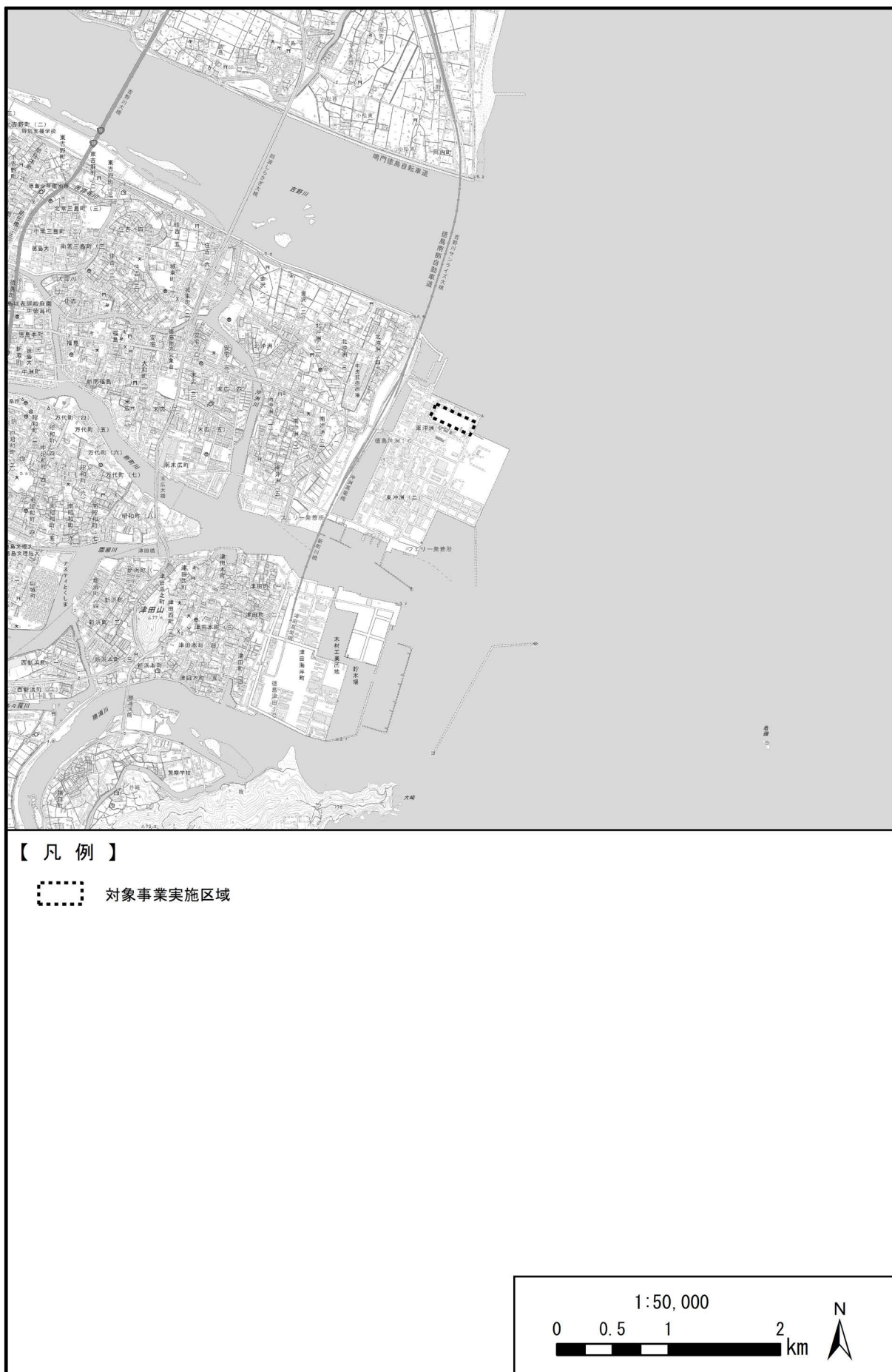


図 2-2-1 対象事業実施区域位置図（広域図）



【 凡 例 】

 対象事業実施区域

出典：この地図は、徳島市長の承認を得て、1/2,500 地形図を複製したものである。（承認番号 令 7 徳島市指令都建第 458 号）

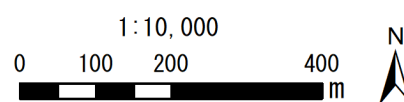
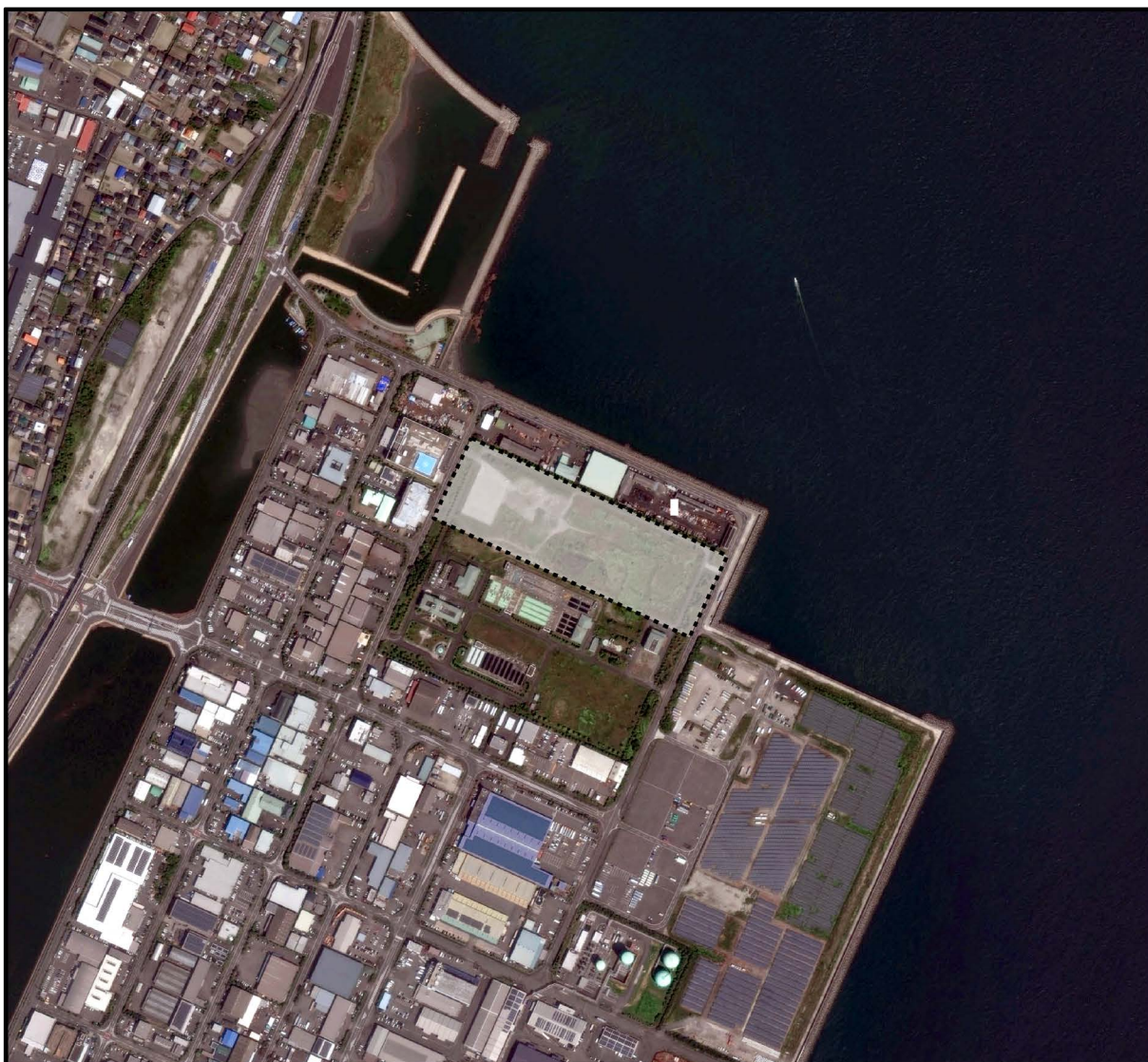


図 2-2-2 対象事業実施区域位置図（拡大図）



【 凡 例 】

(c)NTT InfraNet. (c)Vantor. (c)NTT DATA Japan Corporation.



対象事業実施区域

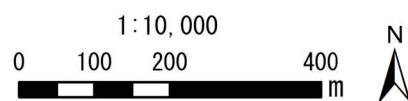


図 2-2-3 対象事業実施区域位置図（拡大図：航空写真）

2-2-3 対象事業実施区域（建設予定地）の選定経過の概要

本事業の建設予定地は、平成28年11月に、飯谷町枇杷ノ久保の民有地を新たなごみ処理施設の最有力候補地に選定し、平成31年3月には施設整備基本計画を策定する等、検討を進めてきたが、土砂災害警戒区域等に係る調査を行った結果、建設候補地に施設を建設した場合、斜面に擁壁等の対策を講じたとしても、警戒区域の指定は避けられないことが判明し、施設の安全性や運営の健全性を確保する上で、適性を欠いた場所であるとの判断に至った。

このため、別の適地調査を行った結果、平成28年には下水道事業拡張に備えた用地であるとの理由で検討対象から外れていたが、下水道事業縮小の方針により別の用途に使用できる見込みとなったマリンピア沖洲の北部浄化センター敷地が、次の点で前候補地よりも適性が高い場所であると判断した。

（１）適性が高いと判断した理由

- ・市有地であり、用地取得の必要がないこと
- ・工業地域であり、住宅エリアから一定の距離があること
- ・人口重心から距離が近く、交通アクセスもよいこと
- ・用水・排水のインフラが整っていること
- ・費用面では、一定部分の土地のかさ上げや施設の耐震、液状化対策等が必要になるものの、飯谷町の候補地で必要になるアクセス道路整備費や土砂災害防止対策に係る大規模な造成工事は必要ないこと

（２）その他、検討において考慮した事項

マリンピア沖洲は、標高約3.3～3.5mの高さで造成されているため、市内の他の沿岸部と比べて地盤が高く津波や高潮の想定浸水深が浅い場所であるが、施設整備にあたっては、最大規模の被害を想定し、支持層までの基礎杭、浸水や地盤沈下を考慮した敷地のかさ上げ、施設の耐震・耐水性確保など、次の観点で施設の機能を維持できる対策を進める。

- ・津波・高潮対策
- ・地震防災対策特別措置法
- ・概算造成工事費
- ・軟弱地盤対策

2-2-4 事業の規模又はそれに係る構造物等の構造若しくは配置に関する事項

(1) 施設整備の基本方針

本事業に係る施設整備のコンセプトを踏まえた基本方針(施設が備えるべき要件・機能等)は、以下に示すとおりである。

【基本方針 1】安全・安定的な運転が可能な施設

- ・ごみ量・質による変動にも対応でき、長期間にわたり安定した稼働を持続的に行うことができるよう安定性を備えた技術を導入する。
- ・事故が発生しないよう万全の対策を講じるとともに、施設の運転員が安心して快適で安全に働ける施設とする。
- ・地域にとっても施設で働く人にとっても、十分な安全・安心を確保するため、安全性や危機管理について万全の配慮を行う。
- ・建物・設備の強靱化等により、災害に強い施設とする。
- ・災害廃棄物等の処理が可能なよう十分な処理能力を備えた施設とする。

【基本方針 2】環境に配慮した施設

- ・環境保全対策に万全を期し、周辺環境への負荷の少ない施設とする。
- ・施設から発生する排ガス中の有害物質をできるだけ低減する。
- ・施設からのプラント排水及び生活排水は下水道施設へ排水し、公共用水域への直接放流は行わない。
- ・周辺地域への騒音、振動、悪臭等に配慮した施設とする。

【基本方針 3】資源循環・エネルギー利用に優れた施設

- ・マテリアルリサイクル及びサーマルリサイクル等を積極的に行うことにより、二酸化炭素排出量を削減し、地球温暖化防止に貢献する。
- ・積極的に発電し、売電を行うため、余熱利用については高効率発電技術を導入する。
- ・最終処分量を可能な限り削減する。
- ・施設の省エネルギー化等により、温室効果ガスの発生量を抑制するなど地球環境の保全に努める。

【基本方針 4】経済性に優れた施設

- ・施設の計画・設計・建設から運営・維持管理・改修、収集・運搬までを含めたごみ処理システム全体で、経済性や効率性に配慮し、ライフサイクルコストの適正化を図る。

【基本方針 5】周辺環境と調和する施設

- ・周辺環境との調和を図り、建物のデザインや色彩は、景観に十分配慮したものとする。
- ・敷地外周及び敷地内の空きスペースの緑化に努める。

【基本方針 6】環境教育の拠点となる施設

- ・ごみ減量や地球温暖化防止等の学習の場として、環境学習施設を整備する。
- ・工場内の見学ルートや見学対象は、ごみ処理の流れや発電の仕組み等がわかりやすいように設定し、見学者が興味を持って訪問してもらえるように工夫する。
- ・住民のリサイクル推進の活動拠点を設ける。

【基本方針 7】地域に貢献する施設

- ・周辺地域の環境整備・振興策を実施する。
- ・地域に必要な防災機能を確保するとともに、災害時にも発電により電源を確保し、供給できる機能を有する施設とする。
- ・平常時に排出されるごみとは性状が異なる災害廃棄物に対応できる処理技術を備える。

＜施設整備の基本方針（施設が備えるべき要件・機能等）＞

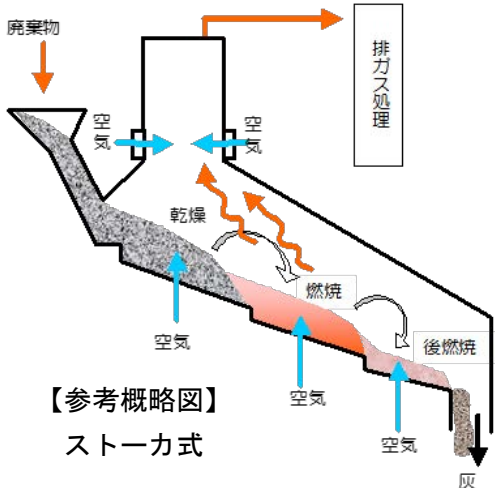
(2) 対象事業の規模等

想定する対象事業の規模等の概要は、表 2-2-2に示すとおりである。また、熱回収施設及びリサイクルセンターの処理対象ごみ品目は、表 2-2-3に示すとおりである。

施設規模（処理能力）は、熱回収施設については災害廃棄物の処理分を含めた282 t/日、リサイクルセンターは61 t/日を想定している。

表 2-2-2 想定する対象事業の規模等の概要

項 目	内 容	
種 類	熱回収施設	リサイクルセンター
処理方式	焼却（ストーカ式） ^{注 1)}	破碎・選別（粗大ごみ） 選別・圧縮等（資源物）
施設規模 （処理能力）	282 t/日（災害廃棄物を含む） [94 t×3 炉]（24 時間稼働）	61 t/日
煙突高さ	59m ^{注 2)}	—
施設の敷地面積	約 4.7ha	



【参考概略図】
ストーカ式

注 1) ストーカ式とは、階段状の火格子に分かれた炉にごみを供給し、火格子の下から空気を吹き込み燃焼させる処理方式。ごみを 850℃以上の高温に加熱し、ごみ中の水分を蒸発させ、可燃分を焼却する。

注 2) 煙突高さは、計画段階環境配慮書での検討結果等を踏まえて決定した。（「第 7 章 7-2 環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容」参照）

表 2-2-3 処理対象とするごみ品目

	熱回収施設	リサイクルセンター
品 目	・可燃ごみ ・リサイクルセンターからの可燃残渣 ・し尿処理施設からの脱水汚泥 ・災害廃棄物	・不燃ごみ（金属類、ガラス類、陶磁器類） ・粗大ごみ（破碎選別を必要とする大型ごみ等） ・資源物（缶・びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装・製品プラスチック） ・有害ごみ（乾電池、水銀体温計）

なお、表 2-2-2に示す施設規模（処理能力）は、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領2017改訂版」（公益社団法人 全国都市清掃会議）（以下「設計要領」という。）に基づき、現時点で想定される必要な規模として、表 2-2-4、表 2-2-5のとおり算定したものである。

また、対象事業実施区域における各施設の配置計画のイメージは図 2-2-4に示すとおりである。施設の配置は、計画段階環境配慮書での検討結果等を踏まえて決定した。（「第 7 章 7-2 環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容」参照）

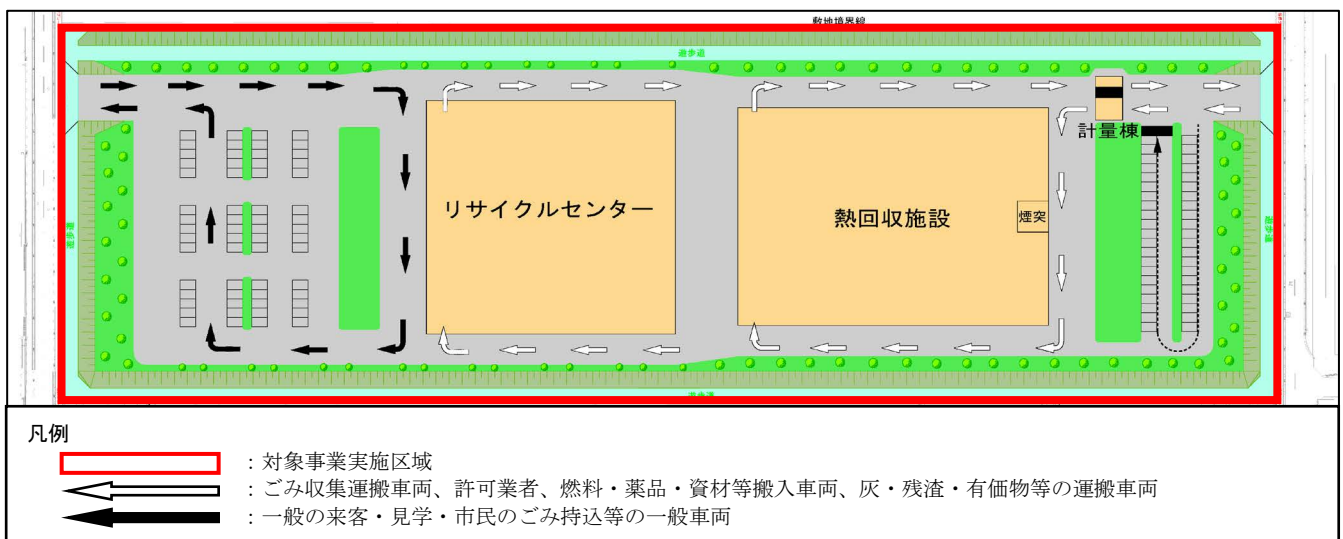
表 2-2-4 熱回収施設の施設規模

	数値	算出根拠
1 計画年間処理量	74,246 t/年	・計画目標年次における年間処理量
2 年間稼働日数	290 日	・年間 365 日のうち、次の停止日数 75 日を差し引いた日数 (365 日 - 75 日 = 290 日) ※75 日の考え方：整備補修期間 + 補修点検 + 全停止期間 + 故障の修理・やむを得ない一時休止の日数 ※75 日の内訳：計画停止（整備補修・補修点検・全停止期間含む）61 日 + ピット調整 10 日 + 予定外停止 4 日
算定規模	257 t/日	・74,246t/年 ÷ 290 日/年 = 256.02t/日 ⇒ 切上げ
算定規模 (し尿汚泥除く)	245 t/日	・70,926t/年 ÷ 290 日/年 = 244.6t/日 ⇒ 切上げ
災害廃棄物分	25 t/日	・245t/日 × 10% = 24.5t/日 ⇒ 切上げ
施設規模 (災害廃棄物を含む)	282 t/日	・257t/日 + 25t/日 = 282t/日

表 2-2-5 リサイクルセンターの施設規模

	数値		算出根拠
	処理ライン	ストックヤード	
1 計画年間処理量	13,120 t/年	50 t/年	・計画目標年次における年間処理量
2 年間稼働日数	250 日	250 日	・年間 365 日のうち、土日及び年始 3 日・施設補修日 7 日の計 10 日を差し引いた日数 (365 日 × 5 日 ÷ 7 日 - 10 日 = 250 日)
3 計画月最大変動係数	1.15	1.15	・月別の搬入実績が把握できていない場合等に採用される一般的な値 ※
施設規模	61 t/日	0.2 t/日	・13,120 t/年 ÷ 250 日/年 × 1.15 = 60.35t/日 ⇒ 切上げ ・50t/年 ÷ 250 日/年 × 1.15 = 0.2t/日

注) ※：「ごみ処理施設構造指針解説」（社団法人全国都市清掃会議）



注) 現時点で想定する配置イメージである。

図 2-2-4 施設配置計画のイメージ図

【参考】現在のごみ処理施設の状況

本市及び北島町におけるごみ処理施設の状況は以下のとおりである。また、それらの位置図を図 2-2-5に示す。

a. 焼却施設

本市及び北島町における焼却施設整備の現況を表 2-2-6に示す。

本市及び北島町が保有する焼却施設は、東部環境事業所が昭和54年8月の竣工から46年、西部環境事業所が平成3年2月の竣工から35年、北島町清掃センターが昭和60年4月の竣工から41年を経過している。

「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）令和3年3月改訂 環境省」によると、過去10年間に稼働を終了した焼却施設（全連続焼却施設）の稼働終了時の供用年数は25～35年の施設が多く、平均供用年数は30.5年となっている。これまで焼却施設の耐用年数は一般的に20～25年程度とされてきたものに対して、施設の長寿命化対応により延命化は図られてきているものの、既に本市及び北島町の焼却施設は施設更新の時期を超えているといえる。

表 2-2-6 徳島市及び北島町の焼却施設の状況

自治体名	施設名	施設規模	炉・処理形式	竣工年月	供用年数
徳島市	東部環境事業所	190 t/日	全連続焼却施設・ストーカ	昭和 54 年 8 月	46 年
	西部環境事業所	180 t/日	全連続焼却施設・ストーカ	平成 3 年 2 月	35 年
北島町	清掃センター	26 t/8h	機械化バッチ式・ストーカ	昭和 60 年 4 月	41 年

(令和 8 年 4 月 1 日時点)

b. リサイクルセンター

本市及び北島町におけるリサイクルセンターの現況を表 2-2-7に示す。

本市では、リサイクル処理を民間委託している。北島町ではリサイクル処理を北島町清掃センターで行っている。

表 2-2-7 徳島市及び北島町のリサイクル施設の状況

自治体名	施設名	施設規模	処理方式	運営形態	委託会社名
徳島市	飯谷町不燃物減量・再資源化施設	43t/日	機械選別・手選別	民間委託	(株)三紅
	丈六町不燃物減量・再資源化施設	43t/日	機械選別・手選別	民間委託	(株)三幸クリーンサービスセンター
	プラスチック製容器包装・中間処理施設	21t/日	機械選別・手選別	民間委託	(株)三幸クリーンサービスセンター
北島町	清掃センター・不燃物処理施設	15t/日	機械選別・貯留	直営	—

(令和 8 年 4 月 1 日時点)

c. し尿及び浄化槽汚泥処理施設

本市のし尿及び浄化槽汚泥処理施設の現況を表 2-2-8に示す。

新施設での処理対象は、本市のし尿及び浄化槽汚泥処理施設からのし渣、汚泥とする。

表 2-2-8 本市のし尿及び浄化槽汚泥処理施設の状況

施設名	施設規模	処理方式	竣工年月	供用年数
東部環境事業所 浄水苑	第一工場	120kL/日	希釈曝気・活性汚泥処理法	昭和 53 年 3 月
	第二工場	150kL/日	標準脱窒素処理法	昭和 59 年 3 月
	高度処理施設	270kL/日	凝集沈殿処理法	昭和 56 年 3 月

(令和 8 年 4 月 1 日時点)

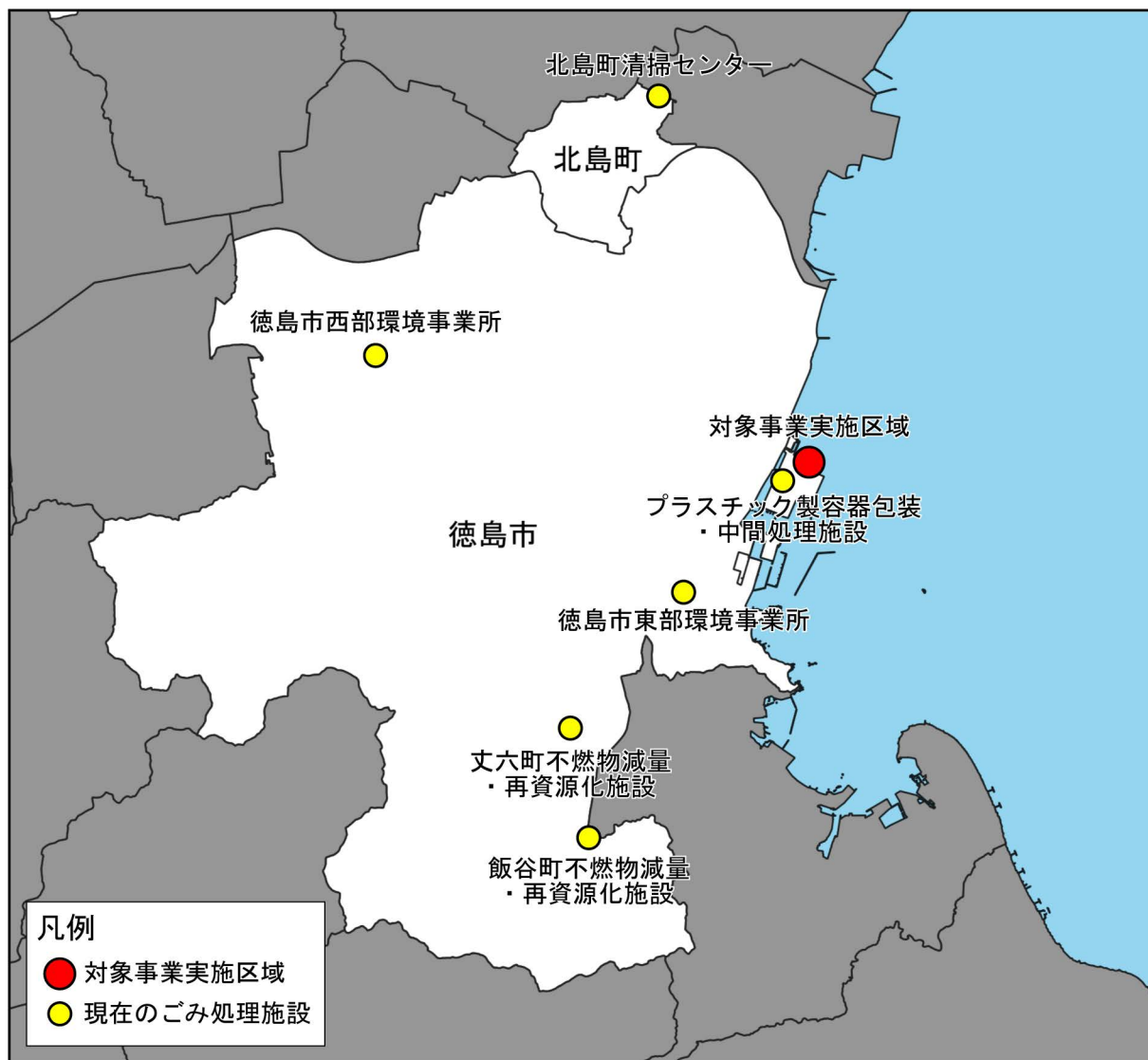
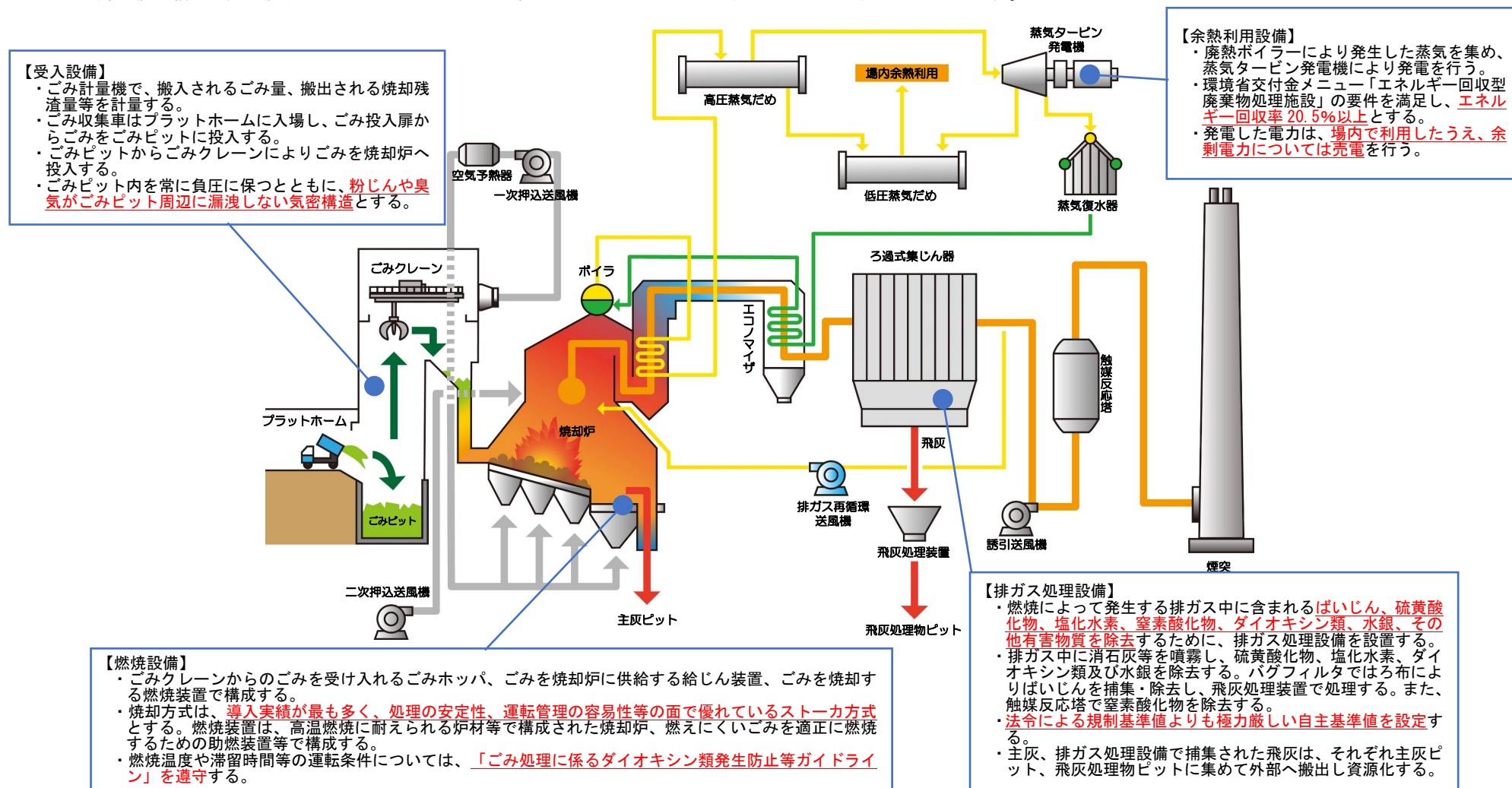


図 2-2-5 現在のごみ処理施設の位置図

2-2-5 施設計画の概要

(1) 新施設の想定処理フロー

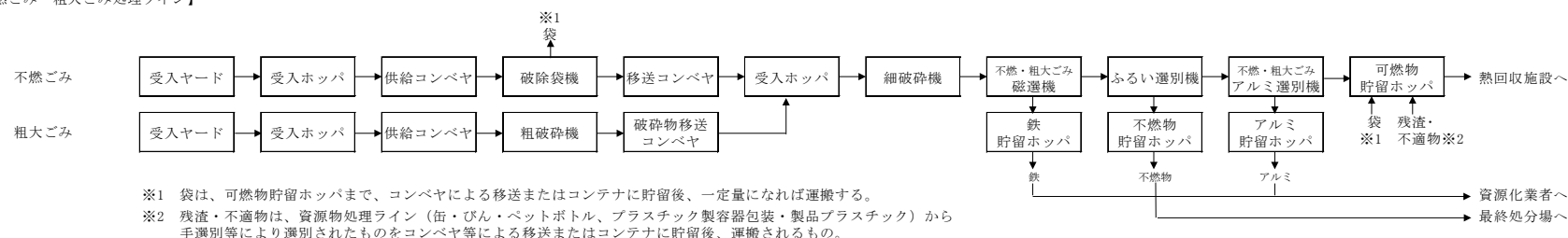
新施設（熱回収施設及びリサイクルセンター）の想定処理フローを図 2-2-6及び図 2-2-7に示す。



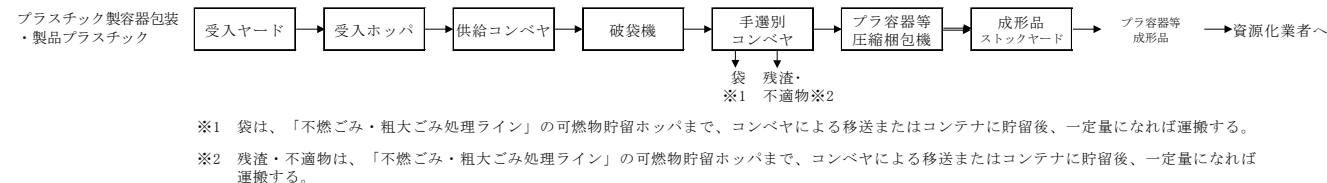
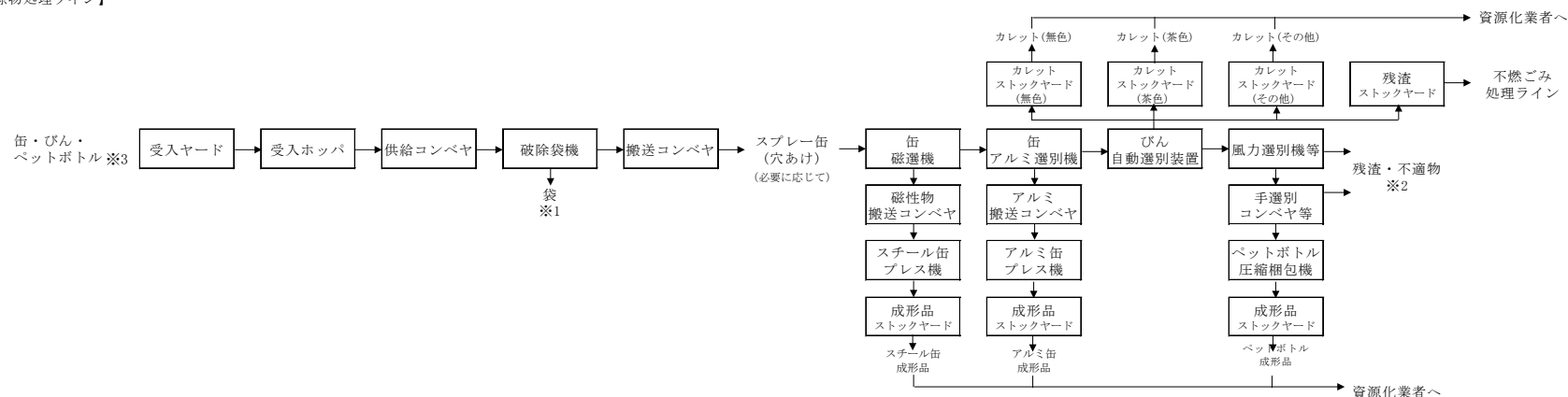
出典：徳島市一般廃棄物中間処理施設整備基本計画改定版（令和 7 年 9 月 徳島市）

図 2-2-6 熱回収施設の想定処理フロー

【不燃ごみ・粗大ごみ処理ライン】



【資源物処理ライン】



【有害ごみストックヤード】

乾電池・水銀体温計 ストックヤード → 委託事業者へ

出典：徳島市一般廃棄物中間処理施設整備基本計画改定版（令和7年9月 徳島市）

図 2-2-7 リサイクルセンターの想定処理フロー

(2) 環境保全目標値

排ガスの排出にあたっては、関係法令等の規制値（以下「法規制基準値」という。）に従うこととするが、運転にあたっては法規制基準値より厳しい、新施設が環境保全のために目標とする値（以下「環境保全目標値」という。）を定め、この値を超過しないよう留意することとする。

1) 排ガス

排ガスに係る環境保全目標値は、全国的な設定値の分布の中で最頻値と同等若しくはそれよりも低い値とする。ただし、水銀に対する法規制は、平成30年度からであり、他の自治体での参考事例が少ないため、法規制基準値を環境保全目標値とする。排ガスに係る環境保全目標値を表 2-2-9に示す。

表 2-2-9 排ガスに係る環境保全目標値

項 目	単 位	法規制基準値	環境保全目標値
ばいじん	$\text{g}/\text{m}^3_{\text{N}}$	0.04 以下	0.01 以下
塩化水素	ppm	約 430 以下 ($700 \text{ mg}/\text{m}^3_{\text{N}}$ 以下)	10 以下
硫黄酸化物	ppm	濃度規制なし (K 値規制) (K 値=13 以下)	10 以下
窒素酸化物	ppm	250 以下	30 以下
水銀	$\mu \text{ g}/\text{m}^3_{\text{N}}$	30 以下	30 以下
ダイオキシン類	$\text{ng-TEQ}/\text{m}^3_{\text{N}}$	0.1 以下	0.01 以下

2) 排水

プラント排水及び生活系排水は公共下水道へ放流するため、排水に係る環境保全目標値は、下水道法（昭和33年4月24日法律第79号）及び徳島市公共下水道事業条例（昭和37年6月30日徳島市条例第23号）に基づく排除基準値とする。下水道法及び徳島市公共下水道事業条例に基づく排除基準を表 2-2-10に示す。

表 2-2-10 下水道法及び徳島市公共下水道事業条例に基づく排除基準

項目		下水道法施行令	徳島市公共下水道事業条例
カドミウム及びその化合物		0.03 mg/ℓ以下	—
シアン化合物		1 mg/ℓ以下	—
有機リン化合物		1 mg/ℓ以下	—
鉛及びその化合物		0.1 mg/ℓ以下	—
六価クロム化合物		0.2 mg/ℓ以下	—
砒素及びその化合物		0.1 mg/ℓ以下	—
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005 mg/ℓ以下	—
アルキル水銀化合物		検出されないこと	—
ポリ塩化ビフェニル		0.003 mg/ℓ以下	—
トリクロロエチレン		0.1 mg/ℓ以下	—
テトラクロロエチレン		0.1 mg/ℓ以下	—
ジクロロメタン		0.2 mg/ℓ以下	—
四塩化炭素		0.02 mg/ℓ以下	—
1,2-ジクロロエタン		0.04 mg/ℓ以下	—
1,1-ジクロロエチレン		1 mg/ℓ以下	—
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4 mg/ℓ以下	—
1,1,1-トリクロロエタン		3 mg/ℓ以下	—
1,1,2-トリクロロエタン		0.06 mg/ℓ以下	—
1,3-ジクロロプロペン		0.02 mg/ℓ以下	—
チウラム		0.06 mg/ℓ以下	—
シマジン		0.03 mg/ℓ以下	—
チオベンカルブ		0.2 mg/ℓ以下	—
ベンゼン		0.1 mg/ℓ以下	—
セレン及びその化合物		0.1 mg/ℓ以下	—
ほう素及びその化合物		河川：10 mg/ℓ以下 海域：230 mg/ℓ以下	—
ふっ素及びその化合物		河川：8 mg/ℓ以下 海域：15 mg/ℓ以下	—
1,4-ジオキサン		0.5 mg/ℓ以下	—
フェノール類		5 mg/ℓ以下	—
銅及びその化合物		3 mg/ℓ以下	—
亜鉛及びその化合物		2 mg/ℓ以下	—
鉄及びその化合物（溶解性）		10 mg/ℓ以下	—
マンガン及びその化合物（溶解性）		10 mg/ℓ以下	—
クロム及びその化合物		2 mg/ℓ以下	—
ダイオキシン類		10 pg-TEQ/ℓ以下	—
温度		—	45 度未満
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素含有量		—	380 mg/ℓ 未満
水素イオン濃度		—	5 を超え 9 未満
生物化学的酸素要求量		—	600 mg/ℓ 未満 (5 日間)
浮遊物質量		—	600 mg/ℓ 未満
ノルマルヘキサン	鉱油類含有量	—	5 mg/ℓ 以下
抽出物質含有量	動植物油脂類含有量	—	30 mg/ℓ 以下
窒素含有量		—	240 mg/ℓ 未満
磷含有量		—	32 mg/ℓ 未満
沃素消費量		—	220 mg/ℓ 未満

備考 特定事業場から排除される下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法若しくはダイオキシン類対策特別措置法の規定による環境省令により、又は水質汚濁防止法第3条第3項若しくはダイオキシン類対策特別措置法第8条第3項の規定による条例により、当該下水について本表の基準より緩やかな排水基準が適用されるときは、本表の規定にかかわらず、その排水基準を当該下水についての当該物質に係る水質の基準とする。

注) “—”は排除基準が設定されていないことを示す。

出典：下水道法施行令（昭和34年4月22日政令第147号）

徳島市公共下水道事業条例（昭和37年6月30日徳島市条例第23号）

3) 騒音

騒音に係る環境保全目標値は、徳島県生活環境保全条例(平成17年3月30日徳島県条例第24号)及び「令和5年徳島市告示第64号」において定められている規制基準値のうち「第4種区域」の値とする。騒音に係る環境保全目標値を表 2-2-11に示す。

表 2-2-11 騒音に係る環境保全目標値

時間の区分 区域の区分	昼間	朝・夕	夜間
第 1 種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル
その他の地域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル

注 1) 時間区分は以下のとおりとする。

朝：午前 5 時～午前 7 時、昼間：午前 7 時～午後 7 時、
夕：午後 7 時～午後 10 時、夜間：午後 10 時～翌日の午前 5 時

注 2) 地域の類型

第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域・第 2 種低層住居専用地域

第 2 種区域：第 1 種中高層住居専用地域・第 2 種中高層住居専用地域・第 1 種住居地域・第 2 種住居地域・準住居地域並びに富吉団地等、市営応神団地等、市営不動団地等、しらさぎ台団地及び丈六団地等

第 3 種区域：近隣商業地域・商業地域・準工業地域

第 4 種区域：工業地域・工業専用地域

4) 振動

振動に係る環境保全目標値は、振動規制法(昭和51年6月10日法律第64号)及び「令和5年徳島市告示第68号」等において定められている法規制基準値の「第2種区域」の値とする。振動に係る環境保全目標値を表 2-2-12に示す。

表 2-2-12 振動に係る環境保全目標値

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル

注 1) 時間区分は以下のとおりとする。

昼間：午前 7 時～午後 7 時、夜間：午後 7 時～翌日の午前 7 時

注 2) 地域の類型

第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域・第 2 種低層住居専用地域・第 1 種中高層住居専用地域

第 2 種中高層住居専用地域・第 1 種住居地域・第 2 種住居地域・準住居地域

第 2 種区域：近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域

5) 悪臭

悪臭に係る環境保全目標値は、悪臭防止法（昭和46年6月1日法律第91号）及び「平成24年徳島市告示第65号」において定められている法規制基準値とする。悪臭に係る環境保全目標値を表2-2-13に示す。

表 2-2-13 悪臭に係る環境保全目標値

特定悪臭物質の種類	敷地境界線 (ppm)	排出口基準
アンモニア	1.5	特定悪臭物質(メチルメルカプタン、 硫化メチル、二硫化メチル、アセト アルデヒド、スチレン、プロピオン 酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸 及びイソ吉草酸を除く。)の種類に応 じ、敷地境界線における規制基準値 を基礎として、次式により算出して 得た流量とする。 $q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$ q : 特定悪臭物質の流量($m^3_N/時$) He: 補正された排出口の高さ(m) Cm: 敷地境界における規制基準(ppm) ※He が 5m 未満の場合はこの式は適 用しない。
メチルメルカプタン	0.003	
硫化水素	0.05	
硫化メチル	0.03	
二硫化メチル	0.009	
トリメチルアミン	0.005	
アセトアルデヒド	0.05	
プロピオンアルデヒド	0.05	
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	
イソブチルアルデヒド	0.02	
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	
イソバレールアルデヒド	0.003	
イソブタノール	0.9	
酢酸エチル	3	
メチルイソブチルケトン	1	
トルエン	10	
スチレン	0.4	
キシレン	1	
プロピオン酸	0.03	
ノルマル酪酸	0.001	
ノルマル吉草酸	0.0009	
イソ吉草酸	0.001	

特定悪臭物質の種類	排水量	排水水中の規制基準 (mg/l)
メチルメルカプタン	0.001 m^3 /秒以下の場合	0.05
	0.001 m^3 /秒～0.1 m^3 /秒	0.01
	0.1 m^3 /秒を超える場合	0.002
硫化水素	0.001 m^3 /秒以下の場合	0.3
	0.001 m^3 /秒～0.1 m^3 /秒	0.06
	0.1 m^3 /秒を超える場合	0.01
硫化メチル	0.001 m^3 /秒以下の場合	1
	0.001 m^3 /秒～0.1 m^3 /秒	0.2
	0.1 m^3 /秒を超える場合	0.04
二硫化メチル	0.001 m^3 /秒以下の場合	0.6
	0.001 m^3 /秒～0.1 m^3 /秒	0.1
	0.1 m^3 /秒を超える場合	0.03

(3) 排水計画

新施設から発生するプラント排水について、ごみピット排水はごみピットへの返送又は炉内噴霧による高温酸化処理（蒸発散）を行い、それ以外の排水は、排水処理を行ったうえで公共下水道（污水管）に放流する。また、生活排水や雨水は、そのまま公共下水道（污水管又は雨水管）に放流する。なお、工事中における濁水についても、排水処理を行ったうえで公共下水道（污水管）に放流する方針である。

新施設で想定される排水処理フローを図 2-2-8に示す。

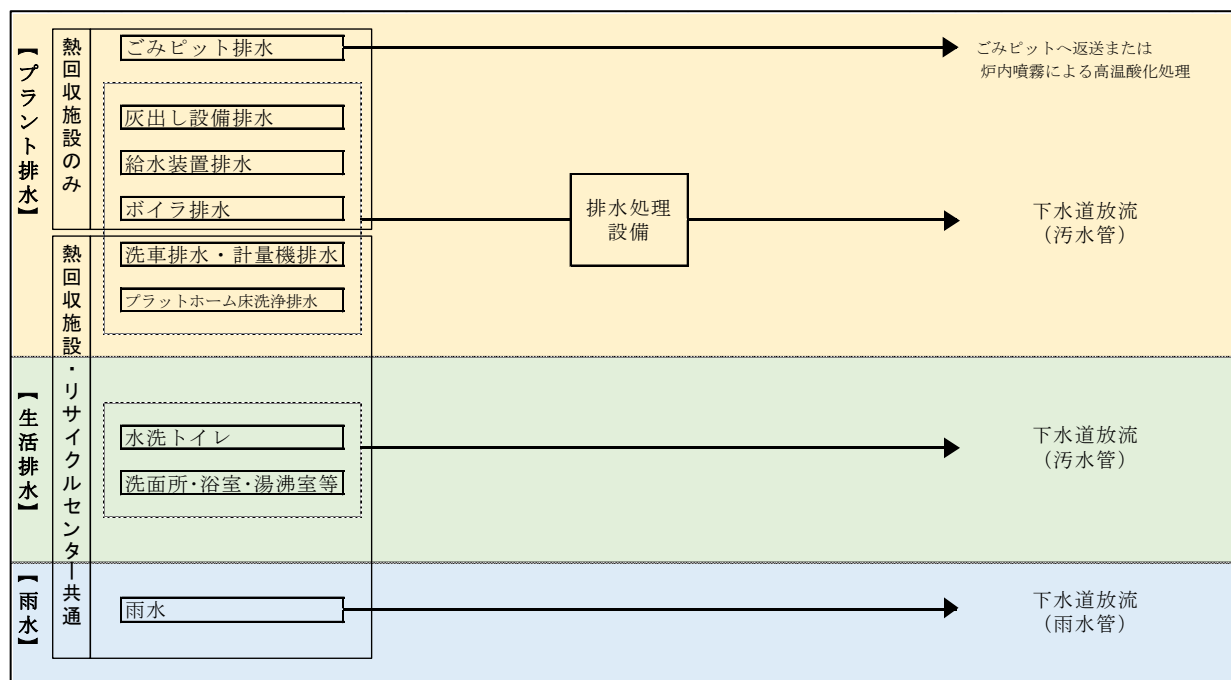
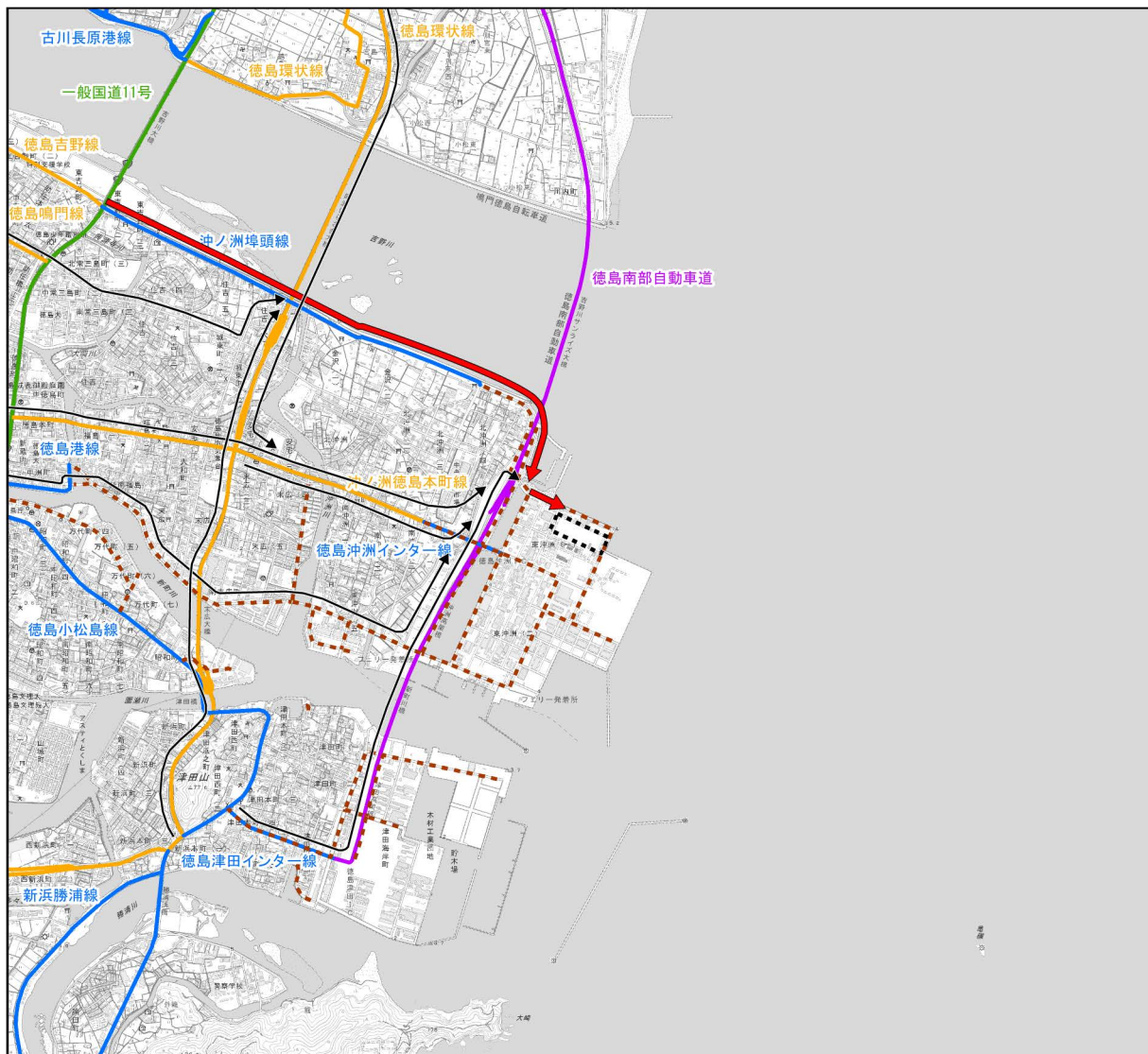


図 2-2-8 排水処理フロー

(4) 関係車両の走行ルート計画

本事業に係る工事中の工事関係車両及び供用後の廃棄物運搬車両等は、ほとんどの車両が県道沖ノ洲埠頭線を通る北側のルートを走行し、一部の車両は県道沖ノ洲徳島本町線を通る西側のルート又は徳島南部自動車道を通る南側のルートを走行する。

関係車両の走行ルートを図 2-2-9に示す。



【 凡 例 】

- 対象事業実施区域
- 高速自動車国道
- 一般国道
- 主要地方道
- 一般県道
- - - 臨港道路
- ➡ 関係車両の主要走行ルート
- ➡ 関係車両の走行ルート

出典：徳島市一般廃棄物中間処理施設整備基本計画改定版
(令和 7 年 9 月 徳島市)

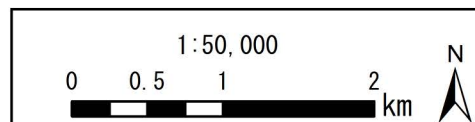


図 2-2-9 関係車両の走行ルート図

2-2-6 工事計画の概要

(1) 工事の概要

対象事業実施区域は北部浄化センター敷地内の市有地であり、新規の樹林伐採や大規模な地形改変の少ないと考えられる土地であるため（写真参照）、造成工事の規模は比較的小さくなるものと想定される。

今後、新施設等の施設配置計画等の具体的な検討を進める。

(2) 工事工程

新施設の整備に係る主要な工事は、敷地の造成工事、施設のプラント工事に分けられる。

想定する主要工事工程は表 2-2-14に示すとおりであり、詳細な工事工程等は今後検討するが、概ね着工から供用開始まで5年程度を予定している。

表 2-2-14 想定する主要工事工程

項目／期間	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
造成工事					
プラント工事					
実施設計					
建設工事・試運転					

注) 現時点の想定であり、変更になる場合がある。



【参考】対象事業実施区域の現状（令和3年10月5日撮影）

2-2-7 環境配慮の方針

本事業の実施にあたっては、周辺住居地域等への環境影響を可能な限り低減する観点で、以下に示す環境配慮を検討する方針である。

<工事の実施>

- ・ 土地の改変に伴う発生土砂は、原則、対象事業実施区域内で盛土として再利用することを基本とし、敷地外への搬出は極力行わない計画とすることで、沿道の騒音・大気質への影響を軽減する。
- ・ 工事用車両の洗浄を励行し、敷地内外の路面への土砂の堆積を防ぎ、粉じんの飛散防止に努める。また、強風時や砂じんの発生しやすい気象条件の場合には適時散水する。
- ・ 土地の改変に伴う濁水影響を防止するため、工事中の濁水は排水処理を行ったうえで公共下水道（污水管）に放流するものとし、公共用水域へは放流しない。
- ・ 建設工事に使用する建設機械（重機）は、周囲への騒音・振動・大気質の影響を極力低減するよう配慮する。また、建設機械の稼働は昼間に行い、工事期間中に建設機械の稼働が集中することがないように、使用時期や配置の分散にも努める。
- ・ 建設工事の実施にあたっては、防音シートや仮囲いの設置により、建設作業騒音の低減や粉じんの飛散防止に努める。
- ・ 工事用車両の運行にあたっては、規制速度の遵守や地元住民の優先走行等を徹底するよう運転手の教育・指導を徹底し、交通安全の確保にも十分に留意する。また、沿道の通行時間帯の分散に努め、沿道騒音・振動・大気質への影響を軽減する。
- ・ 本事業の実施にあたっては、別途、土壤汚染対策法に基づく手続きを行い、工事の実施にあたっては、関係機関と協議の上、適切な対応を行う。

<施設の存在・供用>

- ・ 最新の排ガス処理設備を採用するとともに、焼却炉の適切な燃焼管理を行うことにより環境保全目標値を遵守し、煙突から排出される大気汚染物質による周辺環境への影響を極力低減する。
- ・ 施設の稼働音が敷地外へ漏れるのを防ぐため、必要に応じて消音器の設置や防音扉の設置等の対策を行う。
- ・ 施設から発生する振動が周辺環境へ影響しないよう、必要に応じて対策を行う。
- ・ ごみピット内を負圧に保ち、臭気の外部漏洩を防止するとともに、ごみピットから発生する臭気は焼却炉の燃焼空気として吸引し、焼却炉内でごみとともに熱分解させる。また、プラントホーム出入り口にはエアカーテンを設置する。
- ・ 灰の搬出にあたっては、天蓋付き車両等を用いて運搬し、環境への飛散を防止する。また、灰出場については、灰の堆積を防止するため適宜清掃を行い、床面を流れた污水については、污水排水経路で集めて処理後に再利用等を行うことにより、公共用水域への流出を防止する。
- ・ 公共用水域の水質を保全するため、プラント排水は、排水処理を行ったうえで公共下水道（污水管）に放流し、また、生活排水及び雨水については、そのまま公共下水道（污水管若しくは雨水管）に放流する。
- ・ 建屋及び煙突の形状及び配色に配慮し、また、敷地の緑化を施すことにより、景観や周辺環境との調和を図る。
- ・ 廃棄物運搬車両等の運行にあたっては、決められたルートを走行するほか、規制速度を遵守するよう運転手を教育・指導し、交通安全の確保にも十分に留意する。

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

3-1 地域特性を把握する範囲

本事業による環境影響を受ける範囲であると認められる地域（以下「影響範囲」という。）は、次の点を勘案し、特に広域的に影響が生じると想定される範囲（施設の存在による影響が大きくなると想定される位置を十分に包含する範囲）として、対象事業実施区域から半径約3km※の範囲（該当市：徳島市）を設定した（図 3-1-1及び図 3-1-2参照）。

また、地域特性を把握する範囲（以下「調査地域」という。）は、上記の影響範囲を包含し、その周辺を含む図 3-1-2に示す図枠の範囲とした。ただし、市町村単位で公表されている統計資料等を出典とする地域特性については、本市の全域を範囲として把握した。

なお、出典資料については、令和8年6月末時点での情報に基づくことを基本とした。

※ 下記の範囲を包含する範囲として、対象事業実施区域から半径約3kmの範囲を設定。

- ・ **煙突排ガスの影響範囲**：計画段階環境配慮書（令和5年9月、徳島市）での煙突排ガス予測結果では、年平均値の最大着地濃度地点は対象事業実施区域の中心より約510～550mの位置となると予測している。調査地域の設定については、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月、環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部）において、最大着地濃度出現距離の概ね2倍の範囲とする考え方が示されているが、図 3-1-2に示す調査地域は、当該範囲（約510～550mの2倍：約1.1km）を十分に包含する範囲となっている。
- ・ **景観の影響範囲**：「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成11年11月、建設省監修）によると、一般に景観の影響範囲は約3kmとされている。

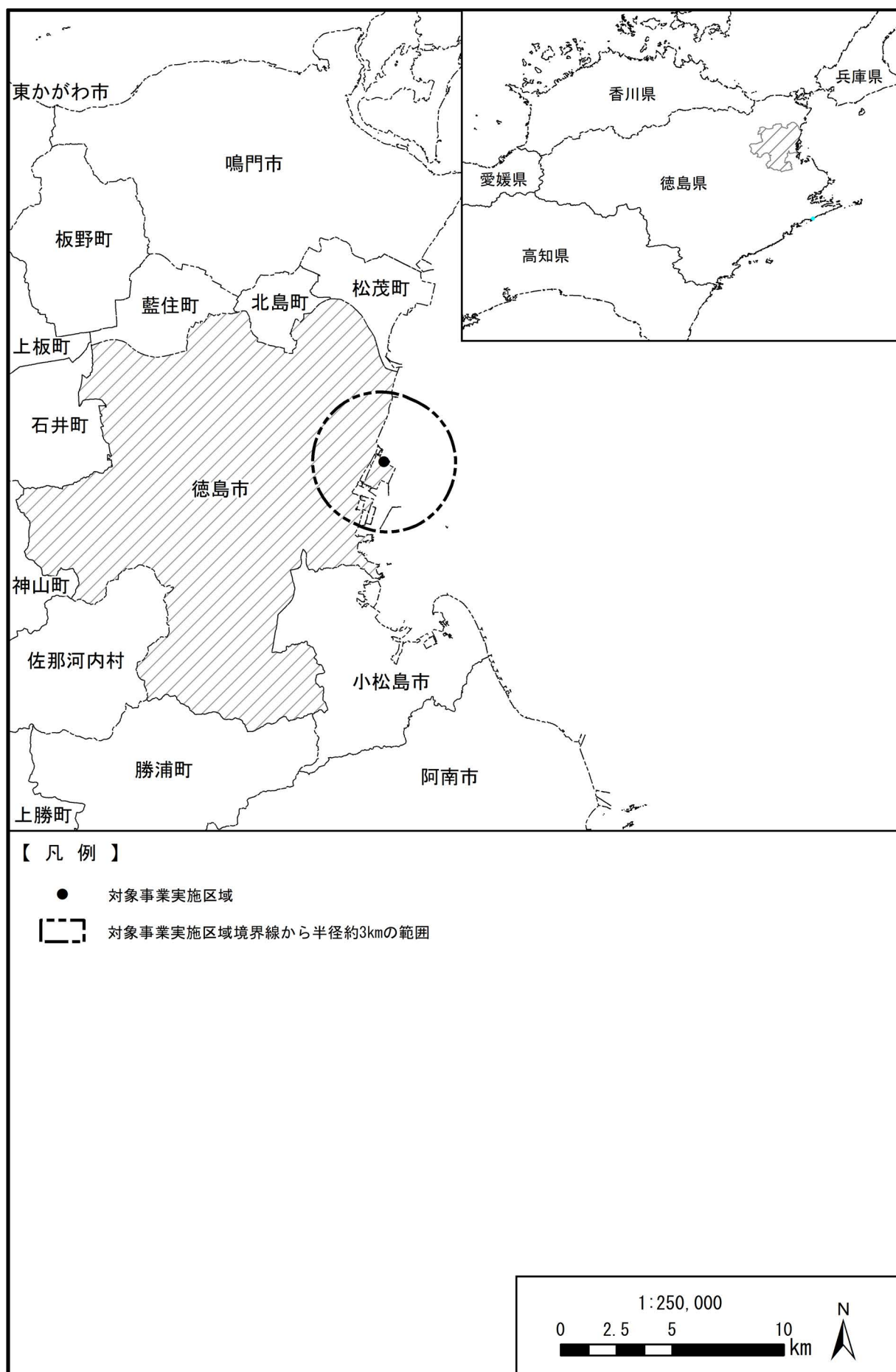


図 3-1-1 調査地域の位置（広域）

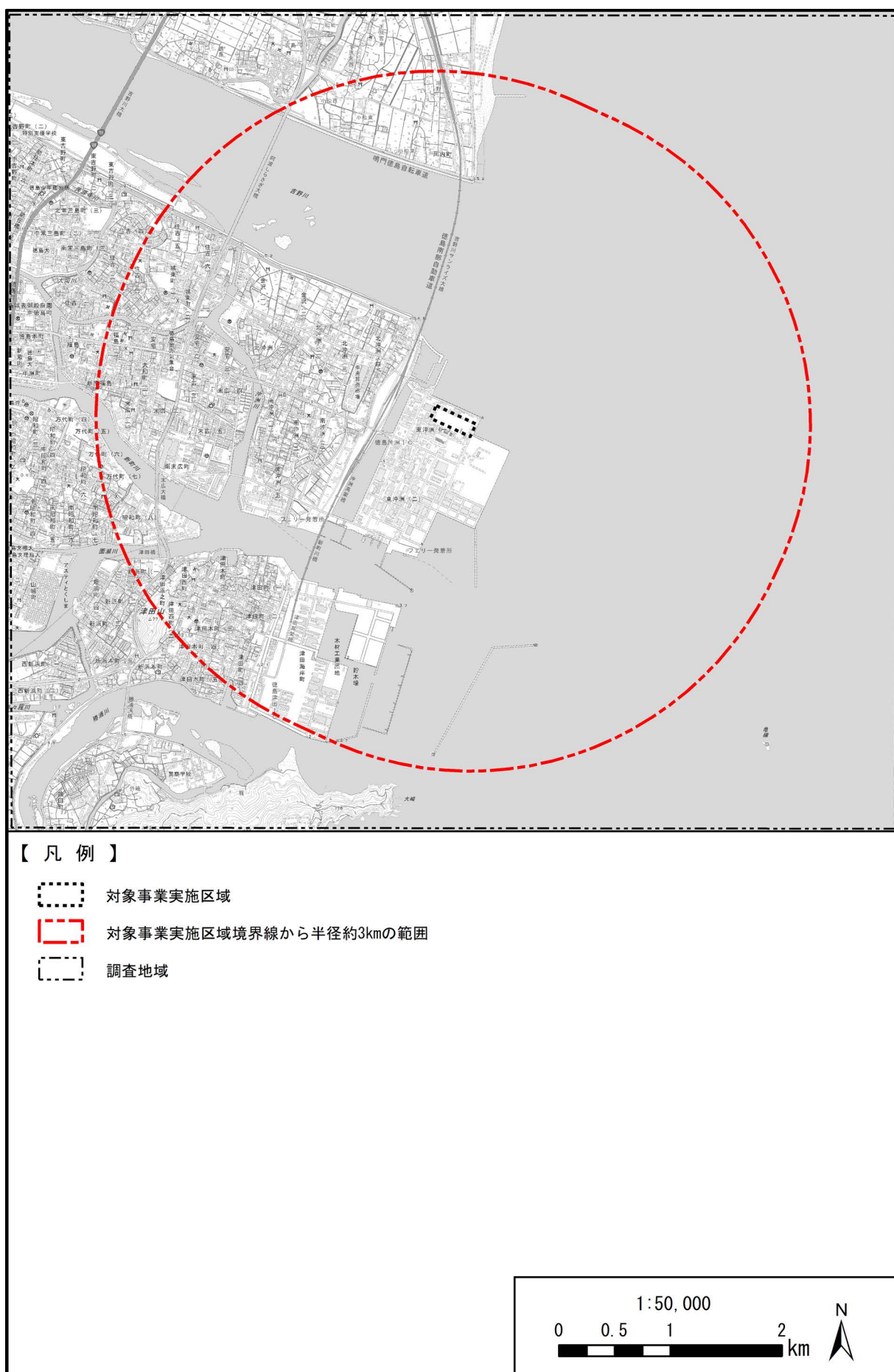


図 3-1-2 対象事業実施区域及び調査地域

3-2 自然的状況

3-2-1 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

(1) 一般的な気象の状況

気象庁ホームページによると、調査地域周辺における気象観測所は、対象事業実施区域から西側約2.5kmに位置する徳島気象観測所（徳島市大和町二丁目3-36）の1箇所である。

調査地域における気象調査概要は表 3-2-1に、気象調査地点位置図は図 3-2-1に示すとおりである。

表 3-2-1 調査地域における気象調査概要

調査地点	調査項目	調査期間
徳島気象観測所	気温、相対湿度、風向・風速、降水量、日照時間、積雪、気圧（地上気象）	平年値の統計期間(1991年～2020年)及び令和7年

出典：「気象観測所一覧」（気象庁 <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/amedas/kaisetsu.html>）

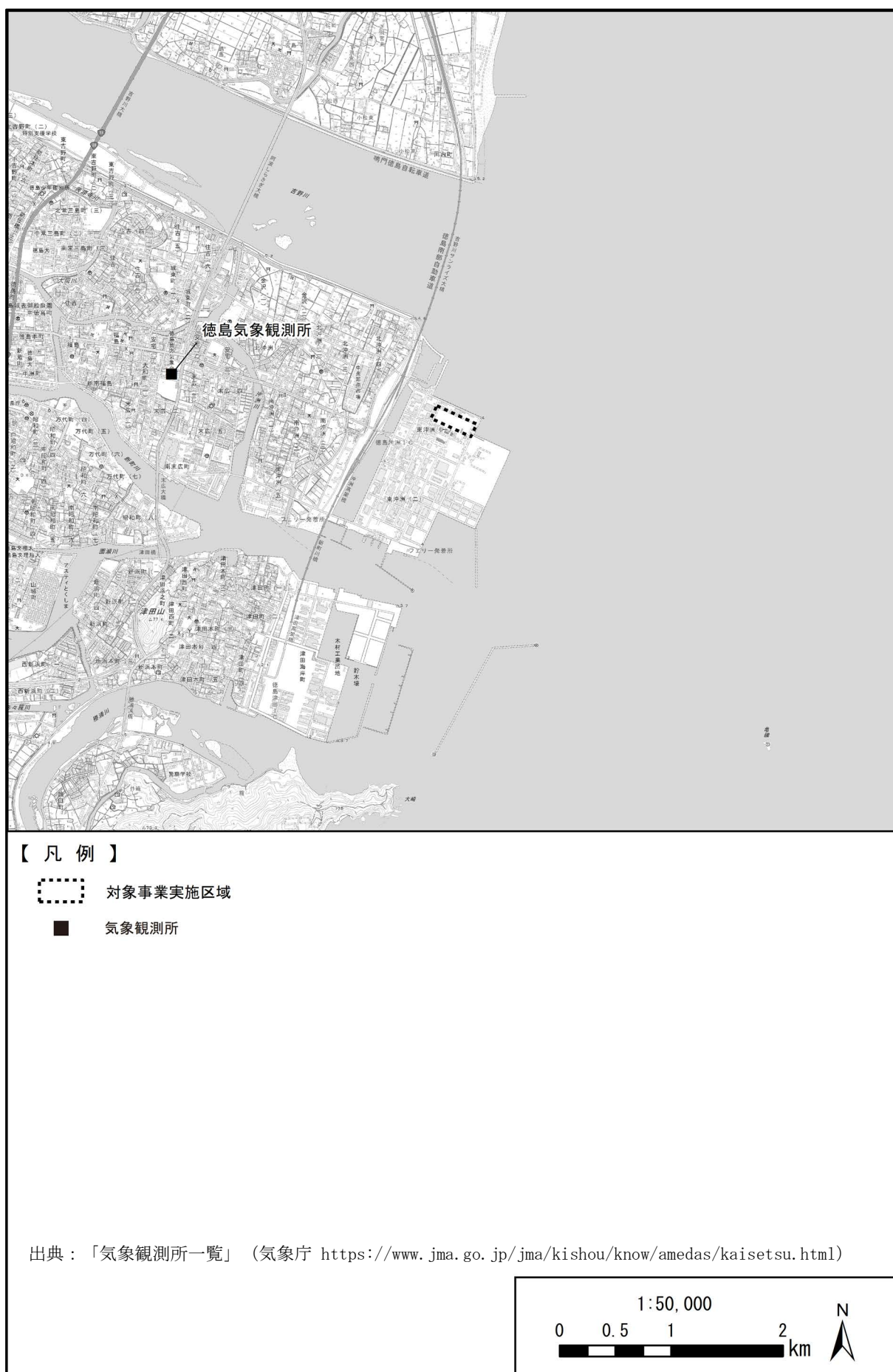


図 3-2-1 気象調査地点位置図（気象観測所）

徳島気象観測所における気象概況（平年値）は、表 3-2-2及び図 3-2-2に示すとおりである。
また、同観測所における令和7年の気象概況は表 3-2-3及び図 3-2-3に、風配図は図 3-2-4に示すとおりである。

徳島気象観測所における平年値は、年平均気温が16.8℃、年間降水量が1,619.9mm、年最多風向は西北西、年平均風速は3.1m/sである。令和7年の気象概況は、年平均気温が17.8℃、年間降水量が1,210.5mm、年最多風向は西北西、年平均風速は2.9m/sである。

表 3-2-2 徳島気象観測所における気象概況（平年値）

要素		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
降水量 (mm)	合 計	41.9	53.0	87.8	104.3	146.6	192.6	177.0	193.0	271.2	199.5	89.2	63.9	1,619.9
	平 均	6.3	6.8	9.9	15.0	19.6	23.0	26.8	28.1	24.8	19.3	13.8	8.7	16.8
気 温 (℃)	日最高	10.0	10.8	14.3	19.6	24.0	26.8	30.6	32.3	28.5	23.1	17.7	12.5	20.9
	日最低	2.9	3.1	5.8	10.6	15.6	19.8	23.9	24.9	21.6	15.9	10.1	5.2	13.3
風向・ 風速 (m/s)	平 均	3.4	3.4	3.3	3.3	3.2	2.8	3.0	3.1	3.1	2.9	2.9	3.2	3.1
	最 多 風 向	西北西	西北西	西北西	西北西	南南東	南南東	南南東	南南東	西北西	西北西	西北西	西北西	西北西

注）統計期間は1991年～2020年の30年間。

出典：「過去の気象データ検索」（気象庁 <https://www.data.jma.go.jp/stats/etrn/index.php>）

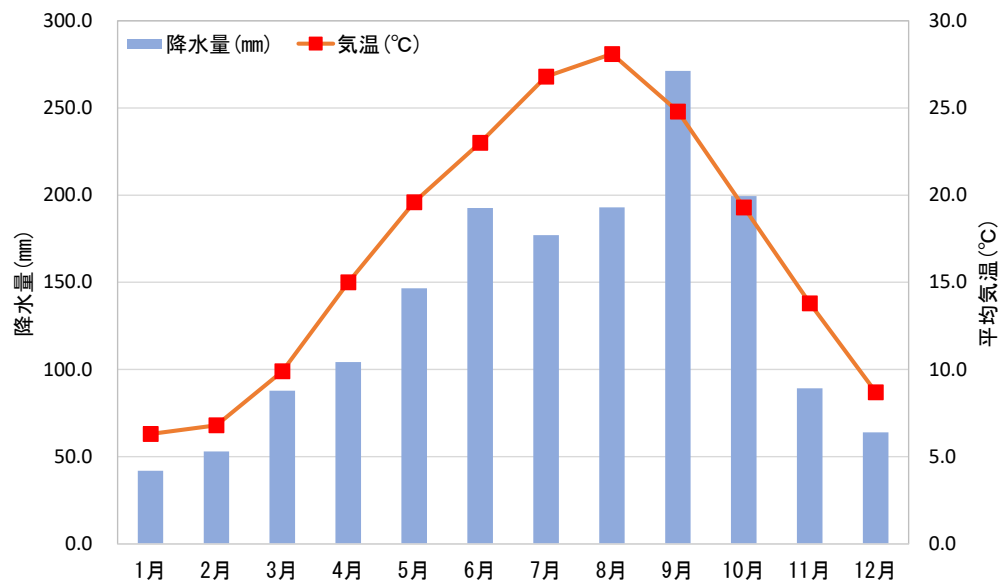


図 3-2-2 徳島気象観測所における降水量及び平均気温（平年値）

表 3-2-3 徳島気象観測所における気象概況（令和 7 年）

要素		1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	年
降水量 (mm)	合 計	26.0	23.0	71.0	54.5	238.0	148.0	175.0	98.5	178.5	149.5	19.5	29.0	1,210.5
	平 均	6.4	5.4	10.7	15.7	19.7	24.9	29.2	29.6	27.2	21.4	14.1	9.5	17.8
	日最高	10.4	9.8	15.1	20.8	23.9	28.8	33.7	33.6	31.0	24.8	18.3	13.9	22.0
気 温 (℃)	日最低	3.1	1.7	6.8	11.3	15.9	21.7	25.8	26.4	24.1	18.5	10.4	5.6	14.3
	平 均	3.1	3.4	3.0	3.0	3.3	2.8	3.5	2.3	2.7	2.8	2.6	2.8	2.9
	最 多 風 向	西北西	西北西	西北西	北北西	西北西	南南東	南南東	南南東	南南東	西北西	西北西	西北西	西北西

注）“ ” は、統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値（資料が欠けていない）と同等に扱う準正常値を示す。必要な資料数は、要素又は現象、統計方法により若干異なるが、全体数の 80% を基準とする。

出典：「過去の気象データ検索」（気象庁 <https://www.data.jma.go.jp/stats/etrn/index.php>）

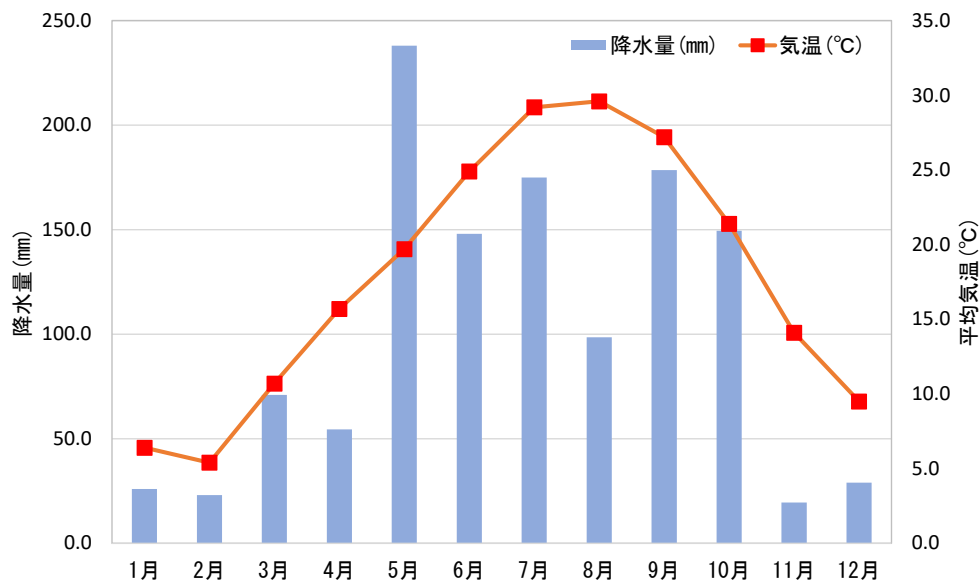
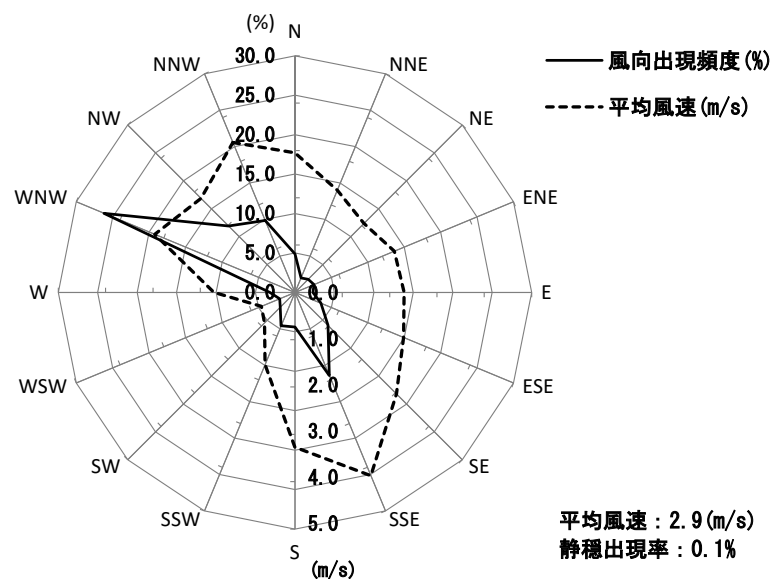


図 3-2-3 徳島気象観測所における降水量及び平均気温（令和 7 年）



出典：「過去の気象データ検索」（気象庁 <https://www.data.jma.go.jp/stats/etrn/index.php>）

図 3-2-4 徳島気象観測所における風配図（令和 7 年）

(2) 大気質に係る環境の状況

本市では大気汚染の状況を把握するため、監視網となる大気測定局を設置し、大気汚染物質の濃度等を測定している。調査地域では、一般環境大気測定局として徳島局が、自動車排出ガス測定局として自排徳島局が設置されている。調査地域の大気測定局における測定項目は表 3-2-4 に、大気環境測定位置は図 3-2-5に示すとおりである。

表 3-2-4 調査地域の大気測定局における測定項目

番号	区分	所在	名称	測定項目									
				二酸化硫黄	窒素酸化物		光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	一酸化炭素	炭化水素	有害大気汚染物質	ダイオキシン類
					二酸化窒素	一酸化窒素							
1	一般環境 大気測定局	徳島市新蔵町 3-80 徳島保健所	徳島局	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○
2	自動車排出 ガス測定局	徳島市新蔵町 1-67 徳島合同庁舎	自排徳島局	○	○	○	-	○	-	○	○	○	-

注 1) 番号は図 3-2-5 に対応している。

注 2) 網掛けの項目（炭化水素）は調査が実施されているが、環境基準等がないため、整理していない。

出典：「令和 2 年度 徳島県内の大気の状態並びに公共用水域及び地下水の水質の状況について」

(徳島県 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kurashi/shizen/5049471/>)

「令和 3 年度 徳島県内の大気の状態並びに公共用水域及び地下水の水質の状況について」

(徳島県 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kurashi/shizen/7208908/>)

「令和 4 年度 徳島県内の大気の状態並びに公共用水域及び地下水の水質の状況について」

(徳島県 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kurashi/shizen/7207676/>)

「令和 5 年度 徳島県内の大気の状態並びに公共用水域及び地下水の水質の状況について」

(徳島県 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kurashi/shizen/7219633/>)

「令和 6 年度 徳島県内の大気の状態並びに公共用水域及び地下水の水質の状況について」

(徳島県 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kurashi/shizen/7307127/>)

「令和 2～6 年度 ダイオキシン類（大気・公共用水域・地下水・土壌・事業者測定）」

(徳島県 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/kankyo/kankyoundai/water/chemical/dioxin/>)

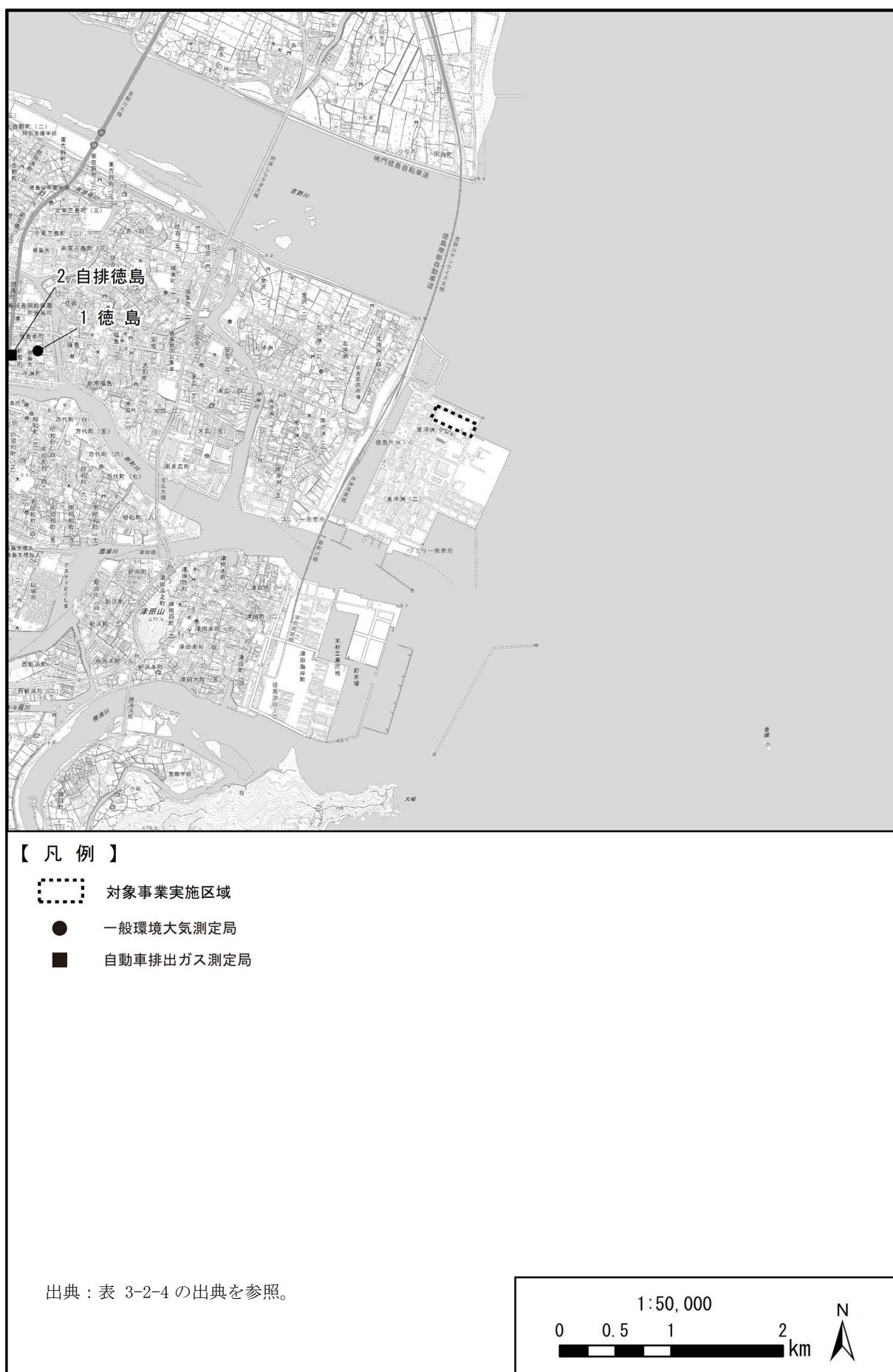


図 3-2-5 大気環境測定位置

1) 二酸化硫黄

調査地域における二酸化硫黄測定結果は表 3-2-5に示すとおりである。

いずれの測定局においても、二酸化硫黄の年平均値の過去5年間の経年変化は横ばいで推移しており、二酸化硫黄は短期的評価及び長期的評価に係る環境基準を達成している。

表 3-2-5 調査地域の二酸化硫黄測定結果

番号	測定局	年度	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
			日	時間	ppm	時間	%	日	%	ppm	ppm	有×、無○	日
1	徳島局	令和2年度	362	8,669	0.001	0	0	0	0	0.010	0.002	○	0
		令和3年度	363	8,686	0.001	0	0	0	0	0.004	0.001	○	0
		令和4年度	363	8,682	0.001	0	0	0	0	0.005	0.002	○	0
		令和5年度	363	8,683	0.001	0	0	0	0	0.007	0.002	○	0
		令和6年度	272	6,553	0.001	0	0	0	0	0.005	0.002	○	0
2	自排徳島局	令和2年度	359	8,605	0.000	0	0	0	0	0.007	0.001	○	0
		令和3年度	363	8,643	0.000	0	0	0	0	0.003	0.001	○	0
		令和4年度	363	8,640	0.000	0	0	0	0	0.004	0.001	○	0
		令和5年度	364	8,661	0.000	0	0	0	0	0.006	0.001	○	0
		令和6年度	362	8,640	0.000	0	0	0	0	0.004	0.001	○	0

注1) 番号は図 3-2-5に対応している。

注2) 短期的評価：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。

注3) 長期的評価：日平均値の2%除外値が0.04ppm以下である場合に環境基準達成とする。ただし、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続した場合は環境基準達成としない。

出典：表 3-2-4 の出典を参照。

2) 窒素酸化物

調査地域における二酸化窒素測定結果は表 3-2-6に、一酸化窒素及び窒素酸化物（NO+NO₂）の測定結果は表 3-2-7に示すとおりである。

環境基準が設定されている二酸化窒素の年平均値の過去5年間の経年変化は、徳島局では概ね横ばいで推移しており、自排徳島局では減少している。いずれの測定局においても、二酸化窒素は長期的評価に係る環境基準を達成している。

表 3-2-6 調査地域の二酸化窒素測定結果

番号	測定局	年度	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
			日	時間	ppm	ppm	時間	%	時間	%	日	%	日	%	ppm	日
1	徳島局	令和2年度	362	8,667	0.007	0.048	0	0	0	0	0	0	0	0	0.016	0
		令和3年度	363	8,693	0.008	0.040	0	0	0	0	0	0	0	0	0.017	0
		令和4年度	361	8,628	0.006	0.034	0	0	0	0	0	0	0	0	0.013	0
		令和5年度	349	8,342	0.005	0.041	0	0	0	0	0	0	0	0	0.012	0
		令和6年度	360	8,590	0.006	0.038	0	0	0	0	0	0	0	0	0.012	0
2	自排徳島局	令和2年度	357	8,542	0.010	0.046	0	0	0	0	0	0	0	0	0.023	0
		令和3年度	363	8,665	0.010	0.084	0	0	0	0	0	0	0	0	0.018	0
		令和4年度	363	8,686	0.009	0.041	0	0	0	0	0	0	0	0	0.018	0
		令和5年度	364	8,669	0.008	0.043	0	0	0	0	0	0	0	0	0.016	0
		令和6年度	363	8,691	0.008	0.038	0	0	0	0	0	0	0	0	0.016	0

注1) 番号は図 3-2-5 に対応している。

注2) 長期的評価：日平均値の年間98%値が0.06ppm以下である場合に環境基準達成とする。

出典：表 3-2-4 の出典を参照。

表 3-2-7 調査地域の一酸化窒素及び窒素酸化物（NO+NO₂）の測定結果

番号	測定局	年度	有効測定日数	測定時間	一酸化窒素			窒素酸化物（NO+NO ₂ ）			
					年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値NO ₂ /(NO+NO ₂)
					ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	%
1	徳島局	令和2年度	362	8,667	0.001	0.040	0.004	0.008	0.066	0.020	87.0
		令和3年度	363	8,693	0.001	0.025	0.003	0.009	0.053	0.018	89.1
		令和4年度	361	8,628	0.001	0.037	0.003	0.007	0.060	0.016	85.3
		令和5年度	349	8,342	0.001	0.031	0.003	0.006	0.058	0.015	87.1
		令和6年度	360	8,590	0.001	0.016	0.002	0.006	0.043	0.014	87.8
2	自排徳島局	令和2年度	357	8,542	0.003	0.068	0.011	0.013	0.093	0.028	79.0
		令和3年度	363	8,665	0.002	0.086	0.007	0.012	0.170	0.024	81.9
		令和4年度	363	8,686	0.002	0.069	0.007	0.011	0.100	0.025	80.0
		令和5年度	364	8,669	0.002	0.065	0.007	0.010	0.088	0.023	78.8
		令和6年度	363	8,691	0.002	0.030	0.004	0.009	0.061	0.019	84.0

注) 番号は図 3-2-5 に対応している。

出典：表 3-2-4 の出典を参照。

3) 光化学オキシダント

調査地域における光化学オキシダント測定結果は表 3-2-8に示すとおりである。

光化学オキシダントの昼間の年平均値の過去5年間の経年変化は概ね横ばいで推移しており、過去5年間、光化学オキシダントは短期的評価に係る環境基準を達成していない。

表 3-2-8 調査地域の光化学オキシダント測定結果

番号	測定局	年度	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値
			日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm
1	徳島局	令和2年度	365	5,444	0.037	76	401	0	0	0.090	0.050
		令和3年度	365	5,448	0.036	52	257	0	0	0.093	0.048
		令和4年度	365	5,444	0.036	76	395	0	0	0.091	0.049
		令和5年度	365	5,450	0.036	68	335	0	0	0.090	0.048
		令和6年度	365	5,452	0.036	57	264	0	0	0.097	0.047

注1) 番号は図 3-2-5 に対応している。

注2) 短期的評価：昼間(5時から20時まで)の1時間値が全て0.06ppm以下である場合に環境基準達成とする。

出典：表 3-2-4 の出典を参照。

4) 浮遊粒子状物質

調査地域における浮遊粒子状物質測定結果は表 3-2-9に示すとおりである。

いずれの測定局においても、浮遊粒子状物質の年平均値の過去5年間の経年変化は概ね横ばいで推移しており、浮遊粒子状物質は短期的評価及び長期的評価に係る環境基準を達成している。

表 3-2-9 調査地域の浮遊粒子状物質測定結果

番号	測定局	年度	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数
			日	時間	mg/m ³	時間	%	日	%	mg/m ³	mg/m ³	有×、無○	日
1	徳島局	令和2年度	362	8,704	0.014	0	0	0	0	0.097	0.045	○	0
		令和3年度	363	8,715	0.010	0	0	0	0	0.076	0.028	○	0
		令和4年度	361	8,690	0.011	0	0	0	0	0.081	0.029	○	0
		令和5年度	360	8,676	0.012	0	0	0	0	0.084	0.033	○	0
		令和6年度	279	6,726	0.014	0	0	0	0	0.100	0.038	○	0
2	自排徳島局	令和2年度	362	8,708	0.014	0	0	0	0	0.102	0.041	○	0
		令和3年度	363	8,711	0.011	0	0	0	0	0.078	0.026	○	0
		令和4年度	362	8,674	0.011	0	0	0	0	0.081	0.030	○	0
		令和5年度	341	8,217	0.011	0	0	0	0	0.094	0.027	○	0
		令和6年度	363	8,716	0.011	0	0	0	0	0.116	0.029	○	0

注1) 番号は図 3-2-5に対応している。

注2) 短期的評価：1時間値の日平均値0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

注3) 長期的評価：日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下である場合に環境基準達成とする。ただし、日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続した場合は環境基準達成としない。

出典：表 3-2-4 の出典を参照。

5) 微小粒子状物質

調査地域における微小粒子状物質測定結果は表 3-2-10に示すとおりである。

微小粒子状物質の年平均値の過去5年間の経年変化は減少傾向で推移しており、微小粒子状物質は長期的評価及び短期的評価に係る環境基準を達成している。

表 3-2-10 調査地域の微小粒子状物質測定結果

番号	測定局	年度	有効測定日数	年平均値	日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		日平均値の年間 98 パーセンタイル値
			日	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日	%	$\mu\text{g}/\text{m}^3$
1	徳島局	令和2年度	362	8.4	1	0.3	22.3
		令和3年度	363	7.6	0	0.0	17.8
		令和4年度	363	8.0	0	0.0	18.4
		令和5年度	364	7.3	0	0.0	18.1
		令和6年度	363	7.6	1	0.3	20.7

注1) 番号は図 3-2-5に対応している。

注2) 短期的評価：日平均値の年間98パーセンタイル値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

注3) 長期的評価：年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

出典：表 3-2-4 の出典を参照。

6) 一酸化炭素

調査地域における一酸化炭素測定結果は表 3-2-11に示すとおりである。

一酸化炭素の年平均値の過去5年間の経年変化は横ばいで推移しており、一酸化炭素は短期的評価及び長期的評価に係る環境基準を達成している。

表 3-2-11 調査地域の一酸化炭素測定結果

番号	測定局	年度	有効測定日数	測定時間数	年平均値	8時間値が 20ppm を超えた回数	日平均値が 10ppm を超えた日数	1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が 10ppm を超えた日数が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が 10ppm を超えた日数
			日	時間	ppm	回	日	ppm	ppm	有×・無○	日
2	自排徳島局	令和2年度	365	8,700	0.3	0	0	0.9	0.5	○	0
		令和3年度	363	8,677	0.3	0	0	0.9	0.5	○	0
		令和4年度	365	8,700	0.3	0	0	0.9	0.6	○	0
		令和5年度	364	8,689	0.2	0	0	0.9	0.4	○	0
		令和6年度	364	8,696	0.3	0	0	0.8	0.4	○	0

注1) 番号は図 3-2-5に対応している。

注2) 短期的評価：1時間値の日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が 20ppm 以下であること。

注3) 長期的評価：日平均値の2%除外値が 10ppm 以下であること。ただし、日平均値が 10ppm を超えた日が2日以上連続しないこと。

出典：表 3-2-4 の出典を参照。

7) 有害大気汚染物質

調査地域における有害大気汚染物質測定結果は表 3-2-12に示すとおりである。

有害大気汚染物質の年平均値は、いずれの年度も、全ての項目において環境基準又は指針値を下回っている。

表 3-2-12 調査地域の有害大気汚染物質測定結果

単位：μg/m³

番号	測定局	項目	年平均値					環境基準 (指針値)
			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
2	自排徳島局	ベンゼン	0.54	0.65	0.55	0.54	0.48	3 以下
		トリクロロエチレン	0.044	0.052	0.067	0.044	0.052	130 以下
		テトラクロロエチレン	0.061	0.018	0.019	0.017	0.029	200 以下
		ジクロロメタン	0.75	1.6	1.1	0.96	1.1	150 以下
		アクリロニトリル	0.042	0.012	0.016	0.042	0.011	(2 以下)
		塩化ビニルモノマー	0.036	0.028	0.011	0.027	0.013	(10 以下)
		クロロホルム	0.19	0.20	0.15	0.15	0.13	(18 以下)
		1,2-ジクロロエタン	0.20	0.12	0.078	0.11	0.13	(1.6 以下)
		1,3-ブタジエン	0.037	0.038	0.034	0.032	0.048	(2.5 以下)
		塩化メチル	1.2	1.0	1.1	1.2	1.2	(94 以下)
		アセトアルデヒド	0.84	1.3	1.8	1.4	1.3	(120 以下)

注1) 番号は図 3-2-5に対応している。

注2) () で示す値は環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)。

出典：表 3-2-4 の出典を参照。

8) ダイオキシン類

調査地域における大気中のダイオキシン類測定結果は表 3-2-13に示すとおりである。徳島保健所(徳島局)では、いずれの年度も環境基準を達成している。

表 3-2-13 調査地域における大気中のダイオキシン類測定結果

単位：pg-TEQ/m³

番号	測定地点	年度	ダイオキシン類
1	徳島局 (徳島保健所)	令和 2 年度	0.0086
		令和 3 年度	0.0048
		令和 4 年度	0.011
		令和 5 年度	0.0071
		令和 6 年度	0.0046

注 1) 番号は図 3-2-5 に対応している。

注 2) 夏期・冬期において 1 週間連続採気した測定結果の年平均値。

注 3) 環境基準の達成：「年間平均値が 0.6pg-TEQ/m³ 以下」であることをいう。

出典：「令和 2～6 年度 ダイオキシン類(大気・公共用水域・地下水・土壌・事業者測定)
(徳島県 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/kankyo/kankyoundai/water/chemical/dioxin/>)

(3) 騒音に係る環境の状況

1) 道路交通騒音

調査地域における道路交通騒音測定結果は表 3-2-14に、測定地点位置は図 3-2-6に示すとおりである。

調査地域では、平成30年度～令和7年度の8年間で14地点において道路交通騒音測定を実施している。これによると、令和元年度の一般県道沖ノ洲埠頭線の昼間、令和2年度の一般国道11号線の昼間及び夜間、令和5年度の一般国道11号線の昼間及び夜間を除くすべての地点で、等価騒音レベルは区域の環境基準を達成している。なお、昼間、夜間ともにすべての地点で自動車騒音の要請限度値に適合している。

表 3-2-14 調査地域の道路交通騒音測定結果

単位：dB（デシベル）

番号	調査年度	路線名	測定地点	測定月日	時間区分	等価騒音レベル (L_{Aeq})	環境基準 適合状況 ○：適合 ×：非適合	要請限度値 適合状況 ○：適合 ×：非適合	環境 基準値	要請 限度値
1	平成30年度	主要地方道 徳島環状線	福島 2丁目	11/29 ～30	昼間	68	○	○	昼間 70 以下 夜間 65 以下	昼間 75 以下 夜間 70 以下
					夜間	63	○	○		
2	平成30年度	主要地方道 沖ノ洲徳島本町線	北沖洲 2丁目	11/29 ～30	昼間	66	○	○		
					夜間	62	○	○		
3	令和元年度	主要地方道 徳島環状線	西新浜町 1丁目	11/14 ～15	昼間	63	○	○		
					夜間	57	○	○		
4	令和元年度	主要地方道 徳島環状線	城東町 2丁目	11/13 ～14	昼間	62	○	○		
					夜間	53	○	○		
5	令和元年度	一般県道 沖ノ洲埠頭線	住吉 5丁目	11/13 ～14	昼間	71	×	○		
					夜間	64	○	○		
6	令和元年度	一般県道 徳島港線	中洲町 3丁目	11/13 ～14	昼間	66	○	○		
					夜間	59	○	○		
7	令和2年度	一般国道 11号線	北常三島町 2丁目	12/8 ～9	昼間	74	×	○		
					夜間	68	×	○		
8	令和3年度	主要地方道 徳島環状線	城東町 2丁目	11/29 ～30	昼間	61	○	○		
					夜間	53	○	○		
9	令和3年度	主要地方道 沖ノ洲徳島本町線	北沖洲 2丁目	11/29 ～30	昼間	64	○	○		
					夜間	60	○	○		
10	令和4年度	一般県道 徳島小松島線	津田本町 2丁目	12/14 ～15	昼間	69	○	○		
					夜間	61	○	○		
11	令和5年度	一般国道 11号線	北常三島町 2丁目	12/14 ～15	昼間	74	×	○		
					夜間	68	×	○		
12	令和5年度	主要地方道 徳島環状線	福島 2丁目	12/13 ～14	昼間	69	○	○		
					夜間	63	○	○		
13	令和6年度	一般県道 徳島津田インター線	津田町 4丁目	12/16 ～17	昼間	70	○	○		
					夜間	64	○	○		
14	令和7年度	主要地方道 徳島環状線	西新浜町 1丁目	12/15 ～16	昼間	64	○	○		
					夜間	57	○	○		

注1) 番号は図 3-2-6 に対応している。

注2) 時間区分は次のとおりとする。

昼間：午前6時～午後10時、夜間：午後10時～翌日の午前6時

注3) dBとは、計量法(平成4年5月20日法律第51号)に定める音圧レベルの計量単位をいう。

注4) 幹線道路を担う道路に近接する区域における環境基準及び要請限度を示す。

出典：徳島市調べ

2) 環境騒音

調査地域における環境騒音測定結果は表 3-2-15に、測定地点位置は図 3-2-6に示すとおりである。

調査地域では、平成30年度～令和7年度の8年間で12地点において環境騒音測定を実施している。測定の結果、全ての地点で昼間、夜間ともに環境基準を達成している。

表 3-2-15 調査地域の環境騒音測定結果

単位：dB（デシベル）

番号	調査年度	測定地点	都市計画法用途地域 (環境基準類型区分)	測定 月日	時間区分	等価騒音 レベル (L_{Aeq})	環境基準 適合状況 ○：適合 ×：非適合	環境基準 値
15	平成 30 年度	昭和町 8 丁目	第一種住居 (B 類型)	12/17 ～18	昼間	48	○	55 以下
					夜間	38	○	45 以下
16	平成 30 年度	中常三島町 2 丁目	第一種住居 (B 類型)	11/29 ～30	昼間	44	○	55 以下
					夜間	40	○	45 以下
17	平成 30 年度	論田町中開	準工業 (C 類型)	1/8 ～9	昼間	51	○	60 以下
					夜間	50	○	50 以下
18	令和元年度	南昭和町 5 丁目	第一種住居 (B 類型)	11/25 ～26	昼間	46	○	55 以下
					夜間	37	○	45 以下
19	令和元年度	昭和町 8 丁目	工業 (C 類型)	12/3 ～4	昼間	50	○	60 以下
					夜間	41	○	50 以下
20	令和 2 年度	津田町 4 丁目	第一種住居 (B 類型・道 路に面する地域)	11/16 ～17	昼間	54	○	65 以下
					夜間	45	○	60 以下
21	令和 4 年度	住吉 1 丁目	第一種住居 (B 類型)	12/5 ～6	昼間	45	○	55 以下
					夜間	39	○	45 以下
22	令和 5 年度	南昭和町 4 丁目	第一種住居 (B 類型)	1/24 ～25	昼間	49	○	55 以下
					夜間	45	○	45 以下
23	令和 5 年度	安宅 3 丁目	第一種住居 (B 類型)	1/30 ～31	昼間	44	○	55 以下
					夜間	40	○	45 以下
24	令和 6 年度	山城町東浜傍示	第一種低層 (A 類型)	11/13 ～14	昼間	46	○	55 以下
					夜間	33	○	45 以下
25	令和 7 年度	西新浜町 2 丁目	第一種住居 (B 類型)	12/2 ～3	昼間	44	○	55 以下
					夜間	35	○	45 以下
26	令和 7 年度	住吉 1 丁目	第一種住居 (B 類型)	11/27 ～28	昼間	40	○	55 以下
					夜間	38	○	45 以下

注 1) 番号は図 3-2-6 に対応している。

注 2) 時間区分は次のとおりとする。

昼間：午前 6 時～午後 10 時、夜間：午後 10 時～翌日の午前 6 時

注 3) dB とは、計量法(平成 4 年 5 月 20 日法律第 51 号)に定める音圧レベルの計量単位をいう。

出典：徳島市調べ

(4) 振動に係る環境の状況

1) 道路交通振動

調査地域における道路交通振動測定結果は表 3-2-16に、測定地点位置は図 3-2-6に示すとおりである。

調査地域では、平成30年度～令和7年度の8年間で14地点において道路交通振動測定を実施している。これによると、道路交通振動は、昼間、夜間ともにすべての地点で要請限度値に適合している。

表 3-2-16 調査地域の道路交通振動測定結果

単位：dB（デシベル）

番号	調査年度	路線名	測定地点 (区域区分)	測定 月日	時間区分	振動レベル (L_{10})	要請限度値 適合状況 ○：適合 ×：非適合	要請限度値
1	平成 30 年度	主要地方道 徳島環状線	福島 2 丁目 (第 2 種)	11/29 ～30	昼間	37	○	昼間 70 以下 夜間 65 以下
					夜間	32	○	
2	平成 30 年度	主要地方道 沖ノ洲徳島本町線	北沖洲 2 丁目 (第 2 種)	11/29 ～30	昼間	37	○	
					夜間	32	○	
3	令和元年度	主要地方道 徳島環状線	西新浜町 1 丁目 (第 2 種)	11/14 ～15	昼間	34	○	昼間 70 以下 夜間 65 以下
					夜間	27	○	
4	令和元年度	主要地方道 徳島環状線	城東町 2 丁目 (第 2 種)	11/13 ～14	昼間	33	○	
					夜間	27	○	
5	令和元年度	一般県道 沖ノ洲埠頭線	住吉 5 丁目 (第 1 種)	11/13 ～14	昼間	36	○	昼間 65 以下 夜間 60 以下
					夜間	27	○	
6	令和元年度	一般県道 徳島港線	中洲町 3 丁目 (第 2 種)	11/13 ～14	昼間	43	○	昼間 70 以下 夜間 65 以下
					夜間	35	○	
7	令和 2 年度	一般国道 11 号線	北常三島町 2 丁目 (第 2 種)	12/8 ～9	昼間	42	○	
					夜間	34	○	
8	令和 3 年度	主要地方道 徳島環状線	城東町 2 丁目 (第 2 種)	11/29 ～30	昼間	33	○	昼間 70 以下 夜間 65 以下
					夜間	27	○	
9	令和 3 年度	主要地方道 沖ノ洲徳島本町線	北沖洲 2 丁目 (第 2 種)	11/29 ～30	昼間	38	○	
					夜間	32	○	
10	令和 4 年度	一般県道 徳島小松島線	津田本町 2 丁目 (第 1 種)	12/14 ～15	昼間	42	○	昼間 65 以下 夜間 60 以下
					夜間	30	○	
11	令和 5 年度	一般国道 11 号線	北常三島町 2 丁目 (第 2 種)	12/14 ～15	昼間	41	○	昼間 70 以下 夜間 65 以下
					夜間	33	○	
12	令和 5 年度	主要地方道 徳島環状線	福島 2 丁目 (第 2 種)	12/13 ～14	昼間	39	○	
					夜間	33	○	
13	令和 6 年度	一般県道 徳島津田インター線	津田町 4 丁目 (第 1 種)	12/16 ～17	昼間	42	○	昼間 65 以下 夜間 60 以下
					夜間	31	○	
14	令和 7 年度	主要地方道 徳島環状線	西新浜町 1 丁目 (第 2 種)	12/15 ～16	昼間	36	○	昼間 70 以下 夜間 65 以下
					夜間	27	○	

注 1) 番号は図 3-2-6 に対応している。

注 2) 時間区分は次のとおりとする。

昼間：午前 7 時～午後 7 時、夜間：午後 7 時～翌日の午前 7 時

注 3) dB とは、計量法(平成 4 年 5 月 20 日法律第 51 号)に定める音圧レベルの計量単位をいう。

出典：徳島市調べ



図 3-2-6 騒音振動測定位置

(5) 悪臭に係る環境の状況

調査地域では、悪臭に係る測定は行われていない。

(6) その他の事項

「令和7年版 徳島市統計年報」によると、本市における大気、騒音、振動及び悪臭の公害苦情件数は表 3-2-17に示すとおりである。

表 3-2-17 徳島市の公害苦情件数（令和6年度）

項目	大気	騒音	振動	悪臭
件数	4	25	2	10

出典：「令和7年版 徳島市統計年報」（令和8年 徳島市）

3-2-2 水象、水質、水底の底質その他水に係る環境の状況

(1) 一般的な水象の状況

調査地域には、北部を東西に流れる四国一の大河である吉野川をはじめ、南部を東西に流れる新町川や勝浦川など、大小さまざまな河川が縦横に流れている。新町川と助任川に囲まれた地域は「ひょうたん島」の愛称で市民から親しまれている。また、東部は豊かな紀伊水道の海に面しており、沿岸漁業や養殖業などの漁業の他、海上交通と陸上交通の接点となっている。

対象事業実施区域に最も近い水位流量観測所は、調査地域内に位置する吉野川の沖ノ洲水位流量観測所（徳島市金沢1丁目）で、河川水位を観測している。河川水位は表 3-2-18に、河川・湖沼、水位流量観測所位置は図 3-2-7に示すとおりである。

表 3-2-18 河川水位（吉野川沖ノ洲水位流量観測所）

単位：m

年	最高水位			最低水位			年平均水位	
	水位		日時	水位		日時		
	零点比 注2)	標高 (A. P.)		零点比 注2)	標高 (A. P.)			
令和2年	3.14	2.06	10月17日18:00	0.77	-0.31	1月10日24:00	2.01	0.93
令和3年	3.27	2.19	8月9日06:00	0.75	-0.33	12月5日01:00	2.02	0.94
令和4年	3.09	2.01	9月19日18:00	0.56	-0.52	12月25日02:00	2.02	0.94
令和5年	3.08	2.00	9月2日07:00	0.63	-0.45	2月22日02:00	2.02	0.94
令和6年	2.97	1.89	8月22日20:00	0.73	-0.35	2月11日01:00	2.01	0.93

注1) 各年1月1日から12月31日。

注2) 零点高（水位の基準面の標高）はA. P.（吉野川基準水面）-1.083mである。

注3) 年平均水位とは、日平均水位の1年間の総計を当年日数で除した水位をいう。

出典：「水文水質データベース」（国土交通省 <https://www1.river.go.jp/>）



図 3-2-7 河川・湖沼、水位流量観測所位置

(2) 水質に係る環境の状況

調査地域では、河川で8地点、海域で2地点において水質調査が実施されている。調査地域の水質調査概要は表 3-2-19に、調査地域における水質調査位置は図 3-2-8に示すとおりである。

調査地域の公共用水域における水質調査結果は表 3-2-20～表 3-2-29に、水中のダイオキシン類調査結果は表 3-2-30に示すとおりである。

調査結果によると、調査地域の環境基準点のうち、新町橋下流の旧漁連前では令和2年度及び令和5年度に大腸菌群数（大腸菌数）が、勝浦浜橋では令和2年度～6年度に水素イオン濃度（pH）が、紀伊水道海域（B）では令和4年度～6年度に水素イオン濃度（pH）が、令和6年度に化学的酸素要求量（COD）が環境基準を超過しているが、その他の項目については、いずれの環境基準点でも環境基準を達成し、指針値を下回っていた。

環境基準点ではないが、吉野川下流の吉野川大橋では令和2年度～3年度に大腸菌群数、紀伊水道海域のSt-9では全窒素、全リンが環境基準を超過していた。その他の項目については、環境基準を達成し、指針値を下回っていた。また、旧漁連前では令和6年度にダイオキシン類調査が実施されており、環境基準を達成していた。

表 3-2-19 調査地域の水質調査概要

番号	環境基準点	水域名	測定地点	水域類型	測定項目				
					生活環境項目	健康項目	水生生物保全項目	要監視項目	ダイオキシン類
1		吉野川下流	吉野川大橋	河川 A 生物 B	○	○			
2	○	新町川下流	旧漁連前	河川 B	○	○	○	▲	▲
3		助任川	福島橋	-	○	○			
4		大岡川	大岡新橋	-	○				
5		園瀬川	津田橋	-	○	○			
6		打樋川	樋門内側	-	○				
7		御座船入江川	山城屋橋	-	○				
8		宮島江湖川	相生橋	-	○				
9	○	勝浦川河口	勝浦浜橋	海域 B	○	○	○	▲	
10	○※	紀伊水道海域（B）	St-9	海域 B 海域Ⅱ	○	○	○	○	

注 1) 番号は、図 3-2-8 に対応している。

注 2) ※St-9 は環境基準類型指定水域（海域 B 類型、海域Ⅱ類型）に位置しているが、全窒素・全リンに係る環境基準測定点ではない。

注 3) 表中の▲は、令和 2 年度から令和 6 年度の期間で、測定期間が継続していないことを示す。

出典：「令和 2 年度 徳島県内の大気の状態並びに公共用水域及び地下水の水質の状況について」

（徳島県 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kurashi/shizen/5049471/>）

「令和 3 年度 徳島県内の大気の状態並びに公共用水域及び地下水の水質の状況について」

（徳島県 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kurashi/shizen/7208908/>）

「令和 4 年度 徳島県内の大気の状態並びに公共用水域及び地下水の水質の状況について」

（徳島県 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kurashi/shizen/7207676/>）

「令和 5 年度 徳島県内の大気の状態並びに公共用水域及び地下水の水質の状況について」

（徳島県 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kurashi/shizen/7219633/>）

「令和 6 年度 徳島県内の大気の状態並びに公共用水域及び地下水の水質の状況について」

（徳島県 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kurashi/shizen/7307127/>）

「令和 2～6 年度 ダイオキシン類（大気・公共用水域・地下水・土壌・事業者測定）」

（徳島県 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/kankyo/kankyomondai/water/chemical/dioxin/>）

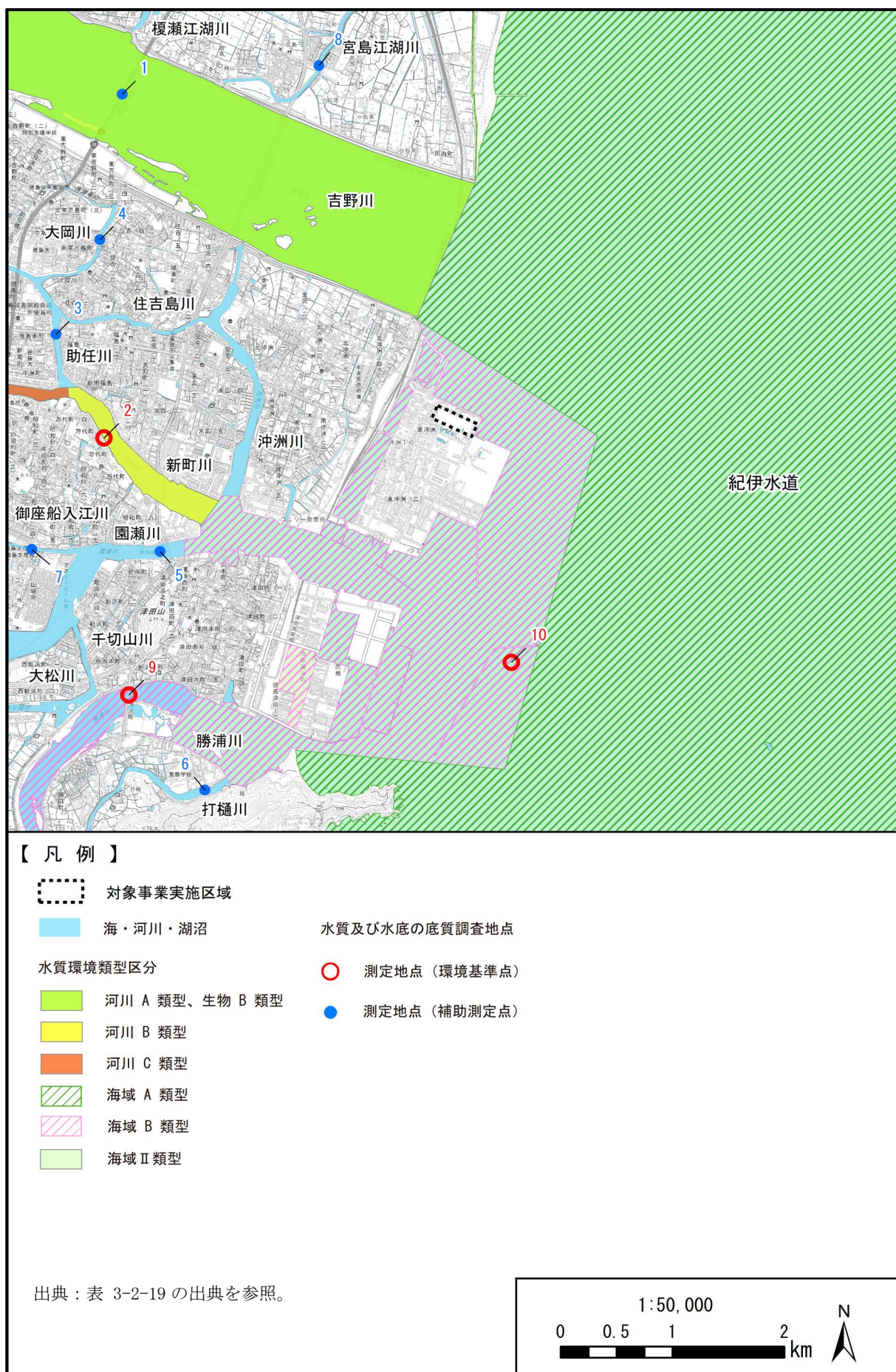


図 3-2-8 水質及び水底の底質調査位置

表 3-2-20 調査地域の水質調査測定結果

項目		単位	1. 吉野川下流 吉野川大橋（河川 A 類型、生物 B 類型）					
			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	環境基準 /指針値
生活環境項目	水素イオン濃度（pH）	－	7.7-8.3	7.8-8.4	7.7-8.5	7.4-8.3	7.7-8.5	6.5-8.5
	生物化学的酸素要求量（BOD75%値）	mg/ℓ	1.6	1.7	1.2	1.5	1.9	2 以下
	化学的酸素要求量（COD75%値）	mg/ℓ	－	－	－	－		…
	浮遊物質（SS）	mg/ℓ	4	3	4	6	4	25 以下
	溶存酸素量（DO）	mg/ℓ	8.5	8.2	8.0	8.5	8.5	7.5 以上
	大腸菌群数	MPN/100mℓ	1,200	1,300				1,000 以下
	大腸菌数（90%値）	CFU/100mℓ			61	26	33	300 以下
	n－ヘキサン抽出物質（油分等）	mg/ℓ	－	－	－	－	－	…
	全窒素（T-N）	mg/ℓ	0.63	0.80	0.61	0.52	0.74	…
	全リン（T-P）	mg/ℓ	0.042	0.064	0.059	0.033	0.057	…
	底層溶存酸素量	mg/ℓ	－	－	－	－	－	…
健康項目	カドミウム	mg/ℓ	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.003	<0.0003	0.003 以下
	全シアン	mg/ℓ	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
	鉛	mg/ℓ	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
	六価クロム	mg/ℓ	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.02 以下
	砒素	mg/ℓ	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
	総水銀	mg/ℓ	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
	PCB	mg/ℓ	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/ℓ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
	四塩化炭素	mg/ℓ	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
	トリクロロエチレン	mg/ℓ	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	mg/ℓ	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	チウラム	mg/ℓ	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
	シマジン	mg/ℓ	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
	チオベンカルブ	mg/ℓ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
	ベンゼン	mg/ℓ	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
	セレン	mg/ℓ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
	硝酸性窒素	mg/ℓ	0.4	0.3	<0.2	0.2	0.4	…
	亜硝酸性窒素	mg/ℓ	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	…
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/ℓ	0.40	0.35	<0.25	0.25	0.40	10 以下
	ふっ素	mg/ℓ	－	－	－	－	－	0.8 以下
	ほう素	mg/ℓ	－	－	－	－	－	1 以下
	1,4-ジオキサン	mg/ℓ	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下

注 1) “<” は報告下限値未満、“－” は測定項目外、“…” は、環境基準若しくは指針値がないことを示す。

注 2) 表中の値は日間平均値の年平均値を示す。pH については出典に年平均値が記載されておらず、最小値、最大値を、BOD 及び COD については日間平均値の 75%値を、大腸菌数については 90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の 0.9×n 番目（n は日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×n が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））を示した。

注 3) グレー網掛け部分は、環境基準若しくは指針値を満たしていないことを示す。

注 4) 番号は、図 3-2-8 に対応している。

出典：表 3-2-19 の出典を参照。

表 3-2-21(1) 調査地域の水質調査測定結果

項目		単位	2. 新町川下流 旧漁連前 (河川 B 類型)					
			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	環境基準 / 指針値
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	－	7.6-8.4	7.7-8.2	7.5-8.4	7.2-8.4	7.7-8.5	6.5-8.5
	生物化学的酸素要求量 (BOD75%値)	mg/ℓ	1.8	2.1	2.5	1.1	1.7	3 以下
	化学的酸素要求量 (COD75%値)	mg/ℓ	－	－	－	－	－	...
	浮遊物質 (SS)	mg/ℓ	3	2	3	3	2	25 以下
	溶存酸素量 (DO)	mg/ℓ	8.0	7.8	7.8	7.8	8.4	5 以上
	大腸菌群数	MPN/100mℓ	8,200	3,400				5,000 以下
	大腸菌数 (90%値)	CFU/100mℓ			260	1,800	490	1,000 以下
	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	mg/ℓ	－	－	－	－	－	...
	全窒素 (T-N)	mg/ℓ	0.89	0.76	0.86	0.50	0.95	...
	全リン (T-P)	mg/ℓ	0.16	0.14	0.17	0.077	0.15	...
	底層溶存酸素量	mg/ℓ	－	－	－	－	－	...
健康項目	カドミウム	mg/ℓ	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.003	<0.0003	0.003 以下
	全シアン	mg/ℓ	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
	鉛	mg/ℓ	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
	六価クロム	mg/ℓ	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.02 以下
	砒素	mg/ℓ	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
	総水銀	mg/ℓ	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
	PCB	mg/ℓ	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/ℓ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
	四塩化炭素	mg/ℓ	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
	トリクロロエチレン	mg/ℓ	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	mg/ℓ	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	チウラム	mg/ℓ	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
	シマジン	mg/ℓ	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
	チオベンカルブ	mg/ℓ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
	ベンゼン	mg/ℓ	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
	セレン	mg/ℓ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
	硝酸性窒素	mg/ℓ	<0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	...
	亜硝酸性窒素	mg/ℓ	<0.05	<0.05	<0.28	<0.28	<0.05	...
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/ℓ	<0.25	0.30	0.25	0.30	0.25	10 以下
	ふっ素	mg/ℓ	－	－	－	－	－	0.8 以下
	ほう素	mg/ℓ	－	－	－	－	－	1 以下
	1,4-ジオキサン	mg/ℓ	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下
要監視項目	クロロホルム	mg/ℓ	－	－	－	－	－	0.06 以下
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	－	－	－	－	－	0.04 以下
	1,2-ジクロロプロパン	mg/ℓ	－	－	－	－	－	0.06 以下
	p-ジクロロベンゼン	mg/ℓ	－	－	－	－	－	0.2 以下
	イソキサチオン	mg/ℓ	－	－	－	－	－	0.008 以下

表 3-2-21 (2) 調査地域の水質調査測定結果

項目		単位	2. 新町川下流 旧漁連前 (河川 B 類型)					
			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	指針値
要 監 視 項 目	ダイアジノン	mg/ℓ	-	-	-	-	-	0.005 以下
	フェニトロチオン (MEP)	mg/ℓ	-	-	-	-	-	0.003 以下
	イソプロチオラン	mg/ℓ	-	-	-	-	-	0.04 以下
	オキシ銅 (有機銅)	mg/ℓ	-	-	-	-	-	0.04 以下
	クロロタロニル (TPN)	mg/ℓ	-	-	-	-	-	0.05 以下
	プロピザミド	mg/ℓ	-	-	-	-	-	0.008 以下
	EPN	mg/ℓ	-	-	-	-	-	0.006 以下
	ジクロロボス (DDVP)	mg/ℓ	-	-	-	-	-	0.008 以下
	フェノブカルブ (BPMC)	mg/ℓ	-	-	-	-	-	0.03 以下
	イプロベンホス (IBP)	mg/ℓ	-	-	-	-	-	0.008 以下
	クロロニトロフェン (CNP)	mg/ℓ	-	-	-	-	-	...
	トルエン	mg/ℓ	-	-	-	-	-	0.6 以下
	キシレン	mg/ℓ	-	-	-	-	-	0.4 以下
	フタル酸ジエチルヘキシル	mg/ℓ	-	-	-	-	-	0.06 以下
	ニッケル	mg/ℓ	-	-	-	-	-	...
	モリブデン	mg/ℓ	-	-	-	-	-	0.07 以下
	アンチモン	mg/ℓ	-	-	-	-	-	0.02 以下
	塩化ビニルモノマー	mg/ℓ	-	-	-	-	-	0.002 以下
	エピクロロヒドリン	mg/ℓ	-	-	-	-	-	0.0004 以下
	全マンガン	mg/ℓ	-	-	-	-	-	0.2 以下
	ウラン	mg/ℓ	-	-	-	-	-	0.002 以下
	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)	mg/ℓ				-	<0.0000001	...
	ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	mg/ℓ				-	<0.0000002	...
	PFOS 及び PFOA の合算値	mg/ℓ				-	<0.0000003	0.00005 以下
水 生 生 物 保 全 項 目	全亜鉛	mg/ℓ	0.003	0.004	0.005	0.006	0.004	...
	クロロホルム	mg/ℓ	-	-	-	-	-	...
	フェノール	mg/ℓ	-	-	-	-	-	...
	ホルムアルデヒド	mg/ℓ	-	-	-	-	-	...
	ノニルフェノール	mg/ℓ	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	...
	LAS	mg/ℓ	<0.0006	0.0007	<0.0006	<0.0006	<0.0006	...
	4-tert-オクチルフェノール	mg/ℓ	-	-	-	-	-	...
	アニリン	mg/ℓ	-	-	-	-	-	...
	2,4-ジクロロフェノール	mg/ℓ	-	-	-	-	-	...

注 1) “<” は報告下限値未満、“-” は測定項目外、“...” は、環境基準若しくは指針値がないことを示す。

注 2) 表中の値は日間平均値の年平均値を示す。pH については出典に年平均値が記載されておらず、最小値、最大値を、BOD 及び COD については日間平均値の 75% 値を、大腸菌数については 90% 水質値 (年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目 (n は日間平均値のデータ数) のデータ値 ($0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)) を示した。

注 3) グレー網掛け部分は、環境基準若しくは指針値を満たしていないことを示す。

注 4) 番号は、図 3-2-8 に対応している。

出典：表 3-2-19 の出典を参照。

表 3-2-22 調査地域の水質調査測定結果

項目		単位	3. 助任川 福島橋					
			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	環境基準 /指針値
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	—	7.7-8.3	7.7-8.2	7.7-8.2	7.5-8.2	7.3-8.3	…
	生物化学的酸素要求量 (BOD75%値)	mg/ℓ	1.8	1.7	2.4	1.2	2.9	…
	化学的酸素要求量 (COD75%値)	mg/ℓ	—	—	—	—	—	…
	浮遊物質 (SS)	mg/ℓ	3	4	4	2	3	…
	溶存酸素量 (DO)	mg/ℓ	7.4	7.2	7.3	7.6	8.0	…
	大腸菌群数	MPN/100mℓ	790	850				…
	大腸菌数 (90%値)	CFU/100mℓ			58	960	320	…
	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	mg/ℓ	—	—	—	—	—	…
	全窒素 (T-N)	mg/ℓ	0.69	0.77	0.57	0.58	0.81	…
	全リン (T-P)	mg/ℓ	0.10	0.11	0.11	0.085	0.068	…
	底層溶存酸素量	mg/ℓ	—	—	—	—	—	…
	カドミウム	mg/ℓ	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.003	<0.0003	0.003 以下
健康項目	全シアン	mg/ℓ	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
	鉛	mg/ℓ	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
	六価クロム	mg/ℓ	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.02 以下
	砒素	mg/ℓ	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
	総水銀	mg/ℓ	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
	PCB	mg/ℓ	—	—	—	—	—	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.02 以下
	四塩化炭素	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.006 以下
	トリクロロエチレン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.002 以下
	チウラム	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.006 以下
	シマジン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.003 以下
	チオベンカルブ	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.02 以下
	ベンゼン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.01 以下
	セレン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.01 以下
	硝酸性窒素	mg/ℓ	—	—	—	—	—	…
	亜硝酸性窒素	mg/ℓ	—	—	—	—	—	…
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/ℓ	—	—	—	—	—	10 以下
	ふっ素	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.8 以下
	ほう素	mg/ℓ	—	—	—	—	—	1 以下
	1,4-ジオキサン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.05 以下

注 1) “<” は報告下限値未満、“—” は測定項目外、“…” は、環境基準若しくは指針値がないことを示す。

注 2) 表中の値は日間平均値の年平均値を示す。pH については出典に年平均値が記載されておらず、最小値、最大値を、BOD 及び COD については日間平均値の 75%値を、大腸菌数については 90%水質値 (年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目 (n は日間平均値のデータ数) のデータ値 ($0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)) を示した。

注 3) 番号は、図 3-2-8 に対応している。

出典：表 3-2-19 の出典を参照。

表 3-2-23 調査地域の水質調査測定結果

項目		単位	4. 大岡川 大岡新橋					
			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	環境基準 /指針値
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	—	7.6-8.6	7.6-8.5	7.5-8.2	7.4-7.9	7.4-8.2	…
	生物化学的酸素要求量 (BOD75%値)	mg/ℓ	4.4	2.9	3.9	1.2	2.3	…
	化学的酸素要求量 (COD75%値)	mg/ℓ	—	—	—	—	—	…
	浮遊物質 (SS)	mg/ℓ	3	5	4	2	2	…
	溶存酸素量 (DO)	mg/ℓ	9.0	8.3	7.9	5.7	6.4	…
	大腸菌群数	MPN/100mℓ	1,800	25,000				…
	大腸菌数 (90%値)	CFU/100mℓ			600	37,000	2,800	…
	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	mg/ℓ	—	—	—	—	—	…
	全窒素 (T-N)	mg/ℓ	0.83	0.94	0.73	0.89	1.1	…
	全リン (T-P)	mg/ℓ	0.20	0.15	0.16	0.13	0.16	…
	底層溶存酸素量	mg/ℓ	—	—	—	—	—	…
	底層溶存酸素量	mg/ℓ	—	—	—	—	—	…
健康項目	カドミウム	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.003 以下
	全シアン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	検出されないこと
	鉛	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.01 以下
	六価クロム	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.02 以下
	砒素	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.01 以下
	総水銀	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.0005 以下
	PCB	mg/ℓ	—	—	—	—	—	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.02 以下
	四塩化炭素	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.006 以下
	トリクロロエチレン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.002 以下
	チウラム	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.006 以下
	シマジン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.003 以下
	チオベンカルブ	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.02 以下
	ベンゼン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.01 以下
	セレン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.01 以下
	硝酸性窒素	mg/ℓ	—	—	—	—	—	…
	亜硝酸性窒素	mg/ℓ	—	—	—	—	—	…
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/ℓ	—	—	—	—	—	10 以下
	ふっ素	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.8 以下
	ほう素	mg/ℓ	—	—	—	—	—	1 以下
	1,4-ジオキサン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.05 以下

注 1) “<” は報告下限値未満、“—” は測定項目外、“…” は、環境基準若しくは指針値がないことを示す。

注 2) 表中の値は日間平均値の年平均値を示す。pH については出典に年平均値が記載されておらず、最小値、最大値を、BOD 及び COD については日間平均値の 75%値を、大腸菌数については 90%水質値 (年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の 0.9×n 番目 (n は日間平均値のデータ数) のデータ値 (0.9×n が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)) を示した。

注 3) 番号は、図 3-2-8 に対応している。

出典：表 3-2-19 の出典を参照。

表 3-2-24 調査地域の水質調査測定結果

項目		単位	5. 園瀬川 津田橋					
			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	環境基準 /指針値
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	—	7.2-8.6	7.7-8.2	7.4-8.8	7.3-8.5	7.6-8.8	…
	生物化学的酸素要求量 (BOD75%値)	mg/ℓ	3.4	2.4	2.6	1.9	2.8	…
	化学的酸素要求量 (COD75%値)	mg/ℓ	—	—	—	—	—	…
	浮遊物質 (SS)	mg/ℓ	4	4	3	3	3	…
	溶存酸素量 (DO)	mg/ℓ	8.3	8.1	7.8	8.2	9.0	…
	大腸菌群数	MPN/100mℓ	53,000	4,700				…
	大腸菌数 (90%値)	CFU/100mℓ			2,200	5,600	6,600	…
	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	mg/ℓ	—	—	—	—	—	…
	全窒素 (T-N)	mg/ℓ	1.3	1.6	1.5	1.7	1.5	…
	全リン (T-P)	mg/ℓ	0.18	0.20	0.25	0.20	0.13	…
	底層溶存酸素量	mg/ℓ	—	—	—	—	—	…
	底層溶存酸素量	mg/ℓ	—	—	—	—	—	…
健康項目	カドミウム	mg/ℓ	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.003	<0.0003	0.003 以下
	全シアン	mg/ℓ	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
	鉛	mg/ℓ	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
	六価クロム	mg/ℓ	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.02 以下
	砒素	mg/ℓ	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
	総水銀	mg/ℓ	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
	PCB	mg/ℓ	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/ℓ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
	四塩化炭素	mg/ℓ	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
	トリクロロエチレン	mg/ℓ	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	mg/ℓ	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	チウラム	mg/ℓ	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
	シマジン	mg/ℓ	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
	チオベンカルブ	mg/ℓ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
	ベンゼン	mg/ℓ	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
	セレン	mg/ℓ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
	硝酸性窒素	mg/ℓ	<0.2	0.6	0.4	<0.2	<0.2	…
	亜硝酸性窒素	mg/ℓ	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	…
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/ℓ	<0.25	0.65	0.45	<0.25	<0.25	10 以下
	ふっ素	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.8 以下
	ほう素	mg/ℓ	—	—	—	—	—	1 以下
	1,4-ジオキサン	mg/ℓ	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下

注 1) “<” は報告下限値未満、“—” は測定項目外、“…” は、環境基準若しくは指針値がないことを示す。

注 2) 表中の値は日間平均値の年平均値を示す。pH については出典に年平均値が記載されておらず、最小値、最大値を、BOD 及び COD については日間平均値の 75%値を、大腸菌数については 90%水質値 (年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の 0.9×n 番目 (n は日間平均値のデータ数) のデータ値 (0.9×n が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)) を示した。

注 3) 番号は、図 3-2-8 に対応している。

出典：表 3-2-19 の出典を参照。

表 3-2-25 調査地域の水質調査測定結果

項目		単位	6. 打樋川 樋門内側					
			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	環境基準 /指針値
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	－	7.4-9.1	7.6-9.1	7.6-9.2	7.3-9.5	7.3-8.8	…
	生物化学的酸素要求量 (BOD75%値)	mg/ℓ	11	8.2	15	5.5	9.3	…
	化学的酸素要求量 (COD75%値)	mg/ℓ	－	－	－	－	－	…
	浮遊物質 量 (SS)	mg/ℓ	20	15	22	17	18	…
	溶存酸素量 (DO)	mg/ℓ	12	13	14	12	10	…
	大腸菌群数	MPN/100mℓ	－	－	／	／	／	…
	大腸菌数 (90%値)	CFU/100mℓ	／	／	－	－	－	…
	n－ヘキサン抽出物質 (油分等)	mg/ℓ	－	－	－	－	－	…
	全窒素 (T-N)	mg/ℓ	2.7	3.3	2.3	1.8	2.5	…
	全リン (T-P)	mg/ℓ	0.48	0.52	0.50	0.42	0.52	…
	底層溶存酸素量	mg/ℓ	－	－	－	－	－	…
健康項目	カドミウム	mg/ℓ	－	－	－	－	－	0.003 以下
	全シアン	mg/ℓ	－	－	－	－	－	検出されないこと
	鉛	mg/ℓ	－	－	－	－	－	0.01 以下
	六価クロム	mg/ℓ	－	－	－	－	－	0.02 以下
	砒素	mg/ℓ	－	－	－	－	－	0.01 以下
	総水銀	mg/ℓ	－	－	－	－	－	0.0005 以下
	PCB	mg/ℓ	－	－	－	－	－	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/ℓ	－	－	－	－	－	0.02 以下
	四塩化炭素	mg/ℓ	－	－	－	－	－	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	－	－	－	－	－	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	－	－	－	－	－	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	－	－	－	－	－	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ	－	－	－	－	－	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ	－	－	－	－	－	0.006 以下
	トリクロロエチレン	mg/ℓ	－	－	－	－	－	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	mg/ℓ	－	－	－	－	－	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	－	－	－	－	－	0.002 以下
	チウラム	mg/ℓ	－	－	－	－	－	0.006 以下
	シマジン	mg/ℓ	－	－	－	－	－	0.003 以下
	チオベンカルブ	mg/ℓ	－	－	－	－	－	0.02 以下
	ベンゼン	mg/ℓ	－	－	－	－	－	0.01 以下
	セレン	mg/ℓ	－	－	－	－	－	0.01 以下
	硝酸性窒素	mg/ℓ	－	－	－	－	－	…
	亜硝酸性窒素	mg/ℓ	－	－	－	－	－	…
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/ℓ	－	－	－	－	－	10 以下
	ふっ素	mg/ℓ	－	－	－	－	－	0.8 以下
	ほう素	mg/ℓ	－	－	－	－	－	1 以下
	1,4-ジオキサン	mg/ℓ	－	－	－	－	－	0.05 以下

注 1) “<” は報告下限値未満、“—” は測定項目外、“…” は、環境基準若しくは指針値がないことを示す。

注 2) 表中の値は日間平均値の年平均値を示す。pH については出典に年平均値が記載されておらず、最小値、最大値を、BOD 及び COD については日間平均値の 75%値を、大腸菌数については 90%水質値 (年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目 (n は日間平均値のデータ数) のデータ値 ($0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)) を示した。

注 3) 番号は、図 3-2-8 に対応している。

出典：表 3-2-19 の出典を参照。

表 3-2-26 調査地域の水質調査測定結果

項目		単位	7. 御座船入江川 山城屋橋					
			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	環境基準 /指針値
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	—	7.2-7.6	7.3-7.7	7.4-7.8	7.2-7.8	7.2-8.5	…
	生物化学的酸素要求量 (BOD75%値)	mg/ℓ	4.3	3.6	5.5	3.6	7.4	…
	化学的酸素要求量 (COD75%値)	mg/ℓ	—	—	—	—	—	…
	浮遊物質 (SS)	mg/ℓ	3	4	5	3	5	…
	溶存酸素量 (DO)	mg/ℓ	5.2	5.7	5.7	5.4	6.8	…
	大腸菌群数	MPN/100mℓ	61,000	3,000				…
	大腸菌数 (90%値)	CFU/100mℓ			5,500	4,000	18,000	
	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	mg/ℓ	—	—	—	—	—	…
	全窒素 (T-N)	mg/ℓ	5.1	4.6	5.4	5.1	4.4	…
	全リン (T-P)	mg/ℓ	0.55	0.51	0.63	0.58	0.57	…
	底層溶存酸素量	mg/ℓ	—	—	—	—	—	…
健康項目	カドミウム	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.003 以下
	全シアン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	検出されないこと
	鉛	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.01 以下
	六価クロム	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.02 以下
	砒素	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.01 以下
	総水銀	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.0005 以下
	PCB	mg/ℓ	—	—	—	—	—	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.02 以下
	四塩化炭素	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.006 以下
	トリクロロエチレン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.002 以下
	チウラム	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.006 以下
	シマジン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.003 以下
	チオベンカルブ	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.02 以下
	ベンゼン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.01 以下
	セレン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.01 以下
	硝酸性窒素	mg/ℓ	—	—	—	—	—	…
	亜硝酸性窒素	mg/ℓ	—	—	—	—	—	…
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/ℓ	—	—	—	—	—	10 以下
	ふっ素	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.8 以下
	ほう素	mg/ℓ	—	—	—	—	—	1 以下
	1,4-ジオキサン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.05 以下

注 1) “<” は報告下限値未満、“—” は測定項目外、“…” は、環境基準若しくは指針値がないことを示す。

注 2) 表中の値は日間平均値の年平均値を示す。pH については出典に年平均値が記載されておらず、最小値、最大値を、BOD 及び COD については日間平均値の 75%値を、大腸菌数については 90%水質値 (年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目 (n は日間平均値のデータ数) のデータ値 ($0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)) を示した。

注 3) 番号は、図 3-2-8 に対応している。

出典：表 3-2-19 の出典を参照。

表 3-2-27 調査地域の水質調査測定結果

項目		単位	8. 宮島江湖川 相生橋					
			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	環境基準 /指針値
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	—	7.8-8.7	7.8-8.6	8.0-8.6	7.9-8.2	7.9-8.4	…
	生物化学的酸素要求量 (BOD75%値)	mg/ℓ	2.2	1.9	1.7	1.1	1.5	…
	化学的酸素要求量 (COD75%値)	mg/ℓ	—	—	—	—	—	…
	浮遊物質 (SS)	mg/ℓ	6	5	6	6	6	…
	溶存酸素量 (DO)	mg/ℓ	9.0	9.0	9.0	8.5	9.2	…
	大腸菌群数	MPN/100mℓ	—	—				…
	大腸菌数 (90%値)	CFU/100mℓ			—	—	—	…
	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	mg/ℓ	—	—	—	—	—	…
	全窒素 (T-N)	mg/ℓ	0.74	0.95	0.66	0.75	0.88	…
	全リン (T-P)	mg/ℓ	0.098	0.11	0.092	0.091	0.068	…
	底層溶存酸素量	mg/ℓ	—	—	—	—	—	…
	底層溶存酸素量	mg/ℓ	—	—	—	—	—	…
健康項目	カドミウム	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.003 以下
	全シアン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	検出されないこと
	鉛	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.01 以下
	六価クロム	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.02 以下
	砒素	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.01 以下
	総水銀	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.0005 以下
	PCB	mg/ℓ	—	—	—	—	—	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.02 以下
	四塩化炭素	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.006 以下
	トリクロロエチレン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.002 以下
	チウラム	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.006 以下
	シマジン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.003 以下
	チオベンカルブ	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.02 以下
	ベンゼン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.01 以下
	セレン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.01 以下
	硝酸性窒素	mg/ℓ	—	—	—	—	—	…
	亜硝酸性窒素	mg/ℓ	—	—	—	—	—	…
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/ℓ	—	—	—	—	—	10 以下
	ふっ素	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.8 以下
	ほう素	mg/ℓ	—	—	—	—	—	1 以下
	1,4-ジオキサン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.05 以下

注 1) “<” は報告下限値未満、“—” は測定項目外、“…” は、環境基準若しくは指針値がないことを示す。

注 2) 表中の値は日間平均値の年平均値を示す。pH については出典に年平均値が記載されておらず、最小値、最大値を、BOD 及び COD については日間平均値の 75%値を、大腸菌数については 90%水質値 (年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目 (n は日間平均値のデータ数) のデータ値 ($0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)) を示した。

注 3) 番号は、図 3-2-8 に対応している。

出典：表 3-2-19 の出典を参照。

表 3-2-28(1) 調査地域の水質調査測定結果

項目		単位	9. 勝浦川河口 勝浦浜橋（海域 B 類型）					
			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	環境基準 / 指針値
生活環境項目	水素イオン濃度（pH）	－	7.3-8.2	7.3-8.2	7.3-8.3	7.0-8.1	7.4-8.3	7.8-8.3
	生物化学的酸素要求量（BOD75%値）	mg/ℓ	－	－	－	－	－	…
	化学的酸素要求量（COD75%値）	mg/ℓ	2.1	1.7	1.9	2.1	1.7	3 以下
	浮遊物質（SS）	mg/ℓ	－	－	－	－	－	－
	溶存酸素量（DO）	mg/ℓ	8.1	7.6	7.6	8.1	8.0	5 以上
	大腸菌群数	MPN/100mℓ	－	－	／	／	／	…
	大腸菌数（90%値）	CFU/100mℓ	／	／	－	－	－	…
	n－ヘキサン抽出物質（油分等）	mg/ℓ	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	検出されないこと
	全窒素（T-N）	mg/ℓ	0.74	0.69	0.59	0.55	0.46	…
	全リン（T-P）	mg/ℓ	0.042	0.036	0.068	0.022	0.044	…
	底層溶存酸素量	mg/ℓ	6.3	6.4	6.8	6.2	6.3	…
健康項目	カドミウム	mg/ℓ	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.003	<0.0003	0.003 以下
	全シアン	mg/ℓ	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
	鉛	mg/ℓ	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
	六価クロム	mg/ℓ	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.02 以下
	砒素	mg/ℓ	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
	総水銀	mg/ℓ	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
	PCB	mg/ℓ	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/ℓ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
	四塩化炭素	mg/ℓ	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
	トリクロロエチレン	mg/ℓ	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	mg/ℓ	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	チウラム	mg/ℓ	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
	シマジン	mg/ℓ	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
	チオベンカルブ	mg/ℓ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
	ベンゼン	mg/ℓ	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
	セレン	mg/ℓ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
	硝酸性窒素	mg/ℓ	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	…
	亜硝酸性窒素	mg/ℓ	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	…
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/ℓ	0.35	0.35	0.30	0.40	0.45	10 以下
	ふっ素	mg/ℓ	－	－	－	－	－	0.8 以下
	ほう素	mg/ℓ	－	－	－	－	－	1 以下
	1,4-ジオキサン	mg/ℓ	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下
要監視項目	クロロホルム	mg/ℓ	－	－	－	－	－	0.06 以下
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	－	－	－	－	－	0.04 以下
	1,2-ジクロロプロパン	mg/ℓ	－	－	－	－	－	0.06 以下
	p-ジクロロベンゼン	mg/ℓ	－	－	－	－	－	0.2 以下
	イソキサチオン	mg/ℓ	－	－	－	－	－	0.008 以下

表 3-2-28 (2) 調査地域の水質調査測定結果

項目		単位	9. 勝浦川河口 勝浦浜橋（海域 B 類型）					
			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	指針値
要 監 視 項 目	ダイアジノン	mg/ℓ	-	-	-	-	-	0.005 以下
	フェニトロチオン (MEP)	mg/ℓ	-	-	-	-	-	0.003 以下
	イソプロチオラン	mg/ℓ	-	-	-	-	-	0.04 以下
	オキシ銅 (有機銅)	mg/ℓ	-	-	-	-	-	0.04 以下
	クロロタロニル (TPN)	mg/ℓ	-	-	-	-	-	0.05 以下
	プロピザミド	mg/ℓ	-	-	-	-	-	0.008 以下
	EPN	mg/ℓ	-	-	-	-	-	0.006 以下
	ジクロロボス (DDVP)	mg/ℓ	-	-	-	-	-	0.008 以下
	フェノブカルブ (BPMP)	mg/ℓ	-	-	-	-	-	0.03 以下
	イプロベンホス (IBP)	mg/ℓ	-	-	-	-	-	0.008 以下
	クロロニトロフェン (CNP)	mg/ℓ	-	-	-	-	-	...
	トルエン	mg/ℓ	-	-	-	-	-	0.6 以下
	キシレン	mg/ℓ	-	-	-	-	-	0.4 以下
	フタル酸ジエチルヘキシル	mg/ℓ	-	-	-	-	-	0.06 以下
	ニッケル	mg/ℓ	-	-	-	-	-	...
	モリブデン	mg/ℓ	-	-	-	-	-	0.07 以下
	アンチモン	mg/ℓ	-	-	-	-	-	0.02 以下
	塩化ビニルモノマー	mg/ℓ	-	-	-	-	-	0.002 以下
	エピクロロヒドリン	mg/ℓ	-	-	-	-	-	0.0004 以下
	全マンガン	mg/ℓ	-	-	-	-	-	0.2 以下
	ウラン	mg/ℓ	-	-	-	-	-	0.002 以下
	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)	mg/ℓ				-	-	...
	ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	mg/ℓ				-	-	...
	PFOS 及び PFOA の合算値	mg/ℓ				-	-	0.00005 以下
水 生 生 物 保 全 項 目	全亜鉛	mg/ℓ	0.002	0.003	0.003	0.004	0.008	...
	クロロホルム	mg/ℓ	-	-	-	-	-	...
	フェノール	mg/ℓ	-	-	-	-	-	...
	ホルムアルデヒド	mg/ℓ	-	-	-	-	-	...
	ノニルフェノール	mg/ℓ	<0.00006	<0.00006	0.00006	<0.00006	<0.00006	...
	LAS	mg/ℓ	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	...
	4-tert-オクチルフェノール	mg/ℓ	-	-	-	-	-	...
	アニリン	mg/ℓ	-	-	-	-	-	...
	2,4-ジクロロフェノール	mg/ℓ	-	-	-	-	-	...

注 1) “<” は報告下限値未満、“-” は測定項目外、“...” は、環境基準若しくは指針値がないことを示す。

注 2) 表中の値は日間平均値の年平均値を示す。pH については出典に年平均値が記載されておらず、最小値、最大値を、BOD 及び COD については日間平均値の 75% 値を、大腸菌数については 90% 水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））を示した。

注 3) グレー網掛け部分は、環境基準若しくは指針値を満たしていないことを示す。

注 4) 番号は、図 3-2-8 に対応している。

出典：表 3-2-19 の出典を参照。

表 3-2-29(1) 調査地域の水質調査測定結果

項目		単位	10. 紀伊水道海域 (B) St-9 (海域 B 類型、海域 II 類型)					
			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	環境基準 / 指針値
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	－	7.8-8.3	7.8-8.3	8.1-8.4	7.9-8.5	8.0-8.4	7.8-8.3
	生物化学的酸素要求量 (BOD75%値)	mg/ℓ	－	－	－	－	－	…
	化学的酸素要求量 (COD75%値)	mg/ℓ	2.2	2.8	2.3	2.7	3.2	3 以下
	浮遊物質 量 (SS)	mg/ℓ	－	－	－	－	－	－
	溶存酸素量 (DO)	mg/ℓ	8.1	8.0	8.1	8.1	8.1	5 以上
	大腸菌群数	MPN/100mℓ	－	－				…
	大腸菌数 (90%値)	CFU/100mℓ			－	－	－	…
	n－ヘキサン抽出物質 (油分等)	mg/ℓ	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	検出されないこと
	全窒素 (T-N)	mg/ℓ	0.31	0.36	0.34	0.41	0.35	0.3 以下
	全リン (T-P)	mg/ℓ	0.040	0.050	0.052	0.055	0.053	0.03 以下
	底層溶存酸素量	mg/ℓ	7.8	7.8	7.7	7.7	7.8	…
健康項目	カドミウム	mg/ℓ	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
	全シアン	mg/ℓ	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
	鉛	mg/ℓ	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
	六価クロム	mg/ℓ	<0.04	<0.04	<0.01	<0.01	<0.01	0.02 以下
	砒素	mg/ℓ	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
	総水銀	mg/ℓ	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
	PCB	mg/ℓ	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/ℓ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
	四塩化炭素	mg/ℓ	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
	トリクロロエチレン	mg/ℓ	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	mg/ℓ	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	チウラム	mg/ℓ	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
	シマジン	mg/ℓ	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
	チオベンカルブ	mg/ℓ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
	ベンゼン	mg/ℓ	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
	セレン	mg/ℓ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
	硝酸性窒素	mg/ℓ	<0.2	0.2	<0.2	<0.2	<0.2	…
	亜硝酸性窒素	mg/ℓ	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	…
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/ℓ	<0.25	0.30	<0.25	<0.25	<0.25	10 以下
	ふっ素	mg/ℓ	－	－	－	－	－	0.8 以下
	ほう素	mg/ℓ	－	－	－	－	－	1 以下
	1,4-ジオキサン	mg/ℓ	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下
要監視項目	クロロホルム	mg/ℓ	－	－	－	－	－	0.06 以下
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	－	－	－	－	－	0.04 以下
	1,2-ジクロロプロパン	mg/ℓ	－	－	－	－	－	0.06 以下
	p-ジクロロベンゼン	mg/ℓ	－	－	－	－	－	0.2 以下
	イソキサチオン	mg/ℓ	－	－	－	－	－	0.008 以下
	ダイアジノン	mg/ℓ	－	－	－	－	－	0.005 以下

表 3-2-29 (2) 調査地域の水質調査測定結果

項目		単位	10. 紀伊水道海域 (B) St-9 (海域 B 類型、海域 II 類型)					
			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	指針値
要 監 視 項 目	フェニトロチオン (MEP)	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.003 以下
	イソプロチオラン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.04 以下
	オキシ銅 (有機銅)	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.04 以下
	クロロタロニル (TPN)	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.05 以下
	プロピザミド	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.008 以下
	EPN	mg/ℓ	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
	ジクロロボス (DDVP)	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.008 以下
	フェノブカルブ (BPMC)	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.03 以下
	イプロベンホス (IBP)	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.008 以下
	クロルニトロフェン (CNP)	mg/ℓ	—	—	—	—	—	…
	トルエン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.6 以下
	キシレン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.4 以下
	フタル酸ジエチルヘキシル	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.06 以下
	ニッケル	mg/ℓ	—	—	—	—	—	…
	モリブデン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.07 以下
	アンチモン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.02 以下
	塩化ビニルモノマー	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.002 以下
	エピクロロヒドリン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.0004 以下
	全マンガン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.2 以下
	ウラン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	0.002 以下
	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)	mg/ℓ				—	—	…
	ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	mg/ℓ				—	—	…
	PFOS 及び PFOA の合算値	mg/ℓ				—	—	0.00005 以下
水 生 生 物 保 全 項 目	全亜鉛	mg/ℓ	0.003	0.003	0.004	0.002	0.001	…
	クロロホルム	mg/ℓ	—	—	—	—	—	…
	フェノール	mg/ℓ	—	—	—	—	—	…
	ホルムアルデヒド	mg/ℓ	—	—	—	—	—	…
	ノニルフェノール	mg/ℓ	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	…
	LAS	mg/ℓ	0.0018	<0.0006	<0.0006	0.0009	0.0011	…
	4-tert-オクチルフェノール	mg/ℓ	—	—	—	—	—	…
	アニリン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	…
	2,4-ジクロロフェノール	mg/ℓ	—	—	—	—	—	…

注 1) “<” は報告下限値未満、“—” は測定項目外、“…” は、環境基準若しくは指針値がないことを示す。

注 2) 表中の値は日間平均値の年平均値を示す。pH については出典に年平均値が記載されておらず、最小値、最大値を、BOD 及び COD については日間平均値の 75% 値を、大腸菌数については 90% 水質値 (年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目 (n は日間平均値のデータ数) のデータ値 ($0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)) を示した。

注 3) グレー網掛け部分は、環境基準若しくは指針値を満たしていないことを示す。

注 4) 番号は、図 3-2-8 に対応している。

注 5) St-9 は、全窒素・全リンに係る環境基準測定点ではないが、環境基準類型指定水域 (海域 B 類型、海域 II 類型) に位置しているため、環境基準値を記載した。

出典：表 3-2-19 の出典を参照。

表 3-2-30 調査地域の水中のダイオキシン類調査結果

番号	河川・海域	年度	測定地点	ダイオキシン類水質 (pg-TEQ/ℓ)	環境基準 (pg-TEQ/ℓ)
2	新町川下流	令和6年度	旧漁連前	0.087	1以下

注) 番号は、図 3-2-8 に対応している。

出典：「令和2～6年度 ダイオキシン類（大気・公共用水域・地下水・土壌・事業者測定）

（徳島県 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/kankyo/kankyoundai/water/chemical/dioxin/>）

(3) 水底の底質に係る環境の状況

調査地域では、底質の定期観測は行われていないが、新町川の旧漁連前で令和3年度及び令和6年度、勝浦川の勝浦浜橋で令和2年度及び令和5年度に底質調査が実施されている。

調査地域における底質調査概要は表 3-2-31に、調査地域における底質調査位置は図 3-2-8に示すとおりである。

各年度の底質調査結果は表 3-2-32に、水底のダイオキシン類の調査結果は表 3-2-33に示すとおりである。

旧漁連前では、ダイオキシン類に係る環境基準は達成している。

表 3-2-31 調査地域の底質調査概要

番号	河川・海域	測定地点	測定項目・測定時期	
			底質	ダイオキシン類
2	新町川下流	旧漁連前	令和3年9月7日 令和6年9月6日	令和6年7月
9	勝浦川河口	勝浦浜橋	令和2年9月10日 令和5年9月4日	-

注) 番号は、図 3-2-8 に対応している。

出典：「令和2年度 徳島県内の大気の状態並びに公共用水域及び地下水の水質の状況について」
 (徳島県 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kurashi/shizen/5049471/>)
 「令和3年度 徳島県内の大気の状態並びに公共用水域及び地下水の水質の状況について」
 (徳島県 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kurashi/shizen/7208908/>)
 「令和4年度 徳島県内の大気の状態並びに公共用水域及び地下水の水質の状況について」
 (徳島県 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kurashi/shizen/7207676/>)
 「令和5年度 徳島県内の大気の状態並びに公共用水域及び地下水の水質の状況について」
 (徳島県 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kurashi/shizen/7219633/>)
 「令和6年度 徳島県内の大気の状態並びに公共用水域及び地下水の水質の状況について」
 (徳島県 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kurashi/shizen/7307127/>)
 「令和2～6年度 ダイオキシン類 (大気・公共用水域・地下水・土壌・事業者測定)」
 (徳島県 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/kankyo/kankyoundai/water/chemical/dioxin/>)

表 3-2-32 調査地域の底質調査結果

調査項目	単位	調査結果			
		2. 旧漁連前		9. 勝浦浜橋	
		令和 3 年度	令和 6 年度	令和 2 年度	令和 5 年度
カドミウム	μg/g	0.20	0.4	<0.05	0.1
全シアン	μg/g	—	—	—	—
鉛	μg/g	29	32	8.3	10
六価クロム	μg/g	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
砒素	μg/g	7.6	7.4	4.9	5.0
総水銀	μg/g	0.24	0.15	0.04	0.04
アルキル水銀	μg/g	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
PCB	μg/g	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
総クロム	μg/g	—	—	—	—
銅	μg/g	—	—	—	—
マンガン	μg/g	—	—	—	—
COD 乾泥	mg/g	—	—	—	—
含 水 量	%	38.5	36.1	16	19.6
強熱減量	%	7.5	6.7	1.7	2.5

注 1) “<” は報告下限値未満、“—” は測定項目外を示す。

注 2) 番号は、図 3-2-8 に対応している。

出典：表 3-2-31 の出典を参照。

表 3-2-33 調査地域の水底のダイオキシン類調査結果

番号	河川・海域	年度	測定地点	ダイオキシン類 水底の底質 (pg-TEQ/g)	環境基準 (pg-TEQ/g)
2	新町川下流	令和 6 年度	旧漁連前	5.4	150

注) 番号は、図 3-2-8 に対応している。

出典：「令和 2～6 年度 ダイオキシン類（大気・公共用水域・地下水・土壌・事業者測定）」

（徳島県 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/kankyo/kankyoundai/water/chemical/dioxin/>）

（４）地下水に係る環境の状況

調査地域では、令和2年度から令和6年度まで地下水水質調査（概況調査、継続監視調査）は実施されてない。また、調査地域には地下水のダイオキシン類測定地点はない。

3-2-3 土壌及び地盤の状況

(1) 一般的な土壌の状況

調査地域の土壌図は図 3-2-9に示すとおりである。調査地域は、台地及び低地が大半を占め、吉野川河口周辺は粗粒灰色低地土壌、グライ土壌、粗粒グライ土壌が大半を占めている。また勝浦川より南側には山地がみられ、乾性褐色森林土壌が分布している。

(2) 土壌に係る環境の状況

調査地域では、土壌中のダイオキシン類調査は実施されていない。

(3) 地盤の状況

「全国地盤環境情報ディレクトリ（令和6年度版）」（環境省）によると、調査地域周辺（徳島平野）では昭和46年に徳島市南部で地盤沈下が認められたが、現在のところ、これ以外の地盤沈下は認められていない。

徳島県では、地下水の採取の適正化を図ることにより、地下水の保全、地下水の水位の異常な低下又は塩水化及び地盤沈下を防止するため、平成17年に徳島県生活環境保全条例が策定され、吉野川や勝浦川の下流地域について地域指定を行い、届出による規制を行い地下水の採取の適正化が図られている。



【 凡 例 】

対象事業実施区域

山地および丘陵地の土壌

残積性未熟土

Sen 千羽統

乾性褐色森林土壌（黄色系）

Hiw 1 日和佐 1 統

乾性褐色森林土壌

Ryo 1 竜王山 1 統

赤色土壌

Koy 向麻山統

台地および低地の土壌

褐色森林土壌

Kib 貝原統

細粒灰色低地土壌

Tkr 宝田統

灰色低地土壌

Kyt 清武統

粗粒灰色低地土壌

Hmj 姫島統

細粒グライ土壌

Wsh 西山統

Kaw 川副統

グライ土壌

Shb 芝井統

Khv 上兵庫統

粗粒グライ土壌

Kot 琴浜統

出典：「土地分類基本調査（土壌図）徳島」
（昭和61年 徳島県）

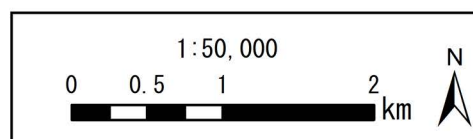


図 3-2-9 土壌図

3-2-4 地形及び地質の状況

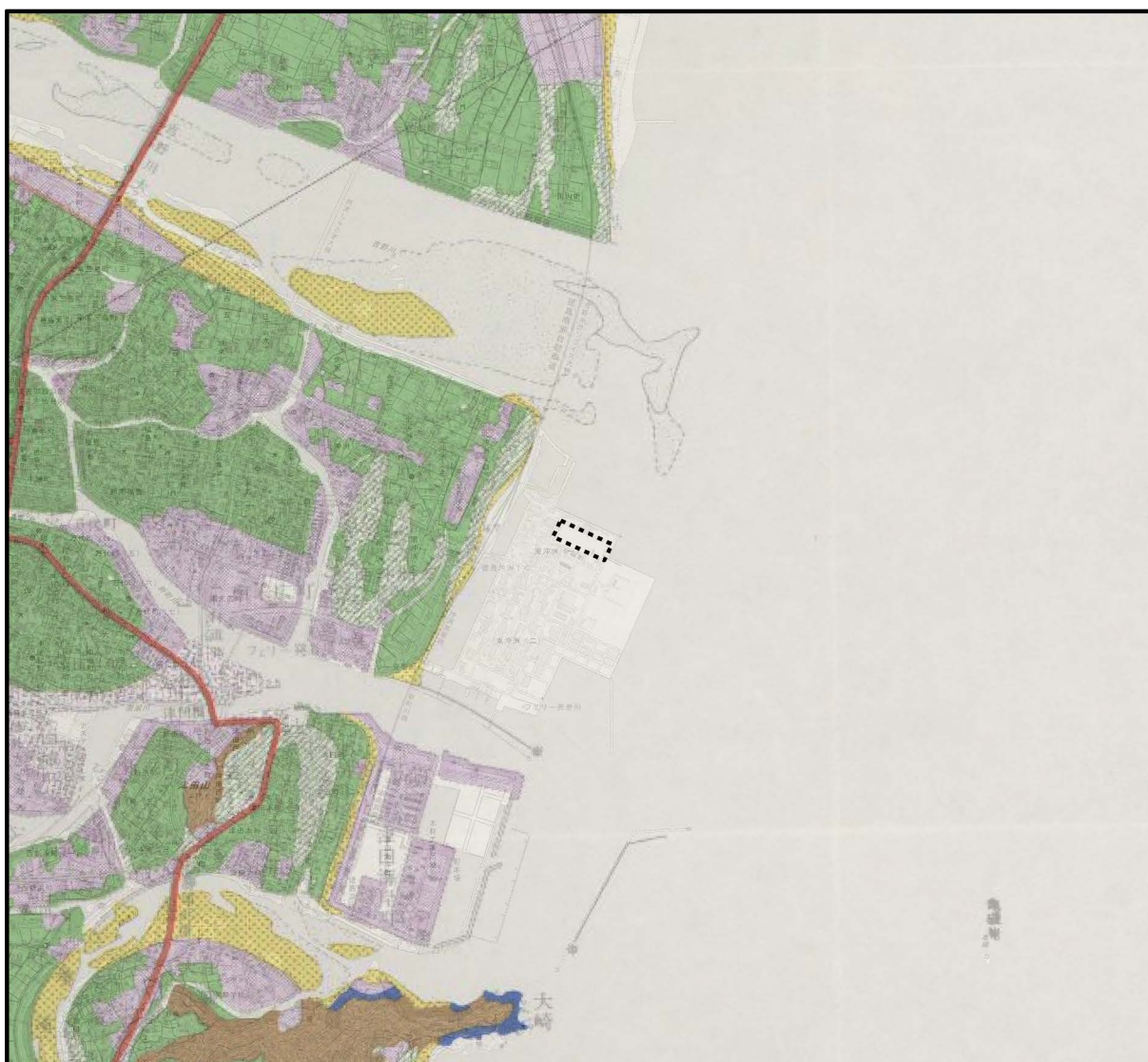
(1) 一般的な地形の状況

調査地域の地形分類図は図 3-2-10に示すとおりである。調査地域は、吉野川や勝浦川の河口域に位置しており、三角洲性低地及びその他の人工平坦地や埋立地が大半を占めている。河口や海岸周辺には礫堆、河原、浜がみられる。また、勝浦川より南側には小起伏山地が分布している。

なお、「活断層データベース」(国立研究開発法人産業技術総合研究所 <https://gbank.gsj.jp/activefault/>) によると、調査地域に活断層は分布していない。

(2) 一般的な地質、堆積物の状況

調査地域の地質は図 3-2-11に示すとおりである。調査地域は、吉野川や勝浦川の河口域に位置し、台地及び低地が大半を占めており、砂礫層、粘土-シルト、砂(海成層)等の未固結堆積物が大半を占めている。また、勝浦川より南側の山地・山麓地では、泥質片岩や紅れん片岩・赤鉄鉱・石英片岩等の変成岩が分布している。



【 凡 例 】

対象事業実施区域

山地・山麓地

小起伏山地

山麓地（Ⅰ）

低地

扇状地・麓斜面、勾配をもった支谷の谷底面、自然堤防、旧浜堤、洲、砂丘

三角洲性低地、臨海低地

その他

礫堆、河原、浜

人工平坦地、切土、干拓地、埋立地（もと塩田を除く）

埋立地（もと塩田）

崖

国道

主要地方道

出典：「土地分類基本調査（地形分類図）徳島」
（昭和61年 徳島県）

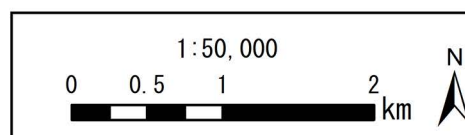
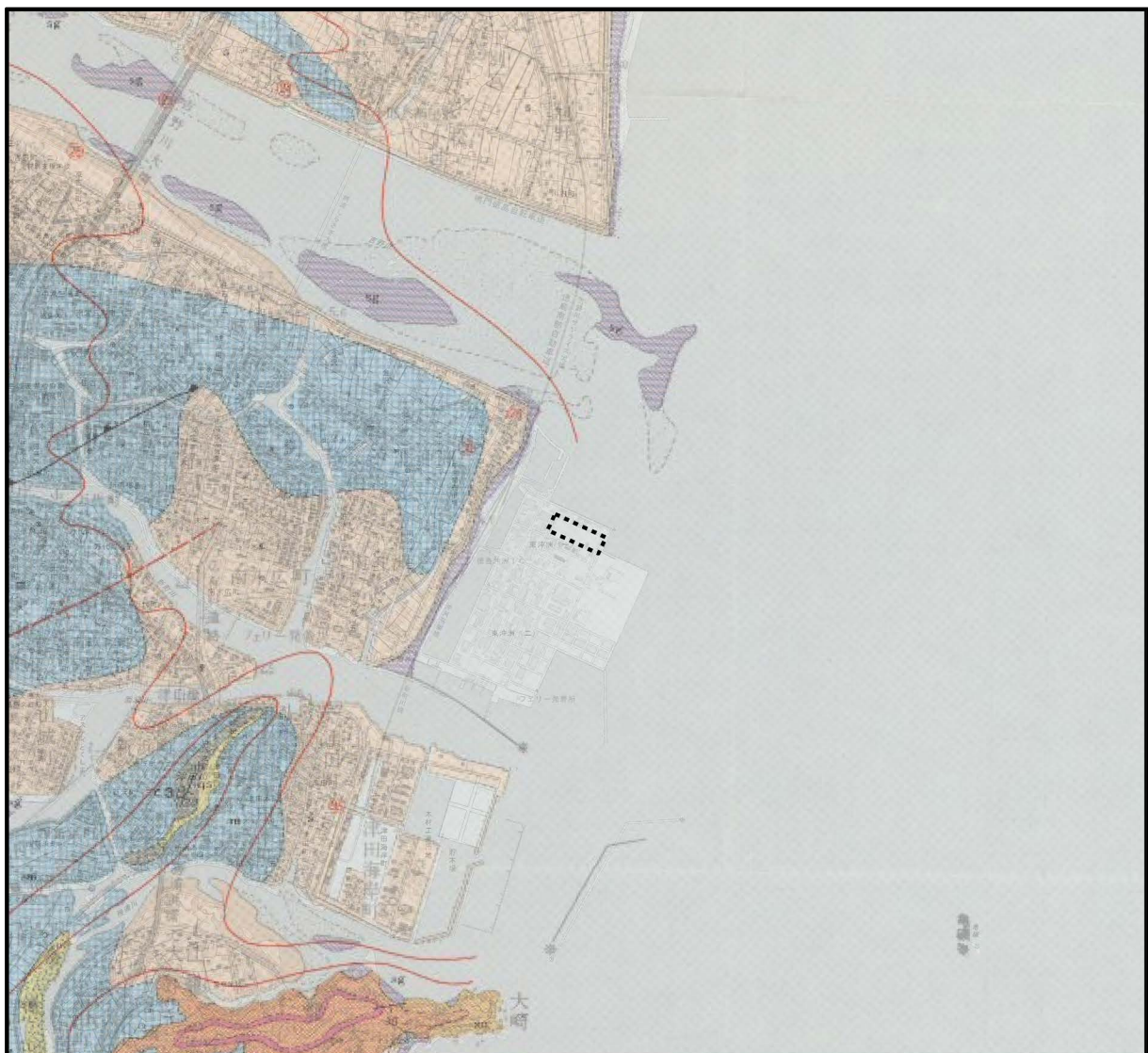


図 3-2-10 地形分類図



【 凡 例 】

 対象事業実施区域

未固結堆積物

sg 砂礫層
(河川・三角州・海浜堆積物)
m 粘土・シルト
s 砂 (海成層)

変成岩

ms 泥質片岩
ps 紅れん片岩・赤鉄鉱・石英片岩
qs 石英片岩
nb 無点紋塩基性片岩
sc 砂質片岩

その他

 走向及び傾斜
 向斜軸
 背斜軸
 点紋帯と無点紋帯との境界
(北側点紋帯)
 沖積 (C) 層基底等深線
 柱状断面位置および番号

岩片のかたさ

c 硬 (耐圧強度 400 kg / cm² 以上)

岩体のかたさ

3 硬 (弾性波速度 3.0 km / sec 以上)

風化殻の深度

β 中程度 (約 10m 以浅)

出典：「土地分類基本調査 (表層地質図) 徳島」
(昭和61年 徳島県)

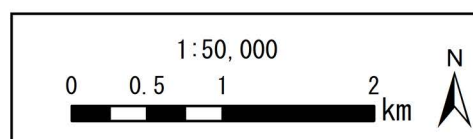


図 3-2-11 表層地質図

(3) 重要な地形、地質の分布及び特性

1) 地形

調査地域の重要な地形一覧は表 3-2-34に、重要な地形位置図は図 3-2-12に示すとおりである。

なお、調査地域及び対象事業実施区域には「第3回自然環境保全基礎調査 徳島県自然環境情報図」(環境庁、平成元年)に記載されている重要な地形はない。

表 3-2-34 調査地域の重要な地形一覧

名称	分類	出典
吉野川河口の干潟	干潟	①②

出典：①「徳島県すぐれた自然図」(昭和51年 環境庁)

②「日本の地形レッドデータブック」(平成12年 古今書院)

2) 地質

「徳島県すぐれた自然図」(環境庁、昭和51年)及び「第3回自然環境保全基礎調査 徳島県自然環境情報図」(環境庁、平成元年)によると、調査地域及び対象事業実施区域には重要な地質は分布していない。

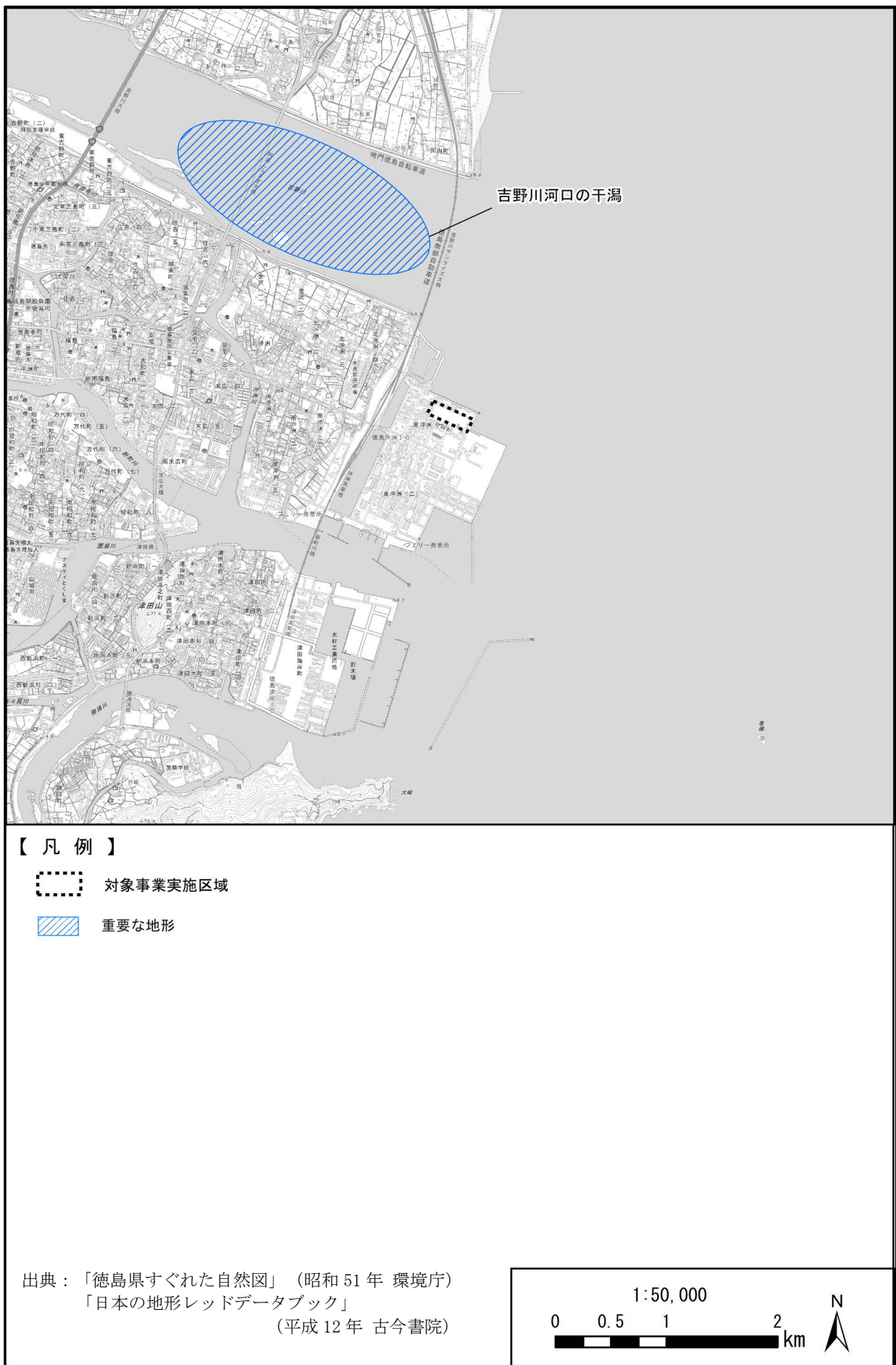


図 3-2-12 重要な地形位置図

3-2-5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

調査対象とした動植物の生息・生育に関する文献資料は表 3-2-35に示すとおりである。

第2回～第7回自然環境保全基礎調査の動植物分布については、調査地域を含む2次メッシュ(513404、513405、513414、513415)を調査範囲とした。調査地域を含む2次メッシュは図 3-2-13に示すとおりである。

自然環境保全基礎調査のうち、特定植物群落調査、重要沿岸域生物調査及び浅海域生態系調査(干潟調査)については、調査地点位置図をもとに調査地域に分布する種を対象とした。また、「徳島県版レッドデータブック」(徳島県、平成13年)及び「徳島県版レッドリスト改訂版」(徳島県、平成22年、23年、25年、26年)、「徳島県植物誌」(阿部近一、平成2年)に記載されている生息状況から、本市で確認されている種及び県内全域で確認されている種を整理した。なお、「徳島市所在 国・県・市指定文化財・登録有形文化財」については、調査地域に天然記念物は分布していなかった。動植物の調査範囲については、以下「調査対象地域」と示す。

表 3-2-35 調査対象とした文献資料一覧

番号	文献資料名
1	「第2回自然環境保全基礎調査」(環境庁、昭和53年～54年)
2	「第3回自然環境保全基礎調査」(環境庁、昭和58年～62年)
3	「第4回自然環境保全基礎調査」(環境庁、昭和63年～平成4年)
4	「第5回自然環境保全基礎調査」(環境庁・環境省、平成5年～10年)
5	「第6回自然環境保全基礎調査」(環境庁・環境省、平成11年～16年)
6	「第7回自然環境保全基礎調査」(環境省、平成17年～24年)
7	「ガンカモ類の生息調査(昭和44年度～令和6年度)」 (環境省 https://www.biodic.go.jp/gankamo/gankamo_top.html)
8	「データファイル」「モニタリングサイト1000 シギ・チドリ類調査」 (環境省 https://www.biodic.go.jp/moni1000/findings/data/index_file_shorebird.html)
9	「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成27年9月)
10	「環境アセスメントデータベース EADAS」(環境省 https://eadas.env.go.jp/eiadb/ebidbs/)
11	「徳島県版レッドデータブック」(徳島県、平成13年)
12	「徳島県版レッドリスト改訂版」(徳島県、平成22年、23年、25年、26年)
13	「徳島市所在 国・県・市指定文化財・登録有形文化財」(徳島市、令和6年4月更新)
14	「徳島県植物誌」(阿部近一、平成2年)

注) 鳥類及び魚類については、「徳島県版レッドデータブック」(徳島県、平成13年)に具体的な確認地名が記載されていなかったため、以下の基準で対象種を抽出した。

鳥類：「県内の生息状況」の項目に「吉野川河口」、「県東部の湿地地帯や河口部のヨシ原」、「海岸部」等、調査地域に含まれる環境が記載されている種を抽出した。

魚類：吉野川、勝浦川等、調査地域に位置する河川下流部に生息する種及び、県内河川下流部に広く分布する種を抽出した。また、河川中流・上流を生息域とする種は対象外とした。なお、「徳島県版レッドリスト改訂版」(徳島県、平成22年、23年、25年、26年)の新規掲載種についても、調査地域に位置する河川に生息する種のみ抽出した。

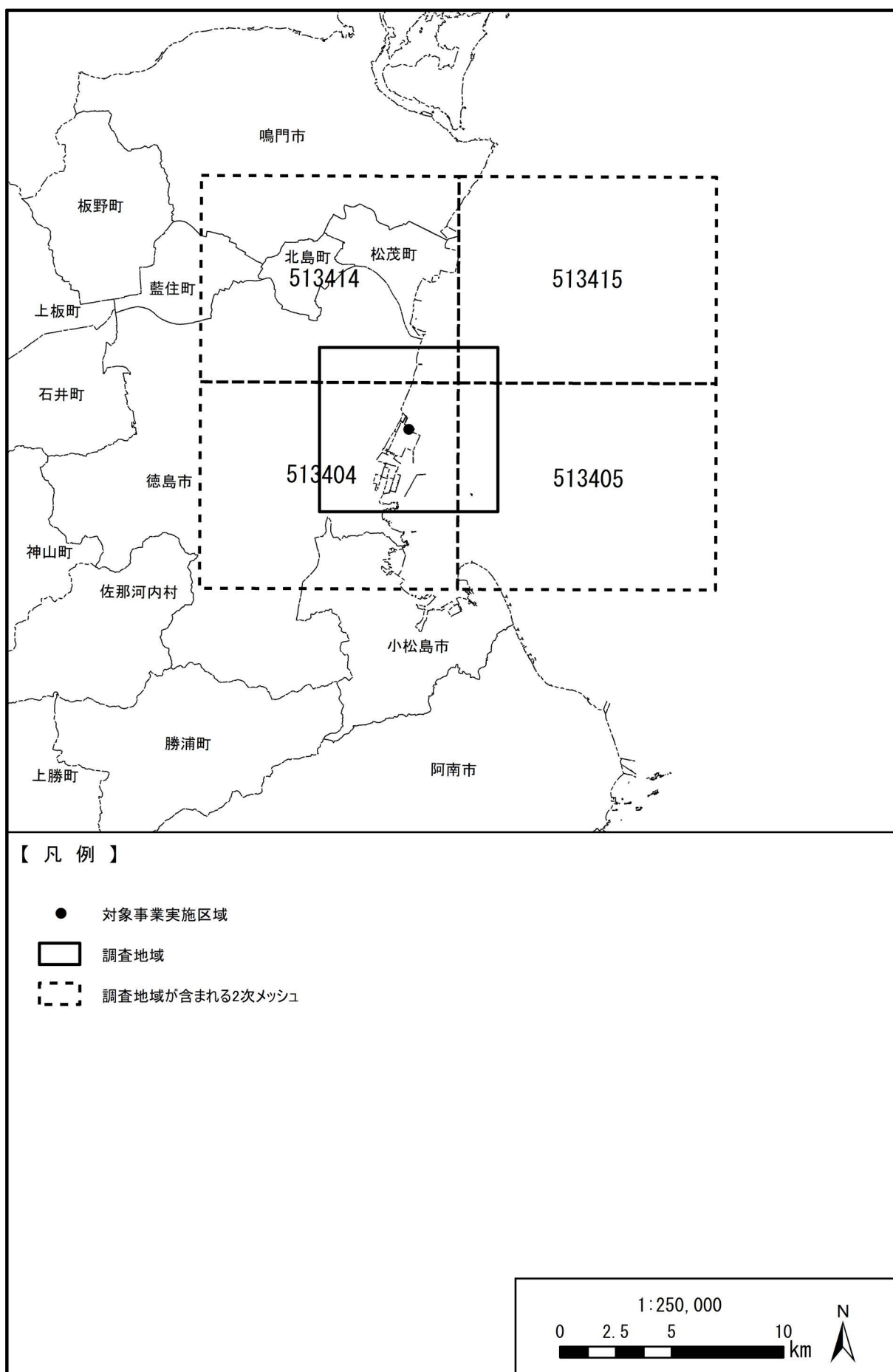


図 3-2-13 調査地域が含まれる 2 次メッシュ

(1) 植物

1) 植生

調査地域における現存植生図は、図 3-2-14に示すとおりである。

調査地域の陸域は徳島県東部の平野部に位置しており、全域が暖温帯ヤブツバキクラス域に属している。また、調査地域の東側は開放水域（海域）である。陸域では、緑の多い住宅地、市街地、工場地帯が主体であるが、吉野川や勝浦川の河口部付近にはヨシクラス、砂丘植生、塩沼地植生、イセウキヤガラ群落等が確認されている。また、河川河口部付近の複数箇所に自然裸地が確認されている。そのほか、吉野川下流部の主に左岸側には、水田雑草群落、畑雑草群落が確認されている。

調査地域の南端に位置する半島状の山地の先端部には、ヤブツバキクラス域代償植生であるウバメガシ二次林が分布しているほか、山地内陸部にはウバメガシ－アカマツ群落、アカマツ群落(VII)、コナラ群落(VII)等の代償植生が分布している。また、調査地域の南西部に位置する津田山では、辺縁部にコナラ群落(VII)、尾根部にアカマツ群落(VII)が確認されている。そのほか、勝浦川河口部右岸側の山地辺縁部には、果樹園や竹林が確認されている。

2) 植物相

調査対象地域において、植物は141科819種が確認されている。

樹林に生育する種では、ハゼノキやヌルデ等の落葉広葉樹、ウバメガシやタブノキ等の常緑広葉樹、アセビやヒサカキ等の常緑低木類、林床に生育するシハイスミレやジュウニヒトエ等、シダ植物のイノモトソウやリョウメンシダ等が確認されている。河川周辺に生育する種では、河川敷等に生育するウマノスズクサやカワラケツメイ等、河川水際等に生育するアイアシやイグサ等が確認されている。河口から沿岸部に生育する種では、海岸の砂浜に生育するイソスミレ、ハマエンドウ、コウボウムギやハマヒルガオ等、塩性湿地に生育するオカヒジキやシオクグ等が確認されている。また、市街地や耕作地周辺に生育する種では、エノコログサ、メヒシバ等が確認されている。

(2) 動物

1) 哺乳類

調査対象地域において、哺乳類は8目12科18種が確認されている。

丘陵地から低地に広く生息するタヌキやコウベモグラ、アカネズミ、ニホンザル、耕作地や河川周辺等に生息するニホンイタチ、シベリアイタチ、ノウサギ、市街地等に生息するアブラコウモリ等が確認されている。そのほか、沿岸部では鯨類のスナメリが確認されている。

2) 鳥類

調査対象地域において、鳥類は21目52科208種が確認されている。

河川河口部の干潟や水田等でみられるトウネン、ハマシギ、ダイゼン、ケリ等のシギ・チドリ類、チュウサギ、アマサギ等のサギ類、マガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ等のカモ類が確認されている。そのほか、樹林に生息するアオバト、カケス、サンコウチョウ、草地や農耕地でみられるヒバリ、アオジ、カワラヒワ、市街地等でみられるカワラバト（ドバト）、ハシブトガラス等が確認されている。また、生態系の上位に位置するミサゴ、オオタカ、サシバ等の猛禽類も確認されている。

3) 爬虫類

調査対象地域において、爬虫類は2目8科15種が確認されている。

水域及びその周辺で生息する種として、河川の中・下流域や池沼等の水域でみられるニホンイシガメ、クサガメ等のカメ類、河川や水田周辺等でみられるシマヘビ、ヒバカリ、ニホンマムシ等のヘビ類が確認されている。また、耕作地や民家周辺に生息するニホンカナヘビ、ニホントカゲ、ニホンヤモリやアオダイショウ、山地でみられるシロマダラ、タカチホヘビ、四国と瀬戸内周辺に分布し、海岸付近の岩礁等に生息するタワヤモリも確認されている。そのほか、沿岸部の砂浜ではウミガメ科（種不明）の産卵が確認されている。

4) 両生類

調査対象地域において、両生類は2目7科10種が確認されている。

カエル類では、水田やため池等に生息するトノサマガエルやニホンアマガエル、ヌマガエル等が確認されている。また、同様の環境で生息するアカハライモリも確認されている。さらに、淡水域に広く生息するウシガエルが確認されている。サンショウウオ類では、平地から丘陵地の池や水田等でみられるセトウチサンショウウオ、河川の上・中流域でみられるオオサンショウウオが確認されている。

5) 陸上昆虫類

調査対象地域において、陸上昆虫類は4目29科151種が確認されている。

水田や河川等に生息するキイロサナエ、ギンヤンマ、アオイトトンボ等のトンボ類、河川沿いや海岸の砂地等に生息するエリザハンミョウ、ルイスハンミョウ、カワラハンミョウ等のハンミョウ類が確認されている。そのほか、樹林に生息するハルゼミやミンミンゼミ等のセミ類、コクワガタやヒラタクワガタ本土亜種等のクワガタムシ類、モンキチョウやモンシロチョウ等のチョウ類、オオミズアオ本土亜種やベニスズメ等のガ類、ベーツヒラタカミキリやケブトハナカミキリ等のカミキリムシ類等が確認されている。

6) 魚類

調査対象地域において、魚類は11目28科89種が確認されている。

河川上流から中流域に生息するカワムツ、アカザや、主に下流から河口付近でみられるミミズハゼ、ゴクラクハゼ、アシシロハゼ、干潟等に生息するタビラクチ、ヒモハゼ、トビハゼ、汽水から海域でみられるスズキ、クロダイ、キチヌ、ギンガメアジ、コトヒキ、ヒイラギ等が確認されている。そのほか、水田や水路等に生息するタモロコ、ミナミメダカ、ドジョウ等も確認されている。

7) 底生動物

調査対象地域において、底生動物は5門8綱29目69科124種が確認されている。

水田等に生息するヒメタニシ、マルタニシ、ヒラマキミズマイマイ、河川中流から下流域に生息するチリメンカワニナ、マツカサガイ広域分布種、イシマキガイ、汽水域のヨシ原や転石等に生息するクリイロカワザンショウ、ヤマトクビキレガイ、ナギサノシタタリ、干潟や砂浜、浅海域に生息するナミヒモムシ、ヤマトスピオ、マメコブシガニ、ニホンスナモグリ、チゴガニ、砂浜や砂礫浜等に生息するヒメハマトビムシ、潮間帯の岩礁や護岸等に生息するタテジマフジツボ、シロスジフジツボ等が確認されている。

8) 陸産貝類

調査対象地域において、陸産貝類は2目12科35種が確認されている。

樹林の林床に生息するアツブタガイ、アワムシオイガイ、キセルガイモドキ、ヒラベッコウガイ、タワラガイ、ヒメカサキビ、樹上に生息するマルシタラガイ、セトウチマイマイ、草地や農耕地に生息するウスカワマイマイ等が確認されている。

9) クモ類

調査対象地域において、クモ類は1目1科1種が確認されている。

人家の庭や海岸等広範囲で、崖のくぼみや石と石の隙間等に生息するハンゲツオスナキグモが確認されている。



図 3-2-14 現存植生図

(3) 重要な動植物の状況

重要な動植物の選定基準は表 3-2-36に示すとおりである。調査対象地域で確認された種のうち、選定基準に該当するものを抽出した。なお、重要な植物群落については、自然環境保全基礎調査及び文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）に基づく天然記念物を対象とした。

表 3-2-36 重要な動植物の選定基準

選定基準		略称	カテゴリー
①	文化財保護法（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）	特天	特別天然記念物
		天	天然記念物
②	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号）	国内	国内希少野生動植物種（下記の特定第一種、特定第二種を除く）
		国一	特定第一種国内希少野生動植物種
		国二	特定第二種国内希少野生動植物種
		緊急	緊急指定種
③	「徳島県指定希少野生生物」（徳島県 https://www.pref.tokushima.lg.jp/kankyo/sizen/seibutsutayou/rare_wildlife.html/ ）	指定	徳島県指定希少野生生物
④	「環境省版第 5 次レッドリスト（維管束植物）」（環境省、令和 7 年） 「【哺乳類】環境省レッドリスト 2020」（環境省、令和 2 年） 「環境省版第 5 次レッドリスト（鳥類）」（環境省、令和 8 年） 「環境省版第 5 次レッドリスト（爬虫類）」（環境省、令和 8 年） 「環境省版第 5 次レッドリスト（両生類）」（環境省、令和 8 年） 「【汽水・淡水魚類】環境省レッドリスト 2020」（環境省、令和 2 年） 「【昆虫類】環境省レッドリスト 2020」（環境省、令和 2 年） 「【貝類】環境省レッドリスト 2020」（環境省、令和 2 年） 「【その他無脊椎動物】環境省レッドリスト 2020」（環境省、令和 2 年）	EX	絶滅種
		EW	野生絶滅
		CR+EN	絶滅危惧 I 類
		CR	絶滅危惧 I A 類
		EN	絶滅危惧 I B 類
		VU	絶滅危惧 II 類
		NT	準絶滅危惧
		DD	情報不足
		LP	絶滅のおそれのある地域個体群
⑤	「徳島県版レッドリスト改訂版」（徳島県、鳥類：平成 22 年、哺乳類：平成 23 年、昆虫類・両生類・爬虫類・その他の無脊椎動物：平成 25 年、汽水・淡水魚類・維管束植物：平成 26 年）	EX	絶滅
		EW	野生絶滅
		CR	絶滅危惧 IA 類
		EN	絶滅危惧 IB 類
		VU	絶滅危惧 II 類
		NT	準絶滅危惧
		DD	留意

注) 以下、本項では選定基準②を種の保存法、④を「環境省レッドリスト 2020」または「環境省第 5 次レッドリスト」と記載する。

1) 植物

① 植物群落

調査地域内の重要な植物群落は表 3-2-37に、植物群落位置図は図 3-2-15に示すとおりである。

「第2回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」(環境庁、昭和54年)、「第3回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」(環境庁、昭和63年)、「第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」(環境庁、平成12年)、「植物群落レッドデータ・ブック」(日本自然保護協会、平成8年)によると、調査地域内の重要な植物群落として、「竈の塩生植物群落」、「吉野川河口のヨシ群落」が分布している。

表 3-2-37 調査地域の重要な植物群落一覧

番号	重要な植物群落	相観区分	新たな保護対策の 必要性・緊急性	選定基準
1	竈の塩生植物群落	海浜植生	ランク 3	D
2	吉野川河口のヨシ群落	湿地植生	ランク 2	D

注1) 番号は、図 3-2-15 に対応する。

注2) 選定基準「D」は、砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落又は個体群で、その群落の特徴が典型的なものを示す。

注3) 新たな保護対策の必要性・緊急性は、以下のとおりである。

ランク 2…破壊の危惧（現在は保護対策が功を奏しているが、将来は破壊の危惧が大きいこと）

ランク 3…対策必要（対策を講じなければ群落の状態が徐々に悪化する）

出典：「植物群落レッドデータ・ブック」（平成8年 日本自然保護協会）

「環境アセスメントデータベース EADAS」（環境省 <https://eadas.env.go.jp/eiadb/ebidbs/>）

② 植物相

調査対象地域における既存資料調査で確認された重要な植物の一覧は表 3-2-38(1)～(3)に示すとおりである。

調査対象地域において確認記録のある重要な種は、ため池等でみられる浮葉植物のオニバスやアサザ、湧水等でみられる水草のトリゲモやノタヌキモ、汽水域でみられる水草のカワツルモ、汽水から海域でみられる水草のコアマモ、河口付近の塩性湿地でみられるフクト、ハマサジやハママツナ、イセウキヤガラ、ウラギク、砂浜等にみられるイソホウキギ、ビロードテンツキやハマニガナ、樹林の林床に生育するエビネやギンラン、腐生植物のマヤランやムヨウラン、シダ植物のエビガラシダやヌカイタチシダマガイ、樹上等に着生するフウランやヨウラクラン、岩盤や崖地に生育するツメレンゲやイズハハコ、河川の湿地にみられるタコノアシやミゾコウジュ、草地性のキキョウやノニガナ、水田雑草であるデンジソウやヒメミズワラビ、早春植物のユキワリイチゲ、瀬戸内地方固有種のセトウチホトトギス等、137種が確認されている。

表 3-2-38(1) 調査対象地域における既存資料調査で確認された重要な植物一覧(維管束植物)

No.	分類群	科名	種名	文献 資料	選定基準				
					①	②	③	④	⑤
1	シダ植物	ハナヤスリ科	コヒロハハナヤスリ	11, 14					VU
-			コハナヤスリ*	14					EN
2			ヒロハハナヤスリ	11, 14					EN
3		デンジソウ科	デンジソウ	11, 14				NT	DD
4		サンショウモ科	オオアカウキクサ	11, 14				EN	CR
5			サンショウモ	11				NT	CR
6		イノモトソウ科	タキミシダ	11, 14				VU	CR
7			ヒメミズワラビ	14					NT
8			ヒメウラジロ	14				NT	NT
9			エビガラシダ	11				VU	VU
10		チャセンシダ科	クモノスシダ	14					NT
11		メシダ科	ハコネシケチシダ	11					EN
12			フモトシケシダ	11, 14					CR
13		オシダ科	アツギノヌカイタチシダマガイ	11, 14					CR
14			ヌカイタチシダマガイ	11, 14					VU
15	被子植物	スイレン科	オニバス	11, 14				VU	CR
16			コウホネ	11					CR
17			ヒメコウホネ	11				CR	VU
18		ウマノスズクサ科	ミヤコアオイ	11, 14					NT
19			ナンカイアオイ	11, 14				VU	NT
20		クスノキ科	ニッケイ	14				NT	
21		サトイモ科	ユキモチソウ	11, 14				NT	NT
22			ナンゴクウラシマソウ	11					NT
23		トチカガミ科	ヤナギスブタ	11					EN
24			ムサシモ	11				EN	CR
25			ホッスモ	11, 14					EN
26			トリゲモ	11, 14				VU	CR
27			ミズオオバコ	11				NT	VU
28		アマモ科	コアマモ	11, 14					NT
29		ヒルムシロ科	ヒロハノエビモ	14					DD
30		カワツルモ科	カワツルモ	14				NT	CR
31		キンコウカ科	ソクシンラン	11					NT
32		ユリ科	ヒメユリ	11				EN	CR
33			セトウチホトトギス	11					VU
34		ラン科	キエビネ	11				VU	CR
35			エビネ	11, 14				NT	VU
36			ギンラン	11, 14					VU
37			キンラン	11, 14				NT	VU
38			ササバギンラン	11, 14					CR
39			マヤラン	11, 14				VU	CR
40			クマガイソウ	11				VU	VU
41			セッコク	11					VU
42			カキラン	11, 14					CR
43			タシロラン	11				NT	VU
44			ムヨウラン	11, 14					EN
45			フウラン	11				NT	VU
46			ヨウラクラン	11, 14					VU
47		ヒガンバナ科	キツネノカミソリ	14					CR
48		クサスギカズラ科	ナンカイギボウシ	11, 14					VU
49		ミズアオイ科	ミズアオイ	11				NT	EN
50		ガマ科	ナガエミクリ	11, 14				NT	NT

表 3-2-38(2) 調査対象地域における既存資料調査で確認された重要な植物一覧(維管束植物)

No.	分類群	科名	種名	文献 資料	選定基準				
					①	②	③	④	⑤
51	被子植物	ガマ科	コガマ	11, 14					VU
52		カヤツリグサ科	イセウキヤガラ	4, 11					VU
53			ベニイトスゲ	11					VU
54			クロカワズスゲ	11, 14					EN
55			オオナキリスゲ	11					EN
56			ウマスゲ	11, 14					VU
57			フサスゲ	11, 14					VU
58			アワボスゲ	11, 14					CR
59			タカネマスキサ	11, 14					DD
60			センダイスゲ	11, 14					VU
61			セイタカハリイ	11					VU
62			イヌクログワイ	11					NT
63			スジヌマハリイ	11, 14				VU	CR
64			チャボイ	11, 14				VU	VU
65			シオカゼテンツキ	11, 14					DD
66			ビロードテンツキ	11, 14					VU
67			タイワンヤマイ	14					CR
68			マツカサススキ	11, 14					EN
69		イネ科	ミズタカモジグサ	14				VU	EN
70			コゴメカゼクサ	11, 14					CR
71			ウンヌケモドキ	11, 14				NT	VU
72		キンポウゲ科	ユキワリイチゲ	11, 14					VU
73		スグリ科	ヤブサンザシ	11					VU
74		ベンケイソウ科	ツメレンゲ	11, 14				NT	NT
75		タコノアシ科	タコノアシ	11, 14				NT	VU
76		マメ科	タヌキマメ	11, 14					CR
77			ニワフジ	11, 14					EN
78			マキエハギ	11, 14					CR
79			ミソナオシ	11					NT
80		クロウメモドキ科	ケンボナシ	11, 14					DD
81		バラ科	ヒメヘビイチゴ	14					CR
82		ウリ科	オオカラスウリ	11					VU
83		トウダイグサ科	イワタイゲキ	11					NT
84		ヤナギ科	カワヤナギ	11, 14					DD
85		スミレ科	イソスミレ	14				VU	
86		オトギリソウ科	ミズオトギリ	11, 14					NT
87		アカバナ科	ウスゲチョウジタデ	11				NT	NT
88		アオイ科	ハマボウ	11, 14					NT
89		アブラナ科	シロイヌナズナ	11					EN
90			ハマハタザオ	11, 14					DD
91			コイヌガラシ	11, 14				NT	NT
92		イソマツ科	ハマサジ	11, 14				NT	VU
93		タデ科	サデクサ	11, 14					NT
94			コギシギシ	11, 14				NT	NT
95		ナデシコ科	ウシオツメクサ	14					DD
96		ヒユ科	イソホウキギ	11, 14					DD
97			カワラアカザ	11, 14					DD
98			マツナ	11, 14					CR
99			ハママツナ	11, 14					NT
100		サクラソウ科	カラタチバナ	11, 14					EN
101		マチン科	ホウライカズラ	11, 14					NT

表 3-2-38(3) 調査対象地域における既存資料調査で確認された重要な植物一覧(維管束植物)

No.	分類群	科名	種名	文献資料	選定基準				
					①	②	③	④	⑤
102	被子植物	キョウチクトウ科	フナバラソウ	11, 14				NT	CR
103			コカモメヅル	14					VU
104			スズサイコ	14				NT	CR
105		ヒルガオ科	マメダオシ	11, 14				EN	DD
106			ハマネナシカズラ	11				EN	EN
107		オオバコ科	アワゴケ	11					CR
108			イヌノフグリ	11, 14				NT	VU
109			カワヂシャ	11, 14				NT	NT
110		ゴマノハグサ科	オオヒナノウスツボ	11, 14					EN
111		シソ科	カワミドリ	11					EN
112			タニジャコウソウ	14				NT	NT
113			ラショウモンカズラ	11, 14					VU
114			ミゾコウジュ	11, 14				NT	EN
115			ヒメナミキ	11, 14					EN
116			ナミキソウ	14					CR
117			カリガネソウ	11, 14					NT
118		ハマウツボ科	ハマウツボ	11, 14				VU	CR
119		タヌキモ科	ノタヌキモ	11				VU	CR
120		キキョウ科	キキョウ	11				NT	EN
121		ミツガシワ科	アサザ	11, 14				NT	CR
122		キク科	フクド	11, 14				NT	VU
123			ヒメアザミ	11, 14					NT
124			イズハハコ	11, 14				NT	NT
125			フジバカマ	11, 14				NT	EN
126			スイラン	11, 14					CR
127			オグルマ	14					VU
128			ノニガナ	11					EN
129			ハマニガナ	14					VU
130			ネコノシタ	11, 14					EN
131			ヤマザトタンポポ	14				NT	
132			クシバタンポポ	14					EN
133			オカオグルマ	11, 14					VU
134			ウラギク	11, 14				NT	NT
135			オナモミ	11				VU	DD
136		セリ科	ヌマゼリ	14				NT	EX
137		スイカズラ科	オミナエシ	11					VU
合計	57 科 137 種				0 種	0 種	0 種	55 種	135 種

注 1) 種の名称及び配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省、令和 7 年）に準拠した。

注 2) 表中の文献資料は、表 3-2-35 文献資料一覧の番号に対応している。

注 3) 重要な植物の選定基準及び略称、カテゴリーは、表 3-2-36 に示すとおりである。

注 4) ※：コハナヤスリはコヒロハナヤスリ（既出）とハマハナヤスリの雑種とされているため、種数に計上しない。ただし、「徳島県版レッドリスト改訂版」（選定基準⑤）においてコヒロハナヤスリとは別カテゴリーに掲載されていることから、選定基準⑤の種数には計上した。

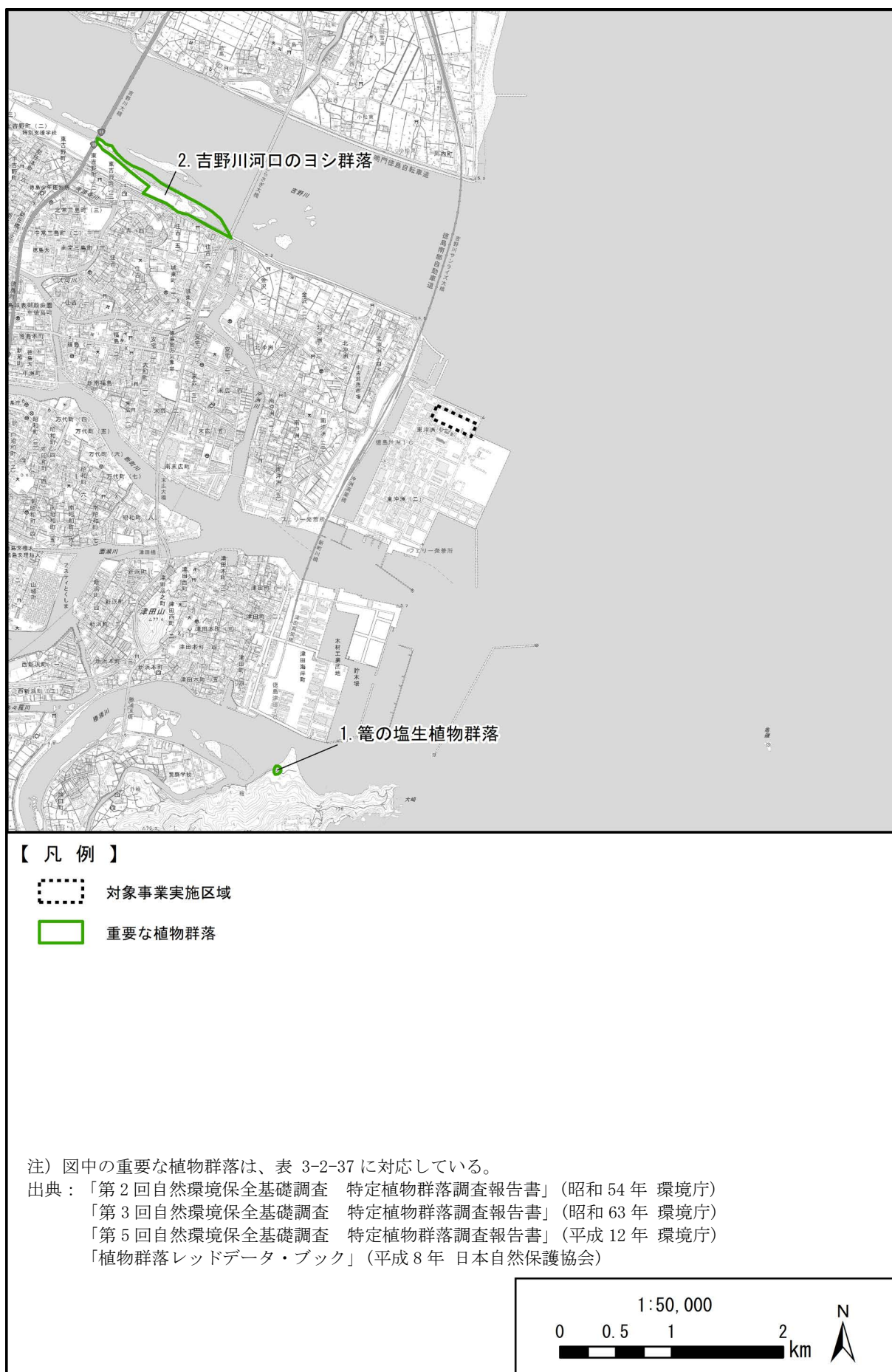


図 3-2-15 重要な植物群落位置図

③ 巨樹・巨木林

調査地域内の巨樹・巨木林一覧は表 3-2-39に、巨樹・巨木林位置図は図 3-2-16に示すとおりである。

「第4回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査報告書」（環境庁、平成2年）、「第6回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林フォローアップ調査報告書」（環境省、平成13年）及び「巨樹・巨木林データベース」（環境省）によると、調査地域に分布する巨樹・巨木林は、クスノキ、クロマツ及びソテツの3件である。そのうち対象事業実施区域に最も近いソテツは、樹幹の幹周211cm、樹高8mであり、対象事業実施区域の約3.1km北西方に位置している。

表 3-2-39 調査地域の巨樹・巨木林一覧

番号	樹種	樹幹(cm)	樹高(m)	出典
1	クスノキ	279	14	①
2	クロマツ	306	11	①
3	ソテツ	211	8	②

注) 番号は、図 3-2-16 に対応している。

出典：①「第6回自然環境保全基礎調査 巨樹巨木林フォローアップ調査報告書」
(平成13年 環境省)

②「巨樹・巨木林データベース」(環境省 <https://kyoju.biodic.go.jp/>)



【 凡 例 】

- 対象事業実施区域
- 巨樹・巨木林

注) 番号は、表 3-2-39 に対応している。

出典：「第 6 回自然環境保全基礎調査 巨樹巨木林フォローアップ調査報告書」（平成 13 年 環境省）
「巨樹・巨木林データベース」（環境省 <https://kyoju.biodic.go.jp/>）

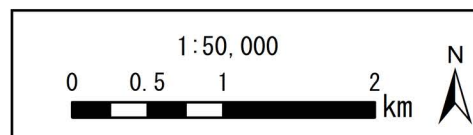


図 3-2-16 巨樹・巨木林位置図

2) 動物

調査地域における既存資料調査で確認された重要な動物一覧は表 3-2-40(1)～(6)に、重要な動物位置図は図 3-2-17に示すとおりである。また、重要な動物位置図掲載種一覧は、表 3-2-41に示すとおりである。

調査対象地域において、重要な種は、鳥類では猛禽類のミサゴやオオタカ、干潟等に生息するホウロクシギやズグロカモメ等96種が確認されている。爬虫類ではタワヤモリ等7種が確認されている。両生類ではセトウチサンショウウオやアカハライモリ等4種が確認されている。陸上昆虫類ではオオトックリゴミムシやルイスハンミョウ等39種が確認されている。魚類ではシラウオやトビハゼ等42種が確認されている。底生動物ではクリイロカワザンショウやシオマネキ等37種が確認されている。陸産貝類では、サドヤマトガイやウメムラシタラガイ等5種が確認されている。そのほか、クモ類ではハンゲツオスナキグモの1種が確認されている。なお、調査対象地域では哺乳類の重要な種は確認されなかった。

表 3-2-40(1) 調査対象地域における既存資料調査で確認された重要な動物一覧

項目	No.	目名	科名	種名	文献資料	選定基準				
						①	②	③	④	⑤
鳥類	1	キジ目	キジ科	ウズラ	4				VU	VU
	2	カモ目	カモ科	マガン	7	天				
	3			コクガン	4, 7, 11	天			VU	VU
	4			コハクチョウ	4, 11					NT
	5			ツクシガモ	4, 7, 8, 11				DD	EN
	6			オシドリ	4					VU
	7			トモエガモ	4, 7				DD	VU
	8			ホシハジロ	4, 7				NT	
	9			キンクロハジロ	2, 4, 7				VU	
	10			ズグモ	4, 7				NT	
	11			ビロードキンクロ	4, 7					EN
	12			クロガモ	4, 7					VU
	13			ウミアイサ	2, 4, 7, 11					VU
	14	カイツブリ目	カイツブリ科	アカエリカイツブリ	4					VU
	15	アビ目	アビ科	オオハム	2					NT
	16	ミズナギドリ目	ミズナギドリ科	オオミズナギドリ	4					VU
	17	カツオドリ目	ウ科	ヒメウ	4				EN	EN
	18	ペリカン目	サギ科	ヨシゴイ	4, 11				DD	EN
	19			オオヨシゴイ	4		国内		CR	
	20			ゴイサギ	1, 2, 4				VU	
	21			ササゴイ	4				VU	NT
	22			アカガシラサギ	11					DD
	23			アマサギ	1, 4				EN	
	24			チュウサギ	1, 2, 4, 11				NT	NT
	25			コサギ	1, 2, 4				VU	
	26			カラシラサギ	4, 12					EN
	27		トキ科	ヘラサギ	8				EN	
	28			クロツラヘラサギ	4, 8, 12		国内		VU	CR
	29	ツル目	ツル科	ナベヅル	4, 11				VU	EN
	30		クイナ科	クイナ	12					VU
	31			ヒクイナ	12				NT	VU
	32			バン	1, 2				VU	
	33	ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ	1, 11				NT	EN
	34	アマツバメ目	アマツバメ科	アマツバメ	4				VU	
	35	チドリ目	チドリ科	ケリ	4, 8				DD	
	36			ムナグロ	4, 8				VU	NT

表 3-2-40(2) 調査対象地域における既存資料調査で確認された重要な動物一覧

項目	No.	目名	科名	種名	文献 資料	選定基準				
						①	②	③	④	⑤
鳥 類	37	チドリ目	チドリ科	イカルチドリ	1, 2					NT
	38			シロチドリ	2, 8, 10, 11				VU	VU
	39			オオメダイチドリ	4, 8, 11					NT
	40		ミヤコドリ科	ミヤコドリ	4, 8, 11					NT
	41		セイタカシギ科	セイタカシギ	4, 11				DD	VU
	42		シギ科	オオジシギ	11				NT	NT
	43			オオハシシギ	4, 11					VU
	44			シベリアオオハシシギ	4, 11					DD
	45			オグロシギ	4, 11					NT
	46			オオソリハシシギ	4, 8				VU	
	47			コシャクシギ	4, 8				EN	EN
	48			ダイシャクシギ	4, 8, 11					VU
	49			ホウロクシギ	4, 8, 12				VU	VU
	50			ツルシギ	4				EN	VU
	51			アカアシシギ	4, 8, 11				CR	VU
	52			コアオアシシギ	4					NT
	53			カラフトアオアシシギ	4, 12		国内		CR	CR
	54			タカブシギ	4				VU	
	55			キョウジョシギ	4, 8				NT	
	56			コオバンシギ	4, 8					NT
	57			トウネン	4, 8				NT	
	58			オジロトウネン	4, 11					VU
	59			ヒバリシギ	4, 11					VU
	60			アメリカウズラシギ	11					VU
	61			ウズラシギ	4, 8					NT
	62			サルハマシギ	4, 8					NT
	63			ハマシギ	2, 4, 8, 10				VU	
	64			ヘラシギ	4, 11		国内		CR	CR
	65			キリアイ	4, 8, 11					VU
	66		タマシギ科	タマシギ	1, 11				DD	VU
	67		ツバメチドリ科	ツバメチドリ	4, 11				VU	VU
	68		カモメ科	ズグロカモメ	4, 8, 12				VU	EN
	69			ウミネコ	2, 4				VU	
	70			オオセグロカモメ	4				EN	
	71			ハシブトアジサシ	4, 12					DD
	72			オオアジサシ	4				EN	
	73			コアジサシ	4, 11				EN	EN
	74			ベニアジサシ	4, 12				VU	VU
	75			クロハラアジサシ	4, 12					NT
	76			ハジロクロハラアジサシ	4, 12					NT
	77		ウミスズメ科	ウミスズメ	4, 11				CR	CR
	78	タカ目	ミサゴ科	ミサゴ	2, 4, 11					NT
	79		タカ科	ハチクマ	4, 9, 11				DD	EN
	80			オジロワシ	4	天	国内		VU	
	81			チュウヒ	4, 11		国内		EN	EN
	82			ハイイロチュウヒ	11					EN
	83			ハイタカ	2, 4, 11, 12				NT	NT
	84			オオタカ	4, 11				NT	VU
	85			サシバ	1, 4, 9				VU	VU
	86	フクロウ目	フクロウ科	アオバズク	1, 11					NT

表 3-2-40(3) 調査対象地域における既存資料調査で確認された重要な動物一覧

項目	No.	目名	科名	種名	文献資料	選定基準				
						①	②	③	④	⑤
鳥類	87	ハヤブサ目	ハヤブサ科	ハヤブサ	4, 11		国内		NT	VU
	88	スズメ目	サンショウクイ科	サンショウクイ	1, 12					CR
	89		ツバメ科	コシアカツバメ	4					VU
	90		ヨシキリ科	コヨシキリ	4				NT	
	91		ヒタキ科	アカハラ	2					DD
	92		セキレイ科	ビンズイ	4				NT	
	93		ホオジロ科	カシラダカ	2				EN	
	94			ノジコ	4				NT	NT
	95			アオジ	2					DD
	96			クロジ	2					DD
	合計			15 目 30 科 96 種					3 種	7 種
爬虫類	1	カメ目	ウミガメ科	ウミガメ科※1	10			指定	EN	EN
	2		イシガメ科	ニホンイシガメ	4, 11				VU	EN
	3	有鱗目	ヤモリ科	タワヤモリ	4, 11				NT	VU
	4		タカチホヘビ科	タカチホヘビ	4, 11					NT
	5		ナミヘビ科	ジムグリ	4, 11					NT
	6			シロマダラ	4, 11					NT
	7			ヒバカリ	4, 11					NT
	合計	2 目 5 科 7 種					0 種	0 種	1 種	3 種
両生類	1	有尾目	サンショウウオ科	セトウチサンショウウオ	4, 11		国二		VU	VU
	2		オオサンショウウオ科	オオサンショウウオ	4	特天			VU	DD
	3		イモリ科	アカハライモリ	4				NT	NT
	4	無尾目	アカガエル科	トノサマガエル	4				NT	EN
	合計	2 目 4 科 4 種					1 種	1 種	0 種	4 種
陸上昆虫類	1	トンボ目 (蜻蛉目)	イトトンボ科	アジアイトトンボ	4					VU
	2		ヤンマ科	ネアカヨシヤンマ	3, 11				NT	VU
	3			アオヤンマ	4				NT	EN
	4			サラサヤンマ	3, 4, 11					VU
	5		サナエトンボ科	ミヤマサナエ	4					NT
	6			キイロサナエ	4, 11				NT	VU
	7			ホンサナエ	4					EN
	8			ヒメサナエ	4					NT
	9			ナゴヤサナエ	4				VU	VU
	10			タベサナエ	11				NT	EN
	11			フタスジサナエ	4				NT	
	12			オグマサナエ	11				NT	CR
	13		オニヤンマ科	ミナミヤンマ	1, 3					NT
	14		エゾトンボ科	ハネビロエゾトンボ	4, 11				VU	EN
	15			エゾトンボ	3, 4					VU
	16		トンボ科	アキアカネ	4					VU
	17	カメムシ目 (半翅目)	セミ科	ハルゼミ	1, 4					EN
	18		ヨコバイ科	スナヨコバイ	12				NT	VU
	19		ナガカメムシ科	スナコバネナガカメムシ	12					NT
	20		ツチカメムシ科	ハマベツチカメムシ	12					NT
	21	チョウ目 (鱗翅目)	シジミチョウ科	シルビアシジミ	4, 11				EN	VU
	22		タテハチョウ科	コジャノメ	3					VU
	23			オオムラサキ	4				NT	NT
	24			ウラナミジャノメ本土亜種	4				VU	EN
	25		アゲハチョウ科	ミカドアゲハ本土亜種	1, 3					DD
	26		シロチョウ科	ツマグロキチョウ	4				EN	VU
	27		シャクガ科	フチグロトゲエダシャク	12					VU
	28		コウチュウ目 (鞘翅目)	オサムシ科	ヒトツメアオゴミムシ	11				NT

表 3-2-40 (4) 調査対象地域における既存資料調査で確認された重要な動物一覧

項目	No.	目名	科名	種名	文献資料	選定基準				
						①	②	③	④	⑤
陸上昆虫類	29	コウチュウ目 (鞘翅目)	オサムシ科	オオサカアオゴミムシ	11				DD	VU
	30			オオトックリゴミムシ	1				NT	CR
	31			ウミホソチビゴミムシ	11				NT	EN
	32			オオヒョウタンゴミムシ	11				NT	VU
	33		ハンミョウ科	ヨドシロヘリハンミョウ	3, 4, 11				VU	CR
	34			カワラハンミョウ	3				EN	EN
	35			ルイスハンミョウ	1, 3, 4, 11			指定	EN	EN
	36		ゲンゴロウ科	シャープツブゲンゴロウ	4				NT	
	37		コメツキムシ科	コガタヒメサビキコリ	11					VU
	38		ツチハンミョウ科	ヒラズゲンセイ	1, 11					NT
	39		カミキリムシ科	ベーツヒラタカミキリ	1					DD
	合計	4 目 21 科 39 種				0 種	0 種	1 種	22 種	37 種
魚類	1	ウナギ目	ウナギ科	ニホンウナギ	3, 4				EN	DD
	2	コイ目	コイ科	ヤリタナゴ	3, 4				NT	NT
	3			カネヒラ	11					DD
	4			イチモンジタナゴ	3, 11				CR	DD
	5			シロヒレタビラ	4				EN	DD
	6			ヌマムツ※2	3					NT
	7			モツゴ	3, 4, 11					NT
	8			ムギツク	3, 4, 12					NT
	9			タモロコ	3, 11					NT
	10			イトモロコ	3, 4					NT
	11			コウライモロコ	11					DD
	12		ドジョウ科	ドジョウ	3, 11				NT	VU
	13			シマドジョウ種群※3	3, 4					DD
	14			チュウガタスジシマドジョウ	4, 12				VU	VU
	15		フクドジョウ科	ホトケドジョウ属※4	3				EN	EN
	16	ナマズ目	アカザ科	アカザ	4				VU	VU
	17	サケ目	シラウオ科	シラウオ	3, 4, 11					EN
	18		サケ科	サツキマス (アマゴ)	12				NT	DD
	19	トゲウオ目	ヨウジウオ科	ガンデンイシヨウジ	11					DD
	20	ボラ目	ボラ科	ナンヨウボラ	12					DD
	21	ダツ目	メダカ科	ミナミメダカ	3, 4, 11				VU	VU
	22	スズキ目	ユゴイ科	オオクチユゴイ	12					DD
	23			ユゴイ	12					DD
	24		カジカ科	カマキリ	3, 4, 12				VU	VU
	25			カジカ (生態型不明) ※5	3				NT/EN	CR
	26		カワアナゴ科	カワアナゴ	3, 4, 11					NT
	27		ハゼ科	イドミズハゼ型不明※6	4, 11				NT	NT
	28			ヒモハゼ	5, 11				NT	NT
	29			シロウオ	3, 12				VU	EN
	30			タビラクチ	4, 11				VU	EN
	31			トビハゼ	3, 4, 11				NT	EN
	32			アシシロハゼ	3, 4, 11					DD
	33			ボウズハゼ	3, 4					DD
	34			マサゴハゼ	11				VU	VU
	35			シモフリシマハゼ	4, 11					NT
	36			ゴクラクハゼ	3, 4, 12					DD
	37			シマヒレヨシノボリ	11				NT	NT
	38			ツマグロスジハゼ	11					NT
	39			ウキゴリ	4					NT
	40			ニクハゼ	11					NT

表 3-2-40 (5) 調査対象地域における既存資料調査で確認された重要な動物一覧

項目	No.	目名	科名	種名	文献資料	選定基準					
						①	②	③	④	⑤	
魚類	41	スズキ目	ハゼ科	チクゼンハゼ	11				VU	EN	
	エドハゼ			4, 11				VU	CR		
	合計	8 目 14 科 42 種					0 種	0 種	0 種	21 種	42 種
底生動物	1	イシガイ目	イシガイ科	ササノハガイ	4				VU		
	2			マツカサガイ広域分布種	2, 3, 4				NT		
	3	ネリガイ目	オキナガイ科	コオキナガイ	4				CR+EN		
	4	ドブシジミ目	ニッコウガイ科	サビシラトリ	6				NT		
	5	マルスダレガイ目	シジミ科	ヤマトシジミ	2, 3, 4, 6				NT		
	6			マシジミ	2, 3, 4				VU		
	7		ハナグモリ科	ハナグモリ	4, 6				VU		
	8	オオノガイ目	オオノガイ科	オオノガイ	6				NT		
	9			クシケマスオ	4				NT		
	10	アマオブネ目	アマオブネ科	ヒロクチカノコ	4, 6, 11				NT	VU	
	11	タニシ目	タニシ科	マルタニシ	2, 3, 4				VU		
	12			オオタニシ	2, 3, 4				NT		
	13	オニノツノガイ目	キバウミニナ科	フトヘナタリ	4, 6, 11				NT	NT	
	14			ヘナタリ	4, 6, 11				NT	NT	
	15			カワアイ	6, 11				VU	VU	
	16			トゲカワニナ科	タケノコカワニナ	2, 3, 4				VU	
	17	エゾタマキビ目	カワザンショウ科	クリイロカワザンショウ	2, 3, 6				NT		
	18			ツブカワザンショウ	2, 3, 4, 6				NT		
	19			ヒナタムシヤドリカワザンショウ	2, 3, 6, 11				NT	NT	
	20		エゾマメタニシ科	マメタニシ	2, 3				CR		
	21	モノアラガイ目	モノアラガイ科	モノアラガイ	2, 3				NT		
	22		ヒラマキガイ科	ヒラマキミズマイマイ	2, 3				DD		
	23	オカミミガイ目	オカミミガイ科	シイノミミミガイ	11				CR+EN	EN	
	24			ウスコミミガイ	4				NT	NT	
	25			クリイロコミミガイ	2, 3, 11				VU	CR	
	26			ナギサノシタタリ	2, 3, 4, 11					VU	
	27	エビ目	コブシガニ科	マメコブシガニ	11					NT	
	28		ベンケイガニ科	アカテガニ	6, 11					NT	
	29			クシテガニ	6, 11					NT	
	30			フタバカクガニ	6, 11					NT	
	31			ユビアカベンケイガニ	6, 11					NT	
	32			ベンケイガニ	6, 11					NT	
	33		モクズガニ科	ハマガニ	6, 11					NT	
	34			ヒメアシハラガニ	6, 11					NT	
	35			トリウミアカイソモドキ	6, 11					NT	
	36		スナガニ科	ハクセンシオマネキ	6, 11					VU	NT
	37			シオマネキ	4, 6, 11					VU	EN
合計	12 目 19 科 37 種					0 種	0 種	0 種	27 種	20 種	
陸産貝類	1	ニナ目	ヤマタニシ科	サドヤマトガイ	2, 3				NT		
	2	マイマイ目	コウラナメクジ科	キイロナメクジ	11					EN	
	3		ベッコウマイマイ科	ヒラベッコウガイ	2, 3				DD		
	4		ウメムラシタラガイ	2, 3				NT			
	5		ヒメカサキビ	2, 3				NT			
	合計	2 目 3 科 5 種					0 種	0 種	0 種	4 種	1 種

表 3-2-40 (6) 調査対象地域における既存資料調査で確認された重要な動物一覧

項目	No.	目名	科名	種名	文献資料	選定基準				
						①	②	③	④	⑤
クモ類	1	クモ	ヒメグモ	ハンゲツオスナキグモ	11					DD
類	合計	1 目 1 科 1 種				0 種	0 種	0 種	0 種	1 種

注 1) 種の名称及び配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省、令和 7 年）に準拠した。なお、陸産貝類については、「日本野生生物目録—本邦野生動植物の種の現状— 無脊椎動物編Ⅲ」（環境庁編、（財）自然環境研究センター著、平成 10 年）に準拠した。また、両目録に記載のない種については、出典に準拠した。

注 2) 表中の文献資料は、表 3-2-35 文献資料一覧の番号に対応している。

注 3) 重要な動物の選定基準及び略称、カテゴリーは、表 3-2-36 に示すとおりである。

注 4) 表中の※1～6 について、以下のとおり補足する。

※1：「徳島県指定希少野生生物」、「環境省第 5 次レッドリスト」及び「徳島県版レッドリスト改訂版」のカテゴリーについては、徳島県沿岸域で産卵すると考えられるアカウミガメの該当ランクを記載した。

※2：「第 4 回自然環境保全基礎調査」で確認されたカワムツ類は、カワムツ、ヌマムツのいずれかであると考えられる。両種とも生息する可能性があるため、両種を確認種とした。なお、「徳島県版レッドリスト改訂版」では、ヌマムツが NT に該当する。

※3：シマドジョウ種群はオオシマドジョウの可能性があり、「徳島県版レッドリスト改訂版」では DD に該当する。

※4：ホトケドジョウ類は、ホトケドジョウ又はナガレホトケドジョウのいずれかであると考えられる。「環境省レッドリスト 2020」では、両種とも EN に該当する。「徳島県版レッドリスト改訂版」では、ナガレホトケドジョウが EN に該当する。

※5：カジカ（生態型不明）はカジカ、カジカ中卵型、ウツセミカジカ（淡水性両側回遊型）のいずれかであると考えられる。「環境省レッドリスト 2020」では、カジカは NT、カジカ中卵型及びウツセミカジカ（淡水性両側回遊型）は EN に該当する。「徳島県版レッドリスト改訂版」では、ウツセミカジカ（淡水性両側回遊型）が CR に該当する。

※6：イドミミズハゼ型不明はイドミミズハゼ淡水型またはイドミミズハゼ汽水型のいずれかであると考えられる。両種とも、「環境省レッドリスト 2020」では NT に、「徳島県版レッドリスト改訂版」では NT に該当する。

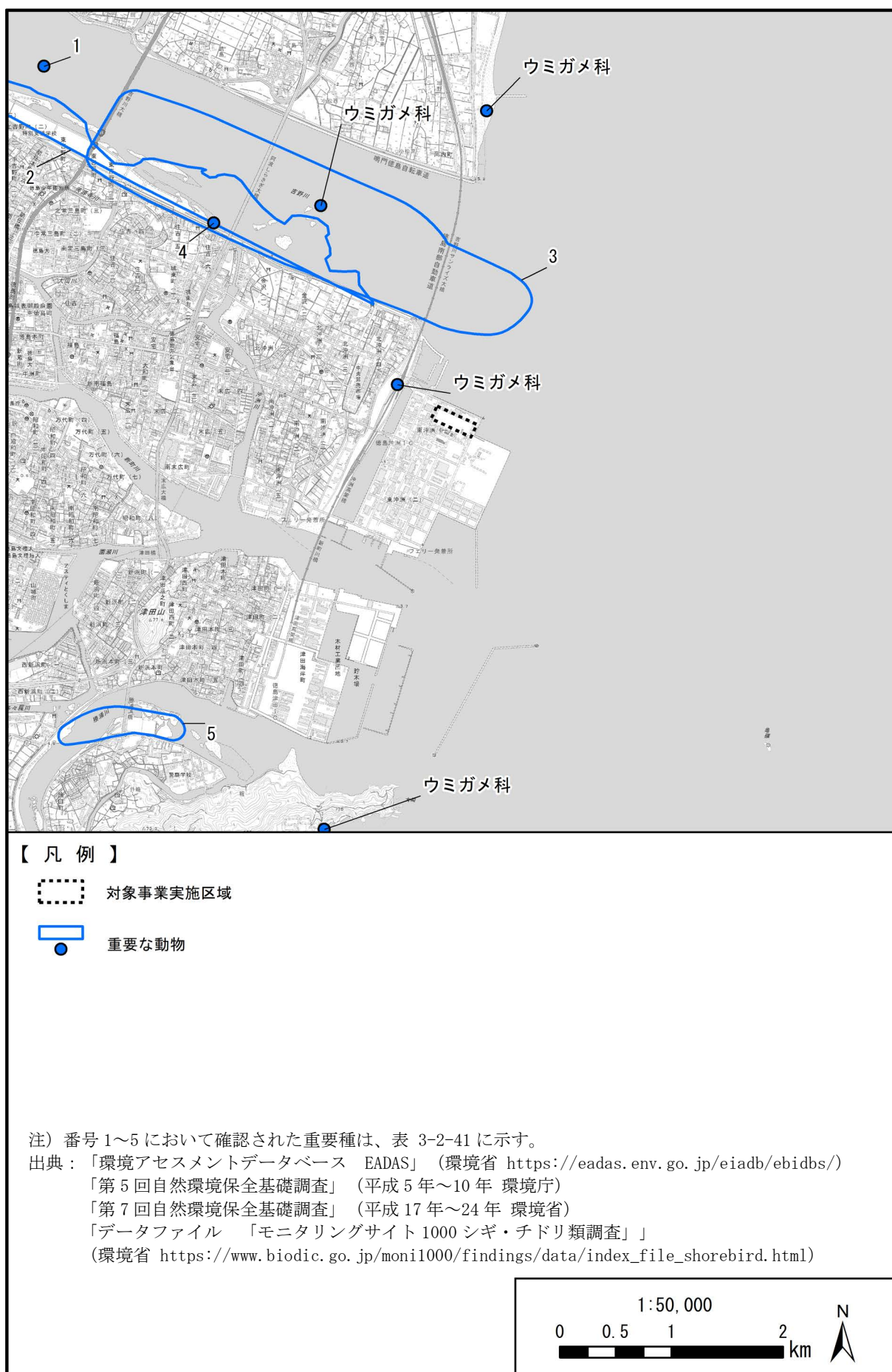


図 3-2-17 重要な動物位置図

表 3-2-41 調査地域で確認された重要種

番号	種名
1	■鳥類：ツクシガモ、ヘラサギ、クロツラヘラサギ、ケリ、ムナグロ、シロチドリ、オオメダイチドリ、ミヤコドリ、オオソリハシシギ、コシヤクシギ、ダイシャクシギ、ホウロクシギ、アカアシシギ、キョウジョシギ、コオバシギ、トウネン、ウズラシギ、サルハマシギ、ハマシギ、キリアイ、ズグロカモメ (21 種)
2	■魚類：ヒモハゼ (1 種) ■底生動物：フトヘナタリ、ヤマトシジミ、ハナグモリ、コオキナガイ、クシケマスオ、シオマネキ (6 種)
3	■鳥類：ウズラ、コクガン、コハクチョウ、ツクシガモ、オシドリ、トモエガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、ビロードキンクロ、クロガモ、ウミアイサ、アカエリカイツブリ、オオミズナギドリ、ヒメウ、ヨシゴイ、オオヨシゴイ、ゴイサギ、ササゴイ、アマサギ、チュウサギ、コサギ、カラシラサギ、クロツラヘラサギ、ナベヅル、アマツバメ、ケリ、ムナグロ、オオメダイチドリ、ミヤコドリ、セイタカシギ、オオハシシギ、シベリアオオハシシギ、オグロシギ、オオソリハシシギ、コシヤクシギ、ダイシャクシギ、ホウロクシギ、ツルシギ、アカアシシギ、コアオアシシギ、カラフトアオアシシギ、タカブシギ、キョウジョシギ、コオバシギ、トウネン、オジロトウネン、ヒバリシギ、ウズラシギ、サルハマシギ、ハマシギ、ヘラシギ、キリアイ、ツバメチドリ、ズグロカモメ、ウミネコ、オオセグロカモメ、ハシブトアジサシ、オオアジサシ、コアジサシ、ベニアジサシ、クロハラアジサシ、ハジロクロハラアジサシ、ウミスズメ、ミサゴ、ハチクマ、オジロワシ、チュウヒ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、ハヤブサ、コシアカツバメ、コヨシキリ、ビンズイ、ノジコ (76 種)
4	■底生動物：ヒロクチカノコ、フトヘナタリ、クリイロカワザンショウ、ツブカワザンショウ、ヤマトシジミ、オオノガイ、アカテガニ、フタバカクガニ、ユビアカベンケイガニ、ベンケイガニ、ハマガニ、ヒメアシハラガニ、ハクセンシオマネキ、シオマネキ (14 種)
5	■底生動物：ヒロクチカノコ、フトヘナタリ、ヘナタリ、カワアイ、クリイロカワザンショウ、ツブカワザンショウ、ヒナタムシヤドリカワザンショウ、ヤマトシジミ、ハナグモリ、サビシラトリ、オオノガイ、アカテガニ、フタバカクガニ、ユビアカベンケイガニ、ベンケイガニ、ハマガニ、ヒメアシハラガニ、トリウミアカイソモドキ、シオマネキ (19 種)
-	■爬虫類：ウミガメ科 (1 種)

注 1) 番号は、図 3-2-17 に対応している。“-” は、種名等が図 3-2-17 に掲載されているものを示す。

注 2) 「第 7 回自然環境保全基礎調査 浅海域生態系調査 (干潟調査)」において、吉野川では番号 4 の地点を含め調査地域外の感潮域の 3 地点で調査を実施している。本表に掲載した底生動物重要種 14 種は、調査地域外での確認種を含む可能性がある。

出典：「第 5 回自然環境保全基礎調査」(平成 5 年～10 年 環境庁)

「第 7 回自然環境保全基礎調査」(平成 17 年～24 年 環境省)

「データファイル 「モニタリングサイト 1000 シギ・チドリ類調査」

(環境省 https://www.biodic.go.jp/moni1000/findings/data/index_file_shorebird.html)

(4) 生態系の概況

1) 自然環境類型区分

調査地域における生態系の概況について、地形及び植生等の観点から、自然環境の類型化を行った。調査地域の地形は、西側が陸域、東側が海域（瀬戸内海）となっている。陸域の大部分は低地の平野部であり、吉野川、新町川、勝浦川等の河口部が存在し、調査地域北端には砂浜海岸、吉野川及び勝浦川の河口部付近には砂浜・砂礫海岸や干潟、調査地域南端には岩礁海岸が分布する。また、新町川の両岸に本市の市街地が位置し、調査地域北部の吉野川左岸側等に水田や畑地の耕作地が広がる。一方、調査地域南端には小規模な半島状の山地が、調査地域の南西部には標高約77mの津田山が位置する。

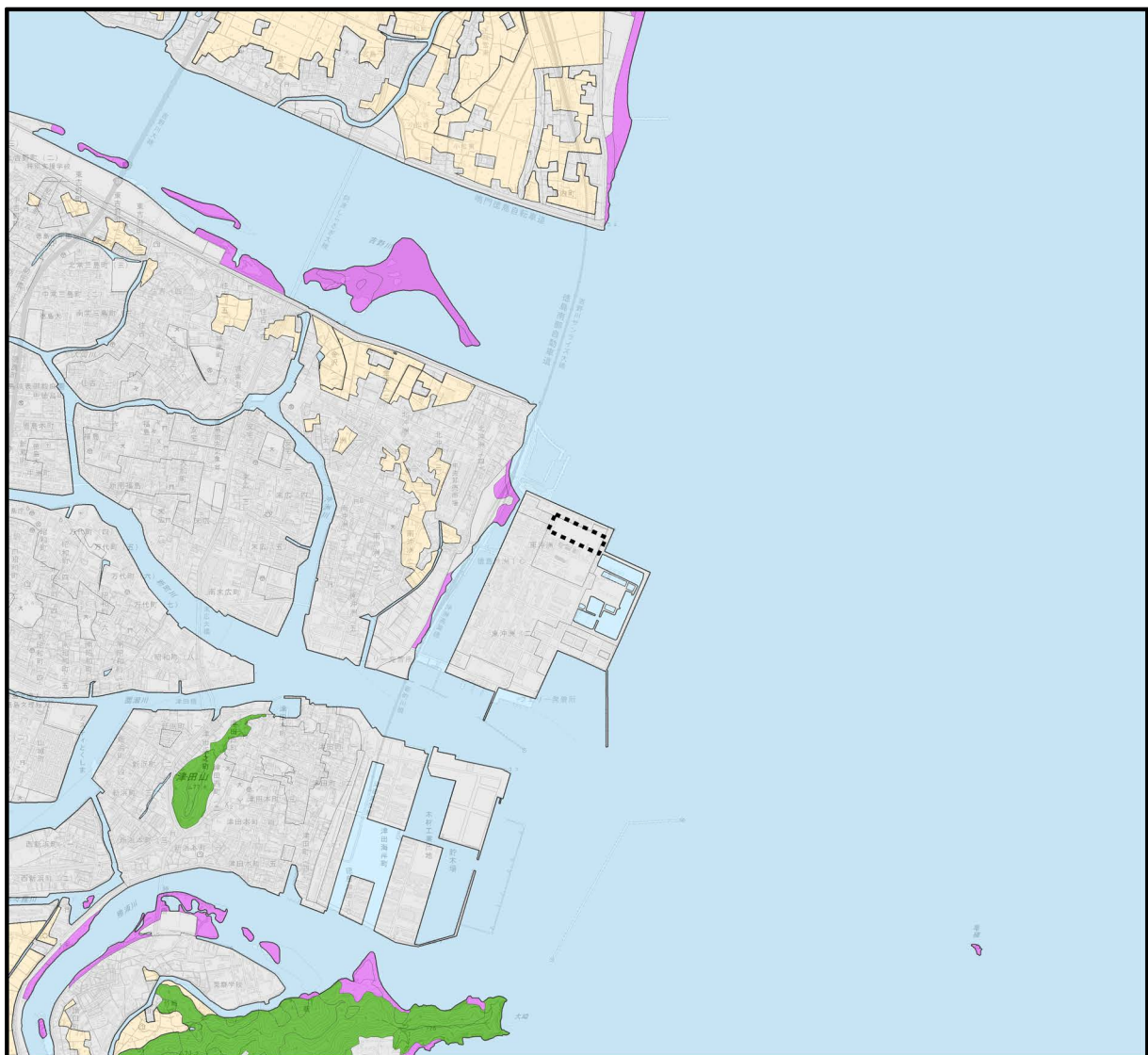
植生は、低地の平野部では、水田雑草群落、畑雑草群落が分布する。また、吉野川及び勝浦川の河口部付近にはヨシクラス、砂丘植生、塩沼地植生、イセウキヤガラ群落等が分布する。

山地では、ヤブツバキクラス域代償植生であるウバメガシ二次林、ウバメガシ－アカマツ群落、アカマツ群落(VII)、コナラ群落(VII)が大部分を占めており、勝浦川河口部右岸側の山地辺縁部には、小規模な竹林や果樹園がパッチ状に分布する。

これらの情報を重ね合わせ、自然環境を類型化すると、調査地域は大きく沿岸域・河川河口部、低地、山地に区分される。調査地域における自然環境類型区分の概要は表 3-2-42に、自然環境類型区分図は図 3-2-18に示すとおりである。

表 3-2-42 調査地域における自然環境類型区分の概要

自然環境類型区分		概要
地形区分	植生区分	
沿岸域・河川河口部	自然植生・自然裸地	吉野川や勝浦川の河口部付近にはヨシクラス、砂丘植生、塩沼地植生、イセウキヤガラ群落等の植生や砂浜、砂浜、干潟、岩礁域等、多様な沿岸地形が分布する。
	開放水面	吉野川、勝浦川水系の河川及び海域が分布する。
低地	耕作地	吉野川下流部左岸の平野部等には、水田雑草群落と畑雑草群落が分布する。
	市街地・その他	対象事業実施区域の西側には、徳島市市街地が広がる。
山地	樹林	沿岸部の山地には、代償植生であるウバメガシ二次林、ウバメガシ－アカマツ群落、アカマツ群落(VII)、コナラ群落(VII)が分布し、調査地域南西部の津田山には、コナラ群落(VII)、アカマツ群落(VII)が分布している。また、勝浦川河口部右岸側の山地辺縁部には、小規模な竹林や果樹園が分布する。



【 凡 例 】

対象事業実施区域

沿岸域・河川河口部

自然植生・自然裸地

開放水面

低地

耕作地

市街地・その他

山地

樹林

出典：「第6・7回自然環境保全基礎調査（現存植生図）」
（平成11年～24年 環境庁・環境省）の植生区分データを基にGISを用いて作成した。

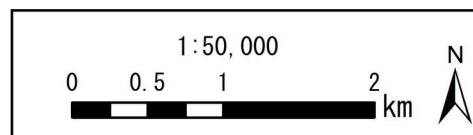


図 3-2-18 自然環境類型区分図

2) 自然環境類型区分ごとの代表的な動植物

調査対象地域で生息・生育が確認されている動植物について、その生態的特性を考慮し、調査地域の各自然環境類型区分に生息・生育する可能性のある主な動植物を抽出した。

各自然環境類型区分において生息・生育が想定される主な動植物種は、表 3-2-43に示すとおりである。また、類型区分ごとに、そこに生息する生物群集間の食物連鎖、生態的位置等を把握するため、生態系モデル図を作成した。生態系モデル図は図 3-2-19に示すとおりである。

表 3-2-43 調査対象地域の各自然環境類型区分における主な動植物

自然環境類型区分		生息・生育が想定される主な動植物
地形区分	植生区分	
沿岸域・河川河口部	自然植生・自然裸地	哺乳類 : ニホンイタチ、シベリアイタチ 鳥 類 : ミサゴ、コサギ、ダイセン、シロチドリ、トウネン、ズグロカモメ 爬虫類 : ウミガメ科 昆虫類 : ルイスハンミョウ、エリザハンミョウ、オオヒョウタンゴミムシ 魚類 : トビハゼ、ミミズハゼ、ヒメハゼ 底生動物 : ミズヒキゴカイ、ヘナタリ、マテガイ、ニホンスナモグリ、チゴガニ、ハマガニ、ヒメハマトビムシ クモ類 : ハングツオスナキグモ 植 物 : コウボウムギ、ハマニガナ、ビロードテンツキ
	開放水面	鳥 類 : ミサゴ、スズガモ、カモメ、ウミウ、カワウ 爬虫類 : ウミガメ科 昆虫類 : ナゴヤサナエ、アオモンイトトンボ 魚類 : フナ属、ボラ、スズキ 底生動物 : ヤマトスピオ、モクズガニ 植 物 : アマモ、コアマモ、エビモ、カワツルモ
低地	耕作地	哺乳類 : ニホンイタチ、コウベモグラ 鳥 類 : サシバ、チュウサギ、ホオジロ 爬虫類 : シマヘビ、ニホンカナヘビ 両生類 : トノサマガエル、ニホンアマガエル 昆虫類 : ヤマトシジミ、ギンヤンマ、アキアカネ 魚類 : ドジョウ、ミナミメダカ 底生動物 : マルタニシ、ヒラマキミズマイマイ 陸産貝類 : ウスカワマイマイ 植 物 : カンサイタンポポ、チョウジタデ、ゲンゲ
	市街地・その他	哺乳類 : アブラコウモリ 鳥 類 : ツバメ、スズメ、ムクドリ 爬虫類 : ニホンヤモリ 両生類 : ウシガエル 昆虫類 : オオスカンバ、シオカラトンボ 植 物 : メヒシバ、セイタカアワダチソウ
山地	樹林	哺乳類 : タヌキ、アカネズミ 鳥 類 : オオタカ、サシバ、シジュウカラ 爬虫類 : ジムグリ、シマヘビ 両生類 : タゴガエル、ニホンアマガエル 昆虫類 : ハルゼミ、ナガサキアゲハ、コクワガタ 陸産貝類 : オカチョウジガイ、ニッポンマイマイ 植 物 : ウバメガシ、アカマツ、シハイスミレ

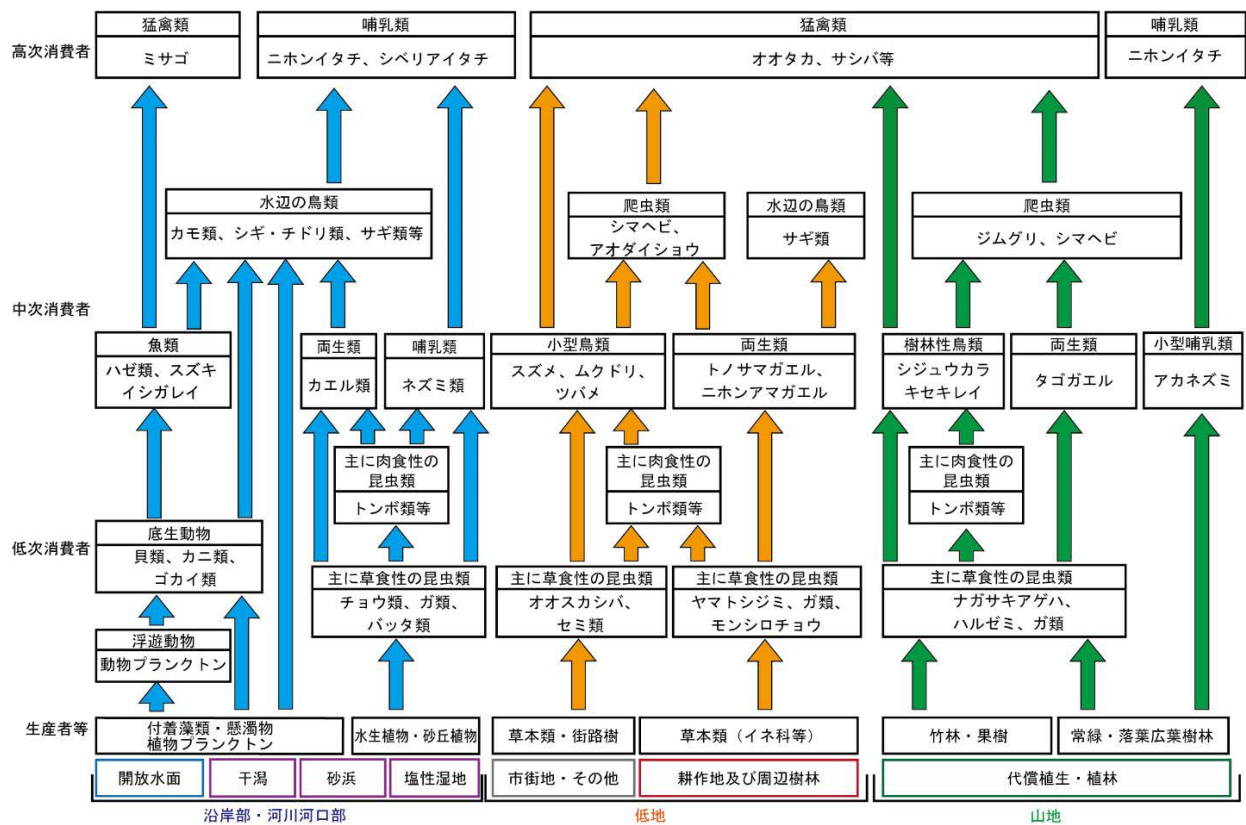


図 3-2-19 調査対象地域の生態系モデル図

3) 重要な生態系

調査地域の重要な生態系一覧を表 3-2-44に、重要な生態系位置図を図 3-2-20に示す。調査地域には、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年7月12日法律第88号）で定められた「鳥獣保護区特別保護地区」、生物多様性の観点から重要度の高い湿地（重要湿地）（環境省）に選定された「吉野川および勝浦川の河口部と周辺」、昆虫類多様性保護のための重要地域（日本昆虫学会自然保護委員会）に選定された「吉野川・勝浦川河口地区」等がある。

なお、調査地域には以下に示す地域及び地区はない。

- ・自然公園法（昭和32年6月1日法律第161号）により指定された国立公園、国定公園、都道府県立自然公園
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年6月5日法律第75号）により指定された「生息地等保護区」
- ・自然環境保全法（昭和47年6月22日法律第85号）により指定された「原生自然環境保全地域」及び「自然環境保全地域」
- ・徳島県自然環境保全条例（昭和47年10月24日徳島県条例第43号）により指定された「自然環境保全地域」
- ・徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例（平成18年3月30日徳島県条例第18号）で指定された「希少野生生物保護区」

表 3-2-44 調査地域の重要な生態系一覧

番号	名称	注目される主な生物・景観	重要な生態系選定根拠
1	大神子鳥獣保護区特別保護地区	—	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
2	吉野川および勝浦川の河口部と周辺	水草（イセウキヤガラ、コアマモ等）、シギ・チドリ類（シロチドリ、ダイゼン等）、湿地性鳥類（ズグロカモメ、クロツラヘラサギ）、淡水魚類（ヒモハゼ等）、昆虫類（ルイスハンミョウ等）、底生動物（シオマネキ、ヒロクチカノコ等）	生物多様性の観点から重要度の高い湿地（重要湿地）
3	吉野川、那賀川河口周辺	シロチドリ、シオマネキ、ルイスハンミョウ、ヨドシロヘリハンミョウ等	生物多様性の観点から重要度の高い海域（重要海域）
4	吉野川下流域（IBA）	ヒドリガモ	重要野鳥生息地（IBA）
5	吉野川下流域（KBA）	—	生物多様性重要地域（KBA）
6	吉野川・勝浦川河口地区	海浜性昆虫（ルイスハンミョウ、ヨドシロヘリハンミョウ、オオヒョウタンゴミムシ等）	昆虫類多様性保護のための重要地域
7	吉野川河口	シロチドリ、ダイゼン、ハマシギ、ヒドリガモ	東アジアオーストラリア地域渡り性水鳥重要生息地ネットワーク

注）“—”は出典に注目される主な生物・景観の記載がないことを示す。

出典：「令和7年度 徳島県鳥獣保護区位置図（東部・南部）」（令和7年 徳島県）

「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省

https://www.env.go.jp/nature/important_wetland/）

「生物多様性の観点から重要度の高い海域」（環境省 <https://www.env.go.jp/nature/biodic/kaiyo-hozen/kaiiki/index.html>）

「重要野鳥生息地（IBA, Important Bird and Biodiversity Areas）の保全」

（公益財団法人 日本野鳥の会 <https://www.wbsj.org/activity/conservation/habitat-conservation/iba/>）

「KBA マップ」（コンサベーション・インターナショナル・ジャパン <https://kba.conservation.or.jp/>）

「東アジア・オーストラリア地域渡り性水鳥重要生息地ネットワーク国内参加地」

（環境省 <https://www.env.go.jp/nature/eaafp/index.html>）

「昆虫類多様性保護のための重要地域（第1集）」（平成11年 日本昆虫学会自然保護委員会）

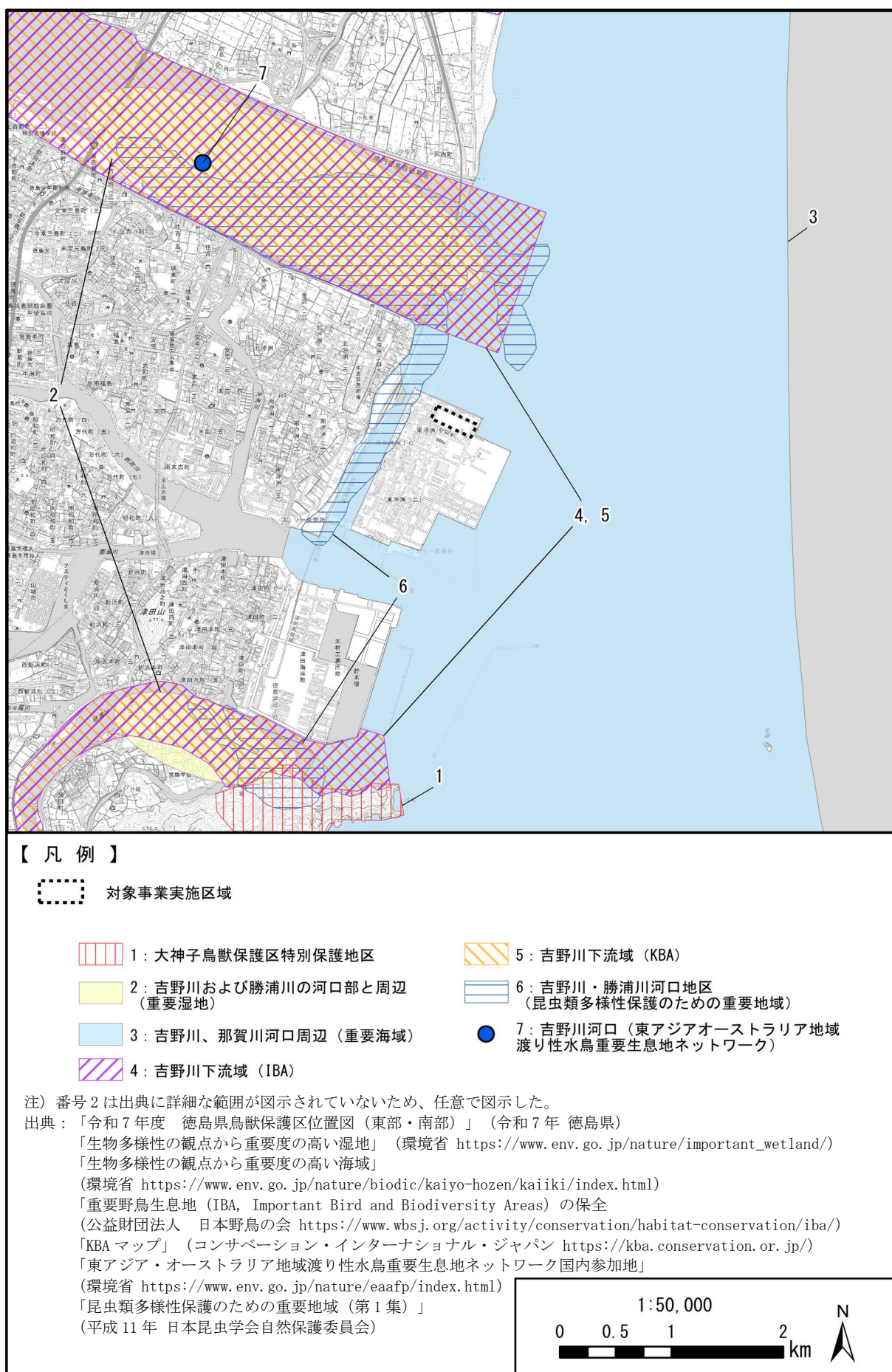


図 3-2-20 重要な生態系位置図

3-2-6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

(1) 景観の状況

調査地域の主要な眺望点一覧は表 3-2-45に、景観資源一覧は表 3-2-46に、主要な眺望点及び景観資源位置図は図 3-2-21に示すとおりである。

表 3-2-45 調査地域の主要な眺望点一覧

番号	名称	分類	出典
1	しらさぎ大橋（市民健康ウォーキングコース）	ウォーキングコース	①④
2	東望の広場（日峯大神子広域公園内）	公園（眺望点）	②
3	南望の広場（日峯大神子広域公園内）	公園（眺望点）	①②
4	北望の広場（日峯大神子広域公園内）	公園（眺望点）	①
5	ひょうたん島クルーズ	クルーズ	③
6	マリンピア北緑地	公園	④
7	沖洲マリントーミナルビル	多目的ホール	④

注1) 番号は、図 3-2-21(赤字)に対応している。

注2) 番号5は、ルート内に複数の眺望点を含む。

出典：①「ウォーキングマップ」（徳島市 https://www.city.tokushima.tokushima.jp/kenko_fukushi/undo_kenko/walking_suisin/walkingmap.html）

②「13' 秋 こうえん」（公益財団法人 徳島県建設技術センター）

③「徳島市観光ガイドブック」（令和2年12月 徳島市）

④「徳島市一般廃棄物中間処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書」（令和5年9月 徳島市）

表 3-2-46 調査地域の景観資源一覧

番号	名称	分類	出典
1	竈の塩生植物群落	特定植物群落	①
2	吉野川河口のヨシ群落	特定植物群落	②
3	吉野川の河口部と周辺	重要湿地・河口・干潟	③④
4	勝浦川の河口部と周辺	重要湿地	③
5	小松海岸	海岸	⑤
6	日峯大神子広域公園	公園	⑤⑥

注) 番号は、図 3-2-21(黒字)に対応している。

出典：①「第2回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」（昭和54年 環境庁）

②「第3回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」（昭和63年 環境庁）

③「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省 https://www.env.go.jp/nature/important_wetland/）

④「日本の典型地形について」（国土地理院 https://www.gsi.go.jp/kikaku/tenkei_top.html）

⑤「徳島市観光ガイドブック」（令和2年12月 徳島市）

⑥「13' 秋 こうえん」（公益財団法人 徳島県建設技術センター）

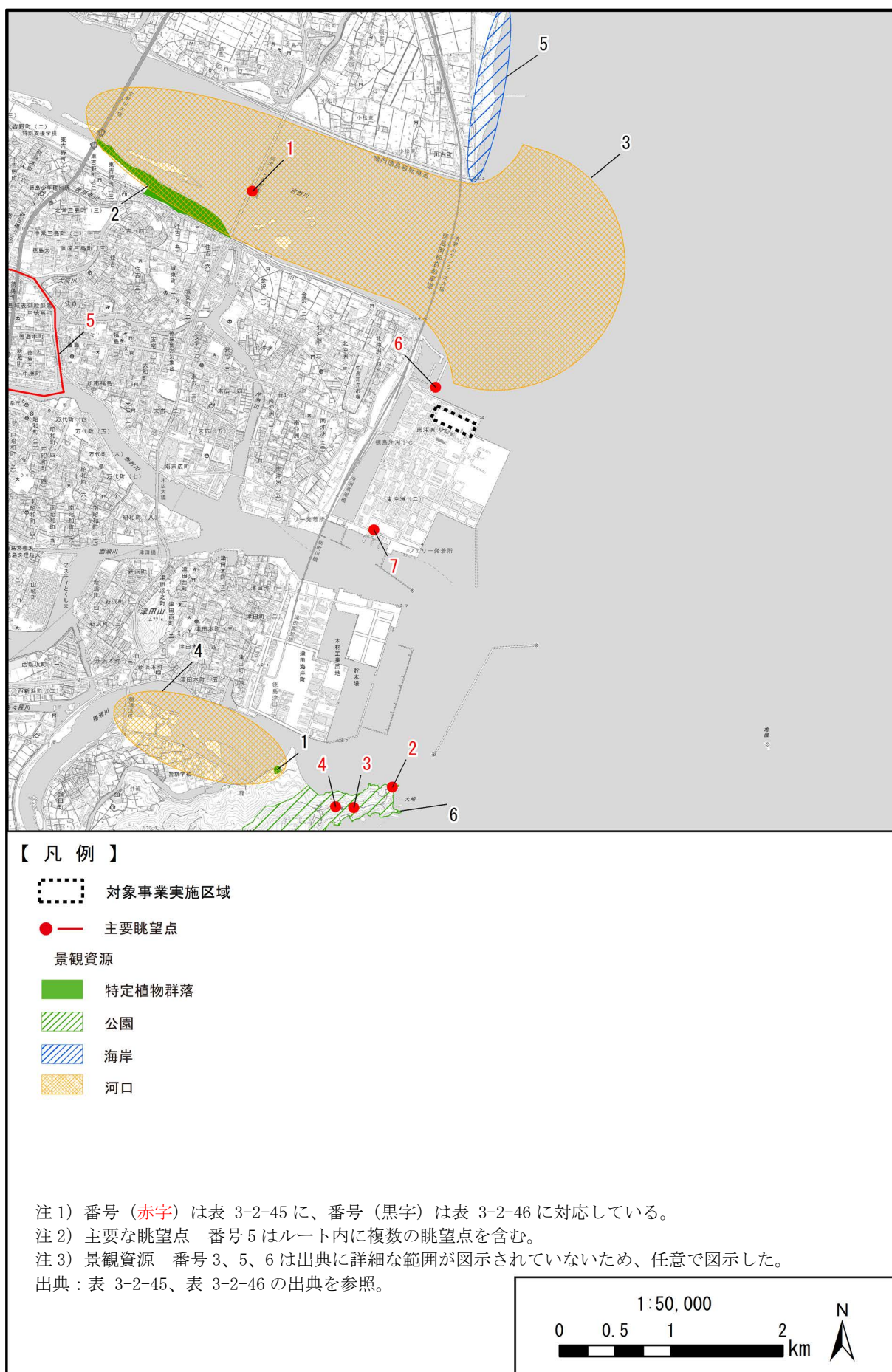


図 3-2-21 主要な眺望点及び景観資源位置

(2) 人と自然との触れ合いの活動の状況

調査地域の人と自然との触れ合いの活動の状況は表 3-2-47に、人と自然との触れ合いの活動の状況図は図 3-2-22に示すとおりである。

表 3-2-47 調査地域の人と自然との触れ合いの活動の状況

番号	名称	分類	出典
1	小松海岸	海水浴場	①
2	ひょうたん島クルーズ	クルーズ	①
3	日峯大神子広域公園	公園・デイキャンプ場	①②
4	大崎遊歩道	ハイキング・ウォーキングコース、遊歩道	②
5	市民健康ウォーキングしらさぎ大橋コース		③
6	市民健康ウォーキング津田地区（津田山コース）		③
7	市民健康ウォーキング日峯大神子広域公園コース		③
8	市民健康ウォーキング渭東地区（松並木コース）		③
9	市民健康ウォーキング渭北地区（4km コース）		③
10	市民健康ウォーキング勝占地区（東部）		③
11	市民健康ウォーキング論田地区（大原コース）		③
12	市民健康ウォーキング川内地区（小松海岸コース）		③
13	徳島自転車Tラインルート	サイクリングコース	④
14	マリニピア北緑地	公園・散歩道	⑤
15	マリニピア人工海浜	海岸	⑤

注）番号は、図 3-2-22 に対応している。

出典：①「徳島市観光ガイドブック」（令和2年12月 徳島市）

②「13' 秋 こうえん」（公益財団法人 徳島県建設技術センター）

③「ウォーキングマップ」（徳島市 https://www.city.tokushima.tokushima.jp/kenko_fukushi/undo_kenko/walking_suisin/walkingmap.html）

④「徳島自転車Tラインルートマップ」（平成29年3月 徳島県）

⑤現地踏査により確認

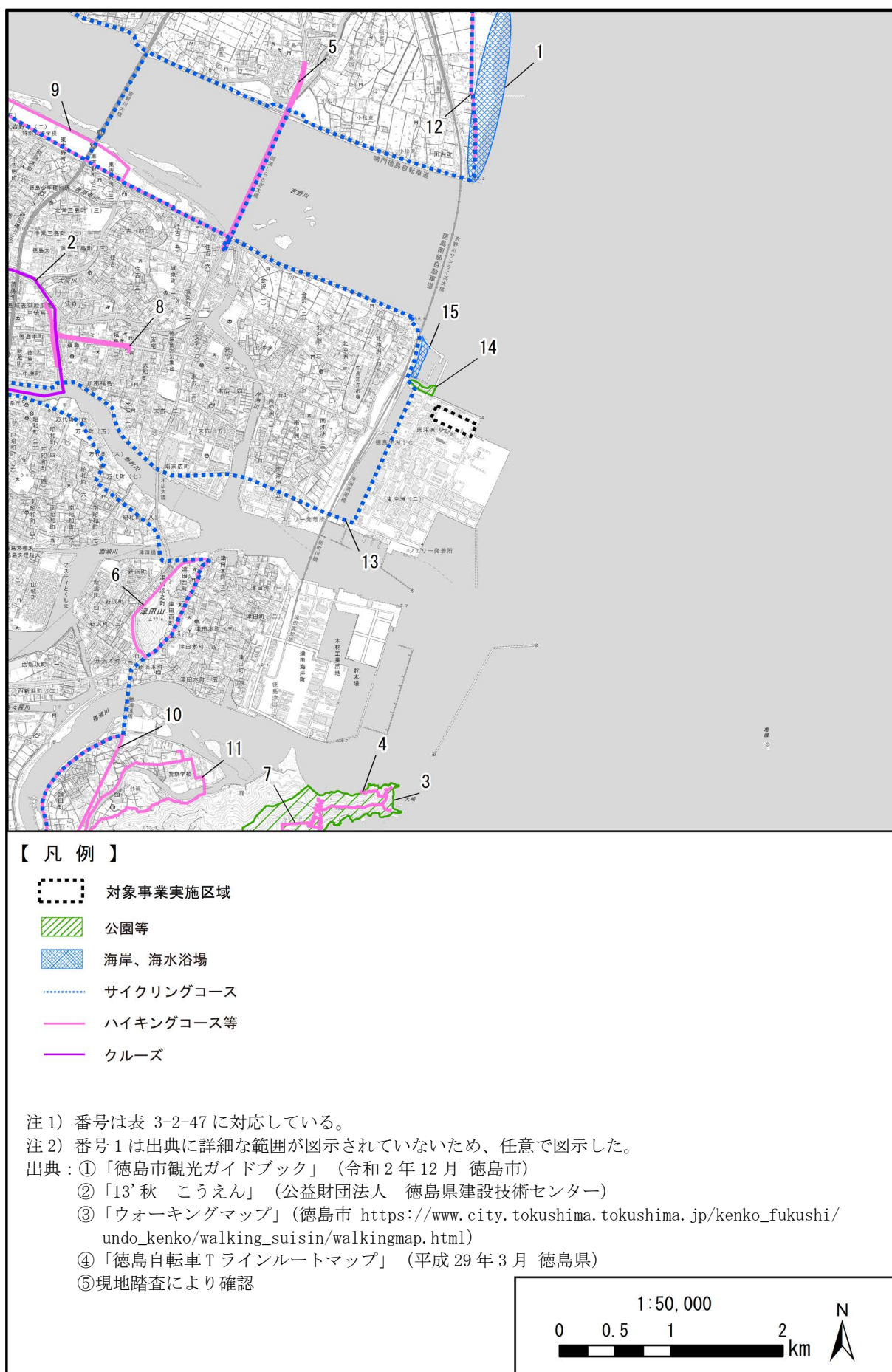


図 3-2-22 人と自然との触れ合いの活動の状況図

3-2-7 一般環境中の放射性物質の状況

徳島県では、原子力規制委員会・原子力規制庁からの委託を受け、環境放射能水準調査を実施している。調査地域周辺では、徳島保健所（徳島市新蔵町3丁目80）にモニタリングポストが設置されており、空間放射線量率を測定している。また、降水採取装置により定時降下物を採取し、ゲルマニウム半導体核種分析装置を用いて核種分析調査を行っている。モニタリングポストの位置は図 3-2-23に示すとおりである。

調査地域のモニタリングポストにおける空間放射線量率の実測値は表 3-2-48に、環境放射能水準調査結果は表 3-2-49に示すとおりである。

表 3-2-48 調査地域のモニタリングポストにおける空間放射線量率の実測値

市	モニタリングポストの過去の平常値の範囲 (μ Sv/h)	モニタリングポストの高さ (m)	令和 8 年 4 月 20 日
			9-10 時のモニタリングポストの測定値 (μ Sv/h)
徳島市	0.037～0.067	18.2	0.040

注 1) 全国のモニタリングポストの測定値は、原子力規制委員会「全国及び福島県の空間線量測定結果」で公表。

注 2) 本データは、 1μ Gy/h（マイクログレイ毎時） $=1\mu$ Sv/h（マイクロシーベルト毎時）と換算して算出。

注 3) 原子力規制委員会が各都道府県等からの報告に基づき作成。

注 4) モニタリングポストの過去の平常値の範囲は、震災発生前の観測値における上限値と下限値を示したもの。

出典：「全国 47 都道府県の既設モニタリングポストにおける測定結果」

（令和 8 年 4 月 22 日 原子力規制委員会 NRA）

表 3-2-49 調査地域の環境放射能水準調査結果（月間降下物）（令和 8 年 3 月分）

市	放射能濃度 (MBq/km ²)			
	放射性ヨウ素 131 [I-131]	放射性セシウム 134 [Cs-134]	放射性セシウム 137 [Cs-137]	その他検出された核種
徳島市	不検出[<0.11]	不検出[<0.053]	不検出[<0.044]	-

注 1) 原子力規制委員会が各都道府県等からの報告に基づき作成。

注 2) 1 ヶ月間採取し続けた降下物を測定した結果

注 3) []内は、検出下限値を示す。検出下限値は試料及び測定状況により、都道府県によって異なる。

出典：「環境放射能水準調査結果（月間降下物）」（令和 8 年 4 月 30 日 原子力規制委員会 NRA）

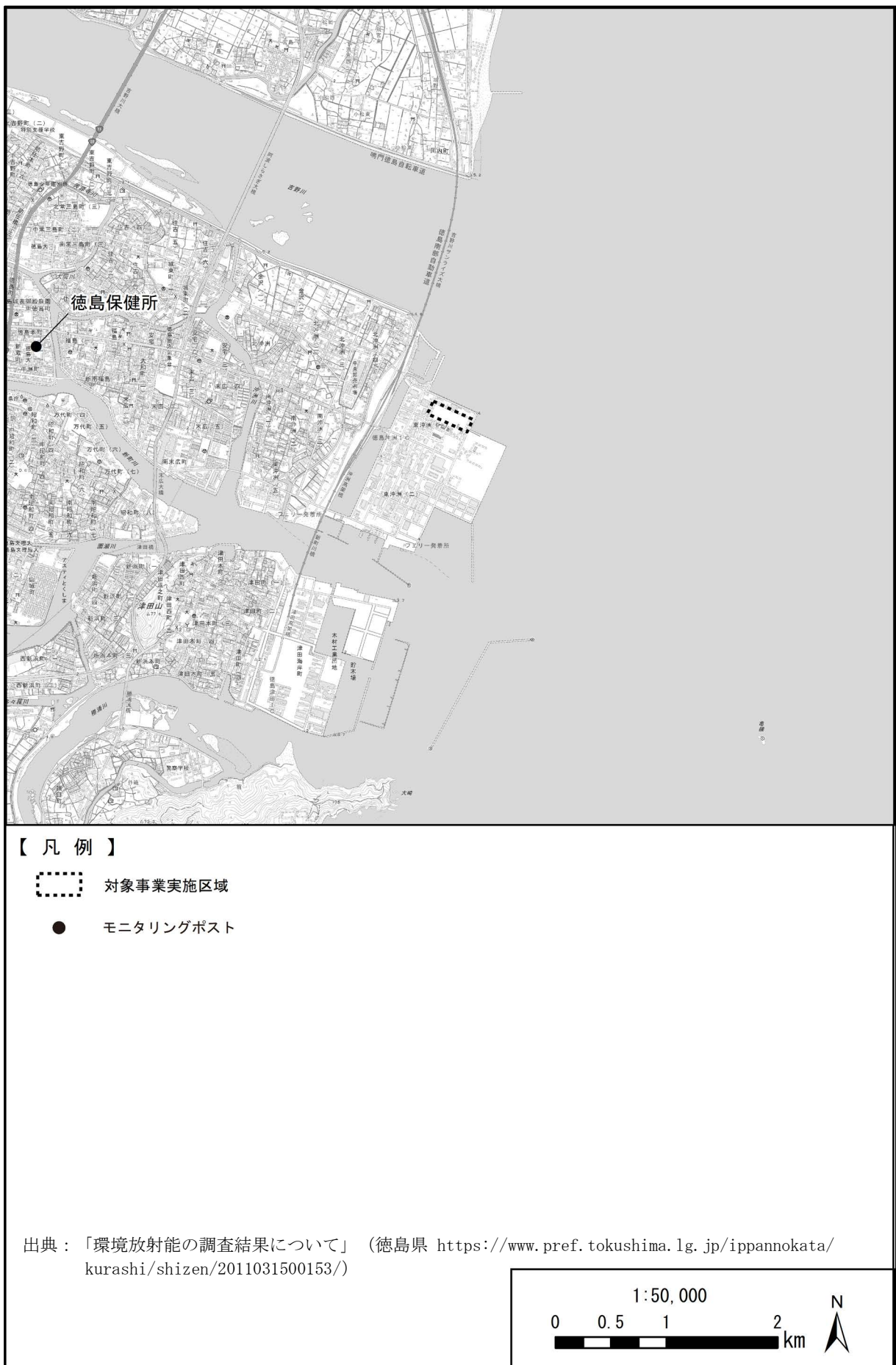


図 3-2-23 モニタリングポストの位置

3-3 社会的状況

3-3-1 歴史的、文化的状況

(1) 歴史

本市の沿革は表 3-3-1に示すとおりである。

本市は、天正年間に蜂須賀家政が阿波に入国し、城郭を築いたのが始まりで、蜂須賀14代の治世のもと、阿波の政治・経済の中心として栄えた。明治22年に市制を施行し、大正末期には周辺町村を編入し市域を拡大した。それ以降も周辺の村や町と合併し、現在に至る。

表 3-3-1 徳島市の沿革

年月日	概要
明治 22 年 10 月 1 日	徳島市制施行。 徳島町、塀裏町、中通町、通町、内魚町、八百屋町、紙屋町、西横町、寺島町、出来島町、東新町、西新町、船場町、籠屋町、富田町、新魚町、桶屋町、大工町、古物町、北山路町、寺町、富田浦町、二軒屋町、福島町、福島本町、福島郷町、安宅村、大工島村、住吉島村、助任町、下助任村、前川村、常三島村、助任西町、佐古町、南佐古村、佐古村、37 町村により徳島市誕生。
大正 15 年 4 月 1 日	斎津村、沖洲村と合併。 合併に伴い、斎津村は斎田町・万代町・津田町・新浜町に、沖洲村は沖洲町・末広町・大岡浦町に分割改称。
昭和 3 年 10 月 1 日	向別宮、金沢新田と合併。 合併に伴い、向別宮は大岡別宮町に、金沢新田は金沢町に改称。
昭和 12 年 4 月 1 日	八万村、加茂名町と合併。 合併に伴い、八万村は八万町・南二軒屋町・沖浜町・山城町に、加茂名町は蔵本町・庄町・島田町・鮎喰町・名東町に分割改称。
昭和 12 年 10 月 1 日	加茂町と合併。 合併に伴い、加茂町は田宮町・矢三町・春日町・上助任町に分割改称。
昭和 26 年 4 月 1 日	勝占村、多家良村と合併。 勝占村は大谷町・北山町・方上町・勝占町・西須賀町・三軒屋町・大松町・雑賀町・大原町・論田町に、多家良村は渋野町・丈六町・飯谷町・八多町・多家良町に分割改称。
昭和 30 年 1 月 1 日	入田村、新居町と合併。 入田村は入田町に改称、新居町は不動本町・不動東町・不動西町・不動北町に分割改称。
昭和 30 年 2 月 11 日	上八万村と合併。 合併に伴い、上八万村は、一宮町・下町・上八万町に分割改称。
昭和 30 年 3 月 31 日	川内村と合併。 川内村は川内町に改称。
昭和 41 年 10 月 1 日	応神村と合併。 応神村は応神町に改称。
昭和 42 年 1 月 1 日	国府町と合併。 合併に伴い、国府町は徳島市国府町に改称。

出典：「徳島市史」（昭和 51 年 10 月 徳島市役所）

(2) 指定・登録文化財及び埋蔵文化財包蔵地の状況

調査地域の指定・登録文化財一覧は表 3-3-2に、指定・登録文化財位置図は図 3-3-1に示すとおりである。調査地域には、木造地藏菩薩半跏像など8件の指定文化財及び2件の国の登録有形文化財があるが、対象事業実施区域にはない。

また、調査地域の埋蔵文化財包蔵地一覧は表 3-3-3に、埋蔵文化財包蔵地位置図は図 3-3-2に示すとおりである。調査地域には、徳島城下町跡など8件の埋蔵文化財包蔵地が分布するが、対象事業実施区域にはない。

表 3-3-2 調査地域の指定・登録文化財一覧

番号	名称	所在地	指定区分	種別		出典
1	木造 地藏菩薩半跏像	東照寺	国指定	重要 有形文化財	彫刻	①②
2	脇指 表銘 備州長船盛光 裏銘 應永廿二年八月日	新蔵町	県指定	有形文化財	工芸品	①②
3	刀 表銘 伊勢守國輝於阿州椿泊作之 裏銘 元禄十丁巳曆初秋森氏村建	新蔵町				①②
4	脇指 表銘 津田越前守助廣 裏銘 延寶三年二月日	新蔵町				①②
5	脇指 表銘 栗田口近江守忠綱 裏銘 彫物同作	新蔵町				①②
6	木造 釈迦如来坐像	福島1丁目	市指定	有形文化財	彫刻	②
7	阿波盆踊図	新蔵町			絵画	②
8	鷹図	住吉3丁目				②
9	勢玉 酒蔵A 酒蔵B 事務所棟 煙突	福島1丁目	国登録	登録 有形文化財	建造物	①②
10	南海地震徳島県地震津波碑	南沖洲1丁目			記念物	①②

注) 番号は、図 3-3-1 に対応している。

出典：①「県内の国・県指定等文化財一覧」

(徳島県 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokat/kyoiku/bunka/5020073/>)

②「徳島市所在 国・県・市指定文化財・登録文化財(令和6年4月1日)」

(徳島市 <https://www.city.tokushima.tokushima.jp/kankou/bunkazai/hogo.html>)

表 3-3-3 調査地域の埋蔵文化財包蔵地一覧

番号	名称	種別	時代
1	宮島本浦遺跡	貝塚・散布地	弥生
2	徳島城下町跡(常三島)	武家屋敷跡	近世
3	徳島城下町跡(住吉島)	武家屋敷跡	近世
4	徳島惣構跡	武家屋敷跡	近世
5	徳島城下町跡(福島)	武家屋敷跡・町屋跡	近世
6	徳島城下町跡(前川・助任)	武家屋敷跡・町屋跡	近世
7	安宅役所跡	船屋敷跡	近世
8	籠遺跡	貝塚	古墳

注) 番号は、図 3-3-2 に対応している。

出典：「徳島市埋蔵文化財包蔵地図」(徳島市 <https://www.city.tokushima.tokushima.jp/smph/kankou/bunkazai/hogo.html>)



図 3-3-1 指定・登録文化財位置図

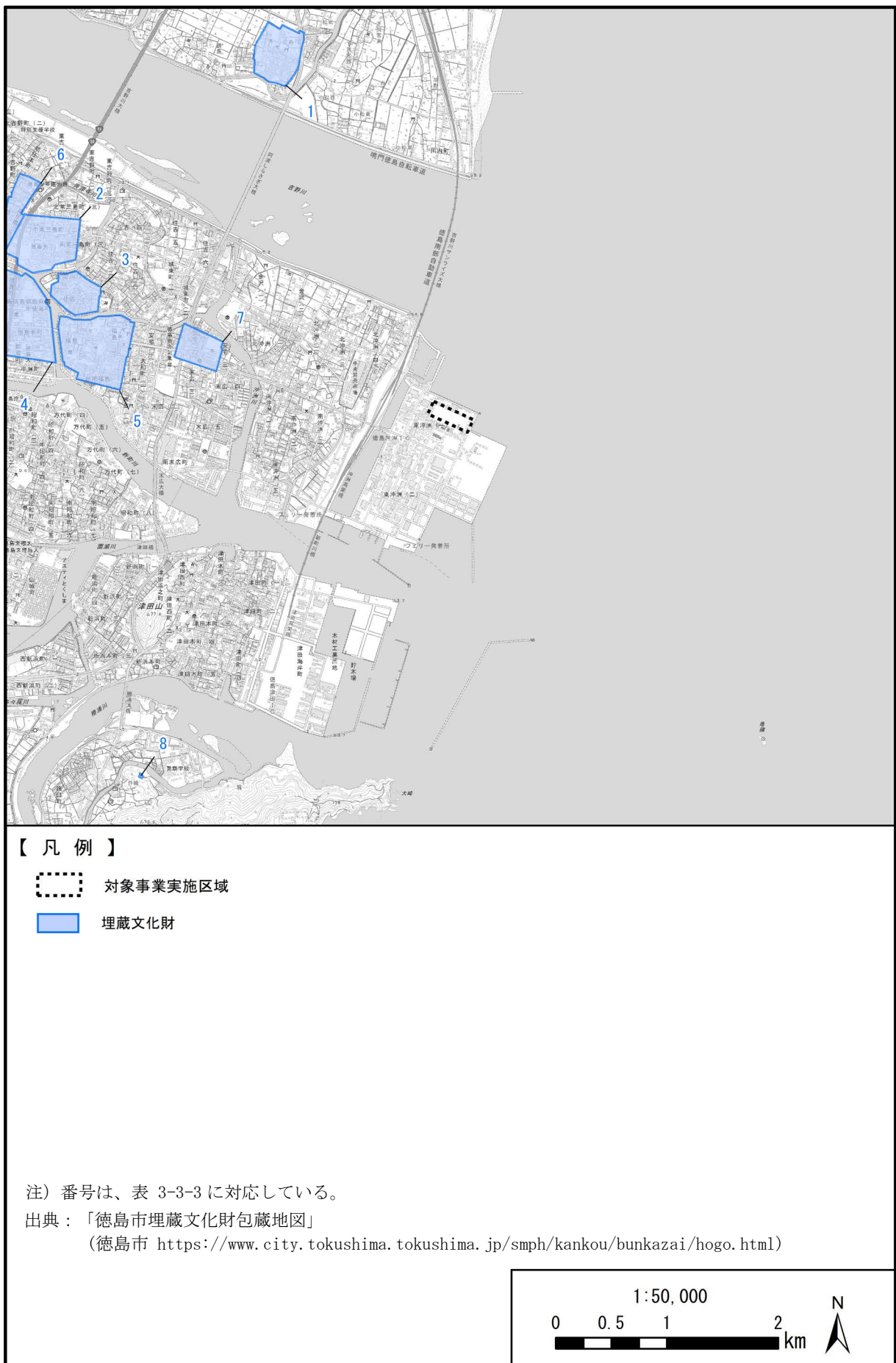


図 3-3-2 埋蔵文化財包蔵地位置図

3-3-2 人口及び産業の状況

(1) 人口の状況

1) 人口・世帯数・人口密度等

本市の人口・世帯数の推移は表 3-3-4に示すとおりである。

令和7年の人口は242,786人、世帯数は121,316世帯となっている。また、人口密度は1,268人/km²となっている。

人口は過去5年連続で減少しているが、世帯数は増加している。

表 3-3-4 徳島市の人口・世帯数の推移

年次	人口(人)	世帯数(世帯)	1世帯当たり人員(人)	人口密度(人/km ²)
令和3年	250,879	120,117	2.09	1,310
令和4年	249,196	120,692	2.06	1,301
令和5年	247,123	120,927	2.04	1,290
令和6年	244,985	121,247	2.02	1,279
令和7年	242,786	121,316	2.00	1,268

注1) 12月31日現在の世帯数と人口。

注2) 人口密度に係る徳島市面積(各年10月1日現在)は、191.52km²で計算している。

出典:「令和7年版 徳島市統計年報」(令和8年 徳島市)

2) 人口動態

本市の人口動態は表 3-3-5に示すとおりである。

人口の自然動態、社会動態ともに過去5年連続で減少している。

表 3-3-5 徳島市の人口動態

年次	自然動態(人)			社会動態(人)		
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減
令和3年	1,868	3,129	△ 1,261	7,753	7,862	△ 109
令和4年	1,779	3,305	△ 1,526	8,040	8,197	△ 157
令和5年	1,703	3,334	△ 1,631	7,672	8,114	△ 442
令和6年	1,508	3,448	△ 1,940	7,586	7,784	△ 198
令和7年	1,571	3,407	△ 1,836	7,592	7,955	△ 363

注1) “△”は人口減少を意味する。

注2) 各1月1日～12月31日の統計情報。

出典:「令和7年版 徳島市統計年報」(令和8年 徳島市)

(2) 産業の状況

1) 産業の構造

本市の産業別人口は表 3-3-6に示すとおりである。

平成26年から令和3年までの産業別人口の総数（就業者数合計）は、平成28年は減少したが、令和3年に増加している。令和3年の就業者構成比は第3次産業が最も多く、84.12%と高い割合を占めている。

産業別の就業者数についてみると、全産業で平成28年に減少したものの、令和3年には増加している。

表 3-3-6 徳島市の産業別人口

年次	項目	第1次産業 (人)	第2次産業 (人)	第3次産業 (人)	就業者数 合計 (人)
平成26年	総数	609	19,773	109,924	130,306
	構成比	(0.47%)	(15.17%)	(84.36%)	(100.00%)
平成28年	総数	583	19,099	107,009	126,691
	構成比	(0.46%)	(15.08%)	(84.46%)	(100.00%)
令和3年	総数	654	19,871	108,698	129,223
	構成比	(0.51%)	(15.38%)	(84.12%)	(100.00%)

注1) 平成26年は7月1日、平成28年、令和3年は6月1日現在。

注2) 民営事業所について産業分類別の従業者数の推移を掲げたものである。

注3) 構成比は出典資料を元に算出した。四捨五入の関係上、構成比の合計が100%にならない場合がある。

出典：「令和7年版 徳島市統計年報」（令和8年 徳島市）

2) 第1次産業（農業）

本市の令和2年の組織形態別農業経営体数は表 3-3-7に示すとおりである。総農業経営体数は1,636経営体で徳島県全体の11.2%を占めている。

本市の経営耕地面積の推移は表 3-3-8に示すとおりである。経営耕地面積の総面積は減少している。また、田、畑、樹園地の種別では、田の面積割合が高いが、減少が著しい。一方、畑は増加している。

表 3-3-7 徳島市及び徳島県の組織形態別農業経営体数(令和2年)

単位：経営体

県市名	合計	農業経営体						
		法人化している				地方公共団体・財産区	法人化していない	
		農業組合 法人	会社	各種団体	その他の 法人			個人経営体
徳島市	1,636	2	31	2	1	－	1,600	1,600
徳島県	14,568	32	234	18	9	1	14,274	14,263

注1) 令和2年2月1日現在。

注2) 構成比は出典資料を元に算出した。四捨五入の関係上、構成比の合計が100%にならない場合がある。

注3) 農業経営体とは、経営耕地面積が30a以上の規模の農業、農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数その他の事業の規模が別表（省略）で定める規模以上の農業、農作業の受託の事業をいう。

出典：「令和6年 徳島県統計書」（令和7年 徳島県）

表 3-3-8 徳島市の経営耕地面積の推移

単位：a

年次	項目	総面積	内訳		
			田	畑	樹園地
平成22年	総数	251,842	178,768	52,693	20,381
	構成比	(100.00%)	(70.98%)	(20.92%)	(8.09%)
平成27年	総数	219,889	131,472	69,863	18,554
	構成比	(100.00%)	(59.79%)	(31.77%)	(8.44%)
令和2年	総数	204,716	127,813	64,696	12,207
	構成比	(100.00%)	(62.43%)	(31.60%)	(5.96%)

注1) 各年2月1日現在。

注2) 構成比は出典資料を元に算出した。四捨五入の関係上、構成比の合計が100%にならない場合がある。

出典：「令和7年版 徳島市統計年報」（令和8年 徳島市）

3) 第2次産業(工業)

本市における工業の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の推移は表 3-3-9に示すとおりである。令和6年の事業所数は366事業所、従業者数は10,101人、製造品出荷額等は51,804,756万円となっている。

本市における工業の産業中分類別事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の推移は表 3-3-10に示すとおりである。令和6年の産業中分類別の事業所数は、食料品が最も多く64事業所となっており、従業者数及び製造品出荷額等は、化学が最も多く3,260人、35,936,937万円となっている。

表 3-3-9 徳島市における工業の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の推移

年次	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
令和2年	295	10,106	41,907,259
令和3年	307	9,539	41,044,995
令和4年	372	10,037	44,584,014
令和5年	370	9,891	46,276,922
令和6年	366	10,101	51,804,756

注1) 事業所数、従業者数は6月1日現在。

製造品出荷額等は各実績年の1月～12月。

注2) 令和2年～3年までの数値については、従業者数3人以下の事業所は除く。

注3) 令和4年以降の数値は、経済構造実態調査の数値であり、売上高（製造品出荷額等）を上位から累積し、総額の9割を達成する範囲に含まれる事業所を対象としている。

なお、個人経営及び法人以外の団体の事業所は除いている。

出典：「令和7年版 徳島市統計年報」（令和8年 徳島市）

表 3-3-10 徳島市における工業の産業分類別事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の推移

産業中分類		事業所数	従業者数	製造品 出荷額等
		(事業所)	(人)	(万円)
★	総 数	366	10,101	51,804,756
	★ (重化学工業)	(111)	(4,870)	...
	(軽工業)	(255)	(5,231)	...
	食料品	64	1,447	2,235,546
	飲料・飼料等	4	282	2,525,012
	繊維	28	606	630,307
	木材・木製品	34	590	2,388,855
	家具・装備品	44	556	1,004,311
	パルプ・紙	10	380	690,954
	印刷	28	555	691,563
	化学	18	3,260	35,936,937
	石油・石炭	2	13	X
	プラスチック	9	448	1,217,055
	ゴム	3	43	19,253
	皮革	1	8	X
	窯業・土石	10	169	413,304
	鉄鋼	5	77	326,012
	非鉄金属	-	-	-
	金属製品	41	532	1,153,167
	はん用機械	11	175	288,162
	生産用機械	21	669	1,736,378
	業務用機械	3	31	23,394
	電子部品	1	43	X
	電気機械	6	49	59,195
	情報通信機械	-	-	-
	輸送用機械	3	21	27,757
	その他	21	147	210,884

注 1) 事業所数、従業者数は令和 6 年 6 月 1 日現在。

製造品出荷額等は令和 5 年の 1 月～12 月。

注 2) “-” は皆無又は該当数字なしを示す。

“...” は資料なし又は不詳不明を示す。

“X” は 1 又は 2 の事業所に関する数値であり、個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿とした。

“★” は重化学工業に分類される。

注 3) 売上高（製造品出荷額等）を上位から累積し、総額の 9 割を達成する範囲に含まれる事業所を対象としている。なお、個人経営及び法人以外の団体の事業所を除く。

出典：「令和 7 年版 徳島市統計年報」（令和 8 年 徳島市）

4) 第3次産業（商業）

本市における商業の事業所数、従業者数及び年間商品販売額の推移は表 3-3-11に示すとおりである。

平成24年から令和3年度にかけて、事業所数は減少し、従業者数及び年間商品販売額は増加している。また、事業所数及び従業者数は小売業が多く、年間商品販売額は卸売業が多い。

表 3-3-11 徳島市における第3次産業の事業所数、従業者数及び年間商品販売額の推移

年次	区分	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
平成 24 年	総数	2,764	19,116	767,226
	卸売業	828	7,468	543,207
	小売業	1,936	11,648	224,019
平成 26 年	総数	2,601	19,273	780,010
	卸売業	828	7,694	547,742
	小売業	1,773	11,579	232,268
平成 28 年	総数	2,899	21,710	904,998
	卸売業	913	8,375	633,215
	小売業	1,986	13,335	271,782
令和 3 年	総数	2,746	21,670	822,386
	卸売業	832	7,923	578,191
	小売業	1,914	13,747	244,195

注 1) 平成 24 年は 2 月 1 日現在。平成 26 年は 7 月 1 日現在。平成 28 年、令和 3 年は 6 月 1 日。

注 2) 平成 26 年調査は、日本標準産業分類の第 12 回改定及び調査設計の大幅変更を行ったことに伴い、前回実施の平成 19 年調査の数値とは接続しない。

注 3) 平成 24 年調査の数値は、平成 24 年経済センサス-活動調査の数値である。

注 4) 平成 28 年調査の数値は、平成 28 年経済センサス-活動調査の数値である。

注 5) 令和 3 年調査の数値は、令和 3 年経済センサス-活動調査の数値である。

出典：「令和 7 年版 徳島市統計年報」（令和 8 年 徳島市）

3-3-3 土地利用の状況

(1) 現在の土地利用

本市の地目別土地面積は表 3-3-12に示すとおりである。

山林の占める割合が30.15%と最も多く、次いで宅地が29.60%、田が22.26%と多くなっている。

また、対象事業実施区域の現況土地利用は雑種地である。

表 3-3-12 徳島市の地目別土地面積

地目	面積(m ²)	構成比(%)
田	23,733,790	22.26%
畑	12,964,388	12.16%
宅地	31,568,260	29.60%
山林	32,148,505	30.15%
原野	469,684	0.44%
雑種地	5,710,938	5.36%
その他	44,123	0.04%
合計	106,639,688	100.00%

注1) 令和7年1月1日現在。

注2) 構成比は出典資料を元に算出した。四捨五入の関係上、構成比の合計が100%にならない場合がある。

出典：「令和7年版 徳島市統計年報」(令和8年 徳島市)

(2) 将来の土地利用計画

調査地域の土地利用計画については、徳島市都市計画マスタープラン(令和5年3月)によると、対象事業実施区域周辺は、「市街地ゾーン」に位置づけられており、今後、人口や都市機能の誘導を図ることが示されている。また、対象事業実施区域を含むマリンピア沖洲は、徳島沖洲インターチェンジの整備により広域交通と海上交通の結節点となっていることを活かして、都市活力の維持向上を担う拠点として充実を図り(産業業務拠点)、新たなごみ処理施設の整備を進め、環境教育や防災など地域に貢献するための機能も検討するとされている。

3-3-4 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用状況

(1) 水面利用、そのほかの水利用の状況

1) 水の利用状況

調査地域の主な河川は、調査地域北側を流れる吉野川である。「吉野川水系河川整備計画-吉野川の河川整備（国管理区間）-【変更】」（平成29年12月、国土交通省四国地方整備局）によると、吉野川下流域における汽水域は、河川と海の影響を受ける特有の環境であり、多くの生物にとって良好な生息・生育・繁殖の場となっている。また、市街地に近接しながらも水際にはヨシ群落等が見られるなど、豊かな自然を感じることができる貴重な空間となっている。

また、吉野川の水利用については、徳島平野等において古くから行われ、農業用水としての本格的な水利用は、大正元年に完成した麻名用水、板名用水にはじまり現在では、水道用水、工業用水、農業用水等に幅広く利用されている。農業用水については、総かんがい面積約45,000haにおよぶ耕地のかんがいに利用され、発電用水については、32箇所の水力発電所で利用され、総最大出力約946,000kWの電力供給が行われている。

本市の令和6年度の水道用水取水状況は表 3-3-13に示すとおりである。本市の水道用水の水源地は、ダム表流水の利用が多く、地下水や伏流水も利用している。なお、調査地域に水源地はない。

表 3-3-13 徳島市の水道用水源一覧（令和6年度）

水源名	水源種別	所在地	取水量 (m ³ /年)	浄水施設
第1水源	地下水	名西郡石井町藍畑字第十262番4	2,190	第十浄水場
第2水源	地下水	徳島市南佐古六番町3番1	763,887	—
第3水源	地下水	徳島市庄町1丁目76番2	1,061,127	—
第4水源	伏流水	名西郡石井町藍畑字第十262番4地先	4,898,742	第十浄水場
第5水源	地下水	名西郡石井町藍畑字第十262番4	4,556,660	第十浄水場
第6水源	ダム表流水	名西郡石井町藍畑字西覚円427番1地先	16,505,901	第十浄水場
第7水源	地下水	名西郡石井町藍畑字第十262番4	5,106,780	第十浄水場

出典：「令和6年度 上下水道事業年報」（令和7年9月 徳島市上下水道局）

2) 港湾区域・漁港区域

調査地域における港湾法により指定された港湾区域は図 3-3-3に示すとおりである。

調査地域には、港湾法（昭和25年5月31日 法律第218号）により指定された重要港湾の徳島小松島港及び地方港湾の今切港がある。

なお、調査地域には、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年5月2日 法律第137号）で指定された漁港区域はない。

3) 海水浴場

調査地域には小松海岸海水浴場があり、期間中は多くの海水浴客で賑わう。また、1年を通してサーフィンやスタンドアップパドルボード、釣りなどのマリンスポーツを楽しむことができる。

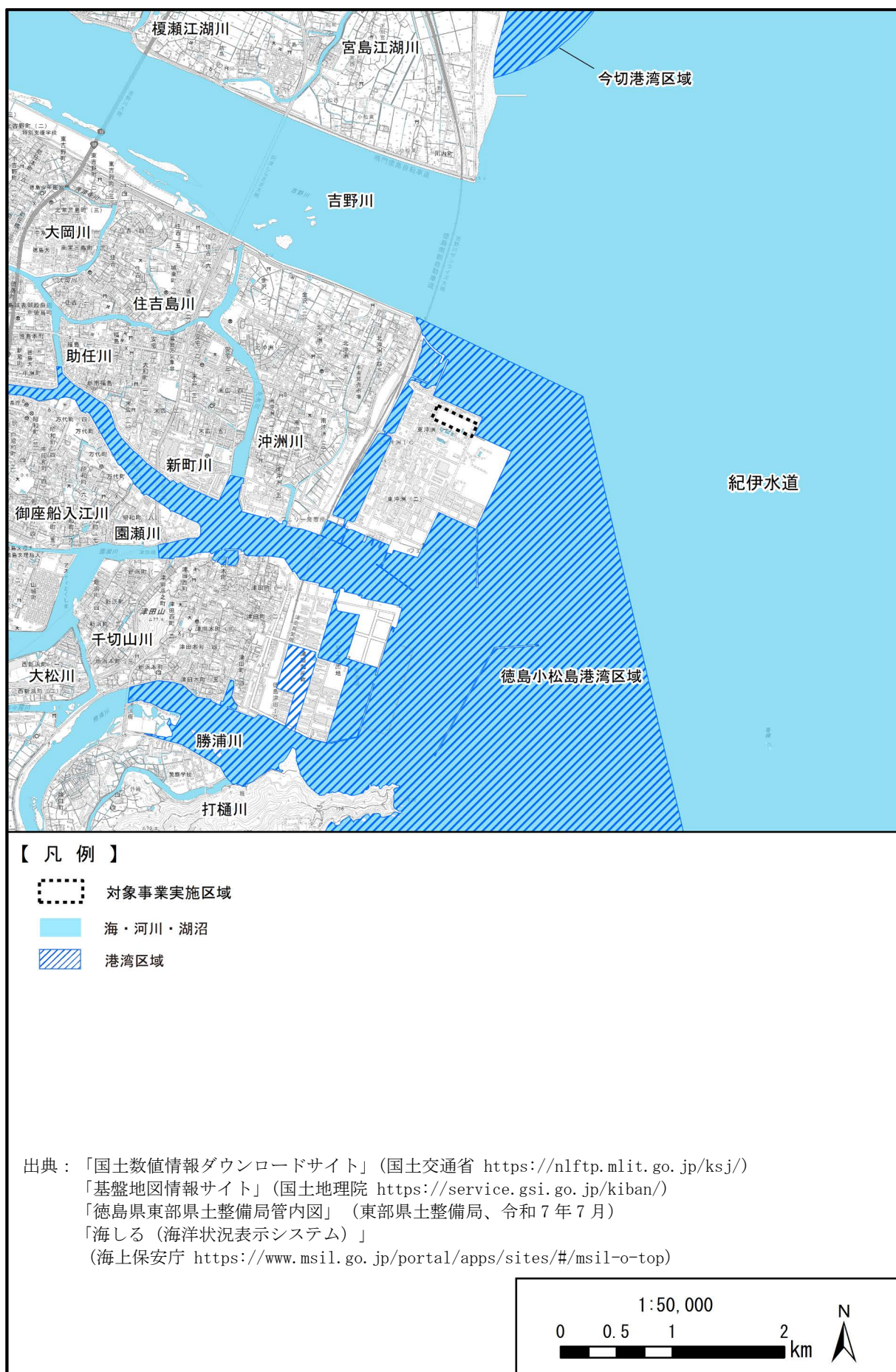


図 3-3-3 港湾区域

(2) 漁業権の設定状況

1) 河川

調査地域における内水面漁業権概要は表 3-3-14～表 3-3-16に、漁業権位置は図 3-3-4に示すとおりである。調査地域には吉野川や勝浦川、その他多くの河川があり、河口域で内水面第一種区画漁業権が24件、内水面第一種共同漁業権が5件設定されている。また、勝浦川では内水面第五種共同漁業権が1件設定されている。

表 3-3-14 調査地域の内水面第一種区画漁業権概要

河川名	番号	免許番号	漁業の名称	漁業時期	漁業権者
吉野川	1	内区第 11 号	のり養殖業	10 月 1 日から 5 月 31 日まで	川内漁業協同組合
	2	内区第 12 号			川内漁業協同組合 渭東漁業協同組合 徳島市第一漁業協同組合
	3	内区第 13 号			川内漁業協同組合
	4	内区第 16 号			徳島市第一漁業協同組合
	5	内区第 17 号			川内漁業協同組合
	6	内区第 18 号			徳島市第一漁業協同組合
	7	内区第 19 号			川内漁業協同組合 長原漁業協同組合
	8	内区第 20 号			渭東漁業協同組合
	9	内区第 21 号			徳島市辰巳漁業協同組合 徳島市漁業協同組合
	10	内区第 22 号			渭東漁業協同組合
	11	内区第 23 号			渭東漁業協同組合
	12	内区第 24 号			渭東漁業協同組合
	13	内区第 25 号			渭東漁業協同組合
	14	内区第 26 号			渭東漁業協同組合
	15	内区第 27 号			徳島市住吉漁業協同組合
	16	内区第 28 号			徳島市住吉漁業協同組合
	17	内区第 29 号			渭東漁業協同組合 長原漁業協同組合 川内漁業協同組合 徳島市漁業協同組合
	18	内区第 30 号			渭東漁業協同組合 長原漁業協同組合 川内漁業協同組合 徳島市漁業協同組合 徳島市辰巳漁業協同組合 徳島市第一漁業協同組合 徳島市住吉漁業協同組合
	19	内区第 31 号			渭東漁業協同組合
	20	内区第 32 号			渭東漁業協同組合
勝浦川	21	内区第 33 号		9 月 15 日から 2 月末日まで	徳島市漁業協同組合 渭東漁業協同組合 徳島市辰巳漁業協同組合
	22	内区第 34 号			渭東漁業協同組合
吉野川	23	内区第 42 号		10 月 1 日から 5 月 31 日まで	徳島市第一漁業協同組合 徳島市住吉漁業協同組合 徳島市辰巳漁業協同組合
	24	内区第 43 号			渭東漁業協同組合

注) 番号は図 3-3-4 に対応している。

出典：「免許内容一覧表（内水面漁業）」

(徳島県 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/sangyo/suisangyo/2013082600097/>)

表 3-3-15 調査地域の内水面第一種共同漁業権概要

河川名	番号	漁業権番号	漁業の名称	漁業時期	漁業権者
吉野川	25	内共第 9 号	はまぐり、うすがい、しじみ	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	川内漁業協同組合 長原漁業協同組合 渭東漁業協同組合 徳島市漁業協同組合 徳島市辰巳漁業協同組合 徳島市第一漁業協同組合 徳島市住吉漁業協同組合
	26	内共第 10 号	あおのり		渭東漁業協同組合 長原漁業協同組合 川内漁業協同組合 徳島市漁業協同組合 徳島市辰巳漁業協同組合 応神町漁業協同組合 徳島市第一漁業協同組合 徳島市住吉漁業協同組合
園瀬川	27	内共第 17 号	あおのり		渭東漁業協同組合 徳島市漁業協同組合 徳島市辰巳漁業協同組合
勝浦川	28	内共第 19 号	はまぐり		徳島市漁業協同組合 徳島市辰巳漁業協同組合
	29	内共第 20 号	あおのり		渭東漁業協同組合 徳島市漁業協同組合 徳島市辰巳漁業協同組合

注) 番号は図 3-3-4 に対応している。

出典：「免許内容一覧表（内水面漁業）」

(徳島県 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/sangyo/suisangyo/2013082600097/>)

表 3-3-16 調査地域の内水面第五種共同漁業権概要

河川名	番号	漁業権番号	漁業の名称	漁業時期	漁業権者
勝浦川	30	内共第 21 号	うなぎ、あゆ、あまご	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	勝浦川漁業協同組合

注) 番号は図 3-3-4 に対応している。

出典：「免許内容一覧表（内水面漁業）」

(徳島県 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/sangyo/suisangyo/2013082600097/>)

2) 海面

調査地域における海面漁業権概要は表 3-3-17～表 3-3-19に、漁業権位置は図 3-3-4に示すとおりである。

調査地域は海に面しており、海面第一種区画漁業権が5件、海面第一種共同漁業権が6件、海面第二種共同漁業権が2件設定されている。

表 3-3-17 調査地域の海面第一種区画漁業権概要

番号	漁業権番号	漁業の名称	漁業時期	漁業権者
31	区第 65 号	藻類養殖業	10 月 1 日から 5 月 31 日まで	長原漁業協同組合、川内漁業協同組合
32	区第 68 号	藻類養殖業		長原漁業協同組合、川内漁業協同組合
33	区第 69 号	藻類養殖業		渭東漁業協同組合
34	区第 70 号	藻類養殖業		徳島市辰巳漁業協同組合
35	区第 71 号	藻類養殖業		徳島市辰巳漁業協同組合

注) 番号は図 3-3-4 に対応している。

出典：「免許内容一覧表（海面漁業）」

(徳島県 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/sangyo/suisangyo/2013082600097/>)

表 3-3-18 調査地域の海面第一種共同漁業権概要

番号	漁業権番号	漁業の名称	漁業時期	漁業権者
36	共第 40 号	わかめ、かき、さるぼう、たいらぎ、とりがい、ばかがい、はまぐり、あわび、とこぶし、うに、かめのて、たこ、なまこ	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	長原漁業協同組合 川内漁業協同組合
37	共第 42 号	かき、さるぼう、ばかがい、はまぐり、たこ、なまこ		徳島市漁業協同組合 徳島市辰巳漁業協同組合
38	共第 43 号	さるぼう、ばかがい、はまぐり、たこ、なまこ		渭東漁業協同組合
39	共第 44 号	かき、さるぼう、ばかがい、はまぐり、たこ、なまこ		徳島市漁業協同組合 徳島市辰巳漁業協同組合
40	共第 45 号	わかめ、かき、いせえび、うに、なまこ		小松島漁業協同組合 徳島市漁業協同組合 徳島市辰巳漁業協同組合 和田島漁業協同組合
41	共第 46 号	わかめ、かき、あわび、いせえび、たこ、なまこ		小松島漁業協同組合

注) 番号は図 3-3-4 に対応している。

出典：「免許内容一覧表（海面漁業）」

(徳島県 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/sangyo/suisangyo/2013082600097/>)

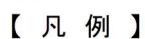
表 3-3-19 調査地域の海面第二種共同漁業権概要

番号	漁業権番号	漁業の名称	漁業時期	漁業権者
42	共第 41 号	ちぬ小型定置、いそ建網	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	長原漁業協同組合 川内漁業協同組合
43	共第 47 号	あじ小型定置、いそ建網		小松島漁業協同組合

注) 番号は図 3-3-4 に対応している。

出典：「免許内容一覧表（海面漁業）」

(徳島県 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/sangyo/suisangyo/2013082600097/>)



- 注) 番号は、表 3-3-14～表 3-3-19 に対応している。

出典：「免許内容一覧表(内水面漁業・海面漁業)」

(徳島県 <https://www.pref.tokushima.lg>).

「海しる（海洋状況表示システム）」

(海上保安庁 <https://www.msil.go>.

(海上保安庁 <https://www.msil.go.jp/portal/apps/sites/#/msil-o-top>)



3-3-5 交通の状況

(1) 交通

調査地域における交通量の調査結果は表 3-3-20に、交通網図は図 3-3-5に示すとおりである。調査地域の道路は、南北に高速自動車国道の徳島南部自動車道、一般国道11号及び主要地方道の徳島環状線が、東西に主要地方道の徳島小松島線や沖ノ洲徳島本町線、一般県道の沖ノ洲埠頭線が通っている。そのほか、徳島吉野線、徳島鳴門線などがある。

調査地域で最も交通量が多い路線は一般国道11号で、令和3年度調査の観測地点である徳島市東吉野町2丁目では約45,600台/昼間12時間の交通量が観測されている。また、対象事業実施区域に一番近い徳島南部自動車道では約5,800台/昼間12時間の交通量が観測されている。

表 3-3-20 調査地域の自動車交通量調査結果

番号	路線種別	路線番号	路線名	観測地点名	交通量(台)	
					昼間 12 時間	24 時間
160	高速自動車国道	5504	四国横断自動車道阿南四万十線(徳島南部自動車道)	徳島市南沖洲4丁目5地先	5,786	7,069
10020	一般国道	11	一般国道11号	徳島市徳島本町1丁目15地先	38,274	48,608
10030				徳島市北常三島町2丁目58-1番地先	40,787	51,799
10040				徳島市東吉野町2丁目	45,640	57,963
41160	主要地方道	29	徳島環状線	-	8,673	10,853
41170				徳島市末広2丁目	27,423	35,101
41180				徳島市新浜本町2丁目	25,619	32,024
41200				徳島市安宅2丁目	6,660	8,458
41270				-	1,418	1,730
41580		38	沖ノ洲徳島本町線	徳島市安宅2丁目	11,925	15,025
60070	一般県道	120	徳島小松島線	徳島市昭和町8丁目	12,120	14,908
60075				徳島市津田本町4丁目	13,473	16,572
60080				徳島市新浜本町2丁目	26,182	32,727
60090				徳島市新浜本町2丁目	22,967	29,398
60330		129	徳島津田インター線	徳島市津田本町4丁目	10,591	13,239
61345		204	徳島沖洲インター線	徳島市北沖洲3丁目	8,535	10,584
61140		189	沖ノ洲埠頭線	徳島市住吉6丁目	14,377	18,259
61150		190	徳島港線	-	14,684	18,502
61440		212	新浜勝浦線	-	5,968	7,341

注1) 番号は調査単位区間番号。また、図 3-3-5 に対応している。

注2) 推定値は斜字で示した。

出典：「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査」(国土交通省 <https://www.mlit.go.jp/road/census/r3/>)



図 3-3-5 交通網図

(2) 鉄道

調査地域には鉄道網がない。

(3) 海上交通

調査地域における港湾区域、港湾区域内の港の位置は図 3-3-6に示すとおりである。調査地域に位置する海域には、重要港湾の徳島小松島港湾区域と地方港湾の今切港湾区域があり、徳島小松島港湾区域内に、フェリー乗り場である徳島港、徳島港（沖洲）がある。

調査地域に位置する徳島小松島港と今切港の令和4年の入港船舶・船舶乗降人員及び出入貨物総トン数は表 3-3-21に示すとおりである。

表 3-3-21 入港船舶・船舶乗降人員及び出入貨物総トン数（令和4年）

単位：千t

港	入港船舶		乗降人員（千人）			出入貨物総トン数		
	総隻数	総トン数	総数	乗込人員	上陸人員	総数	輸移出	輸移入
徳島小松島港	4,803	18,570	209	106	103	2,693	3,983	4,009
今切港	204	67	-	-	-	179	22	157

注）「-」は皆無又は数字がないもの。

出典：「令和6年 徳島県統計書」（令和7年 徳島県）

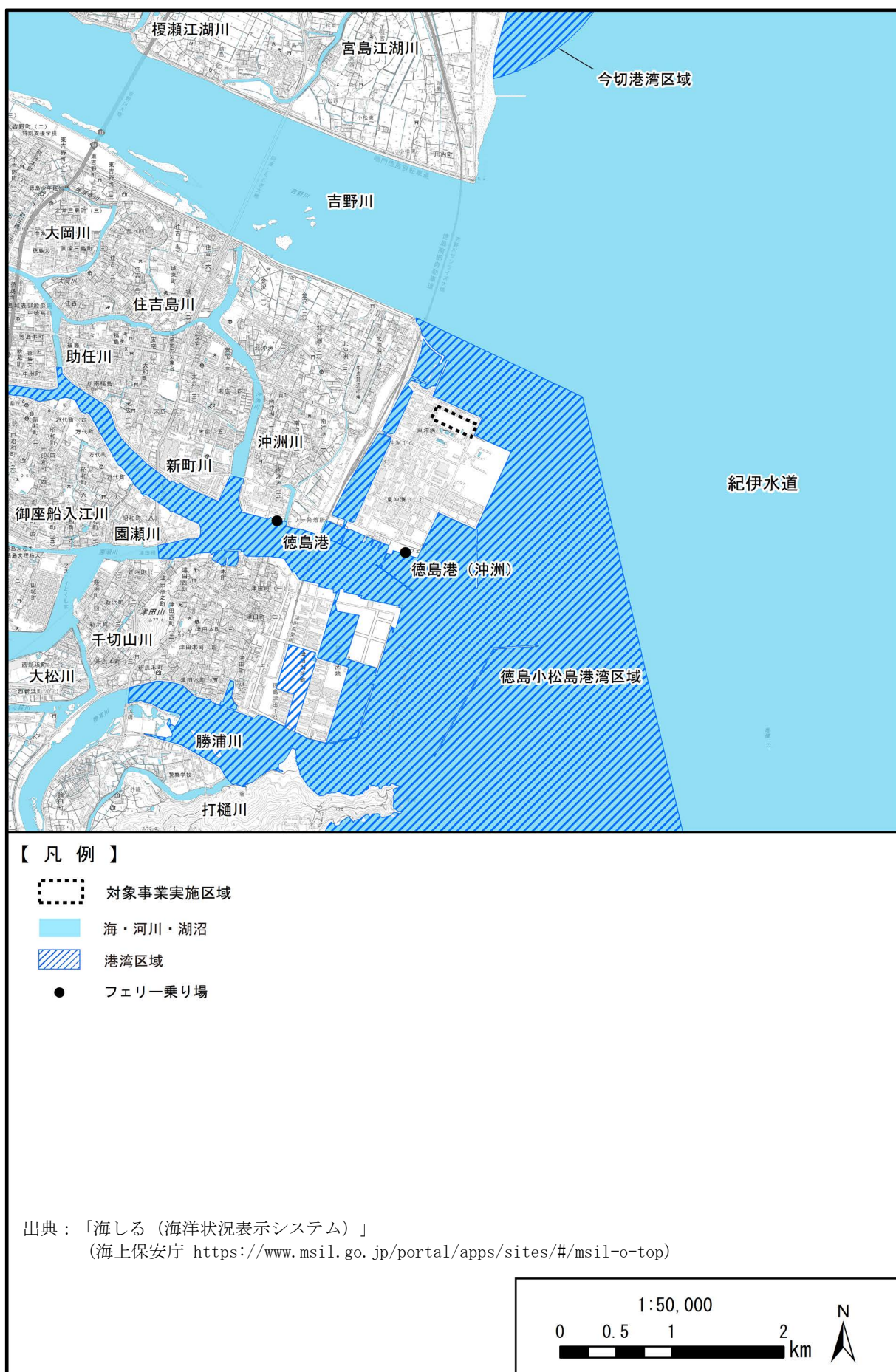


図 3-3-6 港湾区域及び港湾区域内の港の位置

3-3-6 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

調査地域の環境保全について配慮が特に必要な施設として、保育所、幼稚園等、学校等、病院等、福祉施設、文化・教養施設などがあげられる。調査地域に分布する環境保全について配慮が特に必要な施設の分布状況は表 3-3-22に示すとおりである。

表 3-3-22 調査地域の環境保全についての配慮が特に必要な施設の分布状況

施設種別	保育所	幼稚園等	学校等	病院等	福祉施設	文化・教養施設
箇所数	10	13	24	22	55	7

注 1) 保育所は表 3-3-24 に対応しており、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所を含む。

注 2) 幼稚園等は表 3-3-24 に対応しており、幼稚園及び幼保連携型認定こども園を含む。

注 3) 学校等は表 3-3-24 に対応しており、小学校、中学校、高等学校、大学、専修学校その他教育機関、特別支援学校を含む。

注 4) 病院等は表 3-3-26 に対応しており、病院及び 1 床以上の病床を有するクリニックを含む。

注 5) 福祉施設は表 3-3-27 に対応しており、高齢者福祉施設等（特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、介護医療院、介護老人保健施設）、障がい児・者施設（障がい者支援施設、共同生活支援施設）、児童福祉施設を含む。

注 6) 文化・教養施設は表 3-3-28 に対応しており、公民館、コミュニティセンターを含む。

(1) 学校等

本市の学校数は表 3-3-23に示すとおりである。

表 3-3-23 徳島市の学校数

項目	学校数 (校)	教員数 (人)	児童・生徒数(人)		
			総数	男	女
幼稚園	16	154	1,007	518	489
幼保連携型認定こども園	30	749	3,569	1,827	1,742
小学校	33	879	12,072	6,152	5,920
中学校	19	510	6,188	3,177	3,011
中等教育学校	1	70	817	389	428
高等学校	12	604	7,115	3,678	3,437

注) 令和 7 年 5 月 1 日現在。

出典：「令和 7 年度学校基本調査統計表」

(徳島県 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/statistics/year/gakkou-kihon/7309385/>)

調査地域の環境保全についての配慮が必要な施設(学校等)の一覧は表 3-3-24(1)～(2)に、調査地域の学校等位置は図 3-3-7に示すとおりである。

調査地域には、保育所10件、幼保連携型認定こども園9件、幼稚園4件、小学校7件、中学校4件、高等学校3件、大学5件、専修学校その他教育機関3件、特別支援学校1件がある。

また、学校教育法に定められた学校ではないため図示していないが、調査地域の南側には徳島県警察学校がある。

表 3-3-24(1) 調査地域の環境保全についての配慮が必要な施設(学校等)一覧

番号	分類	名称
1	保育所	徳島市立 津田保育所
2		徳島市立 渭東保育所
3		社会福祉法人さくら福祉会 さくら保育園
4		社会福祉法人みずほ会 みずほ保育園
5		社会福祉法人ローガン記念徳島栄光福祉会 みどり保育園
6		社会福祉法人金光福祉会 光花保育園
7		社会福祉法人揺籃福祉会 めだか保育園
8		社会福祉法人揺籃福祉会 めだか保育園分園
9	(小規模保育事業所)	社会福祉法人白寿会 すみよし保育園
10	(事業所内保育事業所)	医療法人ひまわり会 はちの木保育園
11	幼保連携型 認定こども園	社会福祉法人助任福祉会 助任なかよし認定こども園
12		社会福祉法人わかば会 わかば認定こども園
13		社会福祉法人もとしろ会 もとしろ認定こども園
14		社会福祉法人揺籃福祉会 認定こども園めだかのこころ
15		社会福祉法人育英福祉会 育英認定こども園
16		社会福祉法人美照福祉会 ゆめあい認定こども園
17		社会福祉法人阿波国慈恵院 阿波国慈恵院こども園
18		社会福祉法人川内南アコール会 川内南アコール認定こども園
19		社会福祉法人わかば会 沖洲こども園
20	幼稚園	徳島市立 福島幼稚園
21		徳島市立 津田幼稚園
22		学校法人わかくさ学園 わかくさ幼稚園
23		学校法人村崎学園 徳島文理大学附属幼稚園

注) 番号は、図 3-3-7 に対応している。

出典：「徳島県児童福祉法関係施設等」

(徳島県 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kenko/kosodateshien/5042634/>)

「徳島県社会福祉施設等名簿」

(徳島県 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kenko/kosodateshien/5042634/>)

「令和8年度 私立認定こども園等一覧」

(徳島市 https://www.city.tokushima.tokushima.jp/kosodate/youchien_hoikujo/hoikusho_n-kodomoen/nintei_kodomoen/R08_shiritsu_nintei.html)

「令和8年度 私立認可保育園(所)一覧」

(徳島市 https://www.city.tokushima.tokushima.jp/kosodate/youchien_hoikujo/hoikusho_n-kodomoen/shiritsu_hoikusho/R08_shiritsu.html)

「令和8年度 市立保育所・認定こども園一覧」

(徳島市 https://www.city.tokushima.tokushima.jp/kosodate/youchien_hoikujo/hoikusho_n-kodomoen/ichiran/R8_shisetsu_kouritsu.html)

「県内の学校所在地等」

(徳島県 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kyoiku/gakkokyoiku/7305917/>)

「私立学校一覧(幼小中高)」

(徳島県 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kyoiku/gakkokyoiku/5021002/>)

「市内の幼稚園一覧」

(徳島市

https://www.city.tokushima.tokushima.jp/kosodate/youchien_hoikujo/youchien_shinai/ichiran.html)

表 3-3-24(2) 調査地域の環境保全についての配慮が必要な施設(学校等)一覧

番号	分類	名称
24	小学校	徳島市立 福島小学校
25		徳島市立 城東小学校
26		徳島市立 津田小学校
27		徳島市立 昭和小学校
28		徳島市立 沖洲小学校
29		徳島市立 川内南小学校
30		学校法人村崎学園 徳島文理小学校
31	中学校	徳島市立 富田中学校
32		徳島市立 城東中学校
33		徳島市立 津田中学校
34		国立大学法人 鳴門教育大学附属中学校
35	高等学校	徳島県立 城東高等学校
36		徳島市立 徳島市立高等学校
37		徳島県立 徳島商業高等学校
38		学校法人マーキュリー学園 マーキュリー国際高等学校
39	大学	国立大学法人 徳島大学 常三島キャンパス
40		国立大学法人 徳島大学 新蔵キャンパス
41		放送大学徳島学習センター
42		学校法人村崎学園 徳島文理大学 徳島キャンパス
43		学校法人村崎学園 徳島文理大学短期大学部 徳島キャンパス
44	専修学校	学校法人穴吹学園 専門学校徳島穴吹カレッジ
45	その他教育機関	徳島県立 中央テクノスクール
46		公益社団法人全国珠算教育連盟 津田珠算学校
47	特別支援学校	国立大学法人 鳴門教育大学附属特別支援学校

注) 番号は、図 3-3-7 に対応している。

出典：「県内の学校所在地等」

(徳島県 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kyoiku/gakkokyoiku/7305917/>)

「私立学校一覧(幼小中高)」

(徳島県 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kyoiku/gakkokyoiku/5021002/>)

「市立の小学校」

(徳島市 <https://www.city.tokushima.tokushima.jp/kosodate/school/shogaku.html>)

「国立・県立及び私立小中学校」

(徳島市 https://www.city.tokushima.tokushima.jp/kosodate/school/shiritsu_gakko.html)

「市立の中学校」

(徳島市 <https://www.city.tokushima.tokushima.jp/kosodate/school/chugaku.html>)

「市立の高等学校」

(徳島市 <https://www.city.tokushima.tokushima.jp/kosodate/school/kouko.html>)

「専修・各種一覧」

(徳島県 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kyoiku/gakkokyoiku/5021002/>)

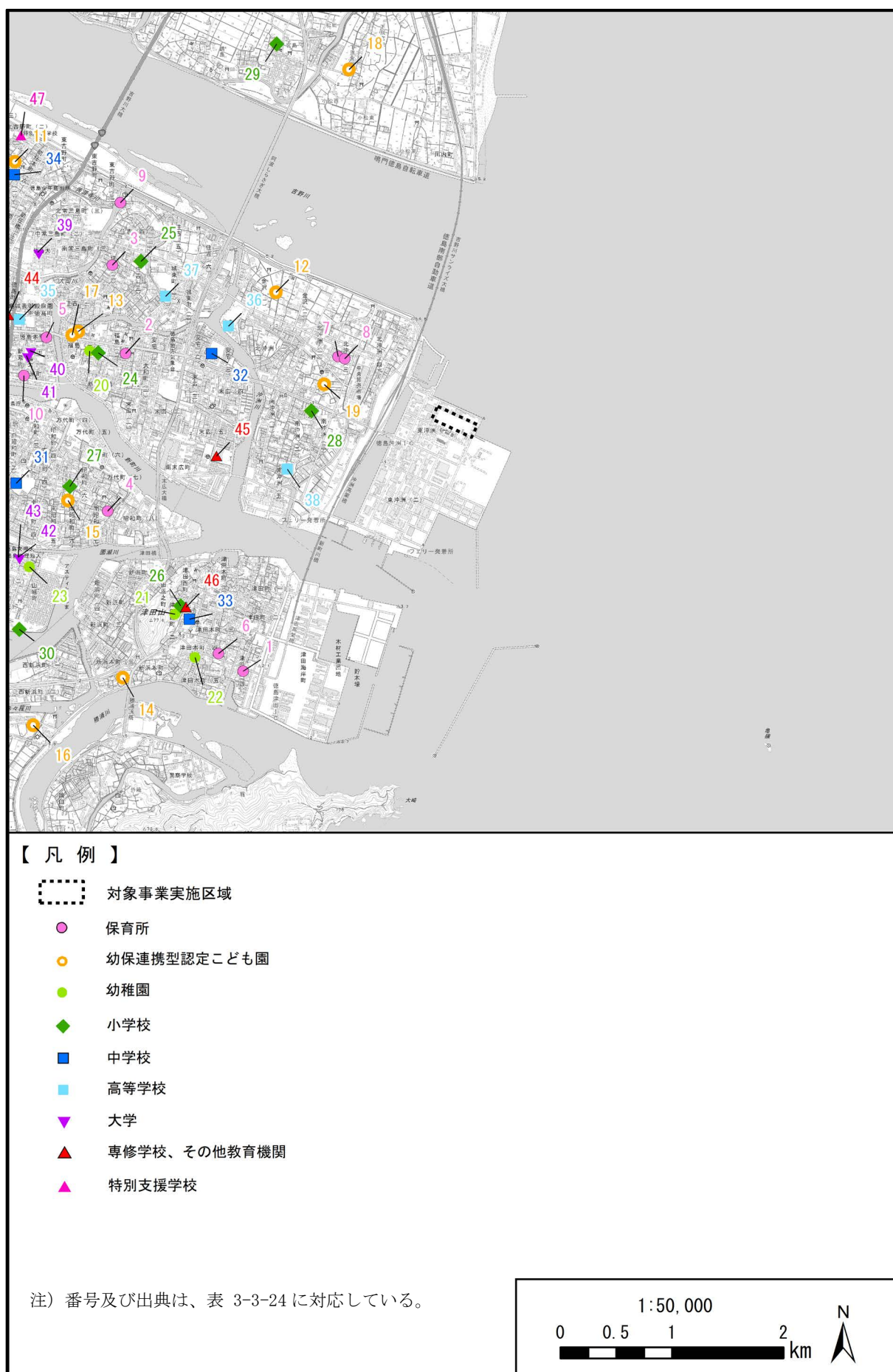


図 3-3-7 学校等位置図

(2) 病院・診療所

本市の病院、診療所数は表 3-3-25に示すとおりである。

表 3-3-25 徳島市の病院、診療所数

病院・診療所数			病床数			
病院	一般診療所	歯科診療所	精神病床	結核病床	感染症 病床	その他 の病床
44	267	157	1,654	5	13	4,073

注) 令和6年10月1日現在。

出典:「令和6年 徳島県統計書」(令和6年 徳島県)

調査地域の環境保全についての配慮が必要な施設(病院及び病床数1床以上の診療所、以下「病院等」という)の一覧は表 3-3-26に、病院等の位置は図 3-3-8に示すとおりである。

表 3-3-26 調査地域の環境保全についての配慮が必要な施設(病院等)一覧

番号	名称
1	医療法人第一病院 第一病院
2	医療法人慈成会 寺沢病院
3	医療法人豊山会 豊田内科
4	医療法人いちえ会 伊月病院
5	医療法人ひまわり会 中洲八木病院
6	医療法人城東外科 城東整形外科内科
7	医療法人若草会 松村病院
8	医療法人あさがお会 保岡クリニック論田病院
9	医療法人おかがわ おかがわ内科・小児科
10	医療法人若葉会 近藤内科病院
11	医療法人リバーサイド リバーサイドのぞみ病院
12	徳島市 徳島市民病院
13	医療法人喜久寿会 木下病院
14	社会医療法人養生園 TAOKA こころの医療センター
15	医療法人橋本病院 橋本病院
16	医療法人住友内科病院 住友内科病院
17	医療法人新浜医院 新浜医院
18	医療法人はやし会 林内科・皮フ科
19	医療法人なぎさ会 沖の洲病院
20	医療法人倚山会 田岡病院
21	協栄内科
22	医療法人悠成会 たおか内科病院

注1) 病院及び病床数1床以上の診療所をとりまとめた。

注2) 番号は、図 3-3-8 に対応している。

出典:「コード内容別医療機関一覧表」(四国厚生支局 https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/shikoku/gyomu/gyomu/hoken_kikan/shitei/index.html)

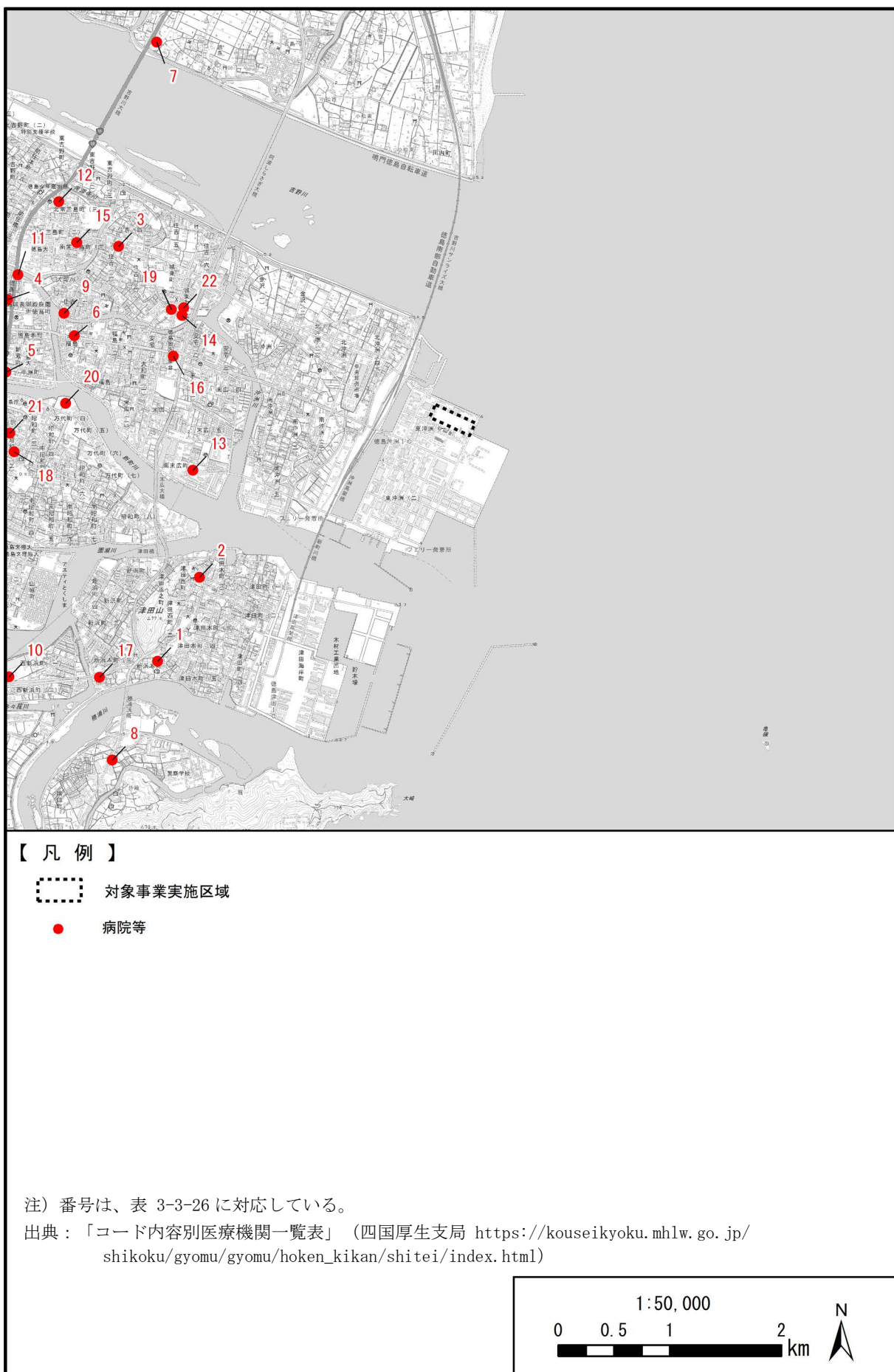


図 3-3-8 病院等位置図

(3) 福祉施設、文化・教養施設

1) 福祉施設

調査地域の環境保全についての配慮が必要な福祉施設の一覧は表 3-3-27(1)～(2)に、福祉施設の位置は図 3-3-9に示すとおりである。

表 3-3-27(1) 調査地域の環境保全についての配慮が必要な施設(福祉施設)一覧

番号	分類	設置主体	名称
1	特別養護老人ホーム	社会福祉法人白寿会	阿波老人ホーム仙寿園
2		社会福祉法人すだち会	特別養護老人ホームなつめ荘
3		社会福祉法人とみだ福祉会	とみだの家
4	地域密着型特別養護老人ホーム	社会福祉法人あさがお福祉会	KAGOYA LIFE
5	養護老人ホーム	社会福祉法人白寿会	阿波老人ホーム白寿園
6	軽費老人ホーム	社会福祉法人あさがお福祉会	ケアハウスあさがお
7		社会福祉法人とみだ福祉会	ケアハウスとみだ
8	高齢者福祉施設等 有料老人ホーム	社会福祉法人あさがお福祉会	KAGOYA Stay
9		S・M・S 株式会社	グループリビングとくしま県庁前
10		医療法人いちえ会	有料老人ホームカメリア
11		医療法人いちえ会	有料老人ホームナーシングホーム伊月
12		医療法人若草会	サービス付き高齢者向け住宅わかくさ
13		株式会社総合ヘルスケアマネージ	ともだち倶楽部
14		医療法人慈成会	サービス付き高齢者向け住宅えがお
15		特定非営利活動法人たすけあい末広	たすけあい末広
16		特定非営利活動法人どりーまあサービス	サービス付き高齢者向け住宅レスポワール
17		株式会社社花乃苑	サービス付き高齢者向け住宅花乃苑 沖洲
18		社会医療法人凌雲会	メディション凌雲 万代町
19		社会福祉法人あさがお福祉会	シニア向け長屋住宅あさがお邸
20	認知症高齢者グループホーム	社会福祉法人愛心会	グループホームたんぽぽ
21		医療法人若草会	グループホームわかくさ
22		医療法人慈成会	グループホームほほえみ
23		医療法人喜久寿会	グループホームクローバー
24		医療法人城東外科	グループホーム菜の花
25		医療法人若葉会	グループホームわかば

注) 番号は、図 3-3-9 に対応している。

出典：「徳島県社会福祉施設等名簿」

(徳島県 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokat/kenko/chiikifukushi/5033765/>)

「障がい児・者サービス事業所(施設)一覧」

(徳島県 <https://opendata.pref.tokushima.lg.jp/dataset/1719.html>)

表 3-3-27(2) 調査地域の環境保全についての配慮が必要な施設(福祉施設)一覧

番号	分類	設置主体	名称
26	高齢者福祉施設等	認知症高齢者グループホーム	医療法人いちえ会 グループホームいちごの家 徳島町
27			医療法人いちえ会 グループホーム徳島いちご苑
28			社会福祉法人健祥会 グループホーム健祥会彦左
29			社会医療法人養生園 TAOKA グループホーム樹庵
30			社会福祉法人愛心会 社会福祉法人愛心会グループホーム福寿
31			社会福祉法人あさがお福祉会 グループホームあさがお
32		介護医療院	医療法人喜久寿会 木下病院 介護医療院
33			医療法人はやし会 林内科介護医療院
34		介護老人保健施設	社会福祉法人愛心会 介護老人保健施設ロイヤルヘルスケア
35			医療法人慈成会 寺沢病院
36			医療法人城東外科 城東整形外科内科
37			医療法人仁寿会 介護老人保健施設平成苑
38			医療法人若草会 介護老人保健施設わかくさ
39			医療法人小浜内科 徳島クリニック
40			社会福祉法人愛心会 ロイヤルヘルス倶楽部
41			株式会社ユニマット リタイアメント・コミュニティ 徳島万代ケアセンターそよ風
42			医療法人はやし会 医療法人はやし会 林内科
43			社会福祉法人あさがお福祉会 KAGOYA Resort
44	障がい児・者施設	障がい者支援施設	社会福祉法人徳島県社会福祉事業団 希望の郷
45			社会福祉法人あゆみ福祉会 障害者支援施設あゆみ園
46			(NPO 法人)どりーまあサービス 生活介護事業所 夢ハウス
47		共同生活援助(グループホーム)	社会福祉法人徳島県社会福祉事業団 希望ホーム
48			社会医療法人養生園 TAOKA グループホーム清風
49			(NPO 法人)O・N オーエンネット グループホーム夢
50			医療法人鈴木会 共同生活援助事業所しらさぎ
51			社会福祉法人あさがお福祉会 Tsuda-Machi-Living
52			株式会社ころろ グループホームあすなろ
53			合同会社しあわせ工房 しあわせ沖洲
54			有限会社アプローチ リノガーデン
55	児童福祉施設	児童養護施設	社会福祉法人阿波国慈恵院 阿波国慈恵院

注) 番号は、図 3-3-9 に対応している。

出典：「徳島県社会福祉施設等名簿」

(徳島県 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokat/kenko/chiikifukushi/5033765/>)

「障がい児・者サービス事業所(施設)一覧」

(徳島県 <https://opendata.pref.tokushima.lg.jp/dataset/1719.html>)

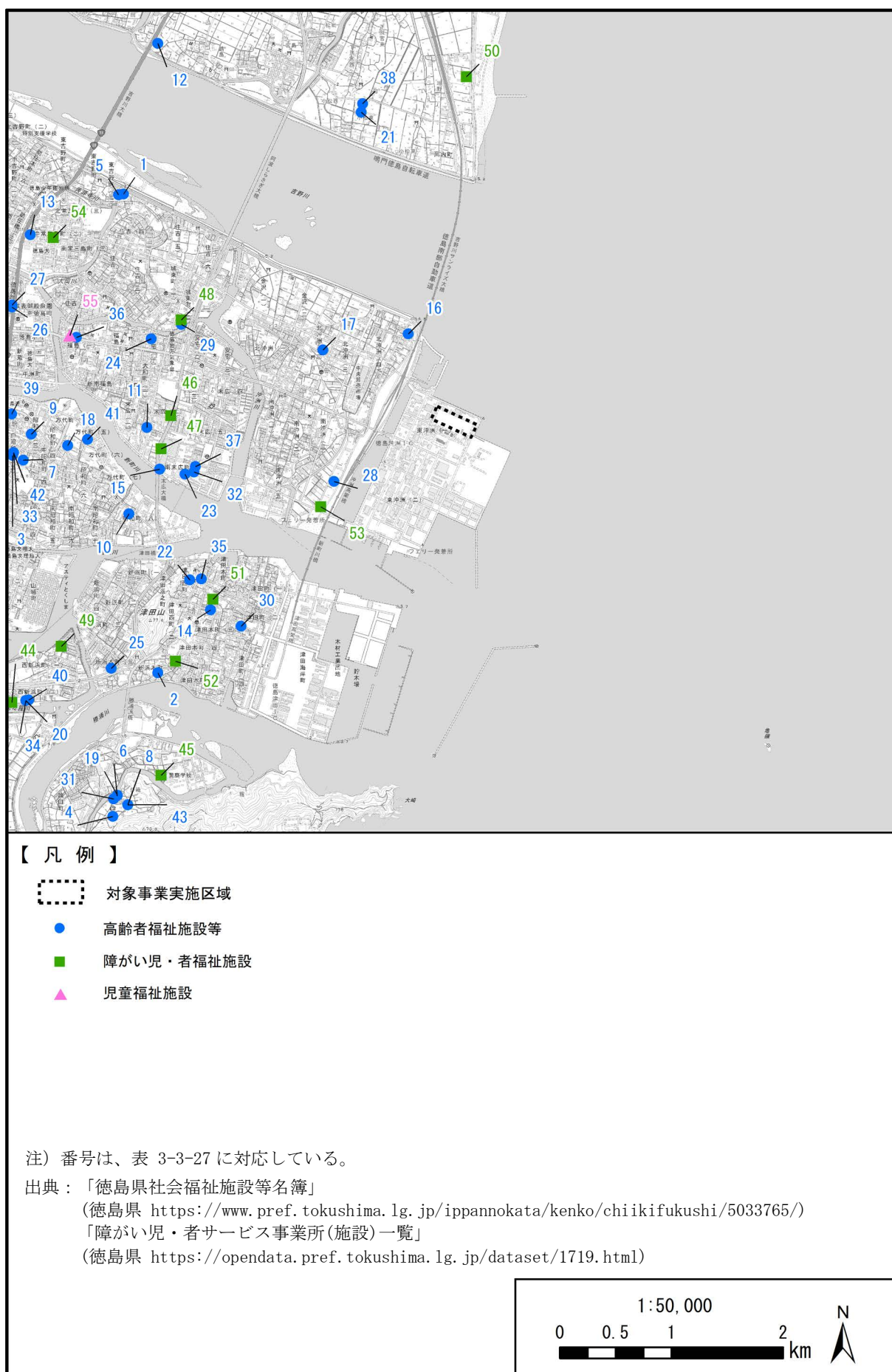


図 3-3-9 福祉施設等位置図

2) 文化・教養施設

調査地域の環境保全についての配慮が必要な施設（文化・教養施設）の一覧は表 3-3-28に、文化・教養施設の位置は図 3-3-10に示すとおりである。なお、調査地域には図書館法に規定する図書館は分布しない。

表 3-3-28 調査地域の環境保全についての配慮が必要な施設(文化・教養施設)一覧

番号	名称
1	阿波十郎兵衛屋敷
2	沖洲コミュニティセンター
3	津田コミュニティセンター
4	昭和公民館、昭和コミュニティセンター
5	渭東公民館、渭東コミュニティセンター
6	住吉・城東公民館、住吉・城東コミュニティセンター
7	アスティとくしま（徳島県立産業観光交流センター）

注 1) 徳島市ホームページに掲載されている文化・教養施設、コミュニティセンターをとりまとめた。

注 2) 番号は、図 3-3-10 に対応している。

出典：「文化・教養施設」

（徳島市 https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisetsu/bunka_art/index.html）

「阿波十郎兵衛屋敷」

（徳島市 https://www.city.tokushima.tokushima.jp/kankou/kyodo_geino/jurobei.html）

「コミュニティセンター」

（徳島市 <https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisetsu/sonota/komisen/index.html>）

(4) 住宅の配置の概況

対象事業実施区域及びその近傍は工業地域となっており、住宅等は分布していないが、南北に延びる徳島南部自動車道より西側の内陸部には第1種住居地域や第2種中高層住居専用地域等があり（図 3-3-25参照）、戸建て住宅や集合住宅等が分布している。



図 3-3-10 文化・教養施設位置図

3-3-7 上水道及び下水道の整備の状況

(1) 上水道

本市における令和6年度の上水道の状況は表 3-3-29に示すとおりである。

給水普及率は93.8%となっている。また、1日最大配水量は81,693m³/日となっている。

表 3-3-29 徳島市の上水道の状況（令和6年度）

行政区域内 人口(人) (a)	給水区域内 人口(人) (b)	給水人口 (人) (c)	水道 普及率(%) (c/a)	給水 普及率(%) (c/b)	1日平均 配水量 (m ³ /日)	1日最大 配水量 (m ³ /日)
243,480	243,074	227,975	93.6	93.8	81,693	87,231

出典：「令和6年度上下水道事業年報」（令和7年9月 徳島市上下水道局）

(2) 下水道

本市における令和6年度の汚水処理人口普及状況は表 3-3-30に示すとおりである。

下水道の普及率は31.0%、浄化槽人口普及率は55.4%となっている。

表 3-3-30 徳島市の汚水処理人口普及状況（令和6年度）

住民基本台帳人口	下水道		合併処理浄化槽等	
	処理人口(人)	処理人口 普及率(%)	設置済人口 (人)	浄化槽人口 普及率(%)
243,480	75,514	31.0	134,803	55.4

注) 住民基本台帳人口は令和7年3月31日現在。

出典：「徳島県市町村別汚水処理人口普及状況（令和6年度末）」

（徳島県 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kurashi/shizen/5015969/>）

3-3-8 環境の保全を目的として指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

(1) 公害の防止に係る規制の状況

1) 大気汚染

① 環境基本法

環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）では、大気の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めている。同法に基づく大気の汚染に係る環境基準は表 3-3-31に示すとおりである。環境基準は、工業専用地域、車道、その他一般公衆が通常生活していない地域では適用されないが、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで、維持されることが望ましい基準として全国一律に定められている。

表 3-3-31 大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	出典
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、 1時間値が0.1ppm以下であること。	昭和48年5月8日環境庁告示第25号
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、 1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	同上
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、 1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	同上
光化学オキシダント (O ₃)	1時間値が0.06ppm以下であること。	同上
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	昭和53年7月11日環境庁告示第38号
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	平成9年2月4日環境庁告示第4号
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。	同上
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	同上
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	同上
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、 1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	平成21年9月9日環境省告示第33号

注1) 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。

注2) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、その他光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

注3) この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

注4) 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域にあっては、1時間値の1日平均値0.06ppmを達成されるように努めるものとし、その達成期間は原則として7年間とする。また、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないように努めるものとする。

注5) ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

② 大気汚染防止法

大気汚染防止法(昭和43年6月10日法律第97号)では、工場及び事業場から排出又は飛散する大気汚染物質について、物質の種類や施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められている。排出基準は全国一律に定められているほか、焼却能力が1時間当たり100kg以上200kg未満の施設については「徳島県生活環境保全条例」により、排出基準やばい煙に関する規制基準が定められている。本事業には、大気汚染防止法の排出基準が適用される。大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物の規制基準は表 3-3-32に、ばいじんの排出基準は表 3-3-33に示すとおりである。

表 3-3-32 硫黄酸化物の排出基準

	許容限度
排出基準	$q = K \times 10^{-3} \text{ He}^2$ q : 硫黄酸化物の量 ($\text{m}^3/\text{時}$) K : 地域ごとに定められた値 (13.0) He : 補正された排出口の高さ (m)

出典：大気汚染防止法施行規則（昭和 46 年 6 月 22 日厚生省・通産省令第 1 号）

表 3-3-33 ばいじんの排出基準

施設	規模	焼却能力 (kg/時)	許容限度 (g/ m^3 _N)
廃棄物焼却炉	火格子面積が 2 m^2 以上あるいは焼却能力が 200kg/時以上	4,000 以上	0.04
備考： 1 この表に掲げる許容限度は、標準状態に換算した排出ガス 1 m^3 中のばいじんの量とする。 2 ばいじんの量は、次式により算出されたばいじんの量とする。 $C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$ C : ばいじんの量 (g) O_n : 施設ごとに定められた値 (廃棄物焼却炉 12) O_s : 排出ガス中の酸素濃度 (%) (当該濃度が 20% を超える場合にあっては 20% とする) C_s : JIS Z 8808 に定める方法により測定されたばいじんの量 (g)			

出典：大気汚染防止法施行規則（昭和 46 年 6 月 22 日厚生省・通産省令第 1 号）

③ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年6月3日法律第70号）では、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の総量の削減に関する基本方針及び計画を策定し、当該地域内に使用の本拠の位置を有する一定の自動車につき、窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準を定め、並びに事業活動に伴い自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の排出の抑制のための所要の措置を講じている。

調査地域及び対象事業実施区域には、同法第6条第1項に基づく「窒素酸化物対策地域」及び第8条第1項の規定に基づく「粒子状物質対策地域」はない。

2) 騒音

① 環境基本法

環境基本法では、騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めている。同法に基づく騒音に係る環境基準は表 3-3-34(1)～(3)に、騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定は表 3-3-35に示すとおりである。環境基準は類型指定された地域に対して、類型ごとの基準が適用され、騒音の評価の指標は、等価騒音レベルで行う。

調査地域の一部には、A類型、B類型、C類型の指定地域があり、対象事業実施区域はC類型に指定されている。調査地域の騒音に係る環境基準の類型指定図は図 3-3-11に示すとおりである。

表 3-3-34(1) 騒音に係る環境基準(道路に面する地域以外の地域(一般地域))

地域の類型	基準値 (L _{Aeq})	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注1) 時間区分は次のとおりとする。

昼間：午前6時～午後10時、夜間：午後10時～翌日の午前6時

注2) 単位デシベルとは、計量法に定める音圧レベルの計量単位。

注3) AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域等特に静穏を要する地域とする。

注4) Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注5) Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注6) Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号）

表 3-3-34(2) 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)

地域の区分	基準値 (L _{Aeq})	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考) 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

注) 単位デシベルとは、計量法に定める音圧レベルの計量単位。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号）

ただし、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として下表の基準値の欄に掲げるとおりとされている。

表 3-3-34(3) 騒音に係る環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間)

基準値 (L _{Aeq})	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下)によることができる。	

注1) 時間区分は次のとおりとする。

昼間：午前6時～午後10時、夜間：午後10時～翌日の午前6時

注2) 単位デシベルとは、計量法に定める音圧レベルの計量単位。

注3) 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、自動車専用道路及び4車線以上の市町村道等。

注4) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次のとおりとする。

2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：道路端から15mまで

2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路：道路端から20mまで

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日環境庁告示第64号)

表 3-3-35 騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定

地域の類型	当てはめる地域
A	都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域並びに同号に規定する用途地域以外の地域のうち別図で指定した富吉団地等、市営応神団地等、市営不動団地等、しらさぎ台団地及び丈六団地等の区域に含まれる地域
B	都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
C	都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

注1) 地域の類型は、騒音に係る環境基準について(平成10年環境庁告示第64号)の定めるところによる。

注2) 別図は徳島市環境部環境保全課に備え置いて縦覧に供する。

出典：「徳島市告示第62号」(令和5年3月9日)

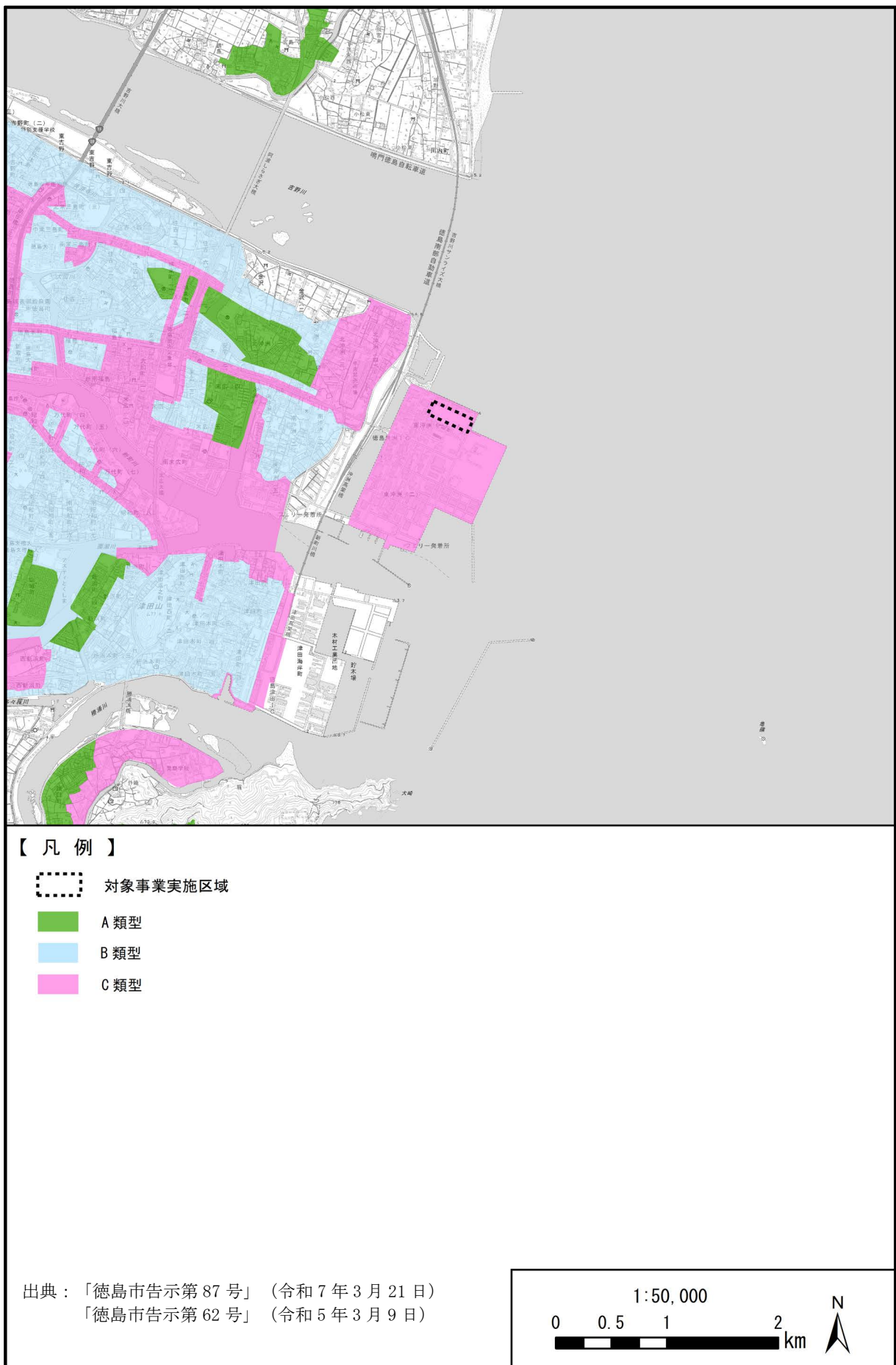


図 3-3-11 騒音に係る環境基準の類型指定図

② 騒音規制法

騒音規制法(昭和43年6月10日法律第98号)では、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として指定することとされている。

また、徳島県では、徳島県生活環境保全条例により騒音に関する規制が定められている。

ア 特定工場

騒音規制法第3条第1項の規定による指定地域、及び徳島県生活環境保全条例第24条1項の規定に基づく指定地域は表 3-3-36に、騒音規制法第4条第1項、及び徳島県生活環境保全条例第25条第1項の規定に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準は表 3-3-37に示すとおりである。

徳島県生活環境保全条例により本市の全域が指定区域に指定されており、対象事業実施区域は第4種区域に指定されている。調査地域における規制地域の指定状況は図 3-3-12に示すとおりである。

表 3-3-36 騒音規制法に基づく指定地域

区域の区分		指定地域
法規制 条例規制	第 1 種区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第 1 種低層住居専用地域及び第 2 種低層住居専用地域
	第 2 種区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域並びに同号に規定する用途地域以外の地域のうち、別図で指定した富吉団地等、市営応神団地等、市営不動団地等、しらさぎ台団地及び丈六団地等の区域に含まれる地域
	第 3 種区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
	第 4 種区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業地域及び工業専用地域
条例規制	その他の区域	上記の規制地域（第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域）を除く市内全域

注1) 「第1種低層住居専用地域」、「第2種低層住居専用地域」、「第1種中高層住居専用地域」、「第2種中高層住居専用地域」、「第1種住居地域」、「第2種住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」及び「工業地域」とは、都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた地域をいう。

注2) 別図は、徳島市環境部環境保全課に備え置いて縦覧に供する。

出典：徳島県生活環境保全条例（平成 17 年 3 月 30 日徳島県条例第 24 号）

「徳島市告示第 63 号・64 号・71 号」（令和 5 年 3 月 9 日）

表 3-3-37 特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間	朝・夕	夜間
第 1 種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル
その他の区域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル

注1) 時間区分は以下のとおりとする。

朝：午前5時～午前7時、昼間：午前7時～午後7時、夕：午後7時～午後10時、

夜間：午後10時～翌日の午前5時

注2) 単位デシベルとは、計量法に定める音圧レベルの計量単位。

出典：徳島県生活環境保全条例（平成 17 年 3 月 30 日徳島県条例第 24 号）

「徳島市告示第 63 号・64 号・71 号」（令和 5 年 3 月 9 日）

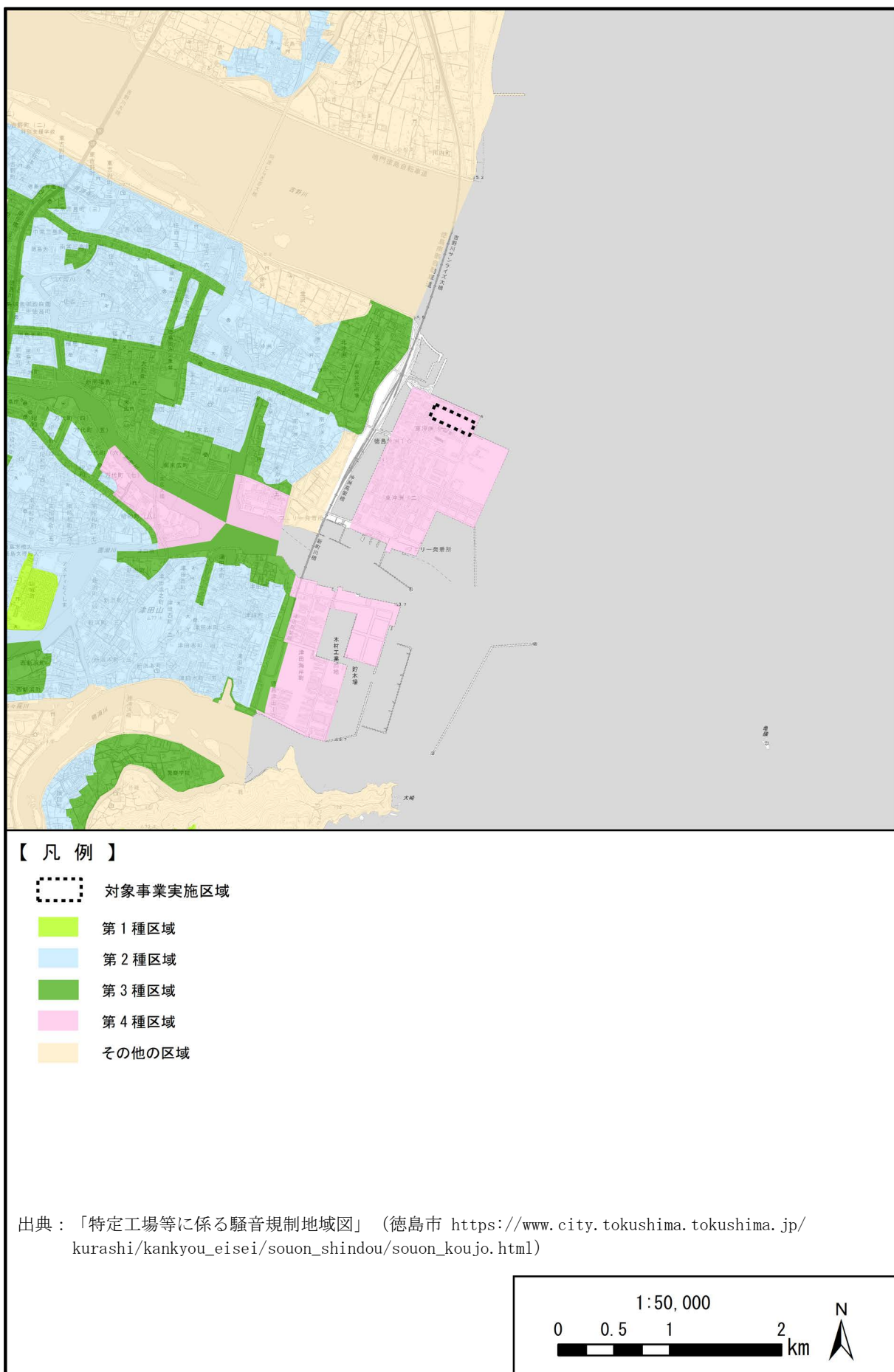


図 3-3-12 騒音規制法に基づく特定工場等の規制地域の指定状況

イ 特定建設作業

特定建設作業に伴って発生する騒音規制に関する基準(昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号)別表第1号の規定による区域の区分は表 3-3-38に、騒音規制法第4条第1項及び徳島県生活環境保全条例第25条第1項の規定による規制基準は表 3-3-39に、特定建設作業の種類は表 3-3-40に示すとおりである。

徳島県生活環境保全条例により、本市の全域が指定区域に指定されており、対象事業実施区域は第2号区域に指定されている。調査地域における規制地域の指定状況は図 3-3-13に示すとおりである。

表 3-3-38 特定建設作業に伴って発生する騒音規制区域の区分

区域の区分		指定区域
法規制 条例規制	第 1 号区域	1 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 2 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業地域及び工業専用地域のうち、学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80 メートルの区域 3 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域以外の地域のうち別図にて指定した富吉団地等、市営応神団地等、市営不動団地等、しらさぎ台団地及び丈六団地等の区域に含まれる地域
	第 2 号区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業地域及び工業専用地域のうち、1 号区域以外の区域
条例規制	その他の区域	市内全域のうち、上記の第 1 号区域及び第 2 号区域を除いた地域

注) 別図は徳島市環境部環境保全課に備え置いて縦覧に供する。

出典：徳島県生活環境保全条例（平成 17 年 3 月 30 日徳島県条例第 24 号）

「徳島市告示第 63 号・66 号・71 号」（令和 5 年 3 月 9 日）

表 3-3-39 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

基準			
1	騒音の大きさ		85 デシベルを超えないこと
2	作業ができない時間	第1号区域	午後7時から翌日の午前7時
		第2号区域	午後10時から翌日の午前6時
		その他の区域	午後10時から翌日の午前6時
3	1日当たりの作業時間	第1号区域	10時間を超えないこと
		第2号区域	14時間を超えないこと
		その他の区域	14時間を超えないこと
4	同一場所における作業時間		連続6日を超えないこと
5	日曜その他の休日における作業		禁止

備考) 単位デシベルとは、計量法に定める音圧レベルの計量単位をいう。

注1) 「騒音の大きさ」の基準は、特定建設作業の場所の敷地の境界線における値。

注2) 「作業ができない時間」については、災害・非常事態の発生、人の生命・身体の危険防止、鉄道・軌道の正常な運行の確保、道路を占有する工事・道路使用の許可を要する工事のため、やむを得ない場合は適用しない。

注3) 「1日当たりの作業時間」及び「同一場所における作業期間」については、災害・非常事態の発生、人の生命・身体の危険防止のため、やむを得ない場合は適用しない。

注4) 「日曜その他の休日における作業禁止」については、災害・非常事態の発生、人の生命・身体の危険防止、鉄道・軌道の正常な運行の確保、変電所の工事、道路を占有する工事、道路使用の許可を要する工事のため、やむを得ない場合は適用しない。

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」

(環境省 <https://www.env.go.jp/hourei/07/000050.html>)

徳島県生活環境保全条例（平成17年3月30日徳島県条例第24号）

表 3-3-40 特定建設作業の種類

特定建設作業の種類	
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業

注1) 当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

注2) バックホウ・トラクターショベル・ブルドーザーの規制対象外となる「環境大臣が指定するもの」は、国土交通省指定の低騒音型建設機械で、「低騒音型」や「超低騒音型」の標識（ラベル）が機体に表示されている。

注3) 6～8の作業は、表 3-3-38の「その他の区域」内で作業する場合は特定建設作業に該当しない(条例規制対象外)。

出典：騒音規制法施行令（昭和43年11月27日政令第324号）

徳島県生活環境保全条例（平成17年3月30日徳島県条例第24号）

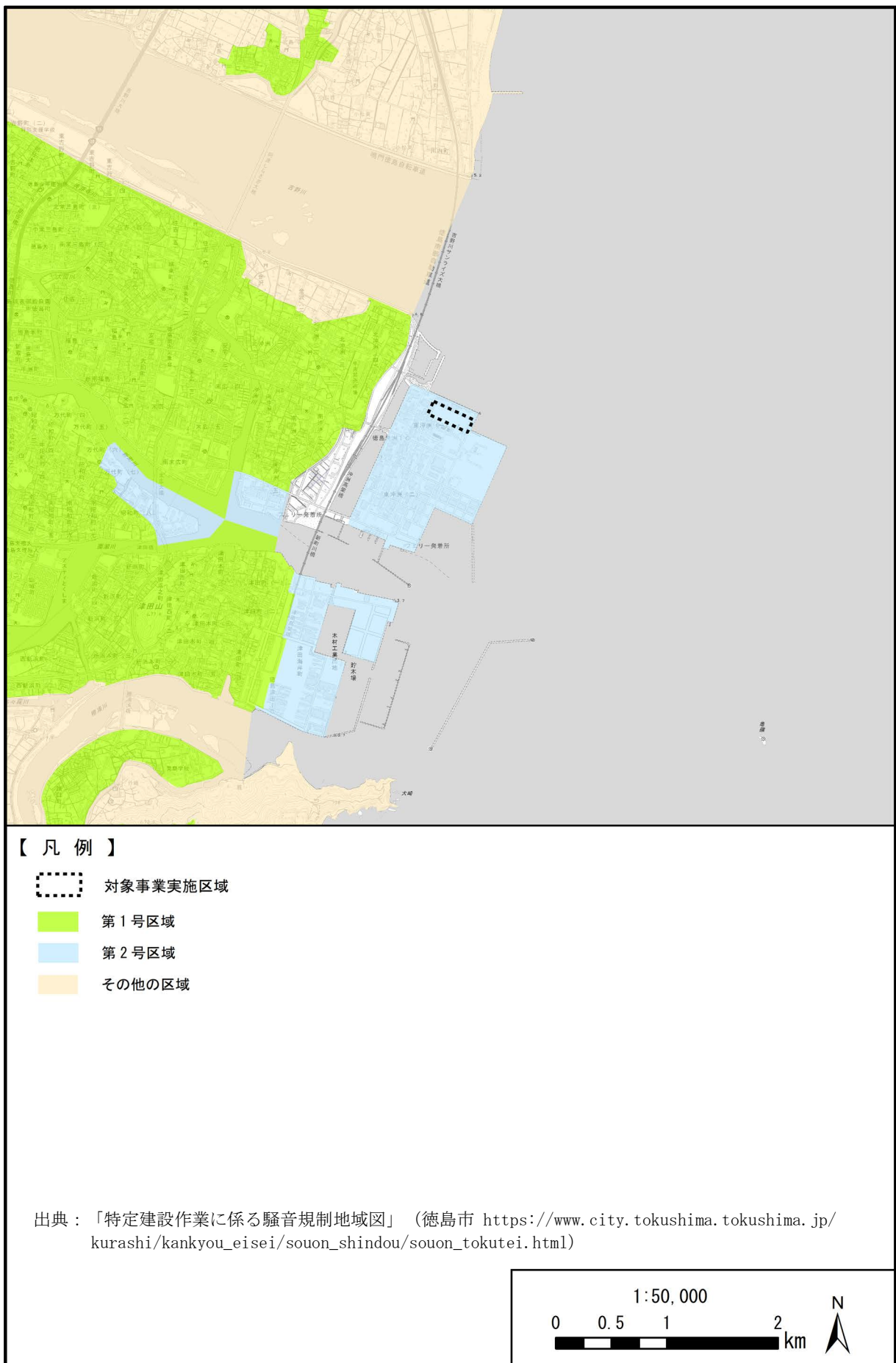


図 3-3-13 騒音規制法に基づく特定建設作業の規制地域の指定状況

ウ 道路交通騒音

騒音規制法の第17条第1項の規定に基づく自動車騒音の限度に係る指定区域は表 3-3-41に、騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年3月2日総理府令第15号）の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度は表 3-3-42に示すとおりである。

調査地域の一部はa区域、b区域、c区域に指定されており、対象事業実施区域はc区域に指定されている。調査地域における自動車騒音の規制地域の指定状況は図 3-3-14に示すとおりである。

表 3-3-41 騒音規制法に基づく自動車騒音の限度に係る指定区域

区域の区分	指定区域
a 区域	都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域並びに同号に規定する用途地域以外の地域のうち別図で指定した富吉団地等、市営応神団地等、市営不動団地等、しらさぎ台団地及び丈六団地等の区域に含まれる地域
b 区域	都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
c 区域	都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

注）区域の区分は、令和5年徳島市告示第62号において指定した区域に基づく。

出典：「徳島市告示第62号・65号」（令和5年3月9日）

表 3-3-42 騒音規制法に基づく自動車騒音の限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
a 区域及びb 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち2車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル
c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル
幹線交通を担う道路に近接する区域	2車線以下（道路端から15mの範囲）	75 デシベル
	3車線以上（道路端から20mの範囲）	

注1）評価の指標は等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）とする。

注2）単位デシベルとは、計量法に定める音圧レベルの計量単位。

注3）時間区分は以下のとおりとする。

昼間：午前6時～午後10時、夜間：午後10時～翌日の午前6時

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年3月2日総理府令第15号）

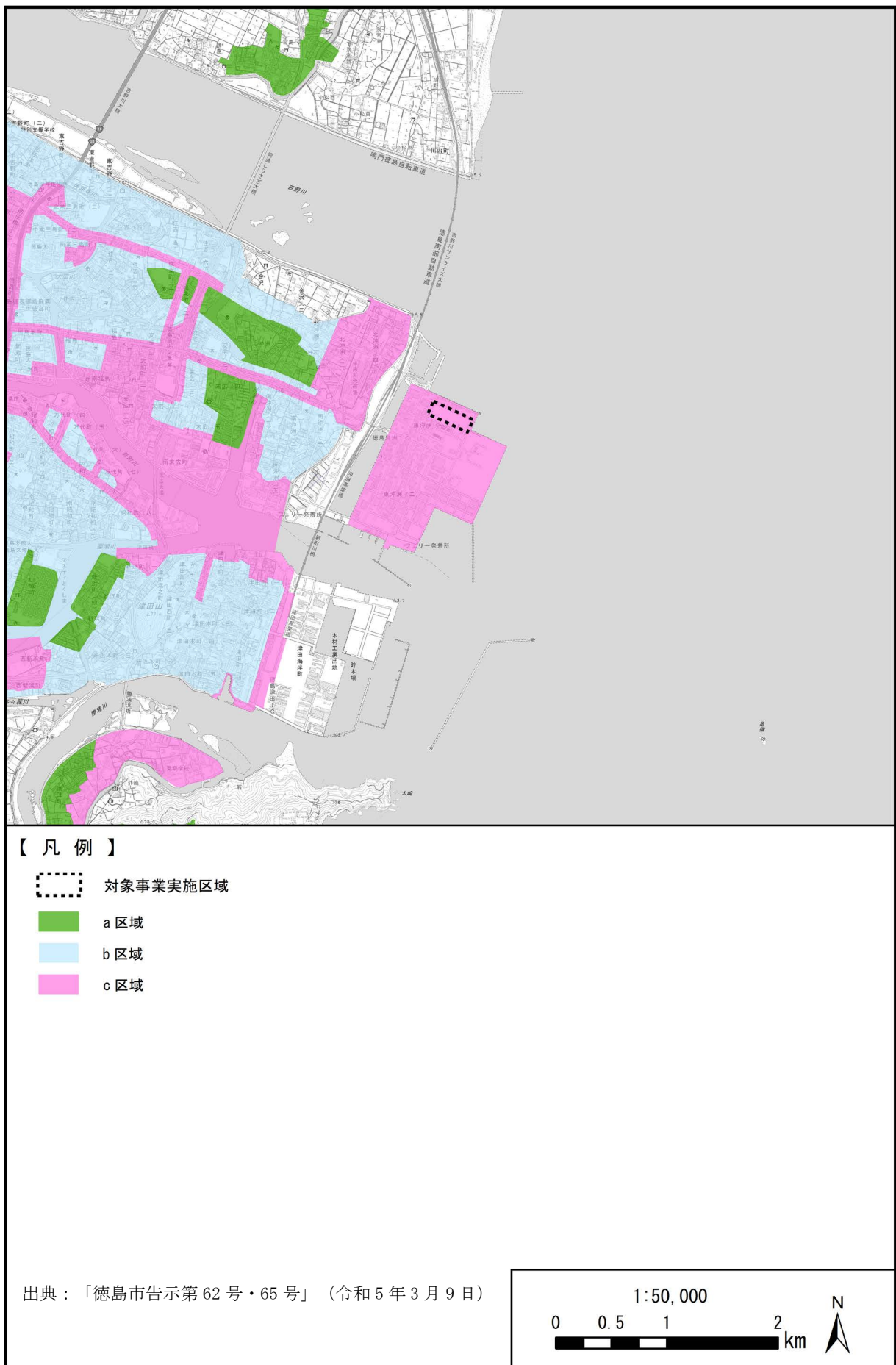


図 3-3-14 騒音規制法に基づく自動車騒音の規制地域の指定状況

3) 振動

① 振動規制法

振動規制法（昭和51年6月10日法律第64号）では、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の地域で振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を指定することとされている。

ア 特定工場

振動規制法第3条第1項の規定に基づく特定工場等に係る規制地域は表 3-3-43に、同法第4条第1項の規定に基づく特定工場等における振動の規制基準は表 3-3-44に示すとおりである。

調査地域の一部は、第1種区域、第2種区域に指定されており、対象事業実施区域は第2種区域に指定されている。調査地域における特定工場等における振動の規制区域の指定状況は図 3-3-15に示すとおりである。

表 3-3-43 振動規制法に基づく特定工場等に係る規制地域

区域の区分	当てはめる地域
第 1 種区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域
第 2 種区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：「徳島市告示第67号」（令和5年3月9日）

表 3-3-44 特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分	時間の区分	昼間	夜間
第 1 種区域		60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域		65 デシベル	60 デシベル

注1) 時間区分は以下のとおりとする。

昼間：午前7時～午後7時、夜間：午後7時～翌日の午前7時

注2) 単位デシベルとは、計量法に定める振動加速度レベルの計量単位。

注3) 規制基準値は、工場・事業場の敷地の境界線上において測定した鉛直振動の大きさの許容限度。

注4) 学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。

出典：「徳島市告示第68号」（令和5年3月9日）

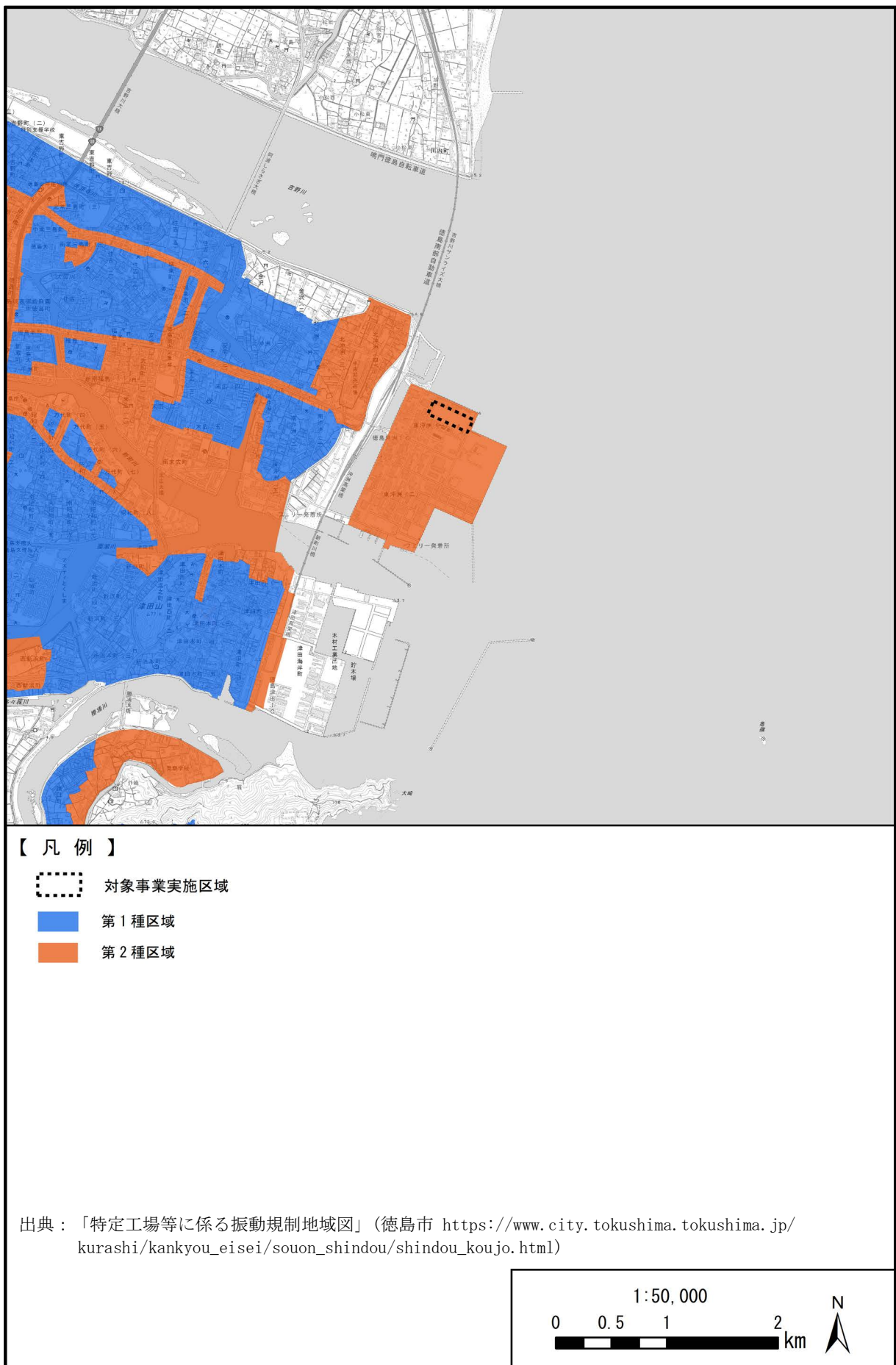


図 3-3-15 振動規制法に基づく特定工場等の規制地域の指定状況

イ 特定建設作業

振動規制法施行規則（昭和51年11月10日総理府令第58号）別表第1付表第1号の規定による、特定建設作業に伴って発生する振動に関する基準に係る区域は表 3-3-45に、同規則第11条別表第1に基づく基準は表 3-3-46に、特定建設作業の種類は表 3-3-47に示すとおりである。

調査地域の一部は第1号区域、第2号区域に指定されており、対象事業実施区域は第2号区域に指定されている。調査地域における特定建設作業に伴って発生する振動の規制区域の指定状況は図 3-3-16に示すとおりである。

表 3-3-45 特定建設作業に伴って発生する振動に関する基準に係る区域の指定

区域の区分	指定地域
第 1 号区域	1 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 2 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業地域のうち、学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80 メートルの区域
第 2 号区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業地域のうち、第 1 号区域以外の区域

注) 区域の区分は、令和 5 年徳島市告示第 67 号において 1 号区域として指定した区域に基づく。

出典：振動規制法施行規則（昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号）

「徳島市告示第 67 号・69 号」（令和 5 年 3 月 9 日）

表 3-3-46 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

基準			
1	振動の大きさ		75 デシベルを超えないこと
2	作業ができない時間	第 1 号区域	午後 7 時から翌日の午前 7 時
		第 2 号区域	午後 10 時から翌日の午前 6 時
3	1 日当たりの作業時間	第 1 号区域	10 時間を超えないこと
		第 2 号区域	14 時間を超えないこと
4	同一場所における作業時間		連続 6 日を超えないこと
5	日曜その他の休日における作業		禁止

備考) 単位デシベルとは、計量法に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。

注 1) 「振動の大きさ」の基準は、特定建設作業の場所の敷地の境界線における鉛直振動の値。

注 2) 「作業ができない時間」については、災害・非常事態の発生、人の生命・身体の危険防止、鉄道・軌道の正常な運行の確保、道路を占有する工事・道路使用の許可を要する工事のため、やむを得ない場合は適用しない。

注 3) 「1 日当たりの作業時間」及び「同一場所における作業期間」については、災害・非常事態の発生、人の生命・身体の危険防止のため、やむを得ない場合は適用しない。

注 4) 「日曜その他の休日における作業禁止」については、災害・非常事態の発生、人の生命・身体の危険防止、鉄道・軌道の正常な運行の確保、変電所の工事、道路を占有する工事、道路使用の許可を要する工事のため、やむを得ない場合は適用しない。

出典：振動規制法施行規則（昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号）

表 3-3-47 特定建設作業の種類

特定建設作業の種類	
1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持ち式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。）

注）当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

出典：振動規制法施行令(昭和 51 年 10 月 22 日政令第 280 号)

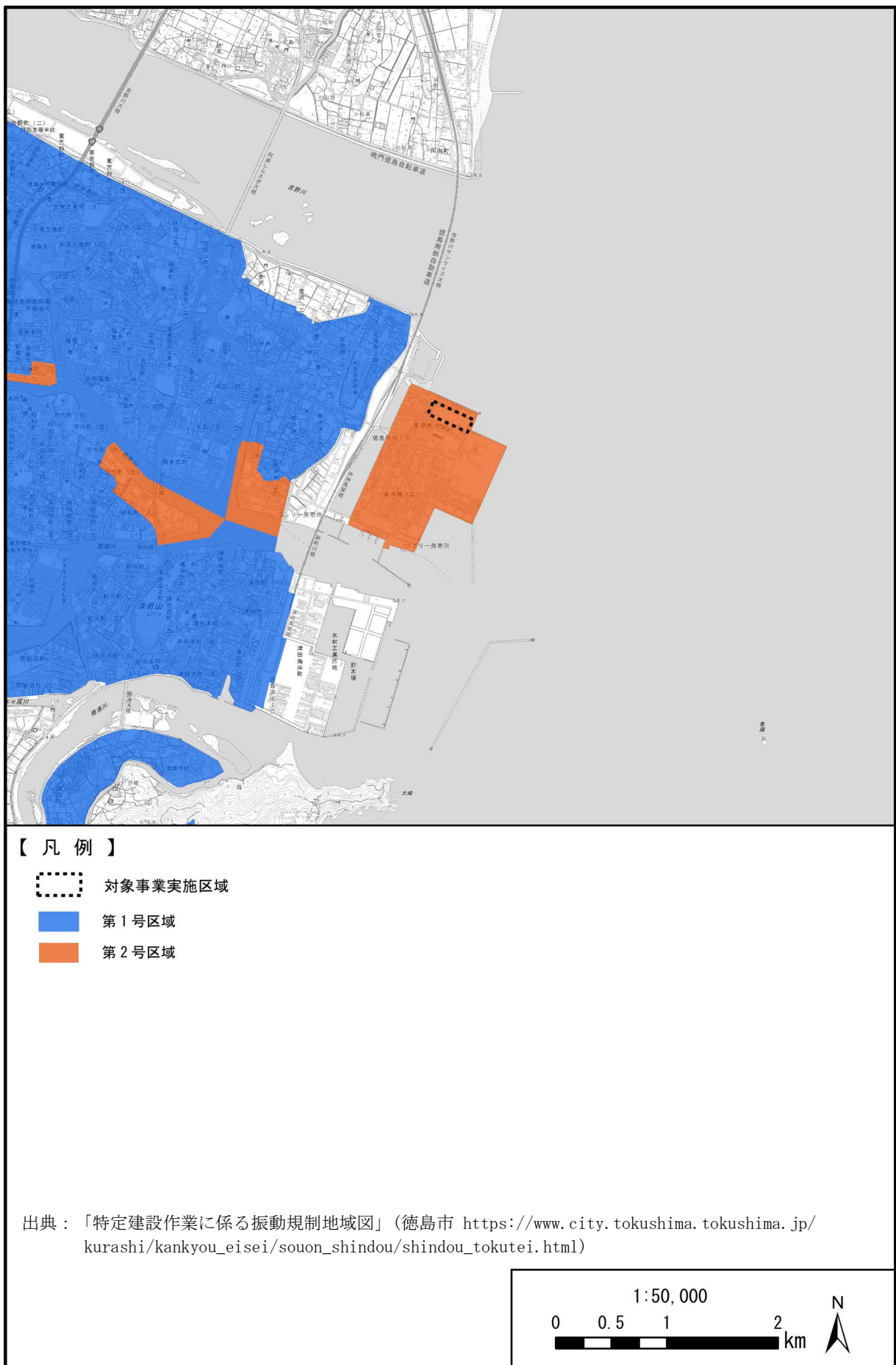


図 3-3-16 特定建設作業に伴って発生する振動の規制区域の指定位置図

ウ 道路交通振動

振動規制法第3条第1項の規定に基づく道路交通振動の限度に係る区域の指定は表 3-3-48に、同法第4条第1項の規定に基づく道路交通振動の限度は表 3-3-49に示すとおりである。

調査地域の一部は第1種区域、第2種区域に指定されており、対象事業実施区域は第2種区域に指定されている。調査地域における同法に基づく道路交通振動の規制地域の指定状況は図 3-3-17に示すとおりである。

表 3-3-48 道路交通振動の限度に係る区域の指定

区域の区分	指定区域
第 1 種区域	1 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 2 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業地域のうち、学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80 メートルの区域
第 2 種区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業地域のうち、1 号区域以外の区域

注) 区域の区分は、令和 5 年徳島市告示第 67 号において 1 号区域として指定した区域に基づく。

出典：「徳島市告示第 67 号・70 号」（令和 5 年 3 月 9 日）

表 3-3-49 道路交通振動の限度

区域の区分	基準値	
	昼間 午前 7 時～午後 7 時	夜間 午後 7 時～翌日の午前 7 時まで
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

注) 単位デシベルとは、計量法に定める振動加速度レベルの計量単位。

出典：振動規制法施行規則（昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号）

「徳島市告示第 70 号」（令和 5 年 3 月 9 日）

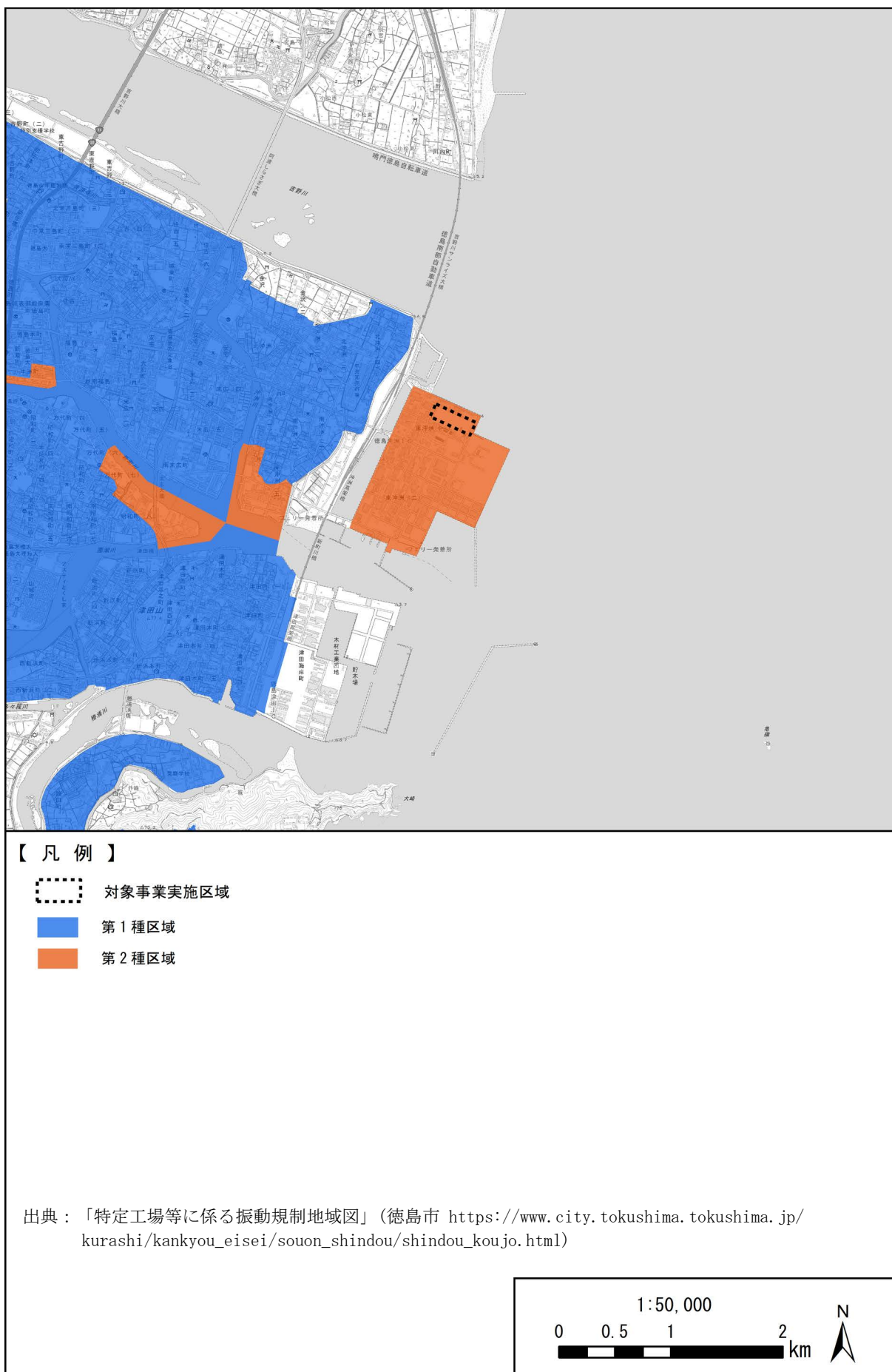


図 3-3-17 振動規制法に基づく道路交通振動の規制地域の指定位置図

4) 悪臭

① 悪臭防止法

悪臭防止法（昭和46年6月1日法律第91号）では、住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域その他の地域を、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域として指定することとされている。

調査地域の一部は悪臭規制地域に指定されており、対象事業実施区域は悪臭規制地域に指定されている。調査地域の悪臭規制地域の区分は表 3-3-50に、調査地域における同法に基づく規制地域の指定状況は図 3-3-18に示すとおりである。

また、同法第4条第1項第1号の規定に基づく事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む気体で、当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地の境界線の地表における規制基準（以下「敷地境界線規制基準」という。）及び同項第2号に基づく事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む気体で当該事業場の煙突その他気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準（以下「気体排出口規制基準」という。）は表 3-3-51に示すとおりである。

また、同項第3号の規定に基づく事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む水で、当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地外における規制基準（以下「排水規制基準」という。）は、表 3-3-52に示すとおりである。

表 3-3-50 悪臭規制地域の区分

規制地域
都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域として定められている区域及び同項に規定する市街化調整区域として定められている区域のうち別図に掲げる区域

注) 悪臭規制地域を示す図は、徳島市環境部環境保全課に備え置いて縦覧に供する。

出典：「徳島市告示第64号」（平成24年4月1日）

表 3-3-51 悪臭防止法に基づく規制基準（大気中における濃度）

特定悪臭物質	敷地境界線 規制基準 (ppm)	排出口基準
アンモニア	1.5	悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類に応じ、規制基準値を基礎として、次式により算出して得た流量とする。 $q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$ q：悪臭物質の流量（ $m^3_N/時$ ） He：補正された排出口の高さ（m） Cm：敷地境界における規制基準（ppm） ※He が 5m 未満の場合はこの式は適用しない。
メチルメルカプタン	0.003	
硫化水素	0.05	
硫化メチル	0.03	
二硫化メチル	0.009	
トリメチルアミン	0.005	
アセトアルデヒド	0.05	
プロピオンアルデヒド	0.05	
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	
イソブチルアルデヒド	0.02	
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	
イソバレールアルデヒド	0.003	
イソブタノール	0.9	
酢酸エチル	3	
メチルイソブチルケトン	1	
トルエン	10	
スチレン	0.4	
キシレン	1	
プロピオン酸	0.03	
ノルマル酪酸	0.001	
ノルマル吉草酸	0.0009	
イソ吉草酸	0.001	

出典：悪臭防止法施行規則（昭和 47 年 5 月 30 日総理府令第 39 号）

「徳島市告示第 65 号」（平成 24 年 4 月 1 日）

表 3-3-52 悪臭防止法に基づく規制基準（排水中における濃度）

特定悪臭物質	事業場から敷地外に排出される排水の量	規制基準 (ppm)
メチルメルカプタン	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	0.05
	0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	0.01
	0.1 立方メートル毎秒を超える場合	0.002
硫化水素	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	0.3
	0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	0.06
	0.1 立方メートル毎秒を超える場合	0.01
硫化メチル	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	1.0
	0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	0.2
	0.1 立方メートル毎秒を超える場合	0.04
二硫化メチル	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	0.6
	0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	0.1
	0.1 立方メートル毎秒を超える場合	0.03

注 1) 規制基準は当該事業場から敷地外に排出される排水中の濃度である。

注 2) 排水中の濃度は、次式により算出された濃度をいう。

 $CLm = k \times Cm$ （CLm：排水中の悪臭物質濃度（単位 mg/l ））k：定数（単位： mg/l ）、Cm：事業場敷地境界線における規制基準（単位 ppm）

出典：悪臭防止法施行規則（昭和 47 年 5 月 30 日総理府令第 39 号）

「徳島市告示第 65 号」（平成 24 年 4 月 1 日）

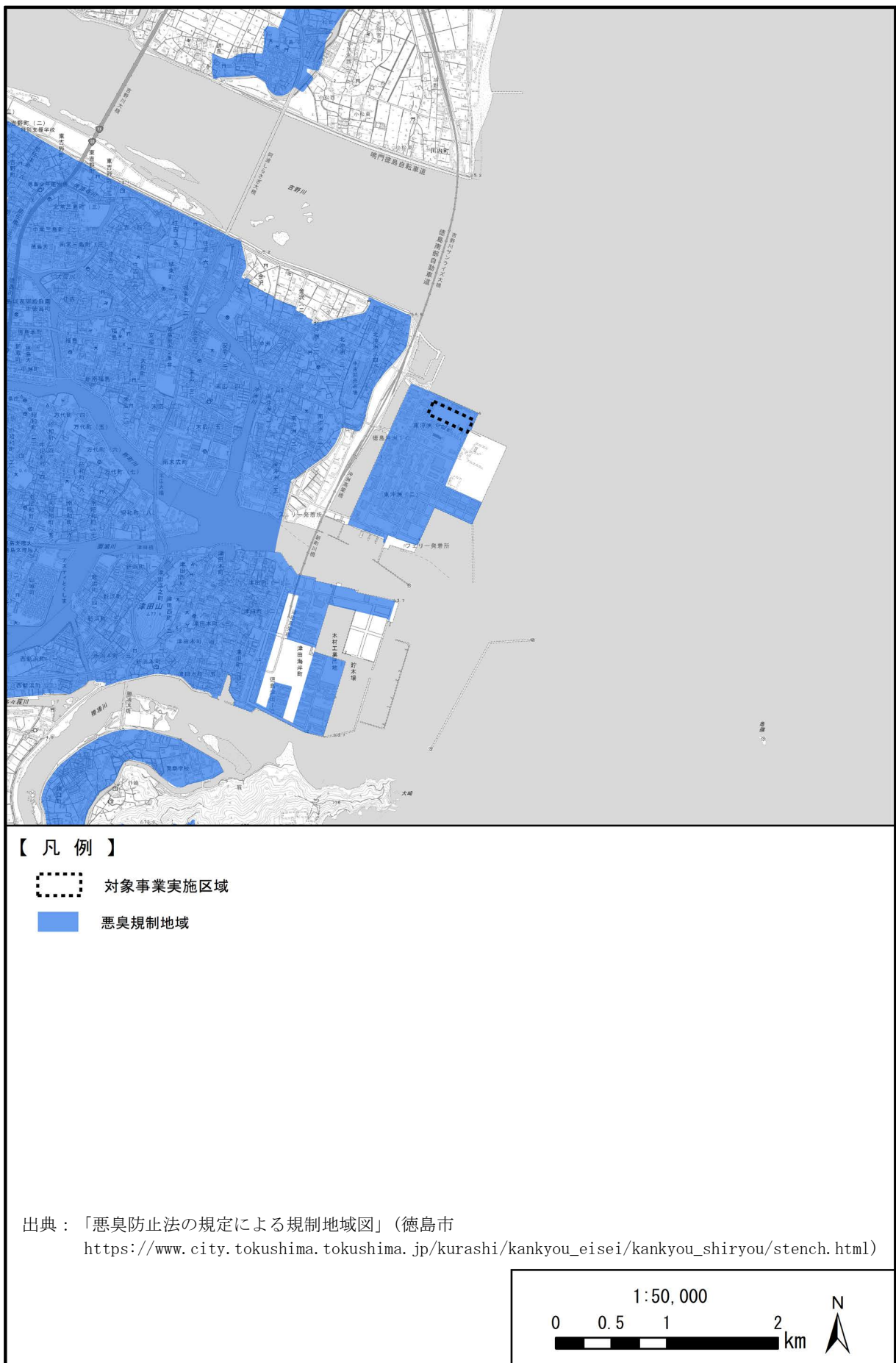


図 3-3-18 悪臭防止法に基づく規制地域の指定位置図

5) 水質汚濁

① 環境基本法

ア 公共用水域

環境基本法では、水質の汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めている。同法に基づく人の健康の保護に関する環境基準は表 3-3-53に示すとおりである。環境基準は全公共用水域に対して定められている。

表 3-3-53 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/ℓ以下
六価クロム	0.02 mg/ℓ以下
砒素	0.01 mg/ℓ以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ以下
チウラム	0.006 mg/ℓ以下
シマジン	0.003 mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下
セレン	0.01 mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ以下
ふっ素	0.8 mg/ℓ以下
ほう素	1 mg/ℓ以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下

備考) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2. 「検出されないこと」とは、告示別表に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格（以下「JIS」という。）K 0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、JIS K 0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

また、環境基本法に基づく生活環境の保全に関する環境基準は、類型指定された水域に対して表 3-3-54(1)～(6)に示すとおり定められている。

調査地域における環境基準類型の指定状況は、河川では吉野川下流が河川A類型に、新町川下流が河川B類型に、新町川上流が河川C類型に指定されている。河川の水生生物の生息状況の適応性に対する基準では、吉野川下流が生物B類型に指定されている。海域では勝浦川下流～河口付近、新町川河口付近及び紀伊水道海域（沿岸部）が海域B類型に、紀伊水道海域（全域）、勝浦川河口付近及び新町川河口付近が海域Ⅱ類型に指定されている。

調査地域における環境基準の類型指定状況は図 3-3-19に示すとおりである。

表 3-3-54(1) 生活環境の保全に関する環境基準【河川（湖沼を除く）】
(利用目的の適応性に対する基準)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	20 CFU/ 100 ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	300 CFU/ 100 ml以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	1,000 CFU/ 100 ml以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/ℓ 以下	50 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げる もの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/ℓ 以下	100 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/ℓ 以上	—

備考) 1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
2. 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/ℓ 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
3. 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。
4. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100ml 以下とする。
5. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
6. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注) 各利用目的は以下を示す。

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表 3-3-54(2) 生活環境の保全に関する環境基準【河川（湖沼を除く）】
(水生生物の生息状況の適応性に対する基準)

項目 類型	水生生物の 生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン 酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ 以下	0.001 mg/ℓ 以下	0.03 mg/ℓ 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ 以下	0.0006 mg/ℓ 以下	0.02 mg/ℓ 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ 以下	0.002 mg/ℓ 以下	0.05 mg/ℓ 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ 以下	0.002 mg/ℓ 以下	0.04 mg/ℓ 以下

備考) 基準値は、年間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

表 3-3-54(3) 生活環境の保全に関する環境基準【海域】
(利用目的の適応性に対する基準)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級、自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	20 CFU/ 100 ml 以下	検出されな いこと
B	水産 2 級、工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—	検出されな いこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—	—

備考) 1. 基準値は、日間平均値とする。

2. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100 ml 以下とする。

3. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注) 各利用目的は以下を示す。

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

表 3-3-54(4) 生活環境の保全に関する環境基準【海域】
(利用目的の適応性に対する基準・全窒素及び全りん)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.2 mg/ℓ 以下	0.02 mg/ℓ 以下
Ⅱ	水産 1 種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.3 mg/ℓ 以下	0.03 mg/ℓ 以下
Ⅲ	水産 2 種及びⅣの欄に掲げるもの(水産 3 種を除く。)	0.6 mg/ℓ 以下	0.05 mg/ℓ 以下
Ⅳ	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/ℓ 以下	0.09 mg/ℓ 以下

備考) 1. 基準値は、年間平均値とする。

2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注) 各利用目的は以下を示す。

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

表 3-3-54(5) 生活環境の保全に関する環境基準【海域】
(水生生物の生息状況の適応性に対する基準)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼン スルホン酸 及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/ℓ 以下	0.001 mg/ℓ 以下	0.01 mg/ℓ 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の 産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育 場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/ℓ 以下	0.0007 mg/ℓ 以下	0.006 mg/ℓ 以下

備考) 基準値は、年間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

表 3-3-54(6) 生活環境の保全に関する環境基準【海域】
(水生生物の生息・再生産する場の適応性に対する基準)

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0 mg/ℓ 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0 mg/ℓ 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/ℓ 以上

備考) 1. 基準値は、日間平均値とする。

2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいたことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

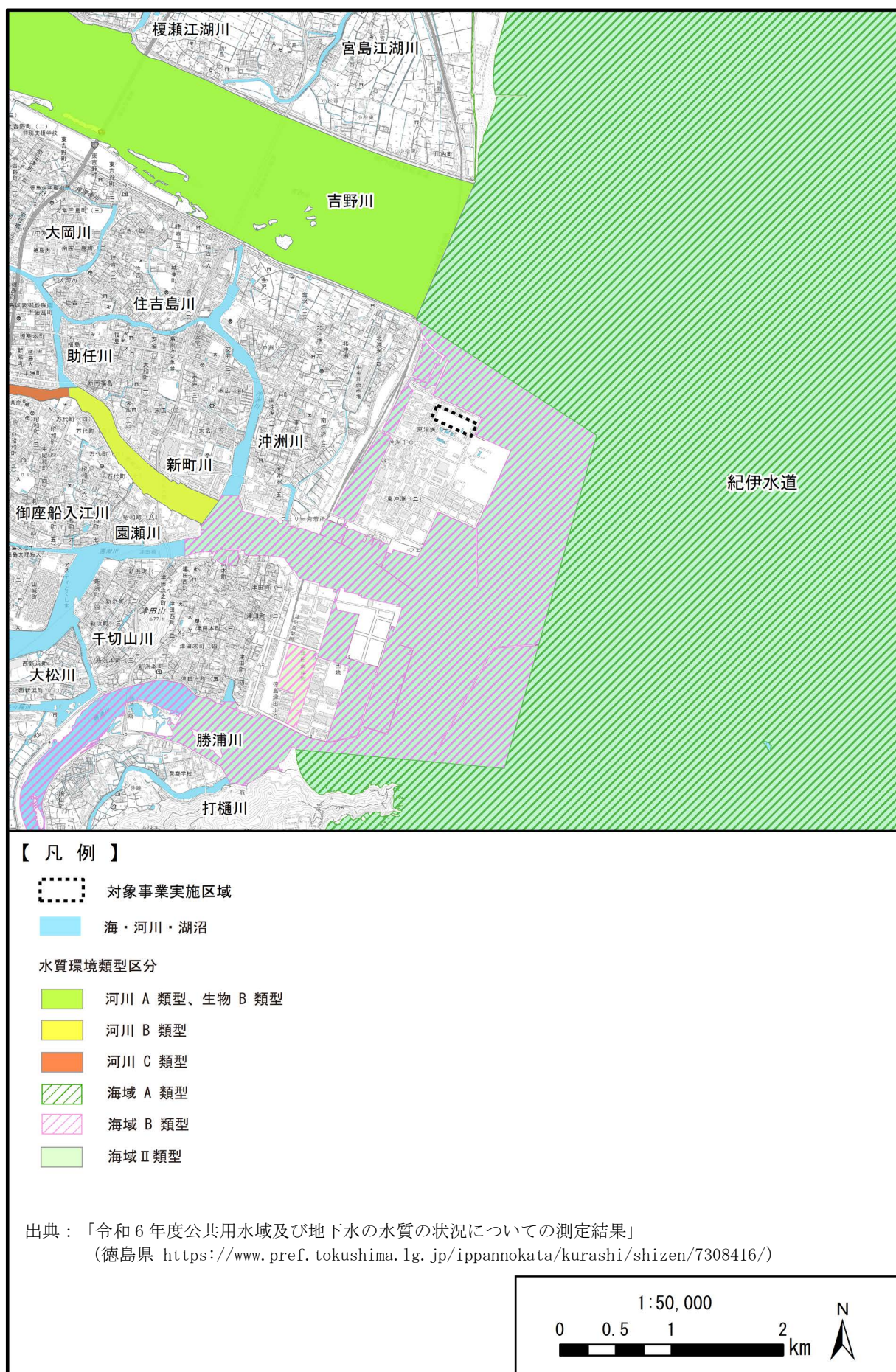


図 3-3-19 水質汚濁に係る環境基準の類型指定図

イ 地下水

環境基本法に基づき定められた地下水の水質汚濁に係る環境基準は表 3-3-55(1)～(2)に示すとおりである。

表 3-3-55(1) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003 mg/ℓ以下	JIS K 0102-3 14.3、14.4 又は 14.5 に定める方法
全シアン	検出されないこと	JIS K 0102-2 9.3.2 若しくは 9.3.3 の蒸留操作を行い、9.4、9.5 若しくは 9.6 (ただし、蒸留操作は装置にて行わない。)の分析を行う方法又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表 1 (蒸留操作は装置にて行う。)に掲げる方法
鉛	0.01 mg/ℓ以下	JIS K 0102-3 13.2、13.3、13.4 又は 13.5 に定める方法
六価クロム	0.02 mg/ℓ以下	JIS K 0102-3 24.3 (24.3.3 及び 24.3.7 を除く。)に定める方法(ただし、次の 1 及び 2 に掲げる場合にあっては、それぞれ 1 及び 2 に定めるところによる。) 1. JIS K 0102-3 24.3.4、24.3.5 又は 24.3.6 に定める方法による場合 (24.3.3.4 の b) による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分 (0.02mg/L) 増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70～120%であることを確認すること。 2. JIS K 0102-3 24.3.2 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1 に定めるところによるほか、JIS K 0170-7 7 の a) 又は b) に定める操作を行うこと。
砒素	0.01 mg/ℓ以下	JIS K 0102-3 20.3、20.4 又は 20.5 に定める方法
総水銀	0.0005 mg/ℓ以下	公共用水域告示付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	公共用水域告示付表 3 に掲げる方法
P C B	検出されないこと	公共用水域告示付表 4 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下	JIS K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下	JIS K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン ^{注)}	0.002 mg/ℓ以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下	JIS K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下	JIS K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下	シス体にあつては JIS K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては、JIS K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下	JIS K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下	JIS K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下	JIS K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下	JIS K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ以下	JIS K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006 mg/ℓ以下	公共用水域告示付表 5 に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/ℓ以下	公共用水域告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下	公共用水域告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下	JIS K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01 mg/ℓ以下	JIS K 0102-3 26.2、26.3 又は 26.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下	硝酸性窒素にあつては JIS K 0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては JIS K 0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 に定める方法

表 3-3-55(2) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	測定方法
ふっ素	0.8 mg/ℓ以下	JIS K 0102-2 5.2 及び 5.3、5.2 及び 5.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものをうい、JIS K 0170-6 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)又は 5.2 (蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH 試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び 5.5 に定める方法
ほう素	1mg/ℓ以下	JIS K 0102-3 5.2、5.5 又は 5.6 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下	公共用水域告示付表 7 に掲げる方法

備考) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、JIS K 0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、JIS K 0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

4. 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、JIS K 0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度とJIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

注) 別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月13日環境庁告示第10号)

② 水質汚濁防止法

水質汚濁防止法（昭和45年12月25日法律第138号）では、特定施設を設置する工場・事業所に対して、特定施設の設置・構造等の変更を行う場合の事前届出制度、特定事業場からの排水に対する排水基準、排水が排水基準に適合しない場合の改善命令等の措置等が定められており、本施設は同法に基づく特定施設に該当する。

また、徳島県生活環境保全条例では、一部の公共用水域や業種等を指定して水質汚濁防止法より厳しい排水基準（上乗せ排水基準）を設けている。調査地域に位置する吉野川及び新町川並びにこれらに接続する公共用水域については、水域別の上乗せ排水基準が定められている。また、同条例では、水質汚濁防止法で規制対象となっていない項目について適応する基準（横出し排水基準）として、硫化物含有量に係る排水基準を設けているが、本事業には適用されない。水質汚濁防止法の規程による有害物質に係る排水基準は表 3-3-56に、生活環境項目に係る排水基準は表 3-3-57に示すとおりである。

総量規制基準は、「水質汚濁防止法の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準を定める件」（平成19年6月22日徳島県告示第547号）、「水質汚濁防止法の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準を定める件」（平成19年6月22日徳島県告示第548号）、「水質汚濁防止法の規定に基づくりん含有量に係る総量規制基準を定める件」（平成19年6月22日徳島県告示第549号）により定めている。総量規制基準が適用されている指定地域内の事業場で、日間平均排水量が 50m^3 以上の特定事業場に対して、特定排水の汚濁負荷量の測定及び記録を義務付けている。

調査地域及び対象事業実施区域は瀬戸内海に位置しており、全域が総量規制基準の「指定水域」である。

表 3-3-56 水質汚濁防止法に基づく排水基準（有害物質に係る排水基準）

項目	許容限度	
カドミウム及びその化合物	0.03	mg Cd/ℓ以下
シアン化合物	1	mg CN/ℓ以下
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1	mg/ℓ以下
鉛及びその化合物	0.1	mg Pb/ℓ以下
六価クロム化合物	0.2	mg Cr(VI)/ℓ以下
砒素及びその化合物	0.1	mg As/ℓ以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	mg/ℓ以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	
ポリ塩化ビフェニル	0.003	mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.1	mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.1	mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.2	mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.02	mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.04	mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	1	mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	3	mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02	mg/ℓ以下
チウラム	0.06	mg/ℓ以下
シマジン	0.03	mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.2	mg/ℓ以下
ベンゼン	0.1	mg/ℓ以下
セレン及びその化合物	0.1	mg Se/ℓ以下
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域： 10 mg B/ℓ以下	
	海域：230 mg B/ℓ以下	
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域： 8 mg F/ℓ以下	
	海域： 15 mg F/ℓ以下	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量：100 mg/ℓ以下	
1,4-ジオキサン	0.5	mg/ℓ以下

注1) 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

注2) 砒素及びその化合物についての排水基準は、「水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」（昭和49年政令第363号）の施行の際、現に湧出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

注3) この表に掲げる排水基準は、すべての特定事業場に係る排水水について適用する。

注4) セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物は、業種による暫定基準が設定されている。

出典：排水基準を定める省令（昭和46年6月21日総理府令第35号）

表 3-3-57 水質汚濁防止法等に基づく排水基準（生活環境項目に係る排水基準）

項目		許容限度	
		水質汚濁防止法	徳島県生活環境保全条例
水素イオン濃度 (pH)	海域以外の 公共用水域	5.8 以上 8.6 以下	5.8 以上 8.6 以下
	海域	5.0 以上 9.0 以下	5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)		160 mg/ℓ(日間平均 120 mg/ℓ)以下	160 mg/ℓ(日間平均 120 mg/ℓ)以下
化学的酸素要求量 (COD)		160 mg/ℓ(日間平均 120 mg/ℓ)以下	160 mg/ℓ(日間平均 120 mg/ℓ)以下
浮遊物質 (SS)		200 mg/ℓ(日間平均 150 mg/ℓ)以下	200 mg/ℓ(日間平均 150 mg/ℓ)以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)		5 mg/ℓ以下	5 mg/ℓ以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)		30 mg/ℓ以下	30 mg/ℓ以下
フェノール類含有量		5 mg/ℓ以下	5 mg/ℓ以下
銅含有量		3 mg/ℓ以下	3 mg/ℓ以下
亜鉛含有量		2 mg/ℓ以下	2 mg/ℓ以下
溶解性鉄含有量		10 mg/ℓ以下	10 mg/ℓ以下
溶解性マンガン含有量		10 mg/ℓ以下	10 mg/ℓ以下
クロム含有量		2 mg/ℓ以下	2 mg/ℓ以下
大腸菌数		日間平均 800 CFU/mℓ 以下	日間平均 800 CFU/mℓ 以下
窒素含有量		120 mg/ℓ(日間平均 60 mg/ℓ)以下	120 mg/ℓ(日間平均 60 mg/ℓ)以下
リン含有量		16 mg/ℓ(日間平均 8 mg/ℓ)以下	16 mg/ℓ(日間平均 8 mg/ℓ)以下
硫化物含有量		—	10 mg/ℓ 以下

注1) 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

注2) この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水水について通用する。

注3) 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。

注4) 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、「水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」（昭和49年11月12日政令363号）の施行の際、現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

注5) 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。

注6) 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mℓとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注7) 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1ℓにつき9,000mgを越えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

注8) リン含有量についての排水基準は、リンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

注9) 窒素含有量、リン含有量は、業種による暫定基準が設定されている。

注10) 硫化物含有量についての排水水の規制基準は、JIS K 0102-2 10.5、10.6に該当する方法により排水水の汚染状態を検定した場合における検出値によるものとする。

出典：排水基準を定める省令（昭和46年6月21日総理府令第35号）

徳島県生活環境保全条例（平成17年3月30日徳島県条例第24号）

③ 瀬戸内海環境保全特別措置法

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年10月2日法律第110号）では、瀬戸内海の環境の保全に関する基本理念を定め、及び瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するための瀬戸内海の環境の保全に関する計画の策定等に関し必要な事項を定めるとともに、特定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生の防止、自然海浜の保全、環境保全のための事業の促進等に関し特別の措置を講ずることにより、瀬戸内海の環境の保全を図ることを目的としている。瀬戸内海の環境の保全に関係がある府県を関係府県の区域と指定し、特定施設を設置しようとする場合、原則、許可を受けなければならない。

同法第5条第1項では、工場又は事業場から公共用水域に日最大50m³以上の水を排出する者が特定施設を設置しようとするときは、周辺公共用水域へ及ぼす影響を事前に評価した事前評価書を添付した許可申請書を知事に提出し、許可を得なければならないとしている。

また、水質汚濁防止法第4条の3の規定により「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（第9次・徳島県）」（令和4年10月、徳島県）を策定し、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（瀬戸内海）の削減目標を達成するために必要な事項を定め、施策を推進している。

調査地域及び対象事業実施区域は、全域が瀬戸内海環境保全特別措置法の対象となる。

④ 湖沼水質保全特別措置法

湖沼水質保全特別措置法（昭和59年7月27日法律第61号）では、水質の汚濁に係る環境上の条件についての基準が現に確保されておらず、又は確保されないこととなるおそれが著しい湖沼であって、当該湖沼の水の利用状況、水質の汚濁の推移等からみて特に水質の保全に関する施策を総合的に講ずる必要があると認められるものを指定湖沼として、また指定湖沼の水質の汚濁に関係があると認められる地域を指定地域として指定することとしている。

調査地域及び対象事業実施区域には、指定湖沼及び指定地域はない。

⑤ 浄化槽法

浄化槽法（昭和58年5月18日法律第43号）では、浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的として、浄化槽の設置や保守点検、清掃及び製造についての規制、浄化槽工事業者の登録制度などを定めている。浄化槽放流水の水質については、徳島市建築基準法施行細則（昭和54年3月29日徳島市規則第21号）により、衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域として、本市全域が定められているが、下水道法の処理区域に該当する区域等、他法律等の規定により基準を上乗せしている場合はその法によるとされている。浄化槽放流水の水質については、区域及び処理対象人員の区分に対し、建築基準法施行令（昭和25年11月16日政令第338号）により定められている。放流水の水質の技術上の基準については表 3-3-58に示すとおりである。

表 3-3-58 放流水の水質の技術上の基準

尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽を設ける区域	処理対象人員 (人)	性能	
		生物化学的酸素要求量の除去率（％）	尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量（mg/L）
衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域	50 以下	65 以上	90 以下
	51 以上 500 以下	70 以上	60 以下
	501 以上	85 以上	30 以下
	特定行政庁が衛生上特に支障がないと認めて規則で指定する区域	55 以上	120 以下
その他の区域	500 以下	65 以上	90 以下
	501 以上 2,000 以下	70 以上	60 以下
	2,001 以上	85 以上	30 以下

注1) 処理対象人員の算定は、国土交通大臣が定める方法により行うものとする。

注2) 生物化学的酸素要求量の除去率とは、尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽への流入水の生物化学的酸素要求量の数値から尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量の数値を減じた数値を尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽への流入水の生物化学的酸素要求量の数値で除して得た割合をいうものとする。

出典：建築基準法施行令（昭和25年11月16日政令第338号）

⑥ 下水道法

下水道法（昭和33年4月24日法律第79号）では、特定施設を設置する工場又は事業場（特定事業場）から下水を排除して公共下水道を使用する場合、政令で定める基準に従い、条例で定められた排除基準に適合させて下水道へ放流しなければならない。本事業については、北部浄化センターにて排水処理するため、徳島市公共下水道事業条例（昭和37年6月30日徳島市条例第23号）の適用を受ける。

調査地域の一部が下水道処理区域であり、対象事業実施区域も下水道処理区域に含まれる。下水道法及び徳島市公共下水道事業条例に基づく排除基準を表 3-3-59に、下水道処理区域を図 3-3-20に示す。

表 3-3-59 下水道法及び徳島市公共下水道事業条例に基づく排除基準

項目	下水道法施行令	徳島市公共下水道事業条例
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/ℓ 以下	—
シアン化合物	1 mg/ℓ 以下	—
有機リン化合物	1 mg/ℓ 以下	—
鉛及びその化合物	0.1 mg/ℓ 以下	—
六価クロム化合物	0.2 mg/ℓ 以下	—
砒素及びその化合物	0.1 mg/ℓ 以下	—
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/ℓ 以下	—
アルキル水銀化合物	検出されないこと	—
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/ℓ 以下	—
トリクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下	—
テトラクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下	—
ジクロロメタン	0.2 mg/ℓ 以下	—
四塩化炭素	0.02 mg/ℓ 以下	—
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/ℓ 以下	—
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/ℓ 以下	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/ℓ 以下	—
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/ℓ 以下	—
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/ℓ 以下	—
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/ℓ 以下	—
チウラム	0.06 mg/ℓ 以下	—
シマジン	0.03 mg/ℓ 以下	—
チオベンカルブ	0.2 mg/ℓ 以下	—
ベンゼン	0.1 mg/ℓ 以下	—
セレン及びその化合物	0.1 mg/ℓ 以下	—
ほう素及びその化合物	河川：10 mg/ℓ 以下 海域：230 mg/ℓ 以下	—
ふっ素及びその化合物	河川：8 mg/ℓ 以下 海域：15 mg/ℓ 以下	—
1,4-ジオキサン	0.5 mg/ℓ 以下	—
フェノール類	5 mg/ℓ 以下	—
銅及びその化合物	3 mg/ℓ 以下	—
亜鉛及びその化合物	2 mg/ℓ 以下	—
鉄及びその化合物（溶解性）	10 mg/ℓ 以下	—
マンガン及びその化合物（溶解性）	10 mg/ℓ 以下	—
クロム及びその化合物	2 mg/ℓ 以下	—
ダイオキシン類	10 pg-TEQ/ℓ 以下	—
温度	—	45 度 未満
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素含有量	—	380 mg/ℓ 未満
水素イオン濃度	—	5 を超え 9 未満
生物化学的酸素要求量	—	600 mg/ℓ 未満（5 日間）
浮遊物質	—	600 mg/ℓ 未満
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	鉱油類含有量	5 mg/ℓ 以下
	動植物油脂類含有量	30 mg/ℓ 以下
窒素含有量	—	240 mg/ℓ 未満
燐含有量	—	32 mg/ℓ 未満
汚濁消費量	—	220 mg/ℓ 未満

備考 特定事業場から排除される下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法若しくはダイオキシン類対策特別措置法の規定による環境省令により、又は水質汚濁防止法第3条第3項若しくはダイオキシン類対策特別措置法第8条第3項の規定による条例により、当該下水について本表の基準より緩やかな排水基準が適用されるときは、本表の規定にかかわらず、その排水基準を当該下水についての当該物質に係る水質の基準とする。

注）“—”は排除基準が設定されていないことを示す。

出典：下水道法施行令（昭和34年4月22日政令第147号）

徳島市公共下水道事業条例（昭和37年6月30日徳島市条例第23号）

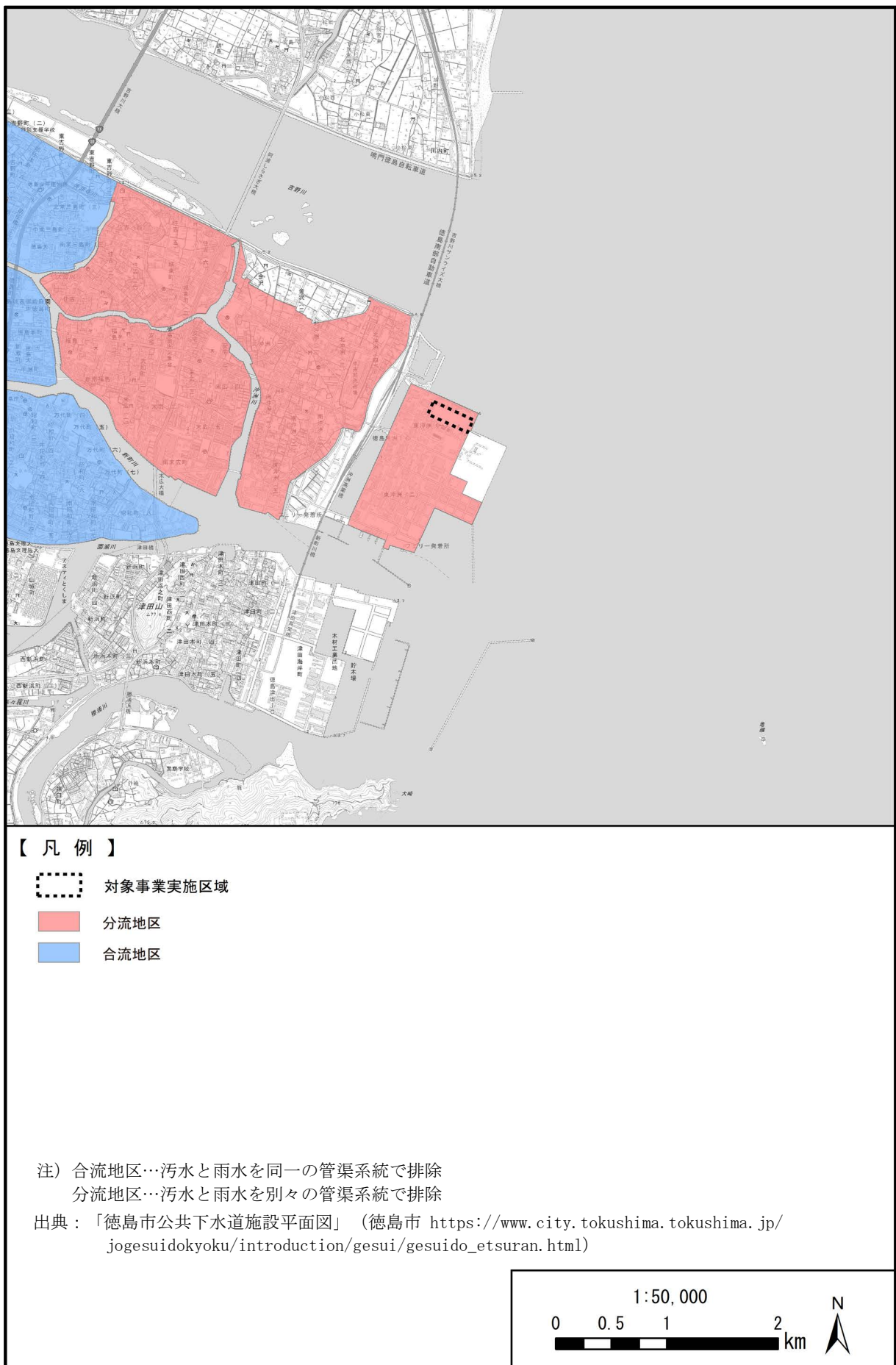


図 3-3-20 下水道処理区域

6) 土壌汚染

① 環境基本法

環境基本法では、土壌の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めている。本法に基づく土壌の汚染に係る環境基準は表 3-3-60(1)～(2)に示すとおりである。

土壌の汚染に係る環境基準は全国一律で適用されるが、汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地等の土壌については適用されない。

表 3-3-60(1) 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液 1ℓ につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、JIS K 0102-3 14.3、14.4 又は 14.5 に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和 46 年 6 月農林省令第 47 号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	JIS K 0102-2 9.3.2 若しくは 9.3.3 の蒸留操作を行い、9.4、9.5、9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない。）若しくは 9.7 の分析を行う方法又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 1（蒸留操作は装置にて行う。）に掲げる方法
有機燐（りん） ^{注4)}	検液中に検出されないこと。	JIS K 0102-4 7.2.1 及び 7.2.3 に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくは EPN にあつては JIS K 0102-4 7.2.1、7.2.2.2 及び 7.2.5 又は 7.2.1 及び 7.2.6 に定める方法（ただし、7.2.6 に定める方法により測定する場合において、7.2.2 のクリーンアップを行うときは、7.2.2.2 に定める操作とする。）
鉛	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であること。	JIS K 0102-3 13.2、13.3、13.4 又は 13.5 に定める方法
六価クロム	検液 1ℓ につき 0.05mg 以下であること。	JIS K 0102-3 24.3（24.3.7 を除く。）に定める方法（ただし、24.3.2 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、JIS K 0170-7 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。）
砒素	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、JIS K 0102-3 20.2、20.3、20.4 又は 20.5 に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和 50 年 4 月総理府令第 31 号に定める方法
総水銀	検液 1ℓ につき 0.0005mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 3 及び昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 1 に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。	昭和 47 年 10 月総理府令第 66 号に定める方法
ジクロロメタン	検液 1ℓ につき 0.02mg 以下であること。	JIS K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	検液 1ℓ につき 0.002mg 以下であること。	JIS K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン ^{注5)}	検液 1ℓ につき 0.002mg 以下であること。	平成 9 年 3 月環境庁告示第 10 号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液 1ℓ につき 0.004mg 以下であること。	JIS K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法

表 3-3-60(2) 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	測定方法
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 ℓにつき 0.1 mg 以下であること。	JIS K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,2-ジクロロエチレン ^{注6)}	検液 1 ℓにつき 0.04 mg 以下であること。	シス体にあつては JIS K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては JIS K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 ℓにつき 1 mg 以下であること。	JIS K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 ℓにつき 0.006 mg 以下であること。	JIS K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 ℓにつき 0.01 mg 以下であること。	JIS K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 ℓにつき 0.01 mg 以下であること。	JIS K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 ℓにつき 0.002 mg 以下であること。	JIS K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	検液 1 ℓにつき 0.006 mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 に掲げる方法
シマジン	検液 1 ℓにつき 0.003 mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 ℓにつき 0.02 mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 ℓにつき 0.01 mg 以下であること。	JIS K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	検液 1 ℓにつき 0.01 mg 以下であること。	JIS K 0102-3 26.2、26.3 又は 26.4 に定める方法
ふっ素	検液 1 ℓにつき 0.8 mg 以下であること。	JIS K 0102-2 5.2 及び 5.3、5.2 及び 5.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、JIS K 0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）5.2（蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH 試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。）及び 5.5 又は 5.2 及び 5.6 に定める方法
ほう素	検液 1 ℓにつき 1 mg 以下であること。	JIS K 0102-3 5.2、5.5 又は 5.6 に定める方法
1,4-ジオキサン	検液 1 ℓにつき 0.05 mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法

注1) 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては、「土壌汚染に係る環境基準」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

注2) カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1ℓにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1ℓにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。

注3) 「検液中に検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注4) 有機磷とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

注5) 別名 塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー

注6) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、JIS K 0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度とJIS K 0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「土壌汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）

② 土壌汚染対策法

土壌汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）では、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を要措置区域として指定している。また、土地が特定有害物質によって汚染されているものの、当該汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれに該当しない場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（形質変更時要届出区域）として指定することとされている。これらの区域を知事が指定区域として指定し、台帳を作ってその情報を公開することが定められている。また、一定規模以上の土地の形質変更をしようとする者は、着手する日の30日前までに知事等への届出が義務付けられている。

調査地域及び対象事業実施区域には、同法第6条に基づく要措置区域は指定されていないが、調査地域の一部には、第11条に基づく形質変更時要届出区域は指定されている。土壌汚染に係る規制基準は表 3-3-62に、形質変更時要届出区域の状況は表 3-3-61に、位置は図 3-3-21に示すとおりである。なお、指定区域の詳細な位置は不明なため、指定区域の所在地を含む番地の範囲を示す。

表 3-3-61 調査地域及び対象事業実施区域の形質変更時要届出区域の状況

指定番号	区域の所在地	指定年月日	区域の面積	基準に適合しない特定有害物質
指-6	徳島市城東町1丁目258番の一部	令和8年3月27日	100m ²	鉛及びその化合物 (溶出量基準及び含有量基準)

出典：「形質変更時要届出区域の指定状況について」徳島市HP

(https://www.city.tokushima.tokushima.jp/kurashi/kankyou_eisei/kankyou_shiryou/dojyousitei.html)

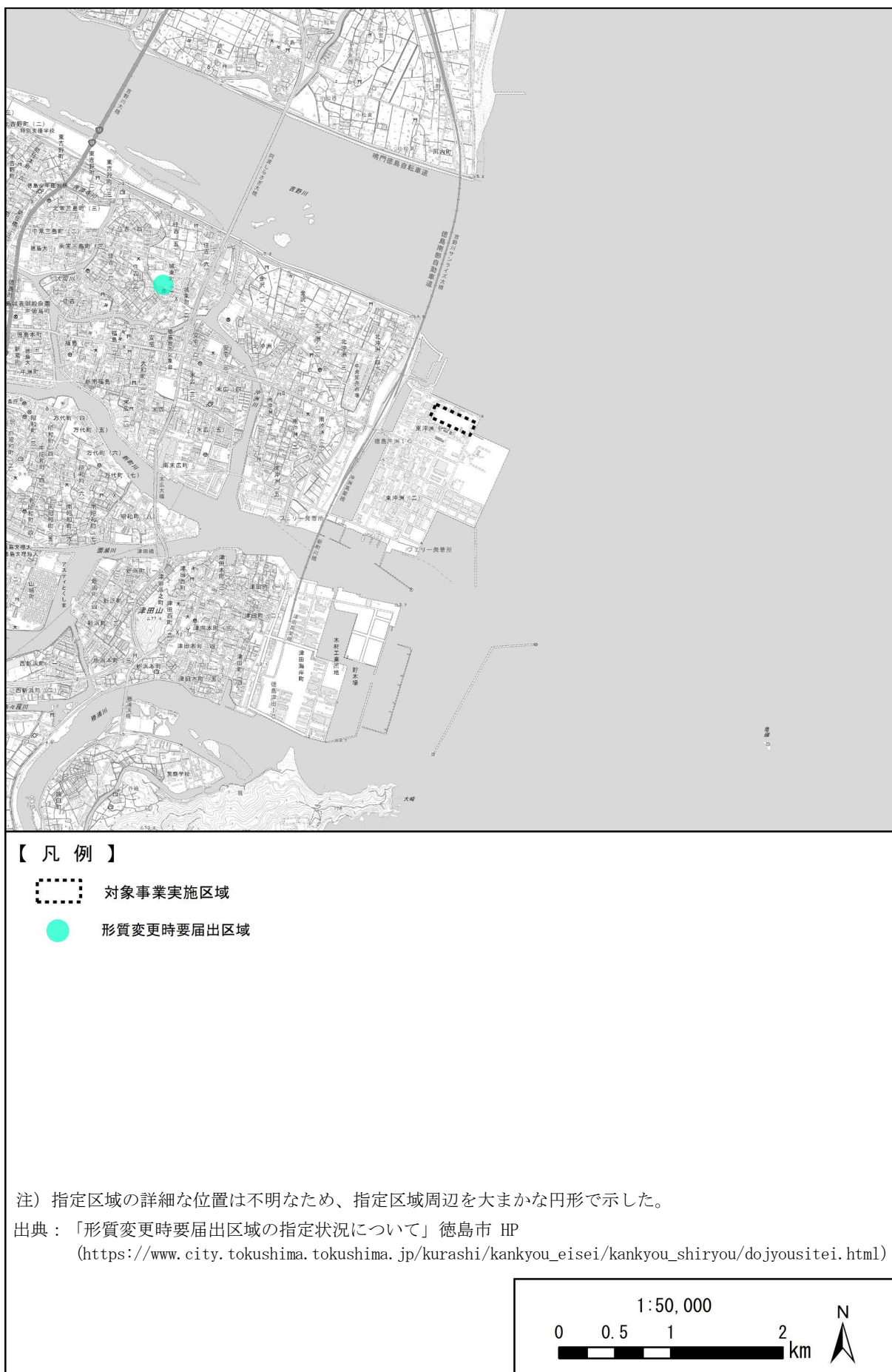


図 3-3-21 形質変更時要届出区域の位置図

表 3-3-62 土壤汚染に係る規制基準

分類	項目	含有量基準 (指定基準) (mg/kg) 注2)	溶出量基準 (指定基準) (mg/l)	第二溶出量基準 (mg/l)
特定有害物質 (土壤汚染対策法)	揮発性有機化合物 (第1種特定有害物質)	クロロエチレン	—	0.002 以下
		四塩化炭素	—	0.002 以下
		1,2-ジクロロエタン	—	0.004 以下
		1,1-ジクロロエチレン (塩化ビニリデン)	—	0.1 以下
		シス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.04 以下
		1,3-ジクロロプロペン (D-D)	—	0.002 以下
		ジクロロメタン (塩化メチレン)	—	0.02 以下
		テトラクロロエチレン (パークロロエチレン)	—	0.01 以下
		1,1,1-トリクロロエタン	—	1 以下
		1,1,2-トリクロロエタン	—	0.006 以下
		トリクロロエチレン	—	0.01 以下
		ベンゼン	—	0.01 以下
	重金属等 (第2種特定有害物質)	カドミウム及びその化合物	カドミウム 45 以下	カドミウム 0.003 以下
		六価クロム化合物	六価クロム 250 以下	六価クロム 0.05 以下
		シアン化合物	遊離シアン 50 以下	シアンが検出 されないこと
		水銀及びその化合物	水銀 15 以下	水銀 0.0005 以下
		うちアルキル水銀	—	検出されないこと
		セレン及びその化合物	セレン 150 以下	セレン 0.01 以下
		鉛及びその化合物	鉛 150 以下	鉛 0.01 以下
		砒素及びその化合物	砒素 150 以下	砒素 0.01 以下
		ふっ素及びその化合物	ふっ素 4,000 以下	ふっ素 0.8 以下
		ほう素及びその化合物	ほう素 4,000 以下	ほう素 1 以下
	農薬等 (第3種特定有害物質)	シマジン (CAT)	—	0.003 以下
		チウラム	—	0.006 以下
		チオベンカルブ (ベンチオカーブ)	—	0.02 以下
		PCB (ポリ塩化ビフェニル)	—	検出されないこと
		有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチ オン、メチルジメトン及び EPN に限る。)	—	検出されないこと

注1) “—”は基準が設定されていないことを示す。

注2) 単位mg/kgは、土壌1kgにつきmg、単位mg/lは検液10につきmgを示す。

出典：土壤汚染対策法施行規則（平成14年12月26日環境省令第29号）

7) ダイオキシン類

① ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日法律第105号）では、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定めている。ダイオキシン類の環境基準は表 3-3-63に示すとおりである。

表 3-3-63 ダイオキシン類に係る環境基準

項目	基準値
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1 pg-TEQ/l 以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下

注1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注2) 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は年間平均値とする。

注3) 土壌の環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日環境庁告示第68号）

また、同法第8条に基づき、ダイオキシン類の排出の削減に係る技術水準を勘案して特定施設の種類及び構造ごとに排出基準を設定している。廃棄物焼却炉に係るダイオキシン類の大気排出基準は、表 3-3-64に示すとおりである。

表 3-3-64 ダイオキシン類の大気排出基準

施設	規模	焼却能力 (kg/時)	許容限度 新設施設基準 (ng-TEQ/m ³ _N)
廃棄物焼却炉	火床面積が 0.5m ² 以上又は焼却能力が 50kg/時以上	4,000 以上	0.1
		2,000-4,000	1
		2,000 未満	5

備考：

1 この表に掲げる許容限度は、標準状態に換算した排出ガスによるものとする。

2 ダイオキシン類の量は、次式により算出されたダイオキシン類の量とする。

$$C = \frac{21 - 0n}{21 - 0s} \cdot C_s$$

C ：ダイオキシン類の量 (ng-TEQ)
 $0n$ ：施設ごとに定められた値（廃棄物焼却炉 12）
 $0s$ ：排出ガス中の酸素濃度（%）
（当該濃度が 20%を超える場合にあっては 20%とする）
 C_s ：高分解能ガスクロマトグラフ質量分析法により測定されたダイオキシン類の量 (ng-TEQ)

出典：ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年12月27日総理府令第67号）

そのほか、同法第24条に基づき、廃棄物焼却炉である特定施設から排出される当該特定施設の集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の処分（再生することを含む）を行う場合には、当該ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻に含まれるダイオキシン類の量が環境省令で定める基準以内となるように処理しなければならないとされている。

廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準は表 3-3-65に示すとおりである。

表 3-3-65 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準

項目	基準値
廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理	3ng-TEQ/g 以下

出典：ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成 11 年 12 月 27 日総理府令第 67 号）

8) その他

① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

ア 指定区域

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）では、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的として、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに生活環境を清潔にすることが義務づけられている。廃棄物は、発生源及び性状により、事業活動に伴って生じたもののうち燃え殻、汚泥等政令で定められた産業廃棄物と、それ以外の一般廃棄物に区分される。事業活動に伴って生じた廃棄物は、廃棄物の区分によらず事業者の責務として、一般廃棄物は市町村の清掃事業を中心として処理することとされている。

また、廃止された最終処分場は、廃棄物処理施設として維持管理を行わなくとも、そのままであれば生活環境保全上の問題が生じるおそれがない状態ではあるものの、廃止後の最終処分場跡地において土地の形質変更が行われる場合には、廃棄物の分解等が進行し、生活環境に支障を与えるおそれがある。このため、廃棄物が地下にある土地で形質変更が行われることにより、生活環境保全上の支障が生じるおそれがある区域を指定区域として都道府県知事等が指定し、その区域内での土地の形質変更は施行方法の基準に従い実施することと知事への事前（30日前）の届出を義務づけている。

調査地域の一部には、同法による指定区域があるが、対象事業実施区域にはない。調査地域の指定区域は表 3-3-66及び図 3-3-22に示すとおりである。なお、指定区域の詳細な位置は不明なため、指定区域周辺を大まかな円形で示した。

表 3-3-66 調査地域の廃棄物が地下にある土地の指定区域一覧

番号	整理番号	指定年月日	所在地
1	産 025	H28. 10. 21	徳島市雑賀町北開東 41 番から 43 番まで及び 44 番 5
2	産 026	H28. 10. 21	徳島市雑賀町東開 27 番 3 から 27 番 5 まで、29 番 1、29 番 2 及び 33 番
3	産 041	H29. 3. 17	徳島市金沢 1 丁目 29 番 1 及び 29 番 3 から 29 番 8 まで 並びに 31 番の一部
4	産 042 一 002	H29. 3. 17	徳島市川内町鶴島 380 番から 383 番まで
5	産 060 一 004	H31. 4. 2	徳島市東沖洲 1 丁目 23 番及び東沖洲 2 丁目 67 番 4

注) 令和 8 年 4 月 1 日現在。

出典：「廃棄物が地下にある土地の指定について」

(徳島県 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kurashi/recycling/7217819/>)

「徳島県告示第 651 号」(平成 28 年 10 月 21 日、徳島県)

「徳島県告示第 123 号」(平成 29 年 3 月 17 日、徳島県)

「徳島県告示第 203 号」(平成 31 年 4 月 2 日、徳島県)

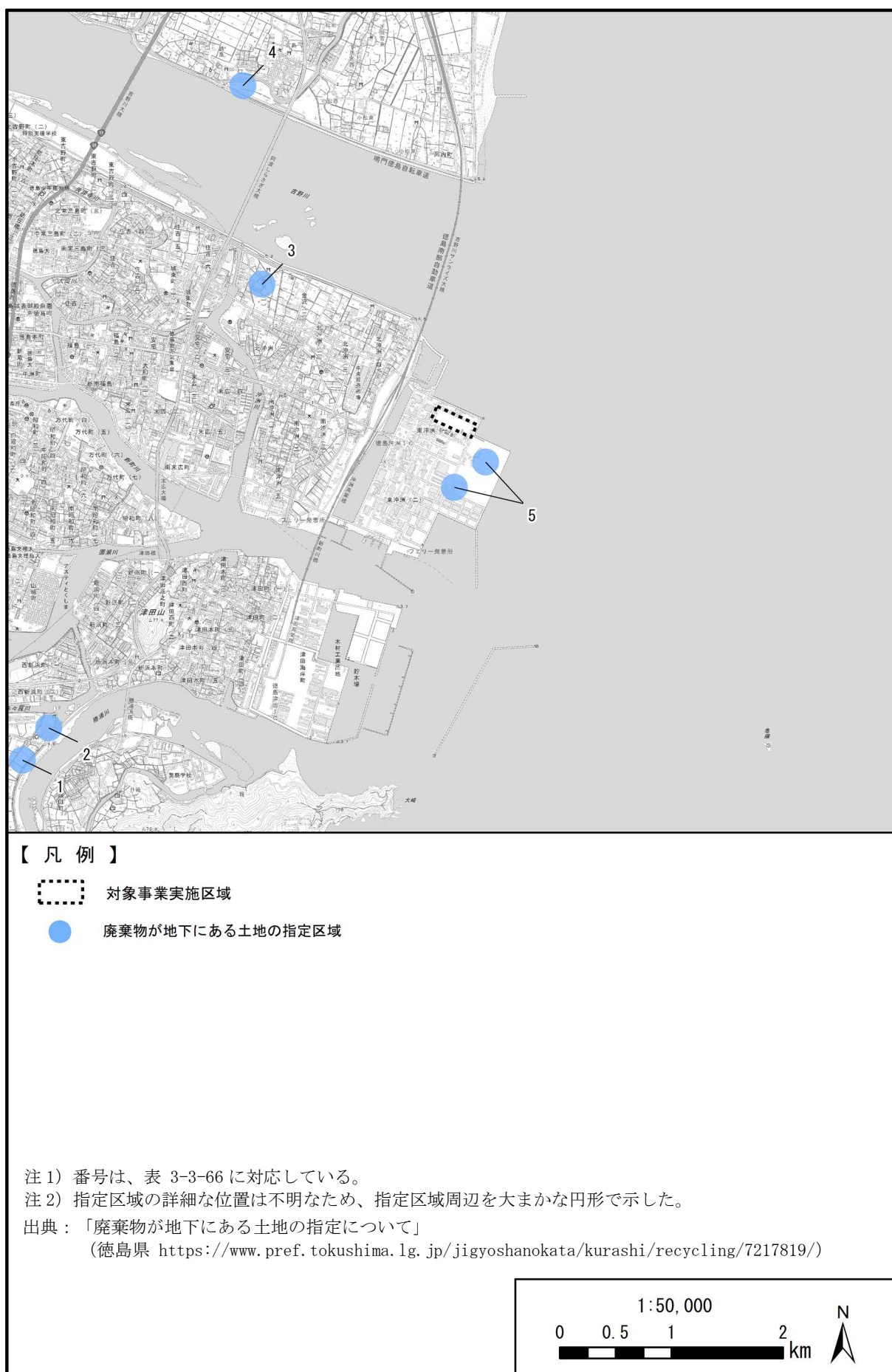


図 3-3-22 廃棄物が地下にある土地の指定区域図

イ 廃棄物焼却施設の構造及び維持管理に係る基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、廃棄物焼却施設の構造及び維持管理に係る基準が定められている。廃棄物焼却施設に係る構造基準・維持管理基準の概要は表 3-3-67(1)～(4)に示すとおりである。

表 3-3-67(1) 廃棄物焼却施設に係る構造基準・維持管理基準の概要

区分	基準
一	自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること
三	ごみ、ごみの処理に伴い生ずる排ガス及び排水等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること
四	ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること
五	著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること
六	ごみの保有水及びごみの処理に伴い生ずる汚水又は廃液が、漏れ出し、及び地下に浸透しない構造のものであること
七 イ	法第9条の2の4第1項の認定に係る熱回収施設である焼却施設にあつては外気と遮断された状態でごみを燃焼室に投入することができる供給装置が、それ以外の焼却施設にあつては外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的にごみを燃焼室に投入することができる供給装置が、それぞれ設けられていること。ただし、環境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りでない。
ロ	次の要件を備えた燃焼室が設けられていること (1) 燃焼ガスの温度が800℃以上の状態でごみを焼却することができるものであること (2) 燃焼ガスが、800℃以上の温度を保ちつつ、2秒以上滞留できるものであること (3) 外気と遮断されたものであること (4) 燃焼ガスの温度を速やかに(1)に掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること (5) 燃焼に必要な量の空気を供給できる設備(供給空気量を調節する機能を有するものに限る。)が設けられていること
ハ	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること
ニ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね200℃以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね200℃以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。
ホ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度(ニのただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること
ヘ	焼却施設の煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備(ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。)が設けられていること
ト	焼却施設の煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること
チ	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられていること。ただし、当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を熔融設備を用いて熔融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合は、この限りでない。
リ	次の要件を備えた灰出し設備が設けられていること (1) ばいじん又は焼却灰が飛散し、及び流出しない構造のものであること (2) ばいじん又は焼却灰の熔融を行う場合にあっては、次の要件を備えていること (イ) ばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上にすることができるものであること (ロ) 熔融に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること (3) ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、次の要件を備えていること (イ) 焼成炉中の温度が1,000℃以上の状態でばいじん又は焼却灰を焼成することができるものであること (ロ) 焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること (ハ) 焼成に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること

表 3-3-67(2) 廃棄物焼却施設に係る構造基準・維持管理基準の概要

区分		基準
構造基準 第4条	リ	(4) ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合することができる混練装置が設けられていること
	ヌ	固形燃料（廃棄物を原材料として成形された燃料をいう。以下同じ。）を受け入れる場合にあっては、固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講じた受入設備が設けられていること
	ル	固形燃料を保管する場合にあっては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること (1) 固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置が講じられていること (2) 常時換気することができる構造であること (3) 散水装置、消火栓その他の消火設備が設けられていること
	ヲ	固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合（カに掲げる場合を除く。）にあっては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること (1) 保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること (2) 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、固形燃料を速やかに取り出すことができる構造であること又は不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること
	ワ	固形燃料をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いないで保管する場合であつて、当該保管の期間が7日を超えると、又は保管することのできる固形燃料の数量が、1日当たりの処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超えるときは、次の要件を備えた保管設備が設けられていること (1) 固形燃料の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること (2) 保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること
	カ	固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合であつて、当該保管の期間が7日を超えると、又は保管することのできる固形燃料の数量が、1日当たりの処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超えるときは、ルの規定にかかわらず、次の要件を備えた保管設備が設けられていること (1) 固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置が講じられていること (2) 固形燃料の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置が講じられていること (3) 固形燃料を連続的に保管設備に搬入する場合は、固形燃料の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること。ただし、他の保管設備において保管していた固形燃料を搬入する場合にあっては、この限りでない。 (4) 保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること (5) 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること
維持管理基準 第4条の5	十五	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること
	一	施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと
	二 イ	ピット・クレーン方式によつて燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること
	ロ	燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第4条第1項第7号イの環境大臣が定める焼却施設にあっては、この限りでない。
	ハ	燃焼室中の燃焼ガスの温度を800℃以上に保つこと
	ニ	焼却灰の熱しやく減量が10%以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあっては、この限りでない。
	ホ	運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること
	ヘ	運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと
	ト	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること

表 3-3-67(3) 廃棄物焼却施設に係る構造基準・維持管理基準の概要

区分	基準
維持管理基準 第4条の5	チ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね 200℃以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね 200℃以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。
	リ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（チのただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること
	ヌ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること
	ル 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が 100ppm 以下となるようにごみを焼却すること。ただし、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であつて、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を、3 月に 1 回以上測定し、かつ、記録するものにあつては、この限りでない。
	ヲ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること
	ワ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第 3 の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること
	カ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年 1 回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を 6 月に 1 回以上測定し、かつ、記録すること
	ヨ 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること
	タ 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること
	レ ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第 4 条第 1 項第 7 号チのただし書の場合にあつては、この限りでない。
	ソ ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあつては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと
	ツ ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあつては、焼成炉中の温度を 1,000℃以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること
	ネ ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること
	ナ 固形燃料の受入設備にあつては、固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講ずること
	ラ 固形燃料を保管設備に搬入しようとする場合にあつては、次のとおりとする (1) 固形燃料に含まれる水分が 10wt%以下であり、かつ、固形燃料の温度が外気温度を大きく上回らない程度であることを測定により確認し、かつ、記録すること (2) 固形燃料の外観を目視により検査し、著しく粉化していないことを確認し、かつ、記録すること
	ム 搬入しようとする固形燃料の性状がラ（1）又は（2）の基準に適合しない場合にあつては、保管設備へ固形燃料を搬入しないこと
	ウ 固形燃料を保管設備から搬出しようとする場合にあつては、ラの規定の例による
	キ 搬出しようとする固形燃料の性状がウの規定においてその例によるものとされたラ（1）又は（2）の基準に適合しない場合にあつては、保管設備内の固形燃料を速やかに処分すること
	ノ 保管設備に搬入した固形燃料の性状を適切に管理するために水分、温度その他の項目を測定し、かつ、記録すること
	オ 固形燃料を保管する場合にあつては、次のとおりとする (1) 固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講ずること (2) 保管設備内を常時換気すること (3) 保管期間がおおむね 7 日間を超える場合にあつては、固形燃料の入換えその他の固形燃料の放熱のために必要な措置を講ずること
	ク 固形燃料をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いて保管する場合にあつては、次のとおりとする (1) 複数の容器を用いて保管する場合にあつては、各容器の周囲の通気を行うことができるよう適当な間隔で配置することその他の必要な措置を講ずること (2) 容器中の固形燃料の性状を把握するために適当に抽出した容器ごとに固形燃料の温度を測定し、かつ、記録すること

表 3-3-67(4) 廃棄物焼却施設に係る構造基準・維持管理基準の概要

区分		基準
維持管理基準 第4条の5	ク	(3) (2) の規定により測定した温度が容器を用いて保管する上で適切なものとなっていることを確認すること
	ヤ	固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合（ケに掲げる場合を除く。）にあつては、次のとおりとする (1) 保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること (2) (1) の規定により測定した温度及び濃度が保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること
	マ	第4条第1項第7号ワの規定による保管設備に固形燃料を保管する場合にあつては、オ(3)の規定にかかわらず、次のとおりとする (1) 保管設備内を定期的に清掃すること (2) 保管した固形燃料のかくはんその他の固形燃料の温度の異常な上昇を防止するために必要な措置を講ずること (3) 固形燃料の表面温度を連続的に監視すること (4) 保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること (5) (3) 及び(4) の規定により監視し、又は測定した温度が保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること
	ケ	第4条第1項第7号カの規定による保管設備に固形燃料を保管する場合にあつては、オの規定にかかわらず、次のとおりとする (1) 固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講ずること (2) 保管設備内を定期的に清掃すること (3) 固形燃料の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置を講ずること (4) 固形燃料を連続的に保管設備に搬入する場合は、固形燃料の表面温度を連続的に監視すること。ただし、他の保管設備において保管していた固形燃料を搬入する場合にあつては、この限りでない。 (5) 保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録すること (6) (5) の規定により測定した温度又は濃度については保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること
	フ	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること
	十	ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること
	十一	蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること
	十二	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること
	十三	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする
	十四	前各号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと
	十五	市町村は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うこと
	十六	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置（法第21条の2第1項に規定する応急の措置を含む。）の記録を作成し、3年間保存すること

注) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」（昭和46年9月23日厚生省令第35号）を参考に作成。

② 徳島県生活環境保全条例

徳島県生活環境保全条例では、公害の防止のための規制並びに日常生活及び事業活動における生活環境への負荷の低減を図るための措置について必要な事項を定めること等により、生活環境保全対策の総合的な施策を推進し、もって現在及び将来の県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的としている。大気汚染に関する規制、騒音に関する規制、水質汚濁に関する規制、土壌及び地下水の汚染に関する規制、地下水の採取の適正化などを定めている。

ア 大気汚染に関する規制

本事業は廃棄物焼却炉の施設規模が1時間当たり200kg以上であるため、同条例ではなく大気汚染防止法によるばい煙の規制基準（いおう酸化物、ばいじん、ばい煙有害物質）が適用される。

また、調査地域の一部（徳島市川内町）、一部施設において、大気汚染に関する規制における排出基準（塩素及び塩化水素の上乗せ排出基準）が適用されるが、本事業は適用区域にも対象施設にも該当しないため、同条例ではなく大気汚染防止法による規制基準が適用される。

イ 騒音に関する規制

調査地域の一部及び対象事業実施区域は、同条例により騒音の規制地域とされている。同条例に基づく騒音に関する規制は、表 3-3-36～表 3-3-40に示すとおりである。

ウ 水質汚濁に関する規制

水質汚濁に関する規制の排水基準は、汚水等排出施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水に対して、有害物質については徳島県全域で一律に設けられている。その他の項目のうち、硫化物含有量については事業場別に排水の規制基準（横出し基準）が設けられているが、本事業には適用されない。また、調査地域に位置する吉野川及び新町川並びにこれらに接続する公共用水域については、水域別の上乗せ排水基準が定められているが、これについても本事業には適用されない。

同条例に基づく生活環境項目に係る排水基準は表 3-3-57に示すとおりである。

エ 土壌及び地下水の汚染に関する規制

特定有害物質等（鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質（放射性物質を除く））を取り扱い、又は取り扱っていた事業所を設置している者に対し、規制等が適用されるが、本事業には適用されない。

オ 地下水の採取の適正化

地下水の水位の異常な低下、又は地下水の塩水化及び地盤の沈下を防止するために地下水の採取について規制する必要がある地域を指定することができる。調査地域及び対象事業実施区域は、全域が第一種指定地域（地下水の水位が低下し、又は地下水が塩水化している地域）に指定されている。

また、指定する地域内で地下水を採取するため、動力を用いる揚水設備で、揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計）が21cm²を超えるものを設置しようとするときは、同条例で定める取水基準に適合させるとともに、事前に知事に届け出なければならない。同条例で定める取水基準は表 3-3-68に示すとおりである。

表 3-3-68 徳島県生活環境保全条例で定める地下水の取水基準（第一種指定地域）

区分	地域の名称	揚水機の吐出口の 断面積	採取する地下水量	ストレーナ ーの深度
新設揚水設備に係る 取水基準	吉野川下流	32 cm ² 以下	約 590 m ³ /日以下	150 m 以深
	勝浦川下流	32 cm ² 以下	約 590 m ³ /日以下	80 m 以深
代替揚水設備に係る 取水基準	吉野川下流	32 cm ² 以下	約 590 m ³ /日以下	20 m 以深
	勝浦川下流	32 cm ² 以下	約 590 m ³ /日以下	20 m 以深

注) 井戸間隔等ここに定めのない事項については、それぞれの地区の地下水の状況を勘案して知事が別に定めるものとする。

出典：「徳島県生活環境保全条例施行規則」（平成 17 年 3 月 31 日徳島県規則第 30 号）

③ 工業用水法

工業用水法（昭和31年6月11日法律第146号）では、工業用水の合理的な供給を確保するとともに、地下水の水源の保全を図り、もってその地域における工業の健全な発達と地盤の沈下の防止に資することを目的として、特定の地域を定めている。指定地域内で、井戸により地下水を採取してこれを工業の用に供しようとする者は、許可を受けなければならないとされている。

調査地域及び対象事業実施区域には、同法による指定地域はない。

④ 建築物用地下水の採取の規制に関する法律

建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和37年5月1日法律第100号）では、建築物用地下水の採取について地盤の沈下の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とし、建築物用地下水の採取を規制する地域を定めることとしている。当該地域内において地下水を採取したことにより地盤が沈下し、これに伴って高潮、出水等による災害が生ずるおそれがある場合において、政令で規制を行う地域を指定することができる。

調査地域及び対象事業実施区域には、同法による規制を行う地域はない。

⑤ 徳島県環境基本条例

徳島県環境基本条例では、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めている。環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画を定めることとし、環境の保全及び創造に関する施策の策定、環境影響評価の推進、水環境や森林及び緑地の保全等、県民などの意見の反映などを促進している。

同条例第10条の規定により、徳島県では「徳島県環境基本計画」を平成16年3月に、「第2次徳島県環境基本計画」を平成25年12月に、「第3次徳島県環境基本計画」を令和元年7月に策定している。令和5年度末でその計画期間が終了することに伴い、新たな計画として、計画の期間を令和6年度から令和10年度までの5年間とした「第4次徳島県環境基本計画」を策定している。

⑥ 徳島市環境基本条例

徳島市環境基本条例(平成15年3月24日徳島市条例第8号)では、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めている。環境の保全及び創造に関する施策を策定し、河川等の水質の保全や、自然環境の保全及び創造、資源等の循環的な利用促進等に努めることとしている。

同条例第8条の規定により、本市では「徳島市環境基本計画」(第1次計画)を平成14年10月に、「第2次徳島市環境基本計画」(平成22年12月)を経て、「第3次徳島市環境基本計画」(令和3年3月)を策定している。「第3次徳島市環境基本計画」は「徳島市総合計画2021」で掲げる将来像の実現を図るための環境面での部門別計画と位置づけられ、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)」を兼ねるもので、「第2次徳島市地球温暖化対策推進計画」を引き継ぐものである。

また、新たに深刻化している地球温暖化を原因とする豪雨災害や猛暑等の気候変動の影響を踏まえ、「第3次徳島市環境基本計画」を令和7年3月に改定し、「第3次徳島市環境基本計画―改定版―」を策定している。

⑦ 徳島市公害防止条例

徳島市公害防止条例(昭和44年6月30日徳島市条例第34号)では、公害の防止における事業者や市、住民の責務、公害の防止に関する協定、生活環境を保全するための改善命令等の要請及び事故時の措置等、公害の防止に関し必要な事項を定めている。

なお、徳島県は、環境基本法第17条に基づく、「公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域」に含まれておらず、公害防止計画は策定していない。

(2) 自然環境等の保全に係る規制の状況

1) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約

世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(平成4年9月28日条約第7号)では、人類全体のための世界の遺産として損傷、破壊等の脅威から保護し、保存するための国際的な協力及び援助の体制を確立することを目的とし、文化遺産、自然遺産で普遍的価値を有するものを世界遺産(文化遺産、自然遺産、複合遺産)として認定している。

調査地域及び対象事業実施区域には、同条約による世界遺産はない。

2) 自然公園法

自然公園法(昭和32年6月1日法律第161号)では、優れた自然の風景地を保護し、利用の促進を図るために区域を定めて「国立公園」、「国定公園」、「都道府県立自然公園」を指定している。

調査地域及び対象事業実施区域には、同法による国立公園、国定公園、県立自然公園はない。

3) 自然環境保全法

自然環境保全法(昭和47年6月22日法律第85号)では、自然環境の適正な保全を総合的に推進するために自然環境保全基本方針を定めるとともに、その区域における自然環境を保全することが特に必要な地域を「原生自然環境保全地域」及び「自然環境保全地域」として指定している。

調査地域及び対象事業実施区域には、同法による原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域はない。

4) 徳島県自然環境保全条例

徳島県自然環境保全条例(昭和47年10月24日徳島県条例第43号)では、自然環境の保全に関する施策として、自然的社会的諸条件からみて、その区域における自然環境を保全することが特に必要なものを自然環境保全地域として指定することができる。また、自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、自然環境保全地域内に特別地区を指定することができる。さらに、特別地区内における特定の野生動植物の保護のために特に必要があると認めるときは、その区域内に、当該保護すべき野生動植物の種類ごとに、野生動植物保護地区を指定することができる。

調査地域及び対象事業実施区域には、同条例による自然環境保全地域及び野生動植物保護地区はない。

5) 徳島県立自然公園条例

徳島県立自然公園条例(昭和33年7月8日徳島県条例第21号)では、県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るために、知事は、優れた自然の風景地である徳島県立自然公園を指定することができる。また、徳島県立自然公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域(海域を除く)内に、特別地域を指定することができる。

調査地域及び対象事業実施区域には、同条例による県立自然公園はない。

6) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年7月12日法律第88号）では、鳥獣の保護を図る必要がある地域を「鳥獣保護区」、「休猟区」等として指定するとともに、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため、特に必要がある場合には「特別保護地区」を指定し、各種行為を規制している。

調査地域には、鳥獣保護区、鳥獣保護区（特別保護地区）、特定猟具使用禁止区域（銃器）がある。また対象事業実施区域は特定猟具使用禁止区域（銃器）に指定されている。調査地域の鳥獣保護区等指定状況は表 3-3-69に、鳥獣保護区等位置図は図 3-3-23に示すとおりである。

表 3-3-69 調査地域の鳥獣保護区等指定状況(令和 7 年度)

番号	区分	名称	面積 (ha)	期間
1	鳥獣保護区(特別保護地区)	大神子	186	令和 6. 11. 1～令和 16. 10. 31
2	鳥獣保護区	大神子	850	令和 6. 11. 1～令和 16. 10. 31
3	特定猟具使用禁止区域 (銃器)	川内	842	令和 4. 11. 1～令和 9. 10. 31
4		徳島	3, 340	令和 6. 11. 1～令和 11. 10. 31
5		吉野川河口	261	令和 7. 11. 1～令和 12. 10. 31
6		小松島	1, 820	令和 6. 11. 1～令和 11. 10. 31

注 1) 令和 7 年 11 月 1 日現在。

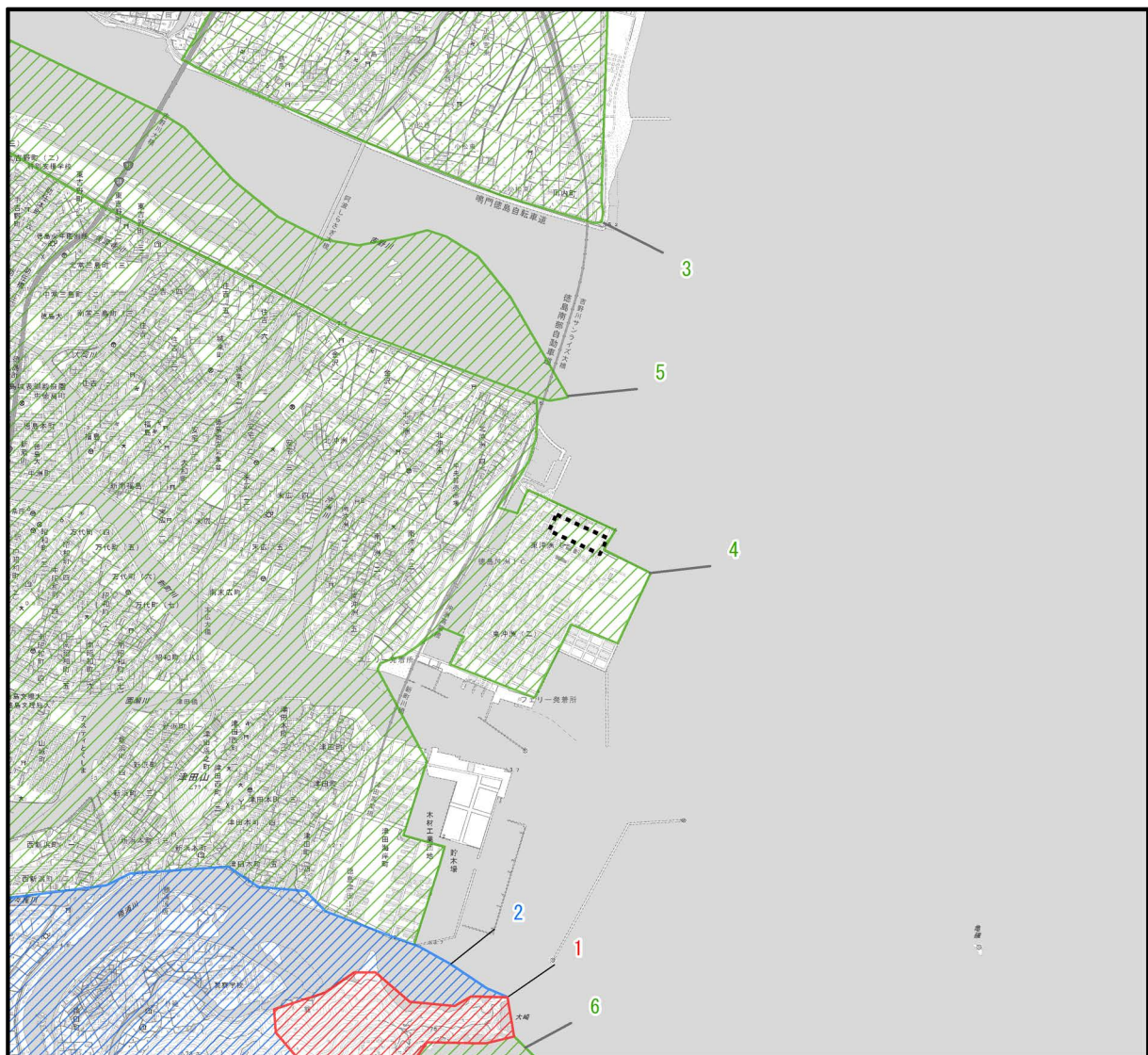
注 2) 番号は、図 3-3-23 に対応している。

出典：「令和 7 年度 徳島県鳥獣保護区等位置図」（令和 7 年 11 月 徳島県）

7) 森林法

森林法（昭和26年6月26日法律第249号）では、森林の保続培養と森林生産能力の増進並びに国土の保全を図るうえで必要な地域を指定し、各種行為を規制している。農林水産大臣は水源のかん養、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備のために、保安林として指定することができる。

調査地域の一部には保安林があるが、対象事業実施区域にはない。調査地域の保安林位置図は図 3-3-24に示すとおりである。



【 凡 例 】

- 対象事業実施区域
- 鳥獣保護区（特別鳥獣保護地区）
- 鳥獣保護区
- 特定猟具使用禁止区域（銃器）

注）番号は、表 3-3-69 に対応している。

出典：「徳島県鳥獣保護区等位置図」（令和 7 年 11 月 徳島県）

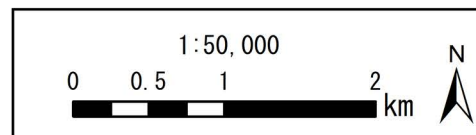


図 3-3-23 鳥獣保護区等位置図

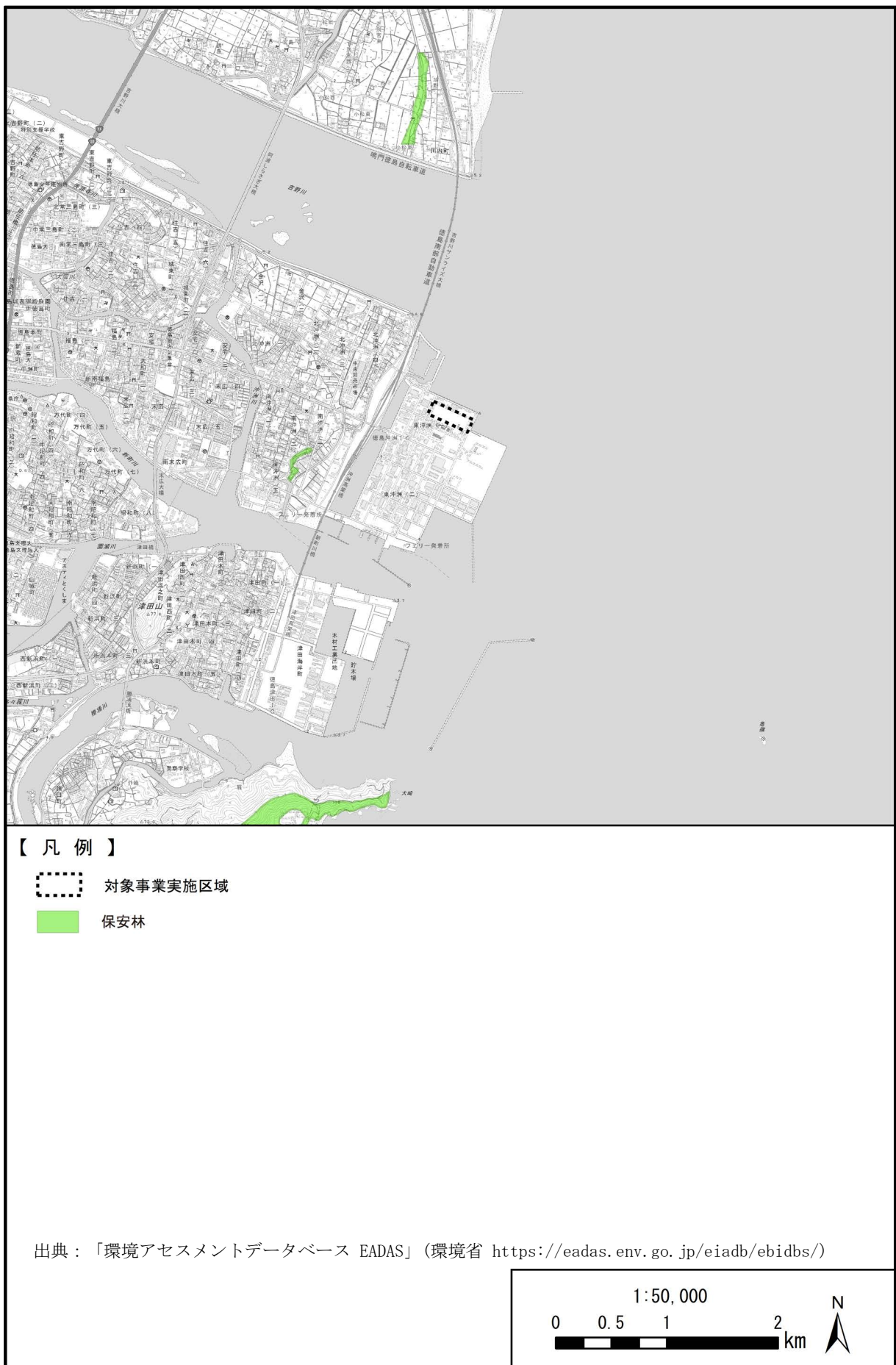


図 3-3-24 保安林位置図

(3) 土地利用に係る規制の状況

1) 都市計画法

都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）では、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために都市計画区域を定め、土地の利用方法に応じて、地域地区（用途地域、風致地区、臨港地区等）を定め開発行為を規制している。都市計画区域内には、景観法（平成16年6月18日法律第110号）による景観地区、景観計画区域等が定められている。

① 用途地域の指定状況

本市の都市計画区域面積は表 3-3-70に、調査地域の都市計画図(用途地域)は図 3-3-25に示すとおりである。調査地域の一部及び対象事業実施区域は用途地域に指定されており、対象事業実施区域は工業地域に指定されている。

表 3-3-70 徳島市の都市計画区域面積

地域区分		指定面積 (ha)	構成比 (%)
都市計画区域		19,152	100.0
市街化区域		3,950	20.6
市街化調整区域		15,202	79.4
用途地域	総数	3,950	100.0
	第1種低層住居専用地域	148	3.7
	第2種低層住居専用地域	7.5	0.2
	第1種中高層住居専用地域	497	12.6
	第2種中高層住居専用地域	165	4.2
	第1種住居地域	1,667	42.2
	第2種住居地域	59	1.5
	準住居地域	19	0.5
	近隣商業地域	180	4.6
	商業地域	333	8.4
	準工業地域	466	11.8
	工業地域	191	4.8
	工業専用地域	217	5.5

注1) 都市計画区域、市街化区域、市街化調整区域については令和7年1月1日現在。

用途地域については令和7年3月21日現在。

注2) 端数処理を行っているため、各用途地域の合計は整合しない場合がある。

出典：「令和7年版 徳島市統計年報」（令和8年、令和7年）

「徳島東部都市計画用途地域の変更及び特別用途地区の追加」（令和7年3月21日徳島市告示第87号）

② 風致地区

都市の風致を維持するため定める地区で、徳島県条例及び徳島市条例により、建築や造成、木竹の伐採等に規制が行われている。調査地域の一部には小松風致地区、日の峯大神子風致地区があるが、対象事業実施区域に風致地区はない。調査地域の風致地区は表 3-3-71及び図 3-3-26に示すとおりである。

表 3-3-71 調査地域の風致地区一覧

年月日	告示番号	名称	面積 (ha)
昭和 46 年 10 月 15 日	徳島県 778 号	小松風致地区	約 25
		日の峯大神子風致地区	約 260 (うち徳島市分 182)

出典：「風致地区」（徳島市 https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/machi_keikaku/townplanning/city_keikaku/kyokashinsei/fuchi_chiku.html）

③ 臨港地区

港湾の管理、運営を合理的に行い、港湾機能を高めるため定める地区である。調査地域の一部には臨港地区があるが、対象事業実施区域に臨港地区はない。調査地域の臨港地区は図 3-3-27に示すとおりである。

また、調査地域には、港湾法（昭和25年5月31日法律第218号）により指定された重要港湾の徳島小松島港及び地方港湾の今切港がある。港湾法による港湾計画（徳島の港湾2021、国土交通省四国地方整備局）において、重要港湾である徳島小松島港は、徳島港区及び小松島港区に大別される。対象事業実施区域は、徳島小松島港湾の徳島港区に位置し、土地利用の区分は都市機能用地とされている。

④ 景観地区、景観計画区域

調査地域には、建築物の形態意匠に制限がかかる景観地区はない。建築物の新築、改築等においては景観行政団体の長に届け出が必要となる景観計画区域については、本市全域が指定されており、調査地域及び対象事業実施区域は景観計画区域である。また、「徳島市景観計画」では、景観形成における重要な景観（景観要素）をもとに重要な景観形成地域を選定し、景観に影響を及ぼす建築行為等を届け出対象としている。調査地域の一部には、重要な水辺景観である景観形成地域として、ひょうたん島沿岸周辺があるが、対象事業実施区域にはない。調査地域の景観形成地域は図 3-3-28に示すとおりである。

2) 都市緑地法

都市緑地法（昭和48年9月1日法律第72号）では、都市計画法により指定された都市計画区域内において、良好な自然的環境を有している地区を「特別緑地保全地区」として指定している。

調査地域及び対象事業実施区域には、同法による特別緑地保全地区はない。

3) 生産緑地法

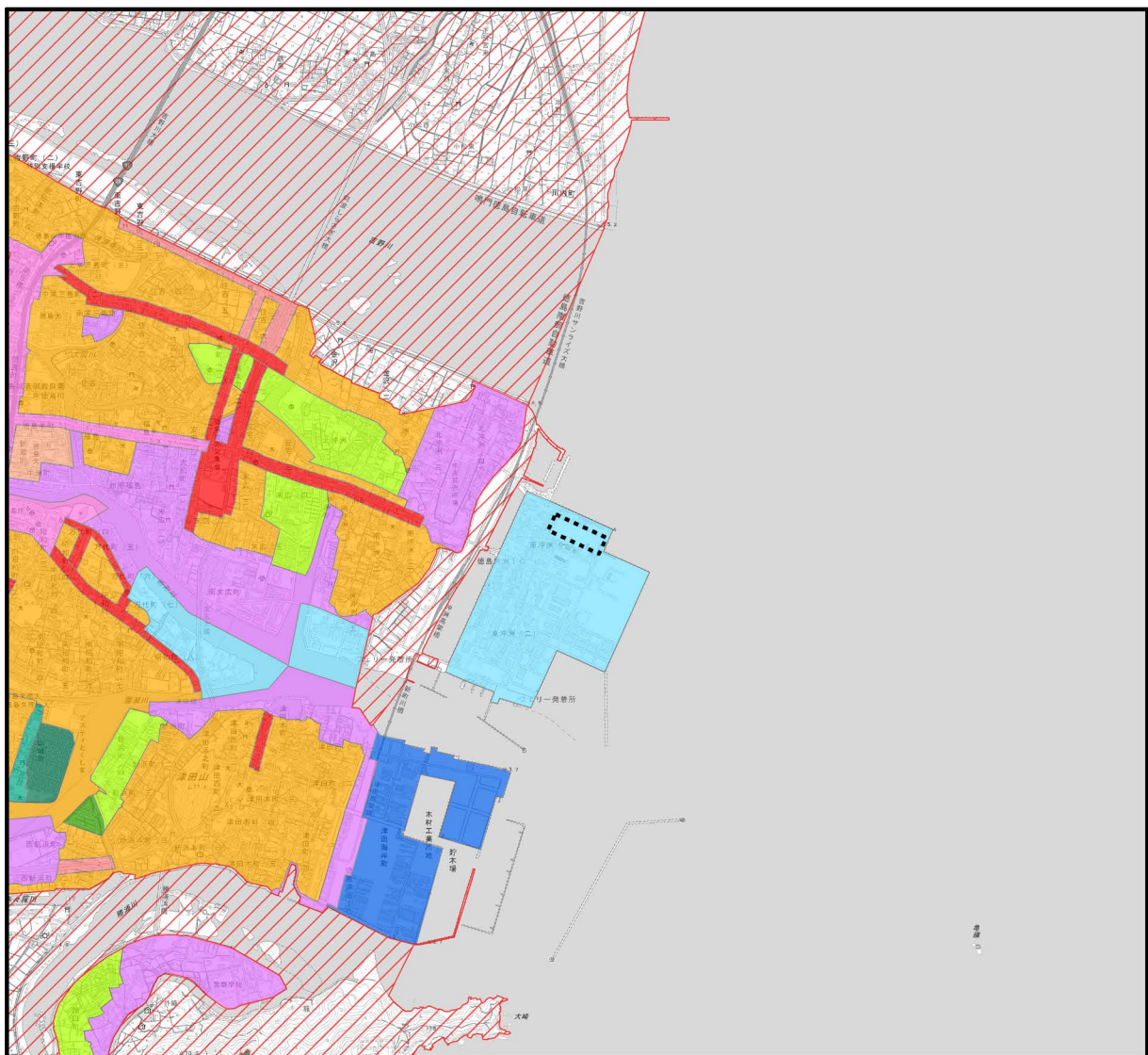
生産緑地法（昭和49年6月1日法律第68号）では、市街化区域内にある農地等で、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているもの等の区域を生産緑地地区として定めることができるとされている。

調査地域を含む本市には、同法による生産緑地地区の指定はない。

4) 国土利用計画法

国土利用計画法（昭和49年6月25日法律第92号）では、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図るために、土地利用基本計画として、「都市地域」、「農業地域」、「森林地域」、「自然公園地域」、「自然保全地域」を定めることとされている。調査地域は、都市地域、農業地域、森林地域が重複指定されており、対象事業実施区域は、都市地域に指定されている。調査地域の土地利用計画図は図 3-3-29に示すとおりである。

また、土地の投機的取引を抑制すべき区域を「規制区域」として指定しているが、調査地域及び対象事業実施区域には、同法による規制区域はない。



【 凡 例 】

- | | | | |
|---|--------------|---|--------|
|  | 対象事業実施区域 | | |
|  | 市街化調整区域 |  | 近隣商業地域 |
|  | 第1種低層住居専用地域 |  | 商業地域 |
|  | 第2種低層住居専用地域 |  | 準工業地域 |
|  | 第1種中高層住居専用地域 |  | 工業地域 |
|  | 第2種中高層住居専用地域 |  | 工業専用地域 |
|  | 第1種住居地域 | | |
|  | 第2種住居地域 | | |
|  | 準住居地域 | | |

出典：「令和6年度 徳島東部都市計画総括図(徳島市)」(徳島市 https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/machi_keikaku/townplanning/city_keikaku/toshikeikaku/youtohenkou2024.html)

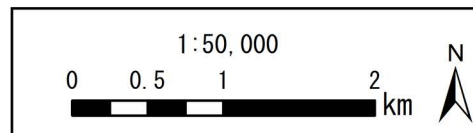


図 3-3-25 用途地域図

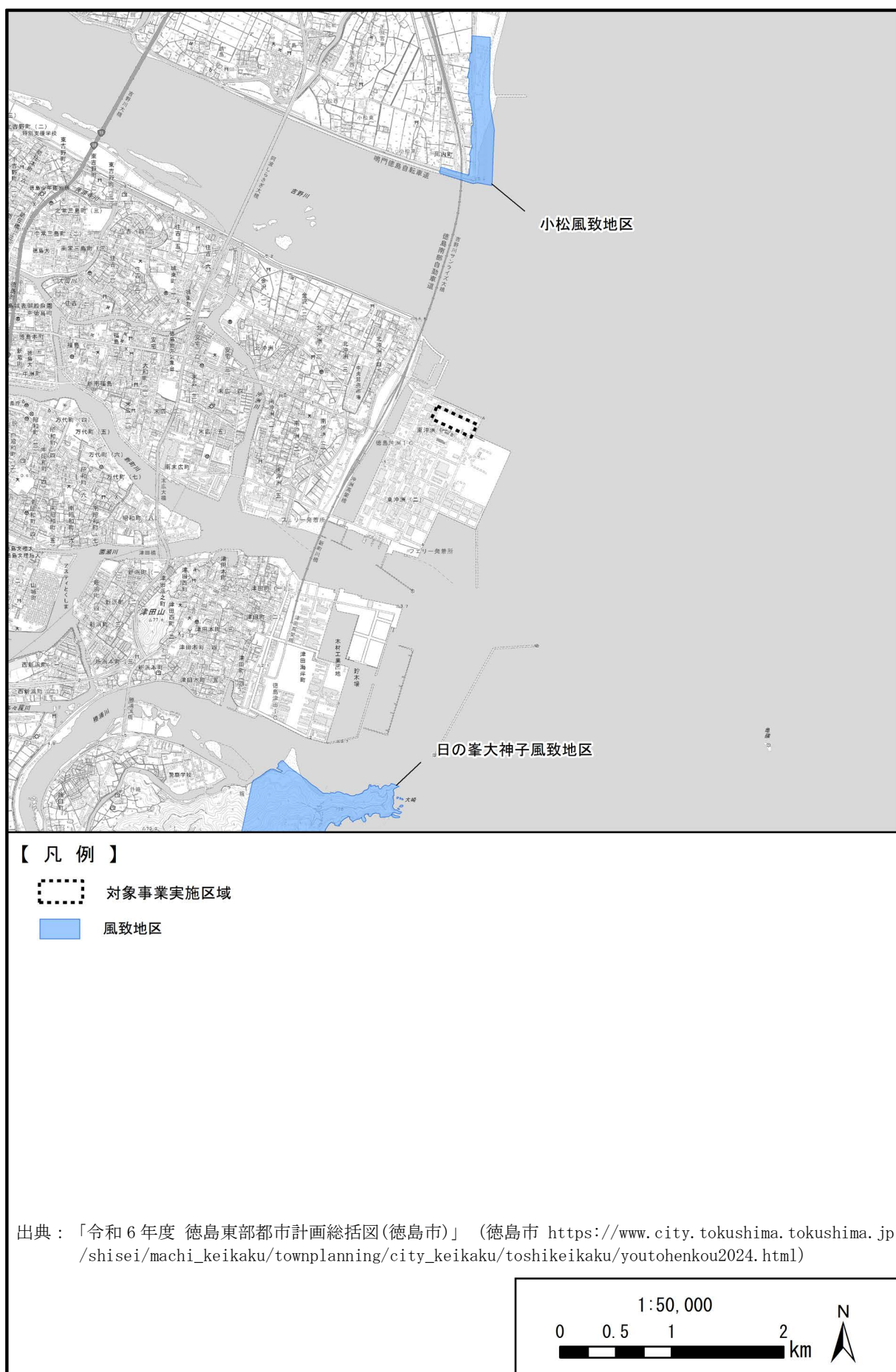


図 3-3-26 風致地区位置図

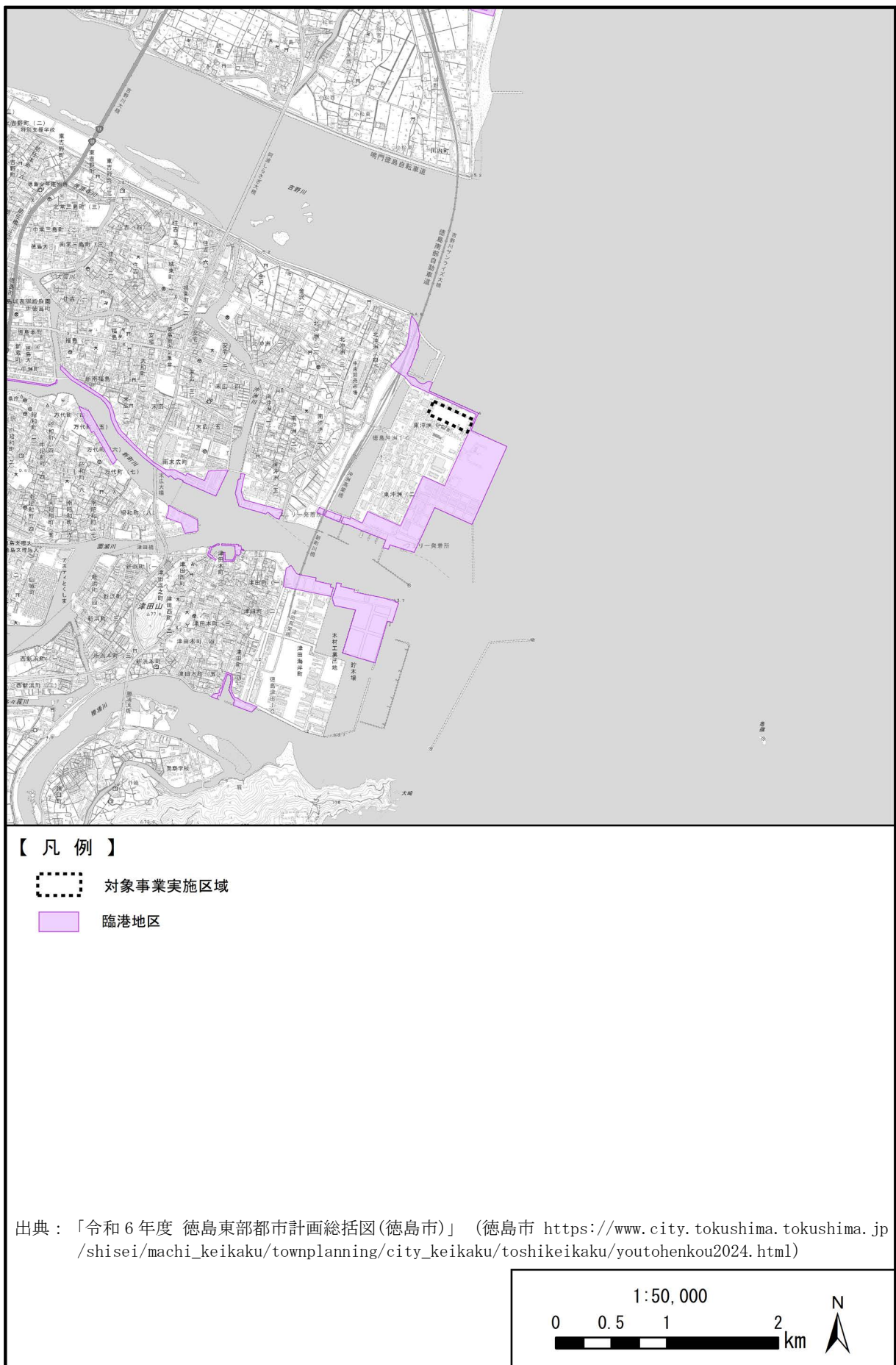


図 3-3-27 臨港地区位置図

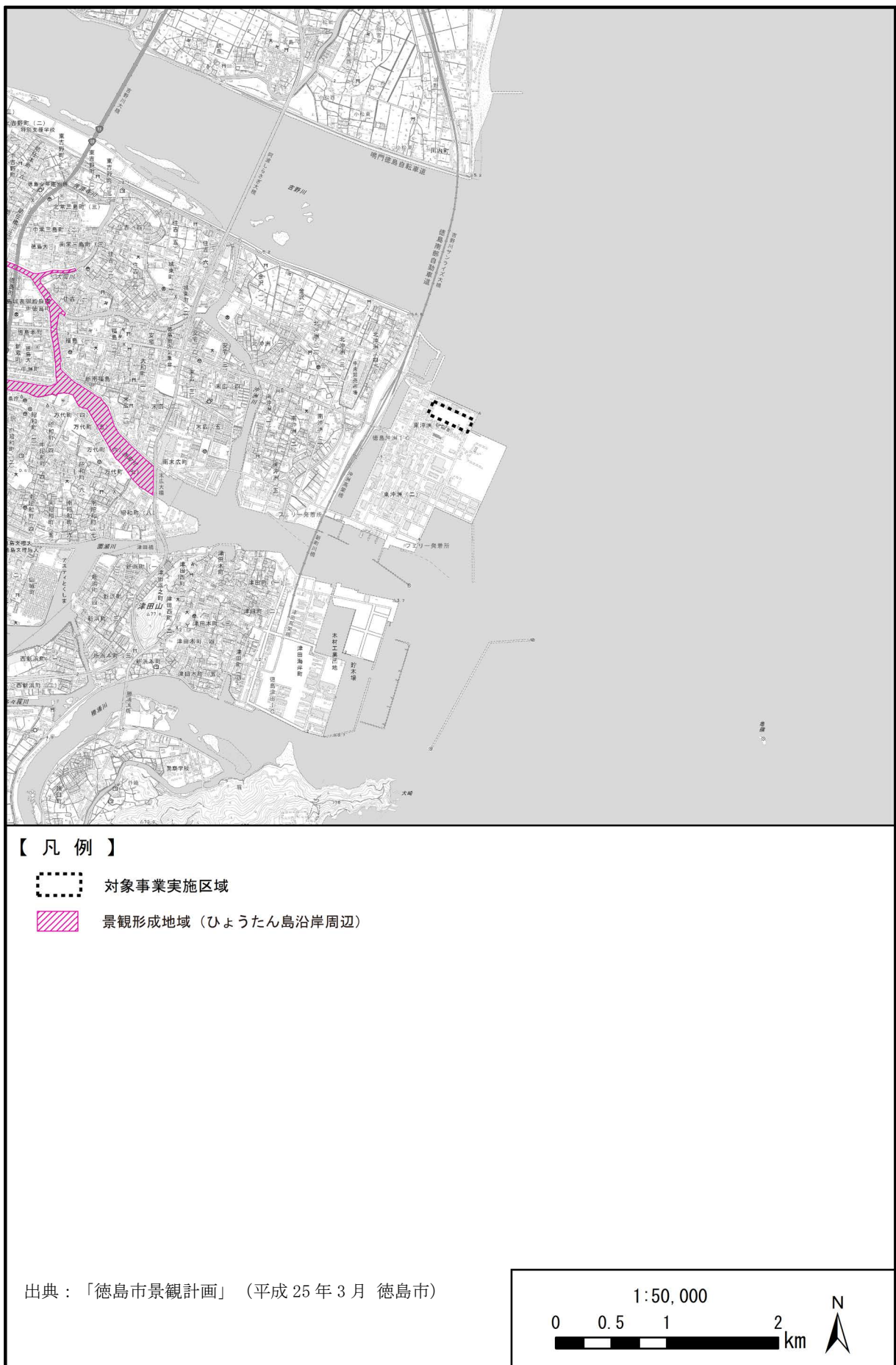


図 3-3-28 景観形成地域位置図

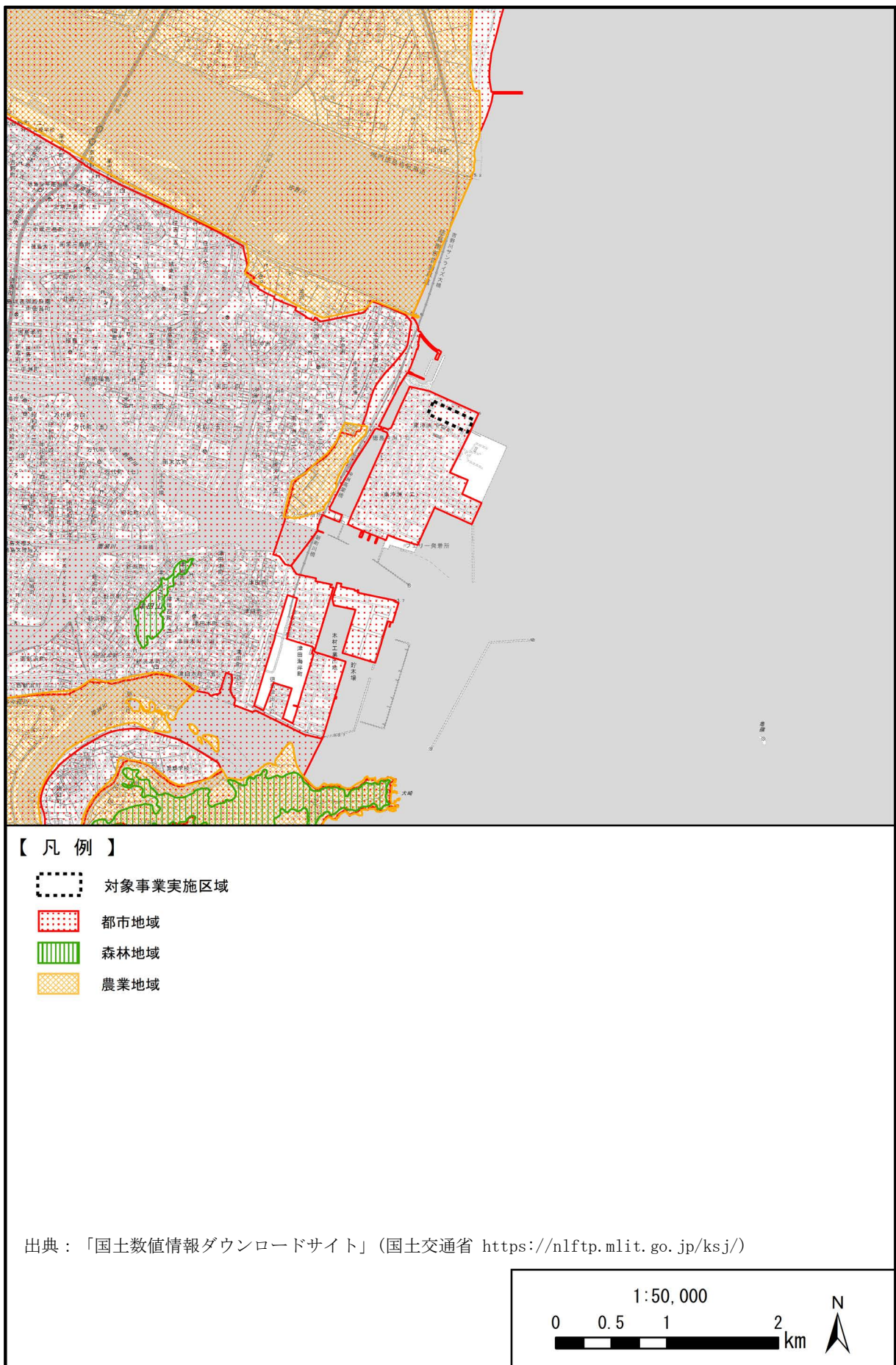


図 3-3-29 土地利用基本計画図

5) 砂防法

砂防法（明治30年3月30日法律第29号）では、治水砂防のために、砂防施設を要する地域並びに一定の行為を制限する必要がある地域を「砂防指定地」として指定している。

調査地域及び対象事業実施区域には、同法による砂防指定地はない。

6) 地すべり等防止法

地すべり等防止法（昭和33年3月31日法律第30号）では、地すべりをしている区域又は地すべりするおそれのある区域及びその周囲で、地すべりを助長・誘発する行為を制限する必要がある地域を「地すべり防止区域」として指定している。

調査地域の一部には、地すべり防止区域があるが、対象事業実施区域にはない。調査地域の地すべり防止区域は図 3-3-30に示すとおりである。

7) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）では、崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度30度以上）で、その崩壊を助長・誘発する行為を制限する必要がある地域を「急傾斜地崩壊危険区域」として指定している。

調査地域の一部には、急傾斜地崩壊危険区域があるが、対象事業実施区域にはない。調査地域の急傾斜地崩壊危険区域は図 3-3-31に示すとおりである。

8) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号）では、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備のため、「土砂災害警戒区域」を指定している。また、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等の開発行為を制限する地域を「土砂災害特別警戒区域」として指定している。

調査地域の一部には、土砂災害警戒区域（急傾斜、地すべり、土石流）及び土砂災害特別警戒区域（急傾斜、土石流）があるが、対象事業実施区域にはない。調査地域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は図 3-3-32～図 3-3-34に示すとおりである。

9) 文化財保護法

文化財には、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観及び伝統的建造物群があり、重要なものについては、文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）に基づき、国等により指定され、十分な管理がなされている。また、埋蔵文化財についても、その包蔵地の周知徹底を図り、開発による荒廃を防いでいる。

調査地域の一部には、文化財が分布するが、対象事業実施区域にはない。調査地域における文化財の状況は、「3-3-1 （2）指定・登録文化財及び埋蔵文化財包蔵地の状況」に示すとおりである。

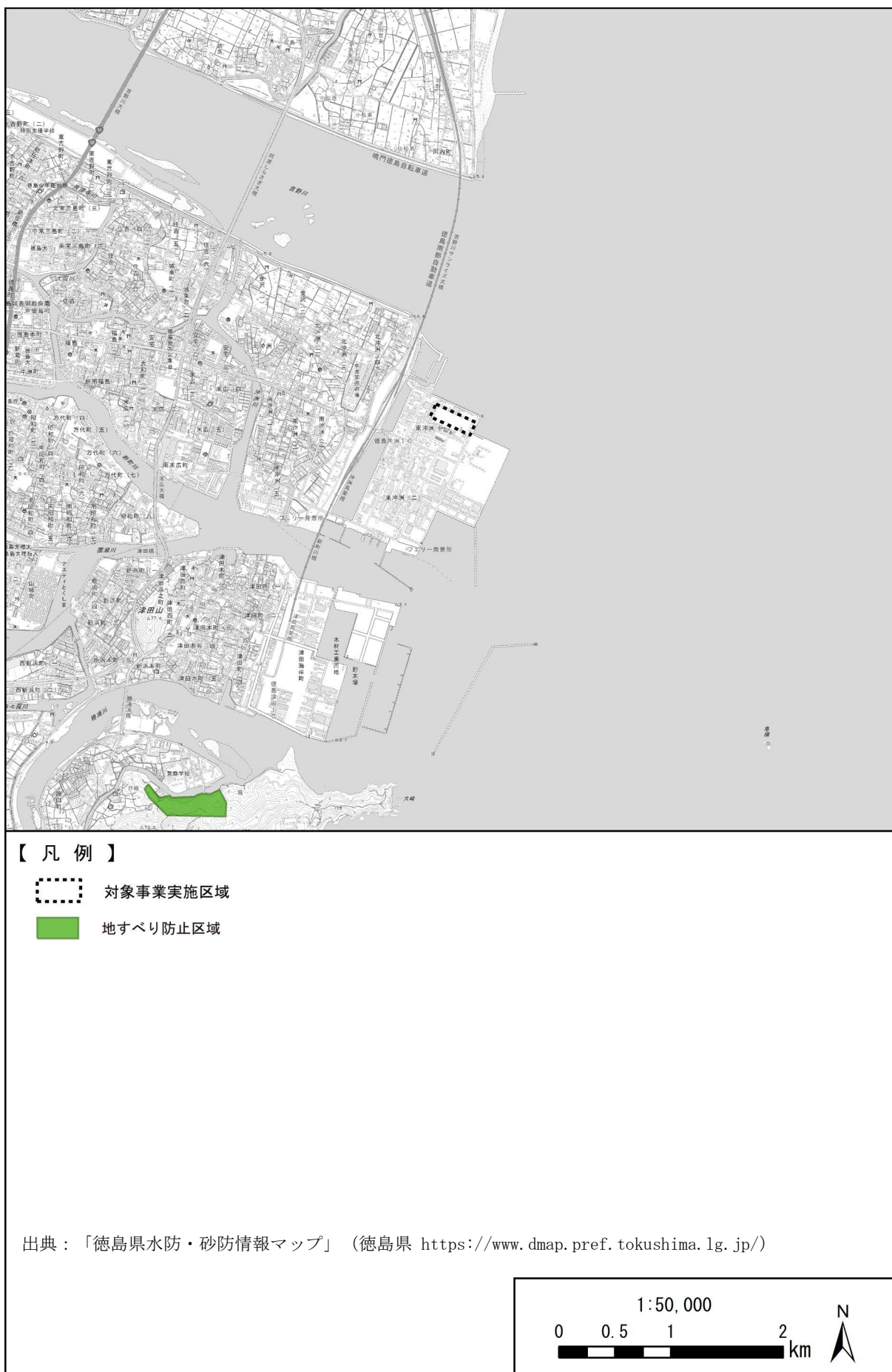


図 3-3-30 地すべり防止区域位置図

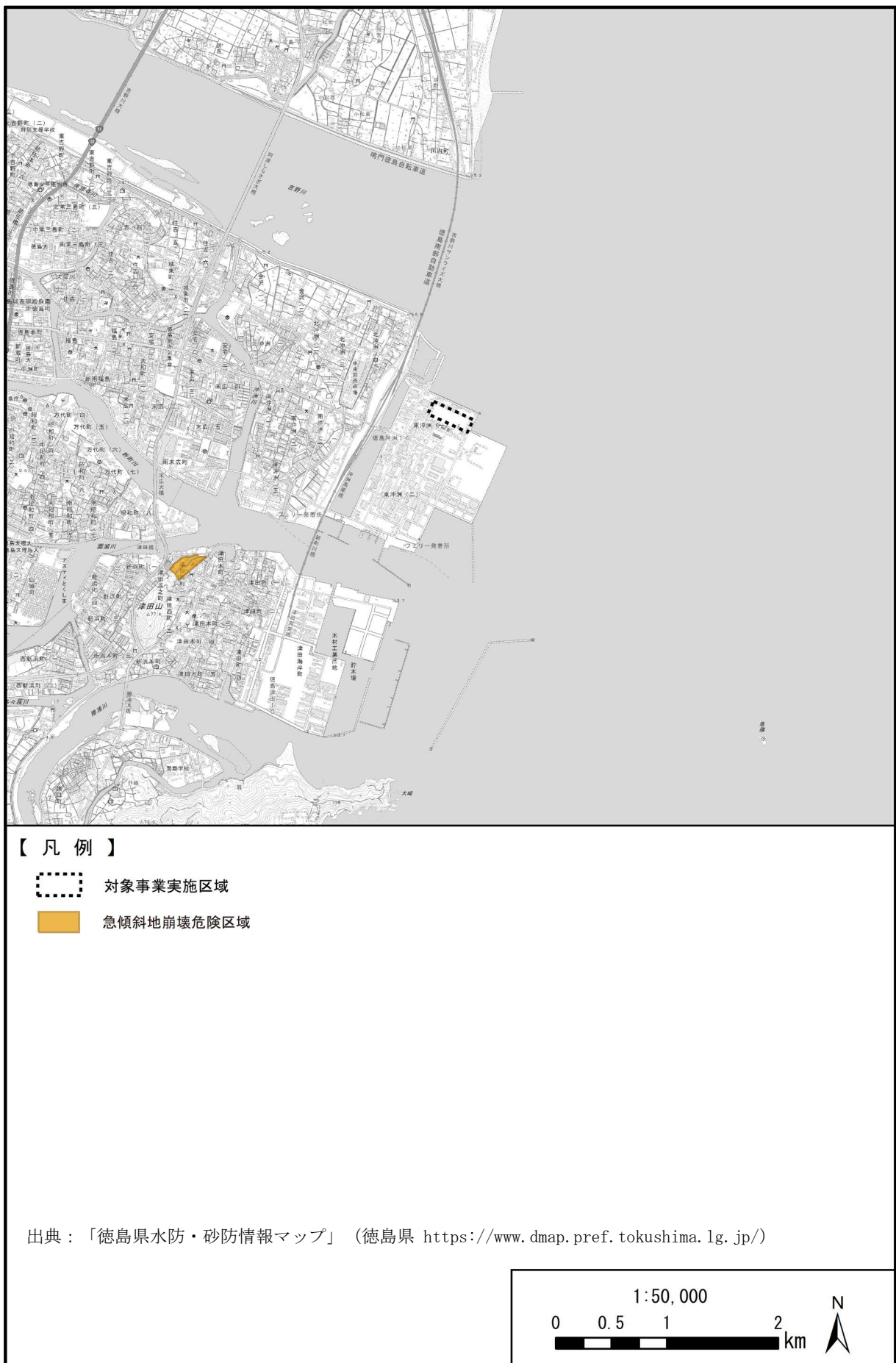


図 3-3-31 急傾斜地崩壊危険区域位置図

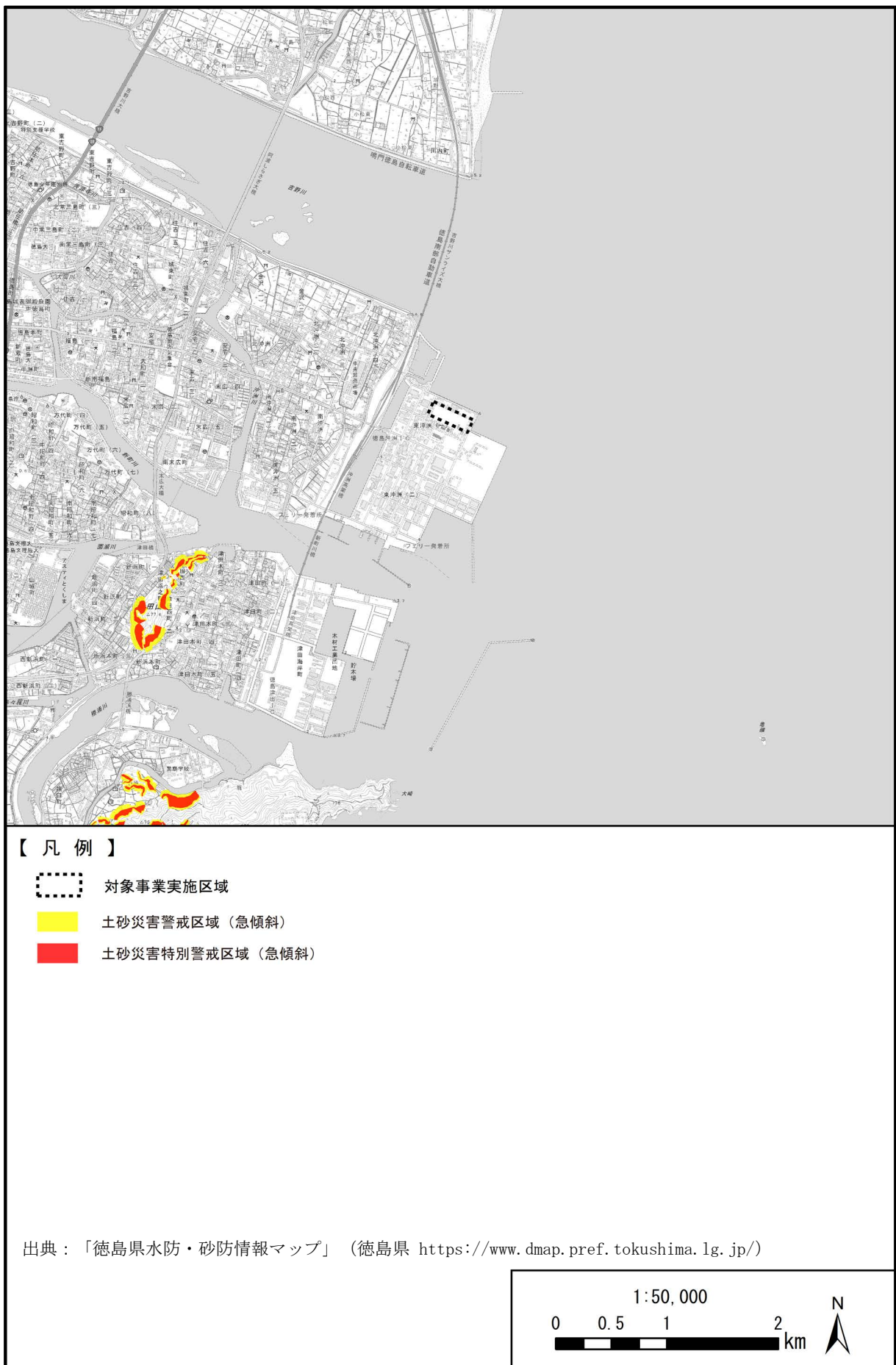


図 3-3-32 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（急傾斜）位置図



図 3-3-33 土砂災害警戒区域(地すべり)位置図

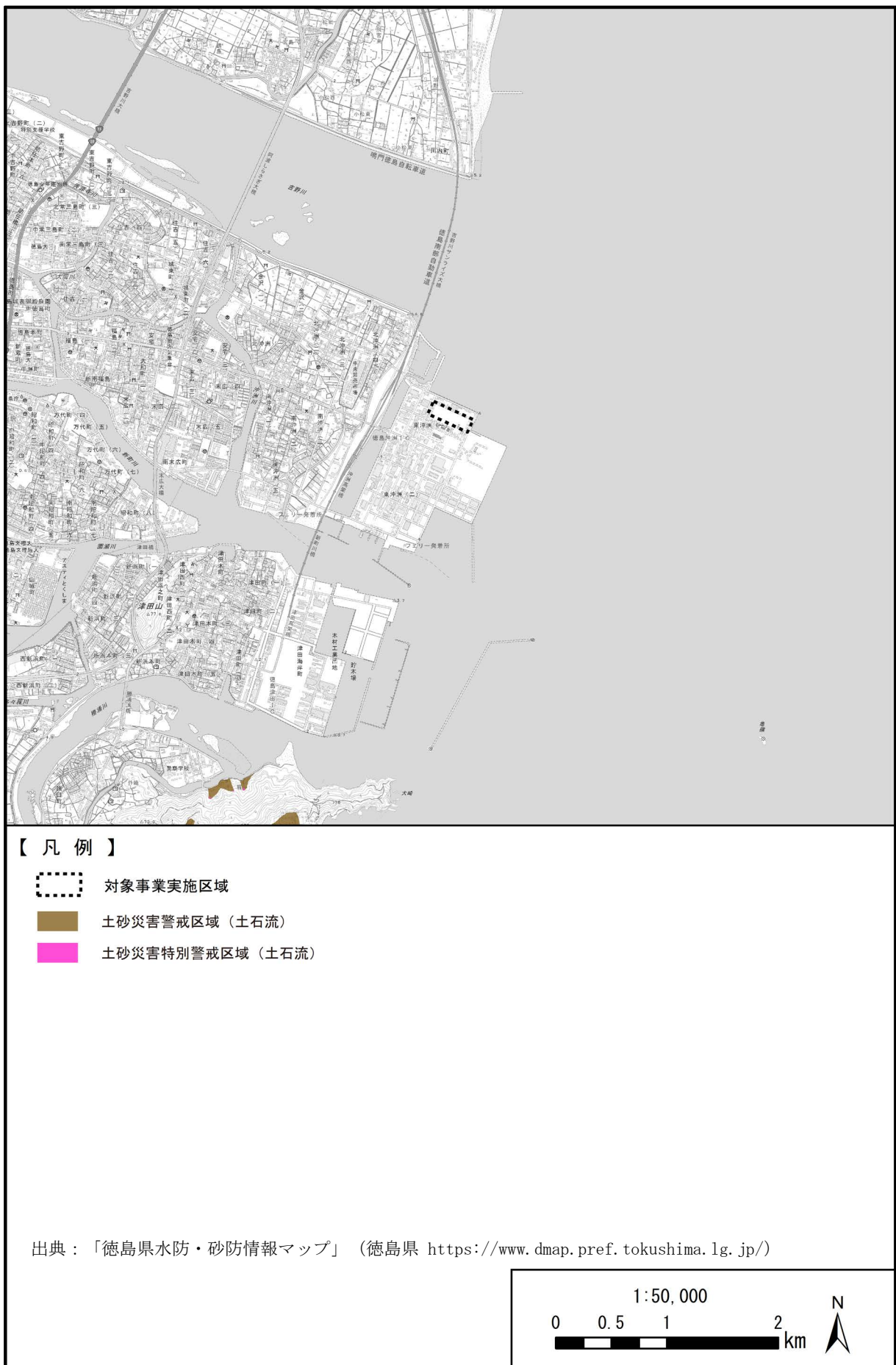


図 3-3-34 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（土石流）位置図

(4) 環境の保全に関する計画等

1) 第4次徳島県環境基本計画

「第4次徳島県環境基本計画」(令和6年3月)の概要は表 3-3-72に示すとおりである。

徳島県では、徳島県環境基本条例第10条に基づく、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る計画として「徳島県環境基本計画」を平成16年3月に、「第2次徳島県環境基本計画」を平成25年12月に、「第3次徳島県環境基本計画」を令和元年7月に策定している。その計画期間が最終年度を迎えたことに伴い、新たな計画として「第4次徳島県環境基本計画」を策定している。

第4次徳島県環境基本計画では、現計画策定以降の環境を取り巻く新しい課題に適切に対応し、さらには、国際社会の動きも見定めつつ、将来における環境の保全・創造に向けて、私たちがなすべき方向性と施策を定めている。

表 3-3-72 第4次徳島県環境基本計画の概要

項 目	概 要
計画の期間	2024 年度から 2028 年度までの 5 年間（必要に応じて見直しを行う）
目指すべき環境の将来像	美しい環境を守り、継承しながら 「サステナブルな新しい暮らし」が実現した徳島へ
計画の基本コンセプト	「県民が主役となって進めるサステナブルな社会の構築」
重点戦略	①「かえる」：暮らしをかえる徳島県版 GX の展開 ②「めぐる」：全てがめぐる持続可能な循環型社会の構築 ③「まもる」：地域でまもる生物多様性の継承
取組展開	1. GX とくしま (1) クリーンエネルギーの最大限導入 (2) 脱炭素型ライフ・ビジネススタイルへの転換 (3) 気候変動への「適応」の展開 2. 好循環とくしま (1) 水資源、大気環境、土壌環境・地盤環境の保全 (2) 騒音・振動・悪臭、化学物質による環境汚染の防止 (3) 資源の循環利用 (4) 平時と災害時に対応した廃棄物処理対策 3. 癒しの郷とくしま (1) 多様な自然環境の保全とふれあいの創造 (2) 癒しの郷とくしまの創造 (3) 生物多様性のゆりかごとくしまの創造 4. 県民主役とくしま (1) 県民主役の起点となる新たな拠点の創出 (2) 事業者における環境配慮の適切な実施 (3) 広域的な環境保全対策

2) 第3次徳島市環境基本計画（改定版）

「第3次徳島市環境基本計画（改定版）」（令和7年3月）の概要は表 3-3-73に示すとおりである。

本市では、良好な環境を次世代に引き継ぐために市民・事業者・市が一体となって取り組む必要があることから、徳島市環境基本条例に基づき、「徳島市環境基本計画」（第1次計画）を平成14年10月に策定している。地球温暖化対策では国際的に取組みが加速するとともに、アスベストなど有害化学物質への対応についても見直しが行われるなど、国において個別分野ごとに政策推進の新たな枠組みが次々と整備されていることから、環境に関する社会動向の急激な変化に加え、日常生活や事業活動から生じる環境問題に対し、市民・事業者とともに共通意識を持って対応を図っていくため、第2次徳島市環境基本計画を平成22年12月に策定している。その後、環境の保全に関する施策を総合的・計画的に推進するため、令和3年度から令和12年度を計画期間とする「第3次徳島市環境基本計画」を策定している。また、深刻化している地球温暖化を原因とする豪雨災害や猛暑等の気候変動の影響を踏まえ、「第3次徳島市環境基本計画」を令和7年3月に改定した。

同計画は、徳島市環境基本条例に基づく計画であり、「徳島市総合計画2021」で掲げる将来像の実現を図るための環境面での部門別計画と位置づけられ、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を兼ねるもので、「第2次徳島市地球温暖化対策推進計画」を引き継ぐものとしている。

表 3-3-73 第3次徳島市環境基本計画の概要

項 目	概 要
計画期間	令和3年度から令和12年度（必要に応じて見直しを行う）
目指す環境像	四国三郎が育んだ緑豊かな環境共生都市・とくしま ～将来世代とともに 希望あふれる未来をめざして～
基本目標と 基本施策	①地球市民として脱炭素社会をめざすまち（地球環境） ・エネルギー利用に伴い排出される温室効果ガスの削減 ・脱炭素まちづくりの推進 ・気候変動につよいまちづくり ②いつまでも健康で安心して暮らせるまち（生活環境） ・水環境・土壌環境の保全 ・大気環境・音環境の保全 ・有害化学物質などへの対策 ③快適で安らぎのある、自然と人が共生できるまち（自然・快適環境） ・身近な自然環境の保全 ・水と緑、自然とのふれあいの推進 ・里地・里山の保全、創造 ・良好な景観形成の推進 ④持続可能な資源循環システムが構築されているまち（循環型社会） ・ごみの減量、リサイクル ・プラスチックごみ対策 ・安心できるごみ処理体制の確保 ⑤次世代につなぐ、環境行動力の高いまち（環境学習・環境保全活動） ・環境教育・環境学習の充実 ・環境保全活動の推進 ・環境情報の充実、共有

3) 徳島県 GX 推進計画

「徳島県GX推進計画」（徳島県、令和6年3月）の概要は表 3-3-74に示すとおりである。

持続可能な「徳島新時代」を県民目線、現場主義で築いていくため、脱炭素を巡る昨今の国際社会や国の動向を踏まえた地球温暖化対策推進法第21条第3項、気候変動適応法第12条に定める計画であり、脱炭素に関連する5計画を統合した「徳島県GX推進計画」を策定している。

表 3-3-74 徳島県 GX 推進計画の概要

項 目	概 要
計画期間	2024（令和 6）年度から 2028（令和 10）年度までの 5 年間
基準年度	2013（平成 25）年度
目指すべき将来像	「サステナブルな新しい暮らし」の実現
基本コンセプト	県民が主役となって進める サステナブルな社会の構築
重点戦略	「かえる」：暮らしをかえる徳島県版「GX」の展開 ～地域・くらしの脱炭素トランジション（移行）の促進～
目指すべき姿（長期目標）	【2050 年度】 温室効果ガス排出量 実質ゼロ を実現
中期目標	【2028 年度】 温室効果ガス排出量 2013 年度比で▲46.0% 【2030 年度】 温室効果ガス排出量 2013 年度比で▲50.0% クリーンエネルギー電力自給率 70%
施策体系	＜重点施策＞ (1) クリーンエネルギーの最大限導入 (2) 省エネルギー対策の徹底 (3) 脱炭素に向けた循環型社会の構築 (4) 地域資源を活用した吸収源対策 ＜共通施策＞ (5) 県民総ぐるみによる GX の加速

4) 第3次徳島市地球温暖化対策推進計画

本市では、市域から排出される温室効果ガスを削減し、地域特性や市民・事業者・市の役割に応じた地球温暖化防止の取り組みを総合的、計画的に進めるため、平成19年3月に「徳島市地球温暖化対策推進計画」（以下「推進計画」という。）を、また、平成27年3月に第2次推進計画を策定した。その後、環境に関する社会動向の急激な変化に対応するため、個別計画として策定していた推進計画を「第3次徳島市環境基本計画」（令和3年3月策定、令和7年3月改定）の基本目標の一つに位置付け内包する形で第3次推進計画とした。

第3次徳島市環境基本計画（改定版）の概要は、表 3-3-73に示すとおりである。

5) 第6期徳島県廃棄物処理計画

「第6期徳島県廃棄物処理計画」（令和8年3月）の概要は表 3-3-75に示すとおりである。

徳島県では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5の規定により県内における廃棄物の排出抑制や再生利用等による廃棄物の減量化を図るため、廃棄物処理計画を策定している。この計画は5年ごとに見直しを行っており、第5期計画が目標年度を迎えるに当たり、ごみ減量等目標値の達成状況及び関連施策の評価等を行い、この評価結果を基に課題を抽出して目標値及び施策の見直しを行った上で、新たに「第6期徳島県廃棄物処理計画」を令和8年3月に策定した。

表 3-3-75 第6期徳島県廃棄物処理計画の概要

項 目	概 要			
計画の期間	令和8年度から令和12年度までの5か年			
主な目標値			現状 (令和5年度実績)	令和12年度目標値
	一般廃棄物	排出量	236,674t/年	197,000 t/年（国の目標値（R12：3,700万t）と同水準に設定）
		1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	555g/人・日	498g/人・日（全体排出量に合わせて1人当たりの家庭系ごみ排出量を算出）
		リサイクル率	15.8%	30%（国の目標値（R12：26%）を踏まえ、現行目標を継続）
		最終処分量	26,246t/年	18,900 t/年（現目標値から5%削減）
	産業廃棄物	排出量	2,657 千 t/年	2,684 千 t/年
		最終処分量	57 千 t/年 (処理比率 2.1%)	51 千 t/年 (処理比率 1.9%)
基本施策	1. 排出抑制の推進 (1) 県民の取組 (2) 行政の取組 (3) 事業者の取組促進 2. 適正処理の推進 (1) 不法投棄等の不適正処理の防止 (2) 排出事業者及び処理業者への指導強化 (3) 海岸漂着物等の適正処理の推進 (4) リチウムイオン電池の適正処理の推進 (5) 優良産業廃棄物処理業者の育成 (6) PCB 廃棄物の適正処理のための指導啓発 3. 資源循環の推進 (1) 地域における「資源循環」の推進 (2) 高度化・強靱化等による処理施設の充実強化 (3) 環境啓発・人材育成の推進 4. とくしまプラスチックスマートプログラム (1) 家庭ごみ対策 (2) 産業廃棄物対策 (3) 環境保全活動 (4) 環境学習・教育啓発 (5) プラスチック代替製品の開発・普及促進 5. 災害廃棄物対策の推進 (1) 災害廃棄物処理体制の整備 (2) 情報収集・連絡体制の構築 (3) 一般廃棄物処理施設の耐震化等 (4) 産業廃棄物処理施設の整備等			

6) 徳島市一般廃棄物処理基本計画（改定版）

「徳島市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画・生活排水処理基本計画）改定版」（令和5年9月）の概要は表 3-3-76に示すとおりである。

本市では、平成29年9月に徳島市一般廃棄物処理基本計画を策定し、市民・事業者・行政の連携のもと、一般廃棄物の発生・排出抑制、再資源化等に取り組んできた。こうした状況の中、令和5年には当該計画策定から約5年が経過し、廃棄物を取り巻く社会情勢や市民の意識等の変化を踏まえて、ごみ処理及びし尿処理等の適正処理に加えて持続可能な社会の実現に向けた取組みについて検討する必要性が生じてきた。そのため、本市における一般廃棄物に係る収集・運搬計画、中間処理等計画及び最終処分計画等を検討し、廃棄物事業の指標となる「一般廃棄物処理基本計画」を改定した。なお、同計画にはごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画が含まれる。

表 3-3-76 徳島市一般廃棄物処理基本計画（改定版）の概要

項 目		概 要
計画の期間		平成 29 年度から令和 13 年度までの 15 年間
目標年度		令和 13 年度（令和 3 年度及び令和 8 年度を中間目標年度）
ごみ処理基本計画	主な目標値	①1 人 1 日当たりのごみ排出量：830g/人・日以下 ②リサイクル率：30%以上 ③最終処分量：平成 27 年度比の 80%以上の削減
	目標	1. ごみの発生・排出抑制の推進 2. 再資源化の推進
	重点施策	・家庭系ごみ・事業系ごみにおける発生・排出抑制 ・家庭系ごみにおける資源物の分別の徹底 ・食品ロスの削減及び「生ごみ」の減量化 ・事業系ごみにおける「紙類等」の再資源化の推進 ・資源回収ルートの整備・充実 ・家庭系ごみにおける有料化の検討 ・市民や事業者のごみの減量・再資源化に対する意識の向上
生活排水処理基本計画	基本理念	・公共下水道事業計画区域においては、効率的な管渠の整備・維持管理などを行うとともに、事業計画区域外においては、合併処理浄化槽の設置・転換を促進します。 ・生活排水浄化実践推進員との協働などにより、市民と連携を図りながら水質汚濁防止の啓発に努めます。
	基本方針	・公共下水道の効率的な整備 ・合併処理浄化槽の普及促進 ・生活排水対策の普及啓発と活動への支援 ・生活排水対策や水環境保全に関する情報の収集・提供

7) 生物多様性とくしま戦略 2024-2028

「生物多様性とくしま戦略 2024-2028」(徳島県、令和6年3月)の概要は表 3-3-77に示すとおりである。

同戦略は生物多様性基本法(平成20年6月6日法律第58号)第13条の規定に基づき平成25年10月に「生物多様性とくしま戦略」、平成30年10月に「生物多様性とくしま戦略 2018-2023」が策定されている。「生物多様性とくしま戦略 2018-2023」の策定から5年目を迎えたことから、「これまでの成果と課題」や、生物多様性に関する「国内外の動向」を踏まえ、令和6年度に改定されている。

表 3-3-77 生物多様性とくしま戦略 2024-2028 の概要

項 目	概 要
計画の期間	令和 6 年 3 月から 5 か年
長期目標	生物多様性という地域資源を活かした、持続可能な循環型社会の実現
方向性と目標	方向性Ⅰ：自然と生き物に優しくエシカルに暮らす 【目標 1】自然・生き物と人が共生した持続可能な社会を築くための人材を育成し、活動する場を増やす 【目標 2】自然と生き物を守っていくための情報を集積・共有し、発信する 方向性Ⅱ：生物多様性の損失や生態系の劣化を阻止する 【目標 3】化学物質や気候変動による自然への負荷を減らす 【目標 4】外来生物の侵入や野生鳥獣の増加による生態系の劣化を阻止する 方向性Ⅲ：良好な生態系の保全と劣化した生態系の回復を推進する 【目標 5】野生生物を守り、コアとなる生態系を保護・保全する 【目標 6】劣化した生態系の質を向上させてネットワーク化し、保護される面積を拡大する 方向性Ⅳ：自然を活用して社会課題解決を推進する 【目標 7】生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)を推進する 【目標 8】自然を活用した地域づくりを推進する 方向性Ⅴ：生物多様性や生態系を守り、持続的に活用する仕組みをつくる 【目標 9】保全活動促進のための仕組みと制度を整え、活用する 【目標 10】継続的な保全活動のための資金調達の仕組みをつくる
重点プロジェクト	I 自然と生き物に優しくエシカルに暮らす (1) 生物多様性リーダーの継続的な育成と活躍の場づくり (2) エシカルな暮らしのための情報の集積・共有・発信の仕組み構築 II 生物多様性の損失や生態系の劣化を阻止する (3) 再生可能エネルギーの利用を促進するための生物多様性や生態系保全への配慮のあり方についての検討 (4) 協働による外来種対策の推進 III 良好な生態系の保全と劣化した生態系の回復を推進する (5) 「徳島県の活かしたい生態系リスト」の活用と生態系の保全・回復 (6) 自然共生サイト及びOECMの認定・登録支援 IV 自然を活用して社会課題解決を推進する (7) 生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)のあり方についての検討 (8) 「自然環境」の地方創生の資源としての活用のあり方についての検討 V 生物多様性や生態系を守り、持続的に活用する仕組みをつくる (9) とくしま生物多様性活動推進協議会の機能強化と協働の仕組みづくり (10) 生物多様性の保全活動を推進・継続するための資金調達の仕組みづくり

8) 瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画

「瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画」（令和5年3月）の概要は表 3-3-78に示すとおりである。

同計画は、「瀬戸内海環境保全特別措置法」第4条第1項の規定に基づき、国の「瀬戸内海環境保全基本計画」（令和4年2月）に則して策定される「府県計画」であり、瀬戸内海の徳島県沿岸域の環境の保全、再生及び創出、水質の保全及び管理、自然景観及び文化的景観の保全、水産資源の持続可能な利用の確保等について定められている。

表 3-3-78 瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画の概要

項 目	概 要
目指すべき将来像	山、川、里、海の水循環・物質循環を一体的に捉え、県民総ぐるみによる、水質が良好で、多様な生物が生育できる、未来につなぐ！きれいで豊かな「とくしまの SATOUMI」の実現
計画の期間	令和5年度から概ね10年（概ね5年ごとに施策の進捗状況を点検し、見直し）
基本的な施策	I 水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保 ・水質総量削減制度の実施による汚濁負荷削減 ・工場・事業場との連携のもと、海域へ栄養塩類を供給する実証実験に着手し、長期的な視点から、栄養塩類供給方策を検討 II 沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全 ・自然公園等の保全、文化財等の保護 ・原則として、「砂利採取法」による海砂利採取は認可しない方針 ・砂地畑に必要な手入れ砂について、引き続き研究実施 III 海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の除去・発生抑制等 ・大阪ブルー・オーシャン・ビジョン実現に向け、海岸漂着物等の発生抑制の啓発 ・「徳島県海岸漂着物対策活動推進員」を核としたボランティア活動の活性化 ・プラスチック代替素材の利活用の促進 ・ワンウェイプラスチックごみの削減 IV 気候変動への対応を含む環境モニタリング、調査研究の推進 ・脱炭素に向けたブルーカーボン創出に関する研究の推進 ・施肥技術による栄養塩類管理の推進 ・水環境のモニタリング・調査研究の推進 V 基盤的施策の着実な実施 ・山、川、里、海の一連の水循環・物質循環を一体的に捉えた、子ども達への水環境教育の充実 ・徳島県湾・灘協議会による県内の多様な主体との連携強化 ・里海情報サイトの整備・情報発信による県民への意識啓発の強化 ・瀬戸内海関係府県を含む広域的な連携

9) 徳島県景観形成指針

「徳島県景観形成指針」(平成19年7月)の概要は表 3-3-79に示すとおりである。

徳島県では、平成17年に景観法が全面施行されたことを機に、徳島県の景観に関する特性を明らかにし、これからの景観づくりの基本的考え方を示すとともに、景観法を活用する際のガイドラインとなるべく、同指針を策定している。

表 3-3-79 徳島県景観形成指針の概要

項 目	概 要
景観形成の 基本的考え方	■徳島の大らかな自然を守り、活かす ①私たちを取り囲む大らかな自然の保全 ②まちの中にある自然を活かす ■徳島の歴史と文化の特性を活かす ①まちの歴史を活かす ②産業文化を活かす ③社寺の文化を活かす ■美しい景観への感性を育てる ①景観が感性を育てる ②美しい生活から美しい街へ
景観づくり	■大らかな自然を活かした景観づくり 「環境の保全・創造」と「社会・経済の発展」による持続可能な社会づくり。 「日本風景街道」や「とるば」の活用。 ■豊かな海の景観づくり 漁村を形成した生活システムの把握と漁村景観の保全。 ■青い川の景観づくり 「多自然川づくり」による生物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出。 ■ふるさとの山の景観づくり 緑の山腹や山の稜線の保全による農山村集落とその背後の山々の景観の保全。 ■実りある田園の景観づくり 農地と用水路・畔道・里山・集落などが一体となった田園の魅力。 ■歴史的文化的街並みの景観づくり 社寺の景観と、大らかな自然とが一体となった四国遍路の文化 「LEDバレイ構想」の取り組みによる、本県の新しい産業景観の創出。 ■市街地の景観づくり 土地利用計画や商店街活性化の施策による「都市を楽しむ人々の姿」の復活。 市街地の水辺や緑の活用。 ■住宅地の景観づくり 景観の一部を構成する住宅の外観の持つ公共性への認識。

10) 徳島市景観計画

「徳島市景観計画」（平成25年3月）の概要は表 3-3-80に示すとおりである。

本市では、徳島市特有の自然、歴史、文化などの景観構造や特性を活かし、市民・事業者・行政が協働で取り組む景観街づくりを目指している。本市にとって重要な景観を明確にし、良好な景観形成に関する方針や基準を定め、重要な景観を保全・向上・創り出していくことを目的とし、本市全域を「景観計画区域」とし、景観計画を策定している。

調査地域の一部には、重要な水辺景観である景観形成地域として、ひょうたん島沿岸周辺がある。調査地域の景観形成地域は図 3-3-28に示すとおりである。

表 3-3-80 徳島市景観計画の概要

項 目	概 要		
理念	1. まもること 2. 創りだすこと		
目標	自然と歴史・文化を生かした水と緑と光の織り成す景観まちづくり		
基本方針	1. 山河の構造を尊重し、徳島ならではの良好な景観形成を図る 2. 基盤となる景観の秩序と顔となる景観を整え、人々の心に残る徳島の景観形成を図る 3. 時代を超えて共有され続ける文化的ストックである景観の蓄積を図る 4. 身近な暮らしの景観を整え、良好な生活景観の形成を図る 5. 市民の共有財産という自覚に基づく、公・共・私の協働による景観形成を図る		
良好な景観形成に関する方針	■ゾーンごとの景観形成方針 景観構造・特性から4つのゾーン(都市ゾーン、周辺市街地ゾーン、田園集落ゾーン、農山村集落ゾーン)に分類し、ゾーンごとの目標と方針を定める ■重要な景観に関する景観形成方針 本市における重要な景観として5つの景観を定め、各々の景観形成の方針を定める ■重要な景観の代表的な場所に関する景観形成方針 景観形成における重要な景観要素のうち、特に重要と考えられる7つの景観を重要な景観形成地域と設定。 ■行為の制限に関する事項 重要な景観形成地域の景観に影響を及ぼす行為の制限。		
	景観形成における重要な景観	代表的な場所	重要な景観形成地域
	①都市の玄関としての景観	徳島駅周辺 橋上から望む眉山	吉野川大橋からの眉山眺望
	②道路景観	新町橋通り周辺	新町橋からの眉山眺望 新町橋通り周辺
	③歴史・文化景観	眉山山麓周辺(寺町・大滝山周辺) 徳島城跡周辺	眉山山麓周辺(寺町・大滝山周辺) 徳島城跡周辺
	④水辺景観	ひょうたん島沿岸周辺 新町川沿岸周辺 助任川沿岸周辺	ひょうたん島沿岸周辺 新町川沿岸周辺
	⑤海岸景観	大神子・小神子海岸周辺 小松海岸周辺	

3-3-9 その他第一種事業に関し必要な事項

(1) 廃棄物の状況

1) 一般廃棄物

本市における過去5年間（令和元年度～5年度）のごみ排出量実績は表 3-3-81、ごみ排出量実績の推移は図 3-3-35に示すとおりである。

本市のごみ総排出量は減少傾向が続いており、過去5年間で約11.8%減少している。

調査地域には一般廃棄物処理施設が5件ある。一般廃棄物処理施設一覧は表 3-3-82に、調査地域の一般廃棄物処理施設位置図は図 3-3-36に示すとおりである。

表 3-3-81 徳島市のごみ排出量実績

単位：t/年

項目		記号	実績値				
			令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
人口(人)		-	255,237	252,391	250,879	249,196	247,123
家庭系 ごみ	燃やせるごみ	a	43,490	44,132	42,351	40,340	38,597
	燃やせないごみ	b	3,227	3,551	3,244	2,998	2,840
	粗大ごみ	c	2,006	2,342	2,355	2,235	2,077
	有害ごみ	d	44	46	46	65	43
	資源物	e=Σ f～j	11,812	12,900	12,472	11,921	11,282
	古紙類	f	4,111	4,490	4,620	4,384	4,048
	缶・びん・ペットボトル	g	3,627	3,913	3,589	3,460	3,300
	プラスチック製容器包装	h	3,705	4,058	3,823	3,637	3,494
	資源物拠点回収	i	369	439	440	440	440
	製品プラスチック	j	0	0	0	0	0
家庭系ごみ計		k=Σ a～e	60,579	62,971	60,468	57,559	54,839
事業系 (持込ごみ)	可燃系ごみ	l=m+n	30,182	26,853	27,124	27,289	26,983
	許可業者（事業系）	m	28,691	25,654	25,835	25,933	25,515
	一般持込（事業系+個人）	n	1,491	1,199	1,289	1,356	1,468
	不燃系ごみ	o=p+q	4,024	3,179	2,841	2,824	2,654
	許可業者（事業系）	p	2,715	2,257	2,030	2,015	1,874
	一般持込（事業系+個人）	q	1,309	922	811	809	780
事業系ごみ計		r=l+o	34,206	30,032	29,965	30,113	29,637
資源物 回収運動 (集団回収)	紙類	s	2,494	1,730	1,655	1,560	1,398
	布類	t	51	25	24	23	20
	びん類	u	0	0	0	0	0
	金属類（缶類）	v	54	25	24	23	20
	金属類（家庭金物）	w	19	15	15	14	12
	廃食用油	x	11	9	9	8	7
	ペットボトル	y	22	5	4	4	4
	資源物回収運動（集団回収）計	z=Σ s～y	2,651	1,809	1,731	1,632	1,461
ごみ総量		aa=k+r	94,785	93,003	90,433	87,672	84,476
ごみ排出量		ab=aa+z	97,436	94,812	92,164	89,304	85,937

出典：「徳島市一般廃棄物中間処理施設整備基本計画 改定版」（変更 令和7年9月 徳島市）

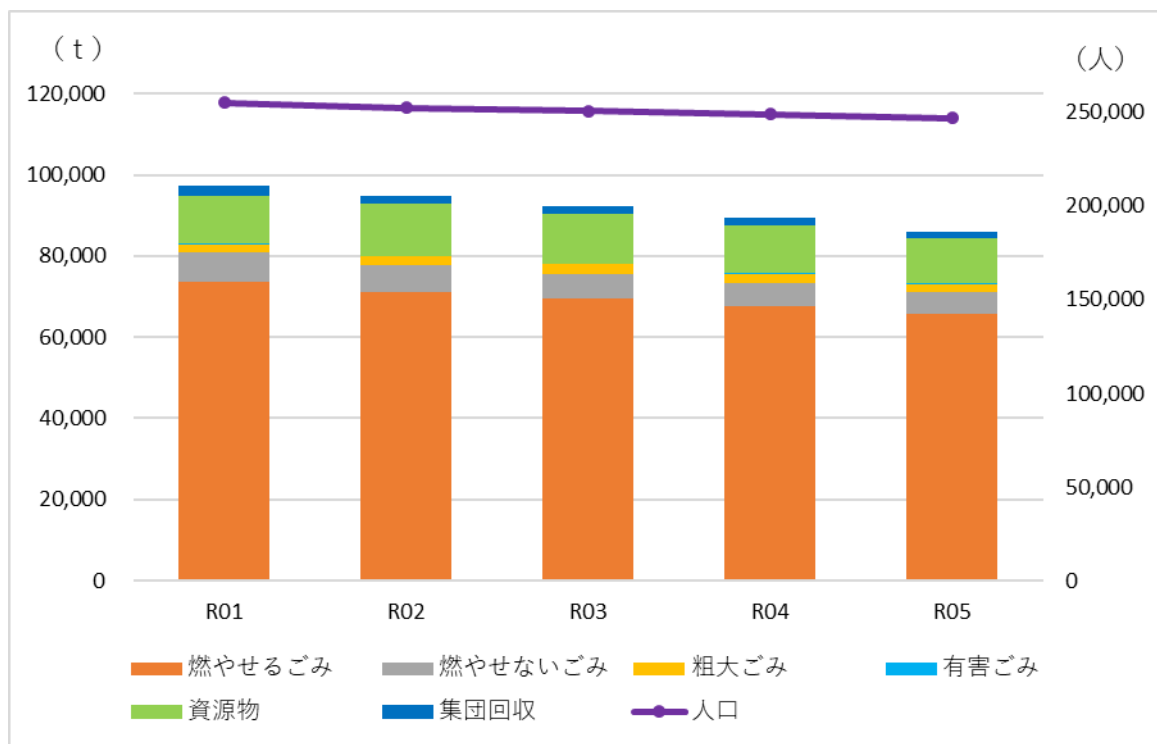


図 3-3-35 徳島市のごみ排出量実績の推移

表 3-3-82 調査地域の一般廃棄物処理施設一覧

番号	区分	名称	処理方法	処理能力 (t/日)
1	資源化等施設	(株) 三幸クリーンサービスセンター	破碎・加熱圧縮・圧縮・梱包	131
2		(有) 徳島興産	選別	160
3		(株) ヤングクリーン	選別・圧縮	16
4		(株) フジゲン	破碎・溶解	85
5	ごみ焼却処理施設	徳島市東部環境事業所	ストーカ式	190

注 1) 令和 6 年 3 月 31 日現在。

注 2) 番号は、図 3-3-36 に対応している。

出典：「令和 7 (2025) 年度徳島県環境白書」(令和 8 年 徳島県)

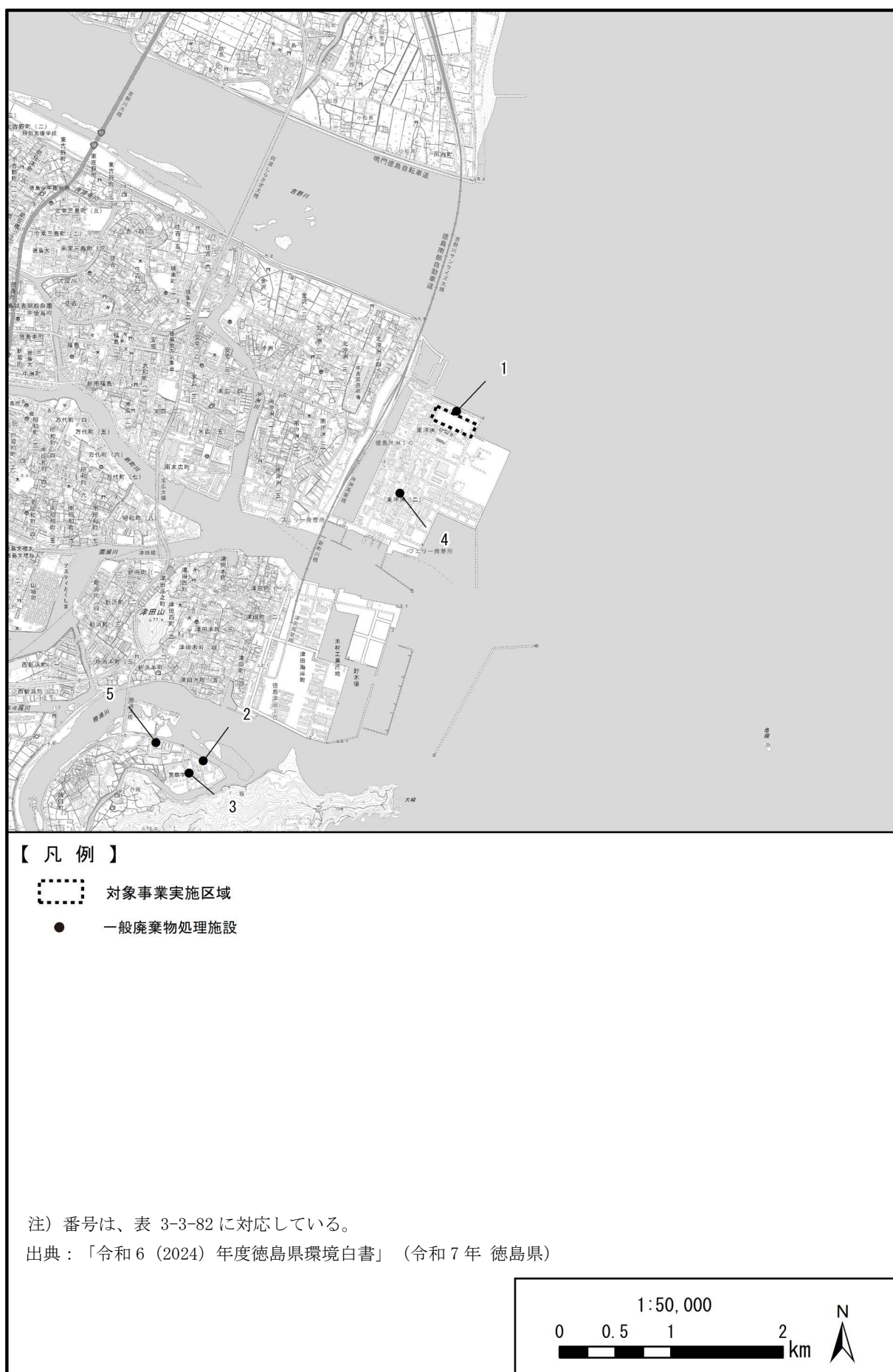


図 3-3-36 一般廃棄物処理施設位置図

2) 産業廃棄物

調査地域の位置する徳島県における産業廃棄物の処理状況は表 3-3-83に示すとおりである。

令和5年度に排出された徳島県の産業廃棄物は2,716,538 tであり、平成30年度に比べ減少している。再生利用量は、平成30年度に比べて令和5年度のほうが高く57.9%であった。

また、調査地域には産業廃棄物処理施設が13件ある。産業廃棄物処理施設一覧は表 3-3-84に、調査地域の産業廃棄物処理施設位置図は図 3-3-37に示すとおりである。

表 3-3-83 徳島県の産業廃棄物の処理状況

区分	平成 30 年度		令和 5 年度	
	数量 (t/年)	構成比 (%)	数量 (t/年)	構成比 (%)
発生量	3,048,920	－	2,716,538	－
排出量	2,843,635	100.0	2,657,388	100.0
再生利用量	1,490,630	52.4	1,538,996	57.9
減量化量	1,294,434	45.5	1,061,670	40.0
最終処分量	58,571	2.1	56,719	2.1

注) 排出量は、発生量から有償物を除く。

出典：「令和 5 年 徳島県統計書」(令和 6 年 徳島県)

「令和 6 年 徳島県統計書」(令和 7 年 徳島県)

表 3-3-84 調査地域の産業廃棄物処理施設一覧

番号	区分	名称
1	収集・運搬、焼却、破碎、圧縮・切断、減溶固化	(株) 旭金属
2	破碎	(株) エース
3	造粒固化、破碎	(株) オオタ
4	収集・運搬、破碎、圧縮・切断	(株) 後藤商店
5	破碎、加熱圧縮、圧縮	(株) 三幸クリーンサービスセンター
6	収集・運搬、破碎	(有) 徳島興産
7	収集・運搬、破碎、圧縮・切断、脱水銀化	(株) フジゲン
8	収集・運搬、破碎、圧縮	三木資源 (株)
9	収集・運搬、破碎、圧縮、切断	ミューズ (株)
10	収集・運搬、破碎、圧縮、減溶固化	(株) ヤングクリーン
11	収集・運搬、破碎	(有) 若木建設
12	破碎、圧縮	ワコウクリーンサービス (株)
13	収集・運搬、破碎	(有) ヤマト重機

注) 番号は、図 3-3-37 に対応している。

出典：「徳島県産業廃棄物処理業許可業者名簿 (令和 8 年 3 月)」

(徳島県 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kurashi/recycling/2016061700122/>)

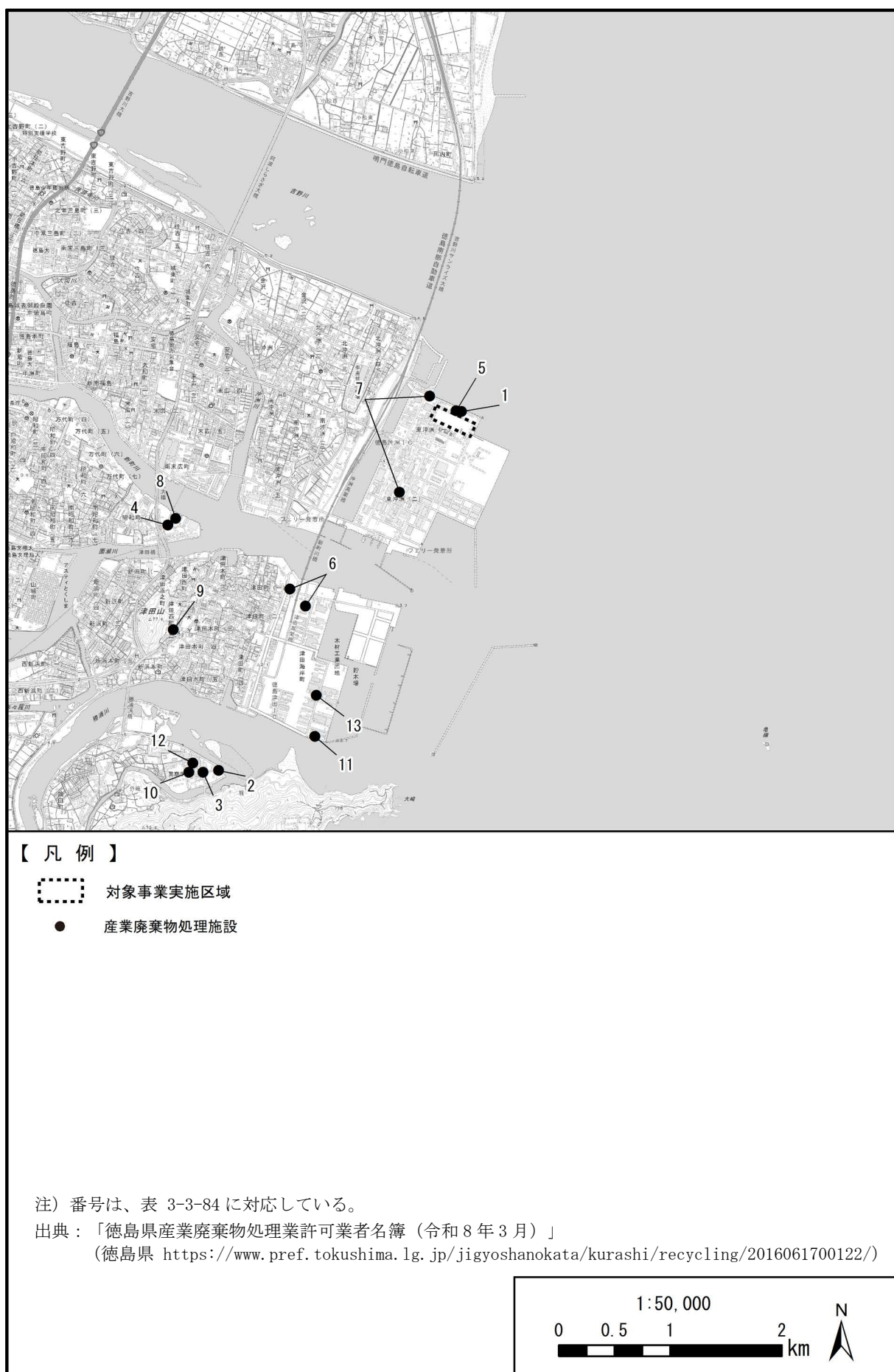


図 3-3-37 産業廃棄物処理施設位置図

第4章 計画段階環境配慮書における調査、予測及び評価の結果

本事業においては、徳島県環境影響評価条例（平成12年3月28日徳島県条例第26号）第4条の3の規定に基づき、令和5年9月に「徳島市一般廃棄物中間処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書」（以下「配慮書」という。）を作成し、同年9月29日～10月30日の1か月間縦覧に供した。

当該配慮書においては、事業の実施による影響要因と環境要素の関係及び環境に及ぼす影響の検討の結果を踏まえ、各環境要素について、計画段階配慮事項として「大気質（土地又は工作物の存在及び供用：施設の稼働）」、「景観（土地又は工作物の存在及び供用：施設の使用）」を選定し、調査、予測及び評価を行った。以下に当該配慮書における調査、予測及び評価の結果を示す。

なお、本章に示す「事業実施想定区域」は、配慮書において設定した当該事業の実施が想定される区域であり、本方法書その他章に示す「対象事業実施区域」とは異なる。

4-1 大気質（土地又は工作物の存在及び供用：施設の稼働）

4-1-1 調査

（1）調査項目

- ・大気質の状況
- ・気象の状況

（2）調査方法

1）大気質の状況

文献調査結果をもとに、事業実施想定区域近傍の一般環境大気測定局である徳島局を対象に、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類の過去5年間（平成29年度～令和3年度）の測定結果を収集・整理した。徳島局の測定位置は、図4-1-1に示すとおりである。

なお、調査地域においては、有害物質（塩化水素・水銀）の測定は実施されていない。

2）気象の状況

文献調査結果をもとに、事業実施想定区域近傍の徳島気象観測所を対象に、風向及び風速の測定結果（最新年である令和4年の1年間）を収集・整理した。徳島気象観測所の測定位置は、図4-1-1に示すとおりである。

なお、大気安定度の整理で用いる日射量及び雲量については、徳島県内では観測が行われていないことから、事業実施想定区域に最も近い気象観測所である高松地方気象台（高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎）の測定結果を収集・整理した。

（3）調査地域

施設の稼働に伴う大気質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、図4-1-1に示す事業実施想定区域周辺の広域の範囲^{注)}とする。

注) 本施設と規模が同等以上の条件で検討を行った旧計画段階環境配慮書（平成30年9月、徳島市）での煙突排ガス予測結果では、年平均値の最大着地濃度地点は事業実施想定区域の中心より約560m～580mの位置となると予測されている。調査対象地域の設定については、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月、環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部）において、最大着地濃度出現距離の概ね2倍の範囲とする考え方が示されているが、図4-1-1に示す調査及び予測範囲は、当該範囲（約560m～580mの2倍：約1.2km）を十分に包含する範囲となっている。

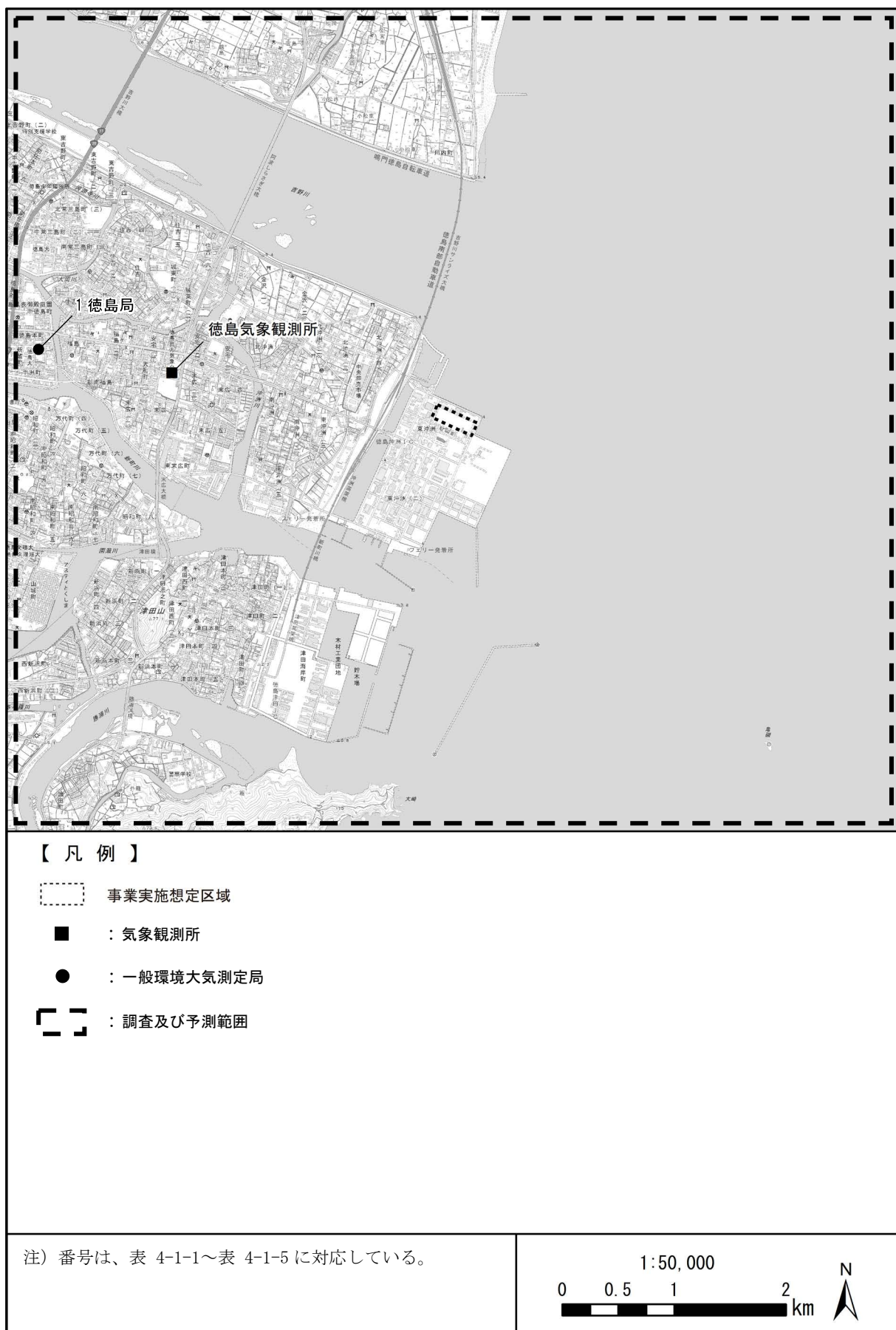


図 4-1-1 調査・予測範囲及び調査地点位置図

(4) 調査結果

1) 大気質の状況

一般環境大気測定局である徳島局における大気汚染物質の濃度の調査結果（平成29年度～令和3年度の過去5年）は、表 4-1-1～表 4-1-5に示すとおりである。

二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類ともに環境基準を達成している。

表 4-1-1 二酸化硫黄測定結果

番号	測定局	年度	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
			日	時間	ppm	時間	%	日	%			有×、無○	日
										ppm	ppm		
1	徳島局	平成29年度	363	8,685	0.001	0	0	0	0	0.012	0.002	○	0
		平成30年度	363	8,687	0.001	0	0	0	0	0.012	0.003	○	0
		令和元年度	364	8,707	0.001	0	0	0	0	0.010	0.002	○	0
		令和2年度	362	8,669	0.001	0	0	0	0	0.010	0.002	○	0
		令和3年度	363	8,686	0.001	0	0	0	0	0.004	0.001	○	0

注1) 番号は、図 4-1-1に対応している。

注2) 短期的評価：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。

注3) 長期的評価：日平均値の2%除外値が0.04ppm以下である場合に環境基準達成とする。ただし、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続した場合は環境基準達成としない。

出典：「平成29年度～令和3年度 徳島県内の大気の状態並びに公共用水域及び地下水の水質の状況について」（徳島県ホームページ）

表 4-1-2 二酸化窒素測定結果

番号	測定局	年度	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
			日	時間	ppm	ppm	時間	%	時間	%	日	%	日	%	ppm	日
1	徳島局	平成29年度	363	8,688	0.009	0.053	0	0	0	0	0	0	0	0	0.018	0
		平成30年度	355	8,543	0.009	0.047	0	0	0	0	0	0	0	0	0.018	0
		令和元年度	364	8,711	0.007	0.053	0	0	0	0	0	0	0	0	0.016	0
		令和2年度	362	8,667	0.007	0.048	0	0	0	0	0	0	0	0	0.016	0
		令和3年度	363	8,693	0.008	0.040	0	0	0	0	0	0	0	0	0.017	0

注1) 番号は、図 4-1-1に対応している。

注2) 長期的評価：日平均値の年間98%値が0.06ppm以下である場合に環境基準達成とする。

出典：「平成29年度～令和3年度 徳島県内の大気の状態並びに公共用水域及び地下水の水質の状況について」（徳島県ホームページ）

表 4-1-3 窒素酸化物測定結果

番号	測定局	年度	有効測定 日数	測定 時間	一酸化窒素			窒素酸化物 (NO+NO ₂)			
					年平均値	1 時間値 の最高値	日平均値 の年間 98%値	年平均値	1 時間値 の最高値	日平均値 の年間 98%値	年平均値 NO ₂ /(NO+NO ₂)
					ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	%
1	徳島局	平成 29 年度	363	8,688	0.001	0.055	0.005	0.010	0.086	0.023	85.8
		平成 30 年度	355	8,543	0.001	0.045	0.004	0.010	0.079	0.021	86.4
		令和元年度	364	8,711	0.001	0.043	0.005	0.009	0.096	0.020	85.5
		令和 2 年度	362	8,667	0.001	0.040	0.004	0.008	0.066	0.020	87.0
		令和 3 年度	363	8,693	0.001	0.025	0.003	0.009	0.053	0.018	89.1

注) 番号は、図 4-1-1に対応している。

出典：「平成29年度～令和3年度 徳島県内の大気の状態並びに公共用水域及び地下水の水質の状況について」
(徳島県ホームページ)

表 4-1-4 浮遊粒子状物質測定結果

番号	測定局	年度	有効測定 日数	測定 時間	年 平均値	1 時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間数 とその割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数と その割合		1 時間値 の 最高値	日平均 値の 2% 除外値	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日が 2 日以上連続し たことの有無	環境基準の長 期的評価によ る日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数
						時間	%	日	%				
						mg/m ³							
1	徳島局	平成 29 年度	358	8,618	0.017	0	0	0	0	0.113	0.045	○	0
		平成 30 年度	362	8,709	0.016	0	0	0	0	0.094	0.036	○	0
		令和元年度	364	8,740	0.014	0	0	0	0	0.088	0.035	○	0
		令和 2 年度	362	8,704	0.014	0	0	0	0	0.097	0.045	○	0
		令和 3 年度	363	8,715	0.010	0	0	0	0	0.076	0.028	○	0

注1) 番号は、図 4-1-1に対応している。

注2) 短期的評価：1時間値の1日平均値0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

注3) 長期的評価：日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下である場合に環境基準達成とする。ただし、日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続した場合は環境基準達成としない。

出典：「平成29年度～令和3年度 徳島県内の大気の状態並びに公共用水域及び地下水の水質の状況について」
(徳島県ホームページ)

表 4-1-5 ダイオキシン類測定結果

番号	測定地点	年度	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)
1	徳島局	平成 29 年度	0.011
		平成 30 年度	0.012
		令和元年度	0.0073
		令和 2 年度	0.0086
		令和 3 年度	0.0048

注 1) 番号は、図 4-1-1 に対応している。

注 2) 環境基準：年間平均値が 0.6pg-TEQ/m³ 以下であること。

出典：「平成 29 年度～令和 3 年度 ダイオキシン類（大気・公共用水域・
地下水・土壌・事業者測定）」（徳島県ホームページ）

2) 気象の状況

徳島気象観測所における令和4年1月～12月の1年間の風配図（風向・風速の発生頻度を示すグラフ）は、図 4-1-2に示すとおりである。

年間の最多風向は、西北西の風が最も多く出現頻度は28.3%であった。年間の平均風速3.0m/sであり、風向別には南南東方向からの風が4.7m/sと最も強かった。

また、令和4年の徳島気象観測所における風速及び高松地方気象台における日射量及び雲量の測定結果を用いて、表 4-1-6に示すパスキル大気安定度階級分類により分類した大気安定度の出現頻度は図 4-1-3に示すとおりである。

大気安定度の出現頻度は中立（D）が52.24%と最も高く、次いでGが10.73%となっている。

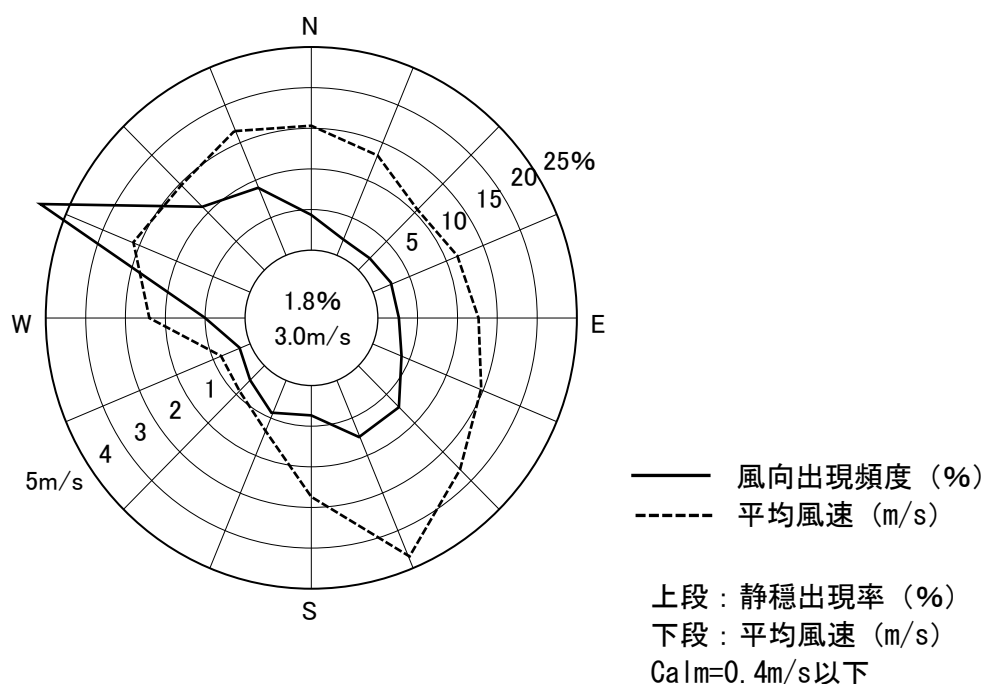


図 4-1-2 風配図（徳島気象観測所：令和4年）

表 4-1-6 大気安定度階級分類表

風速 (U) (m/s)	日射量 (T) kW/m ²				雲量		
	T ≥ 0.60	0.60 > T ≥ 0.30	0.30 > T ≥ 0.15	0.15 > T	本曇 (8~10)	上層曇(5~10) 中・下層曇(5~7)	雲量 (0~4)
U < 2	A	A-B	B	D	D	G	G
2 ≤ U < 3	A-B	B	C	D	D	E	F
3 ≤ U < 4	B	B-C	C	D	D	D	E
4 ≤ U < 6	C	C-D	D	D	D	D	D
6 ≤ U	C	D	D	D	D	D	D

出典：「窒素酸化物総量規制マニュアル〔新版〕」（平成 12 年 12 月、公害研究対策センター）

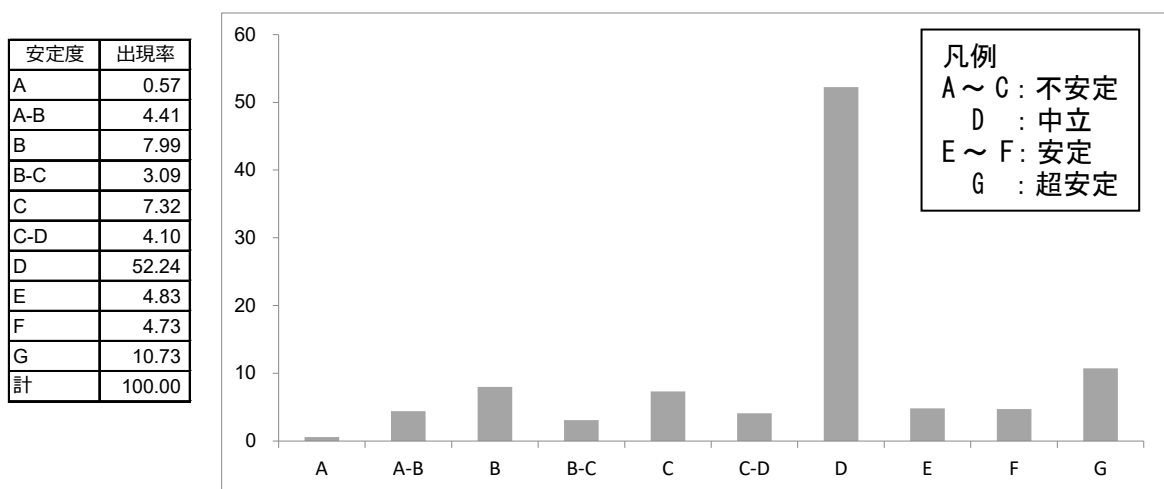


図 4-1-3 大気安定度の出現頻度

「不安定」：晴天の日等には、太陽からの熱で地面が暖められ、地表付近が高温で上空が低温という気温分布となるため、温度差（密度差（気温が高い方が軽い））が生じ、鉛直方向に対流が発生する状態。

「安定」：冬の風が弱くよく晴れた夜間等には、地面からの放射（赤外放射）の度合いが強くなり、地表付近はどんどん熱が奪われて冷える（放射冷却）。その際には地面付近が低温で上空が高温となるため、鉛直方向の対流は発生せず、汚染物質は拡散しにくくなる状態。

「中立」：気温減率が乾燥断熱減率にほぼ等しい状態をいい、曇りや風の強い場合などが該当する。

4-1-2 予測

(1) 予測方法

1) 予測項目

予測項目は、影響の重大性の観点で環境基準が定められている項目を対象にすることを基本とし、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月、環境省）（以下「指針」という。）を参考に、施設稼働後に排出される煙突排ガス中の二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類等の年平均値及び1時間値（短期濃度）とした。

なお、1時間値（短期濃度）については、指針を参考に、環境基準が定められていない塩化水素も予測対象とした。

2) 予測地域

予測地域は、調査地域と同じとした。

予測高さは、地上1.5mとした。

3) 予測対象時期

予測対象時期は、事業活動（施設の稼働）が定常状態となる時期とした。

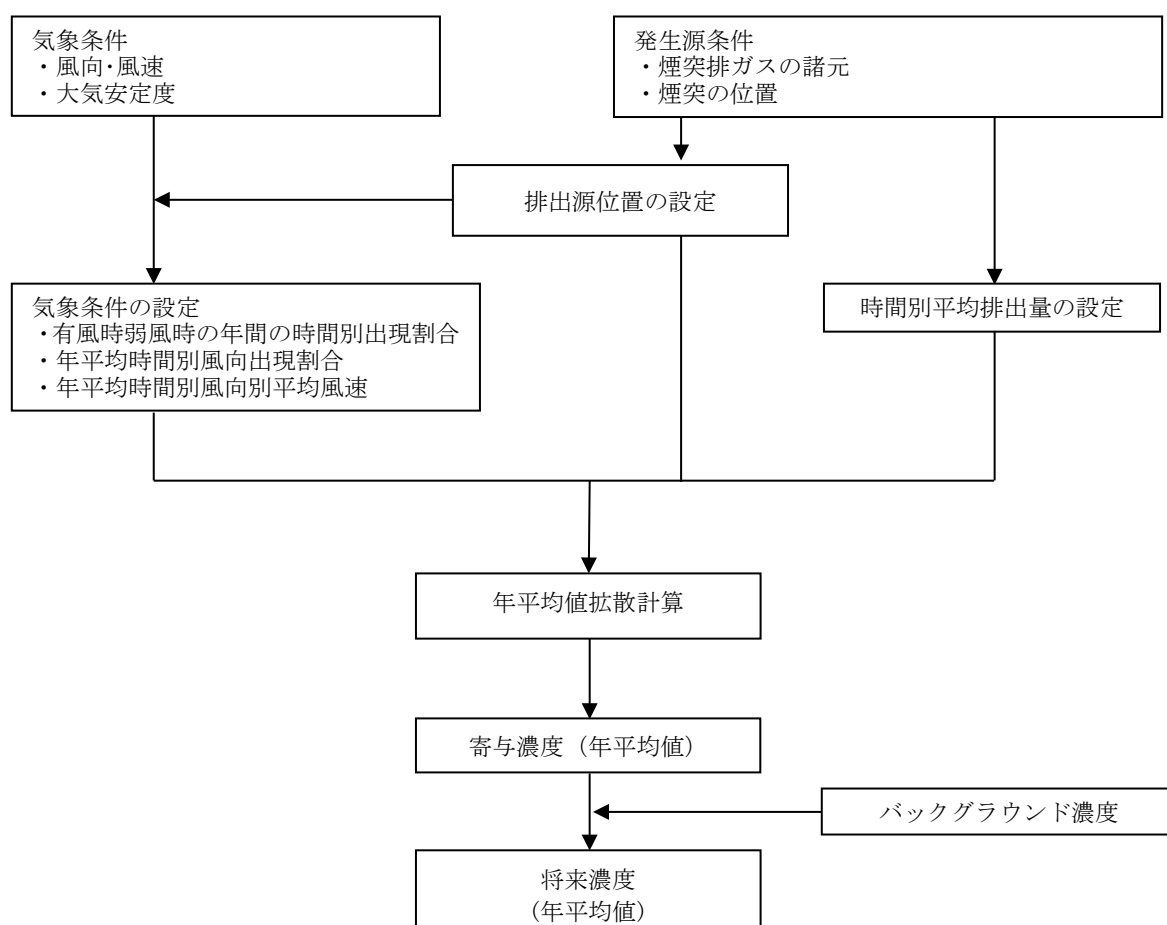
4) 予測方法

煙突排ガスの排出に伴う大気質への影響は、プルーム式及びパフ式による計算を基本とした方法により、年間の平均的な長期平均濃度（以下「年平均値」という。）及び特定の気象条件下における高濃度の出現を想定した短期濃度（以下「1時間値」という。）（大気安定度不安定時、上層逆転層発生時（リッド）、接地逆転層崩壊時（フュミゲーション）、煙突ダウンウォッシュ発生時、建物ダウンウォッシュ発生時）を予測した。

① 予測手順

ア 年平均値

年平均値の予測手順は、図 4-1-4に示すとおりである。

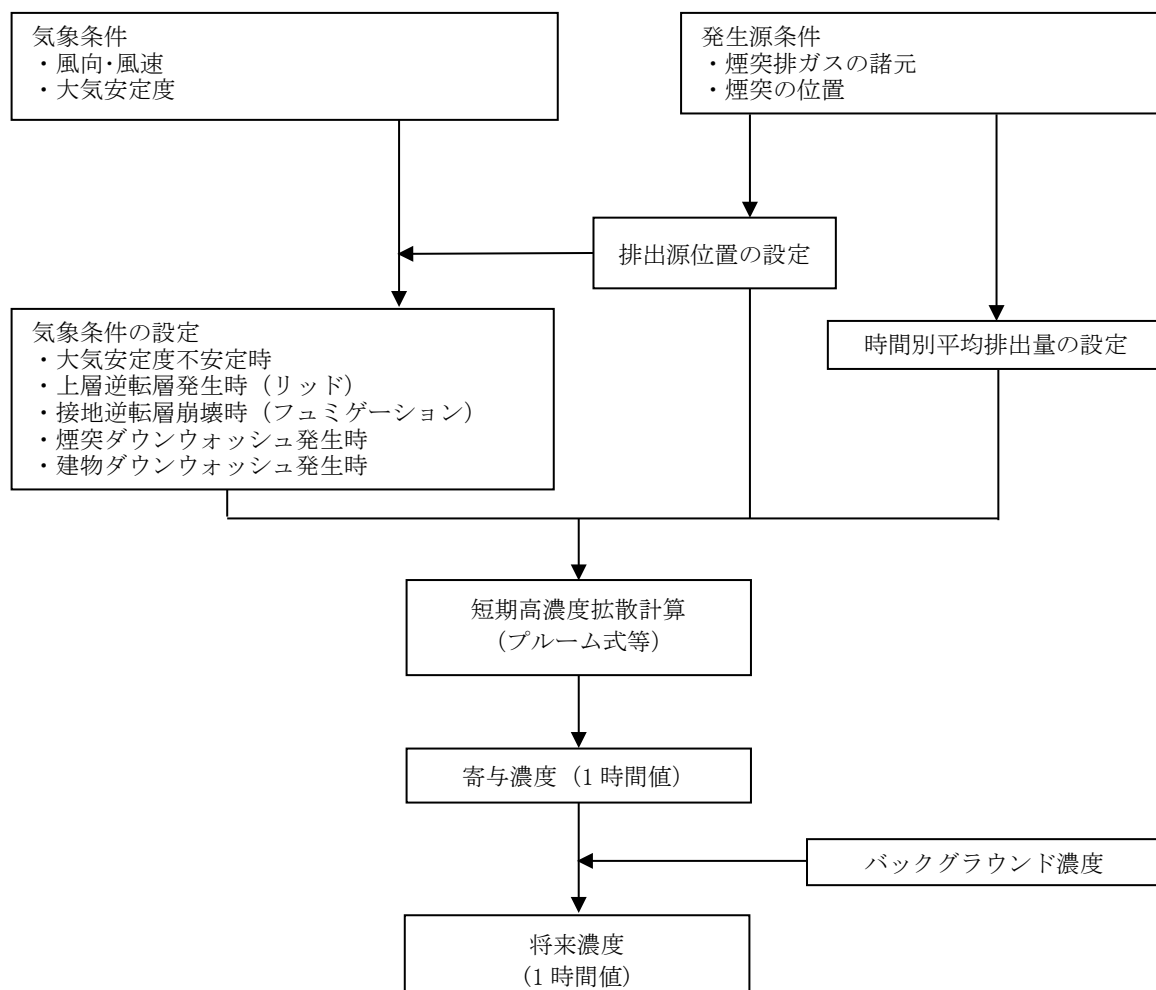


注) 年平均値は、1年間の1時間値を合計した値を、その時間数で割って得られる平均値であり、大気汚染物質の年間の平均的な濃度を指す。

図 4-1-4 施設の稼働（排ガス）に伴う大気質の予測手順（年平均値）

イ 1 時間値

1時間値の予測手順は、図 4-1-5に示すとおりである。



注) 1 時間値は、1 時間ごとの平均濃度を指す。

図 4-1-5 施設の稼働（排ガス）に伴う大気質の予測手順（1 時間値）

- ② 予測式
 ア 年平均値
 a 拡散式

年平均値の予測では、指針及び「窒素酸化物総量規制マニュアル〔新版〕」（平成12年12月、公害研究対策センター）（以下「総量規制マニュアル」という。）に基づく大気拡散式を用い、有風時（風速1.0m/s以上）はブルーム式、弱風時（風速0.5以上～1.0m/s未満）は弱風パフ式、無風時（0.5m/s未満）はパフ式を用いることを基本とした。

拡散式は以下のとおりである。

・ 有風時（ブルーム式）（ $u \geq 1\text{m/s}$ ）

年平均値の予測においては、風向を16方位に区分して計算するが、このとき一つの風向の出現率が長期的にはその風向内（22.5度の範囲）に様に分布していると考えることができる。すなわち、水平方向の煙の拡散幅に無関係なブルーム式となる。

$$C(R,z) = \frac{Q_p}{\sqrt{2\pi} \frac{\pi}{8} R \sigma_z U} \left[\exp\left(-\frac{(z-H_e)^2}{2\sigma_z^2}\right) + \exp\left(-\frac{(z+H_e)^2}{2\sigma_z^2}\right) \right]$$

ここで、

$C(R,z)$: 風下距離 R 、高さ z における濃度 (m^3/m^3)

Q_p : 煙源強度 (Nm^3/s)

R : 煙源と計算点の水平距離 (m)

$$R^2 = x^2 + y^2$$

x, y, z : 計算点の座標 (m)

σ_z : 鉛直方向の拡散幅 (m)

U : 風速 (m/s)

H_e : 有効煙突高 (m)

・ 弱風時（弱風パフ式）（ $0.5 \leq u < 1\text{m/s}$ ）

$$C(R,z) = \frac{Q_p}{\sqrt{2\pi} \frac{\pi}{8} \gamma} \left[\frac{1}{\eta_-^2} \exp\left(-\frac{U^2(z-H_e)^2}{2\gamma^2 \eta_-^2}\right) + \frac{1}{\eta_+^2} \exp\left(-\frac{U^2(z+H_e)^2}{2\gamma^2 \eta_+^2}\right) \right]$$

$$\eta_{\pm}^2 = R^2 + \frac{\alpha^2}{\gamma^2} (z \pm H_e)^2 \quad (\text{複合同順})$$

ここで、

α : 水平方向の拡散幅で定義される定数、 $\alpha = \sigma_y / t$

γ : 鉛直方向の拡散幅で定義される定数、 $\gamma = \sigma_z / t$

σ_y : 水平方向の拡散幅 (m)

σ_z : 鉛直方向の拡散幅 (m)

t : 経過時間 (s)

上記以外の変数は[有風時]と同じ。

- ・ 無風時 ($u < 0.5\text{m/s}$)

$$C(R,z) = \frac{Q_p}{(2\pi)^{3/2}\gamma} \left[\frac{1}{\eta_-^2} + \frac{1}{\eta_+^2} \right]$$

変数は[弱風時]と同じ。

b 拡散幅

予測に用いる拡散幅は、総量規制マニュアルに基づき、有風時 ($u \geq 1\text{m/s}$) はパスキル・ギフォード図を基本とした。

また、弱風時 ($0.5 \leq u < 1\text{m/s}$) 及び無風時 ($u < 0.5\text{m/s}$) においては、表 4-1-7に示す弱風時・無風時の拡散係数をパスキル安定度階級に対応させて用いることを基本とした。

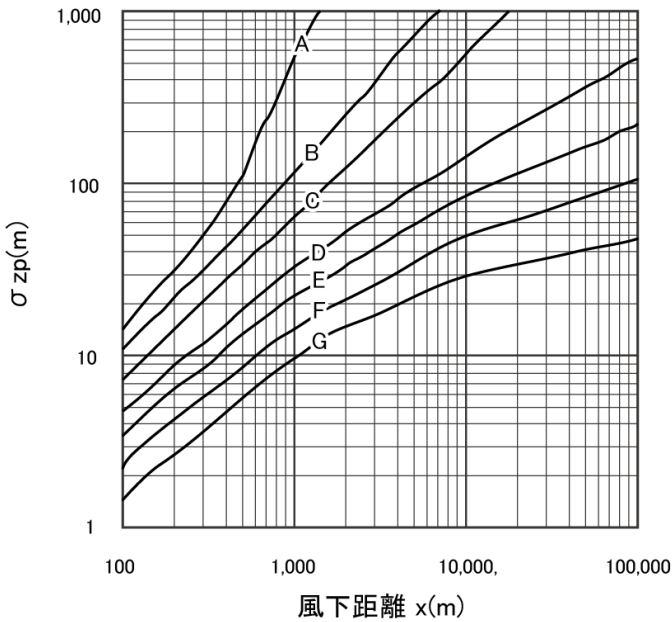


図 4-1-6 パスキル・ギフォード図（鉛直方向）

表 4-1-7 弱風時、無風時の拡散係数

パスキル 安定度階級	弱風時 ($0.5 \leq u < 1\text{m/s}$)		無風時 ($u < 0.5\text{m/s}$)	
	α	γ	α	γ
A	0.748	1.569	0.948	1.569
A-B	0.659	0.862	0.859	0.862
B	0.581	0.474	0.781	0.474
B-C	0.502	0.314	0.702	0.314
C	0.435	0.208	0.635	0.208
C-D	0.342	0.153	0.542	0.153
D	0.270	0.113	0.470	0.113
E	0.239	0.067	0.439	0.067
F	0.239	0.048	0.439	0.048
G	0.239	0.029	0.439	0.029

出典：「窒素酸化物総量規制マニュアル〔新版〕」（平成12年、公害研究対策センター）

c 有効煙突高

有効煙突高は、総量規制マニュアルに準拠し設定した。

煙突から排出される排ガスは、一般に温度が高く、浮力を持っている。また、上空に向かってかなりの速度で排出されるので吐出時の慣性をもって大気に排出され、さらに、排出される高度での風速及び大気安定度の影響を受ける。したがって、拡散式においては煙源高度を浮力及び慣性による上昇分を加えた高度として取扱う必要がある。

煙突実体高を H_o 、浮力及び慣性による排ガス上昇高を ΔH とすると、実際に拡散式で用いる煙源高度 H_e (有効煙突高)は、次式で示される。

$$H_e = H_o + \Delta H$$

ここで、

- H_e : 有効煙突高 (m)
- H_o : 煙突実体高 (m)
- ΔH : 排ガス上昇高 (m)

排ガス上昇高さを算出する計算式は、有風時($u \geq 1\text{m/s}$)にはCONCAWE式から計算した値を用い、無風時($u < 0.5\text{m/s}$)にはBriggs式を用いた。また、弱風時($0.5 \leq u < 1\text{m/s}$)の排ガス上昇高は、風速 2m/s のCONCAWE式における排ガス上昇高とBriggs式の値から線形内挿することにより求めた。

CONCAWE式及びBriggs式は、以下に示すとおりである。

・ 有風時 (CONCAWE 式)

$$\Delta H = 0.175 \cdot Q_H \cdot u^{-3/4}$$

ここで、

- Q_H : 排出熱量 (cal/s)、 $P_H = \rho \cdot Q \cdot C_p \cdot \Delta T$
- ρ : 0°C 1 気圧における排出ガス密度、 1.293×10^3 (g/m³)
- Q : 単位時間当たりの排ガス量 (m³_N/s)
- C_p : 定圧比熱、0.24 (cal/K/g)
- ΔT : 排ガス温度と気温 15°C との温度差 (K)
- u : 煙突頭頂部の風速 (m/s)

・ 無風時 (Briggs 式)

$$\Delta H = 1.4 \cdot Q_H^{1/4} \cdot (d\theta/dz)^{-3/8}$$

ここで、

- Q_H : 排出熱量 (cal/s)
- $d\theta/dz$: 温位勾配、昼間 0.003 ($^\circ\text{C}/\text{m}$)、夜間 0.010 ($^\circ\text{C}/\text{m}$)

イ 1時間値

a 予測ケース

特定の気象条件において、排出ガス濃度が短期的に高濃度になるおそれがあることから、指針、総量規制マニュアル及び「ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル」（昭和61年6月、社団法人全国都市清掃会議）（以下「ごみ焼却施設環境マニュアル」という。）等を踏まえ、表 4-1-8に示す5つの検討ケース（大気安定度不安定時、上層逆転層発生時（リッド）、接地逆転層崩壊時（フュミゲーション）、煙突ダウンウォッシュ発生時、建物ダウンウォッシュ発生時）を対象に、1時間値の予測を行った。

各検討ケースにおいて採用した拡散計算式は表 4-1-9に、対象とした予測条件（風速、有効煙突高等）は表 4-1-10に示すとおりである。

表 4-1-8(1) 1時間値の予測ケース(1)

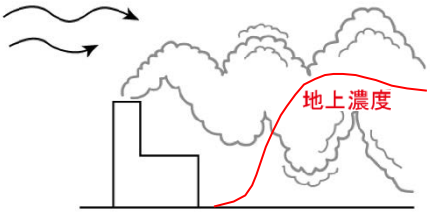
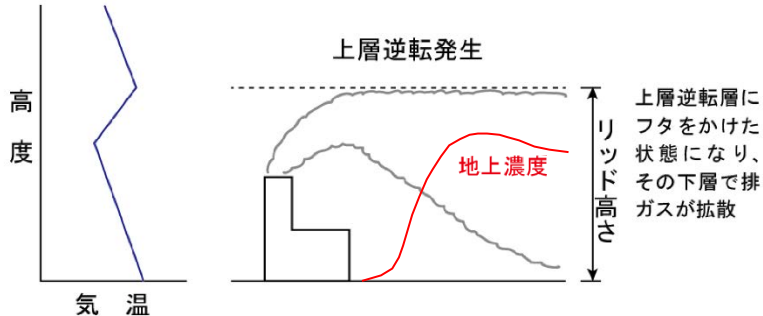
予測ケース	想定される高濃度の状態
a. 大気安定度不安定時	大気が不安定になることで、大気の混合が進み、大気汚染物質の濃度が高くなる状態。 
b. 上層逆転層発生時（リッド）	煙突の上空に気温の逆転層が存在する場合、上空にリッド（蓋）が存在する状態となり、煙突からの排ガスは上層逆転層内へは拡散されず、地表と逆転層の間で反射を繰り返し、地上に高い濃度をもたらす状況が生じる。  上層逆転発生 地上濃度 リッド高さ 上層逆転層にフタをかけた状態になり、その下層で排ガスが拡散

表 4-1-8 (2) 1 時間値の予測ケース (2)

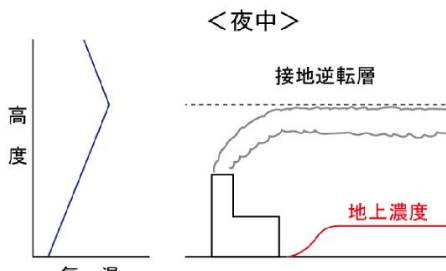
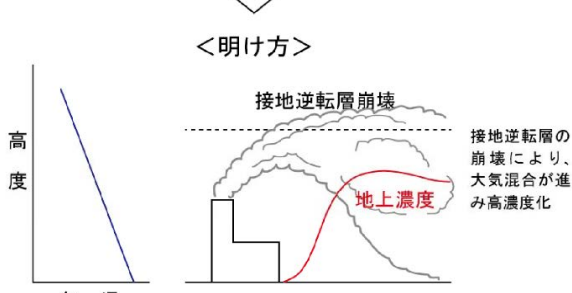
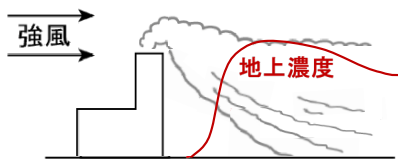
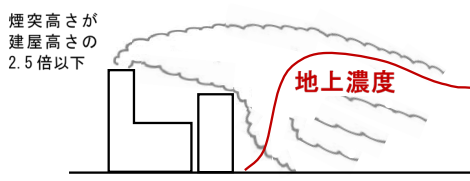
予測ケース	想定される高濃度の状態
c. 接地逆転層崩壊時 (フュミゲーション)	夜間、地面からの放射冷却によって比較的低い高度に逆転層ができる。これは、接地逆転層とよばれ、特に冬季、晴天で風の弱いときなど放射冷却が顕著な場合に生じる。この接地逆転層は、地表面の温度が上昇しはじめる日の出から日中にかけて、地表面近くから崩壊する。このとき、上層の安定層内に放出された排出ガスが地表近くの不安定層内にとりこまれ、急激な混合が生じて高濃度となる状態。 ＜夜中＞  ↓ ＜明け方＞ 
d. 煙突ダウンウォッシュ発生時	煙突ダウンウォッシュは、平均風速が煙突の吐出風速の約 1/2 以上になると、煙突下流側の渦に煙が巻き込まれる現象。 
e. 建物ダウンウォッシュ発生時	建物ダウンウォッシュは、煙突高さが隣接する建屋高さの約 2.5 倍以下となると、煙が建物によって生じる渦領域に巻き込まれる現象や流線の下降によって煙が地表面に引き込まれる現象。 

表 4-1-9 1 時間値の拡散式

予測ケース	拡散式
a. 大気安定度不安定時	有風時：プルーム式 無風時・弱風時：パフ式
b. 上層逆転層発生時 (リッド)	混合層高度（リッド）を考慮した拡散式 有風時：プルーム式 無風時・弱風時：パフ式
c. 接地逆転層崩壊時 (フミゲーション)	逆転層崩壊時の地表最大濃度推定式 (パフ式)
d. 煙突ダウンウォッシュ 発生時	「a. 大気安定度不安定時」に同じ
e. 建物ダウンウォッシュ 発生時	「a. 大気安定度不安定時」に同じ

注) 指針、総量規制マニュアル及びごみ焼却施設環境マニュアル等に基づく拡散計算式を採用した。

表 4-1-10 1 時間値の予測条件（風速、大気安定度等）

予測ケース	拡散式
a. 大気安定度不安定時	風速：地上濃度が最も高くなると予測された風速（1m/s） 大気安定度：A 有効煙突高：年平均値の予測と同様の式で算定。
b. 上層逆転層発生時 (リッド)	風速：地上濃度が最も高くなると予測された風速（1m/s） 大気安定度：A 有効煙突高：年平均値の予測と同様の式で算定。
c. 接地逆転層崩壊時 (フミゲーション)	風速：地上濃度が最も高くなると予測された風速（A案：1m/s、B案： 0.7m/s） 大気安定度：D 有効煙突高：予測濃度が最も高くなる逆転層崩壊高さと同様とした。
d. 煙突ダウンウォッシュ 発生時	風速：地上濃度が最も高くなると予測された風速（12.5m/s ※吐出速度 の1/2） 大気安定度：D 有効煙突高：煙が横倒しになり煙が上昇しない状況を想定し、煙突高さ と同様とした。
e. 建物ダウンウォッシュ 発生時	風速：地上濃度が最も高くなると予測された風速（1m/s） 大気安定度：A 有効煙突高：年平均値の予測と同様の式で算定。（ただし、建物によるプルーム 主軸の低下量（Huber 式）を考慮。） （※拡散パラメータには、建物等の風向方向の最大想定投影面積（8,400m ² ）を考慮）

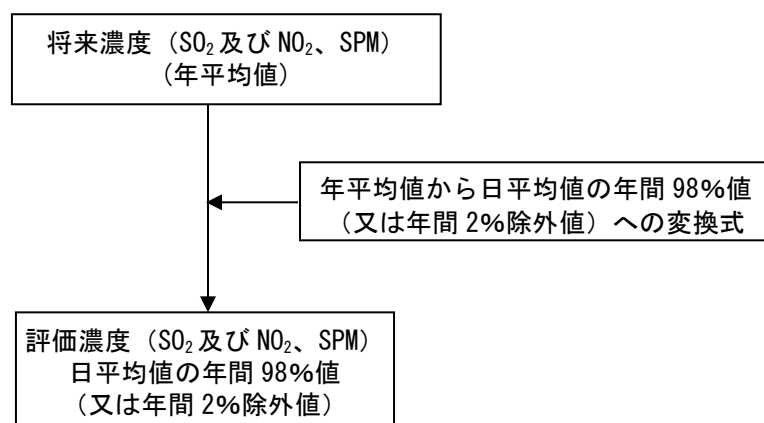
③ 寄与濃度の変換

煙突排ガスによる寄与濃度（施設の稼働により付加される負荷分の濃度）について、予測する窒素酸化物、硫黄酸化物及びばいじんは、それぞれ全てが二酸化窒素、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質に変換されるものとした。

④ 年平均値から日平均値の2%除外値又は年間98%値への変換式の設定

年平均値で予測された結果を、環境基準の日平均値^{注)}と比較するため、図 4-1-7に示す手順で年平均値から日平均値へ変換した。

変換された日平均値は、測定したデータを環境基準と比較する際には、二酸化窒素では年間の値の中でも低い方から98%目になる値を、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質では高い方から2%を除外した値と比較することから、これと同様に高い方から98%値又は2%を除外した値相当になるように、統計的なモデルで変換したうえで評価することとした。



注) 日平均値とは、1 日 24 時間の平均濃度を指す。

図 4-1-7 年平均値から日平均値への変換手順

年平均値を日平均値の年間2%除外値又は年間98%値に変換する式は、表 4-1-11、図 4-1-8～図 4-1-10に示すとおりであり、徳島県内における一般環境大気測定局における平成24年度～令和3年度までの10年間の測定結果から回帰分析を行い、年平均値と日平均値の関係から求めた。

表 4-1-11 年平均値から日平均値の年間 98%値・年間 2%除外値への変換式

項目	変換式
二酸化硫黄	[年間 2%除外値] = 1.3729 × [年平均値] + 0.0012
二酸化窒素	[年間 98%値] = 2.0419 × [年平均値] + 0.0012
浮遊粒子状物質	[年間 2%除外値] = 3.1968 × [年平均値] - 0.01

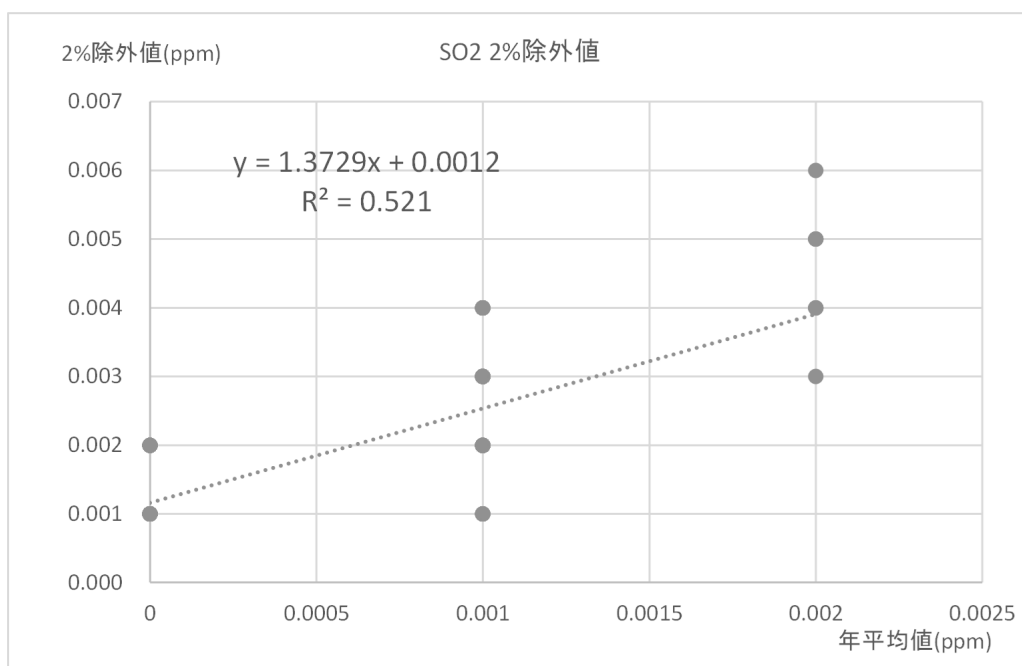


図 4-1-8 年平均值から年間 2%除外値への変換式（二酸化硫黄）

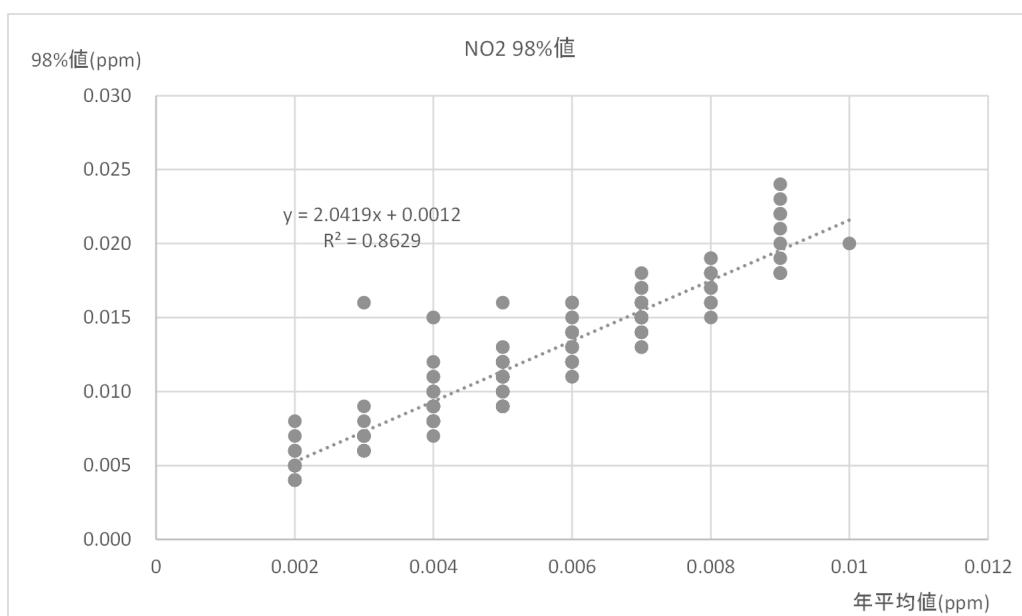


図 4-1-9 年平均值から年間 98%値への変換式（二酸化窒素）

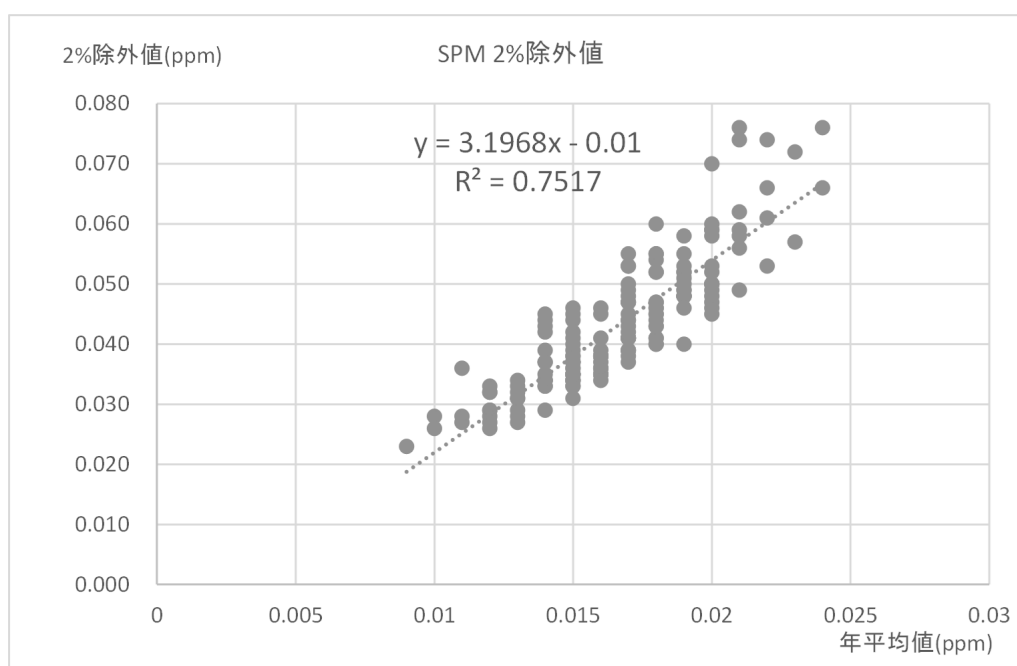


図 4-1-10 年平均値から年間 2%除外値への変換式（浮遊粒子状物質）

5) 予測条件

① 煙突排ガスの諸元

煙突排ガスの諸元は、施設基本計画の策定にあたり行ったプラントメーカー提案を踏まえつつ、排ガス影響を過小評価することがないように留意して、表 4-1-12のとおり設定した。

なお、煙突高さ及び施設配置については、配慮書における「第4章 計画段階配慮事項の選定 4-1位置等に関する複数案の設定」に示す複数案を考慮した。

表 4-1-12 予測に用いる煙突排ガスの諸元

項目		設定値	
煙突高		A 案：59m	B 案：45m
乾きガス量 ^{注1)}		22,000m ³ _N /h × 3 炉 (計 66,000m ³ _N /h)	
湿りガス量 ^{注1)}		28,000m ³ _N /h × 3 炉 (計 84,000m ³ _N /h)	
排ガス温度 ^{注2)}		170	℃
排出濃度 ^{注3)}	硫黄酸化物	10	ppm
	窒素酸化物	30	ppm
	浮遊粒子状物質（ばいじん）	0.01	g/m ³ _N
	塩化水素	10	ppm
	ダイオキシン類	0.01	ng-TEQ/m ³ _N

注 1) 乾きガス量及び湿りガス量は、プラントメーカー提案のうち最大の値を考慮して設定した。なお、炉の系列数については、安定稼働の持続性に留意して検討した結果、3 炉を選択することとした。

注 2) 排ガス温度は低い方が、煙突排ガスの上昇が抑えられることから、地上濃度は高くなる傾向がある。そこで、本予測における排ガス温度は、プラントメーカー提案のうち、最も低い温度を設定した。

注 3) 排出濃度は、新施設に係る環境保全目標値（第 2 章「2-2-5 施設計画の概要」参照）を設定した。

② 気象条件

風向及び風速は、事業実施想定区域に最も近い徳島気象観測所における最新年（令和4年1月～12月の1年間）の測定結果を用いた。また、大気安定度は、令和2年の徳島気象観測所における風速及び高松地方気象台における日射量及び雲量の測定結果を用いて集計・設定した。設定した風向別・風速階級別の大気安定度出現頻度は表 4-1-15に示すとおりである。

なお、風速は総量規制マニュアルに示される大気安定度別のべき指数に基づき、べき乗則により煙突頂部高さの風速を次式により推定して適用した。

$$U_z = U_s (Z/Z_s)^P$$

U_s ：地上風速（m/s）

U_z ：高さ Z における風速（m/s）

Z_s ：地上観測高さ（17.8m）

Z ：上空の高さ（m）

P ：べき指数

表 4-1-13 べき指数

パスキル安定度	A	B	C	D	E	FとG
べき指数 P	0.1	0.15	0.20	0.25	0.25	0.30

出典：「窒素酸化物総量規制マニュアル〔新版〕」（平成12年、公害研究対策センター）

③ バックグラウンド濃度

バックグラウンド濃度は、一般環境大気測定局である徳島局における過去5年（平成29年度～令和3年度）の年平均値の平均濃度を適用するものとし、表 4-1-14に示すとおり設定した。ただし、塩化水素については既存測定結果がないことから、バックグラウンド濃度は考慮しないこととした。

表 4-1-14 バックグラウンド濃度の設定

項目	バックグラウンド濃度 ^{注1)}
二酸化硫黄	0.001ppm
二酸化窒素	0.008ppm
浮遊粒子状物質	0.014mg/m ³
塩化水素	—
ダイオキシン類	0.0087pg-TEQ/m ³

注1) バックグラウンド濃度とは、施設を整備する前の現状の環境濃度のこと。

注2) 一般環境大気測定局である徳島局における過去5年（平成29年度～令和3年度）の年平均値の平均濃度より設定した。

④ 運転日数及び稼働時間

施設の運転日数は、1炉当たり年間280日、24時間連続稼働とした。

風速観測高さ 17.8 m 単位：％

單位：%

(2) 予測結果

1) 年平均値の予測結果

二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類の最大着地濃度地点における予測結果は、表 4-1-16に示すとおりである。また、予測対象物質のうち、代表としてダイオキシン類について作成した排ガス寄与濃度分布図は図 4-1-11に示すとおりである。

なお、本予測では周辺地形の起伏等は考慮していないため、設定した複数案のうち、「施設配置」による最大着地濃度に違いはないため、表 4-1-16には煙突高さの複数案ごとの予測結果を示す。

予測の結果、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類の最大着地濃度地点（以下「最大地点」という。）は事業実施想定区域東側の海域上となると予測されるが、生活環境への影響が考えられる陸地部における最大地点（以下「陸地部最大地点」という。）は西南西方向に出現し、その煙突位置からの距離は、A案（煙突高さ59m）が550m、B案（煙突高さ45m）が510mとなると予測される。

また、最大地点における寄与濃度は、B案（煙突高さ45m）の方がA案（煙突高さ59m）に比べ高くなり、寄与濃度が比較的高くなる範囲はB案の方が広がる。しかし、バックグラウンド濃度を加算した将来濃度（年平均値）及び日平均値は、いずれの案・位置においても概ね同等の値となると予測される。

なお、陸地部最大地点の位置は、X案（東側配置）の方がY案（西側配置）に比べ非工業系地域から離れている。また、X案の方が、寄与濃度が比較的高くなる範囲が非工業系地域において小さくなると予測される。

表 4-1-16 予測結果：年平均値（最大着地濃度地点）

項目	複数案	予測位置	寄与濃度 ^{注1)} (A)	バックグラウンド濃度 ^{注2)} (B)	将来濃度 ^{注3)} (A+B)	日平均値 ^{注4)}
二酸化硫黄 (ppm)	A案：煙突59m	最大地点	0.000028	0.001	0.0010	0.003
		陸地部最大地点	0.000016		0.0010	0.003
	B案：煙突45m	最大地点	0.000040		0.0010	0.003
		陸地部最大地点	0.000021		0.0010	0.003
二酸化窒素 (ppm)	A案：煙突59m	最大地点	0.000083	0.008	0.0081	0.018
		陸地部最大地点	0.000049		0.0080	0.018
	B案：煙突45m	最大地点	0.00012		0.0081	0.018
		陸地部最大地点	0.000063		0.0081	0.018
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	A案：煙突59m	最大地点	0.000028	0.014	0.014	0.035
		陸地部最大地点	0.000016		0.014	0.035
	B案：煙突45m	最大地点	0.000040		0.014	0.036
		陸地部最大地点	0.000021		0.014	0.035
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	A案：煙突59m	最大地点	0.000028	0.0087	0.0088	—
		陸地部最大地点	0.000016		0.0088	—
	B案：煙突45m	最大地点	0.000040		0.0088	—
		陸地部最大地点	0.000021		0.0088	—

注1) 寄与濃度とは、施設の稼働により付加される負荷分の濃度のこと。

注2) バックグラウンド濃度とは、施設の稼働による影響を受けていない状況での代表的な環境濃度のこと。

注3) 将来濃度とは、施設の稼働後に想定される環境濃度のこと。

注4) 日平均値とは、1日24時間の平均濃度を指す。なお、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質は日平均値の年間2%除外値を、二酸化窒素は日平均値の年間98%値を示す。



図 4-1-11 (1) ダイオキシン類の寄与濃度予測結果図（X案：東側配置、A案：煙突高さ 59m）

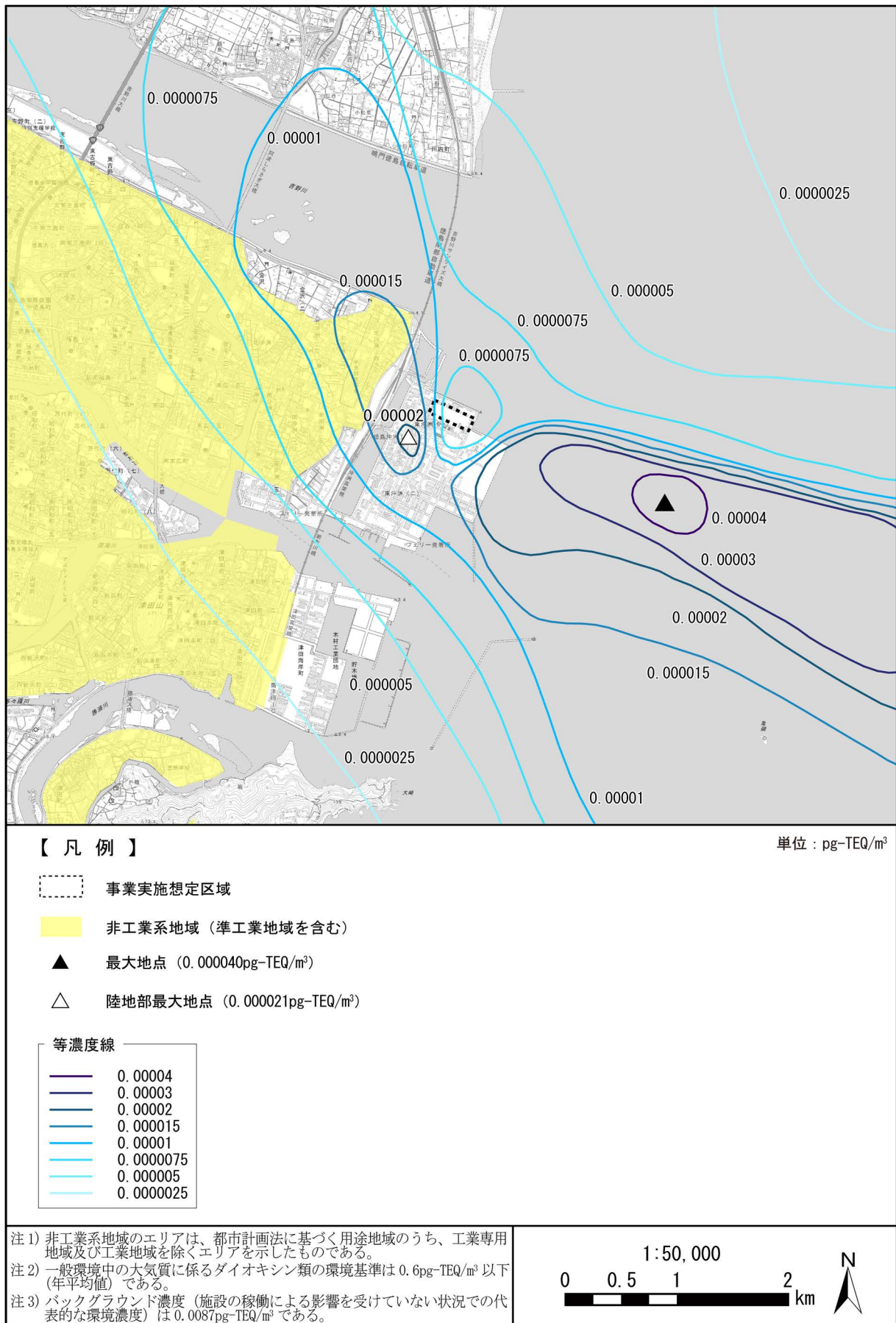


図 4-1-11 (2) ダイオキシン類の寄与濃度予測結果図（X案：東側配置、B案：煙突高さ 45m）



図 4-1-11 (3) ダイオキシン類の寄与濃度予測結果図（Y案：西側配置、A案：煙突高さ 59m）

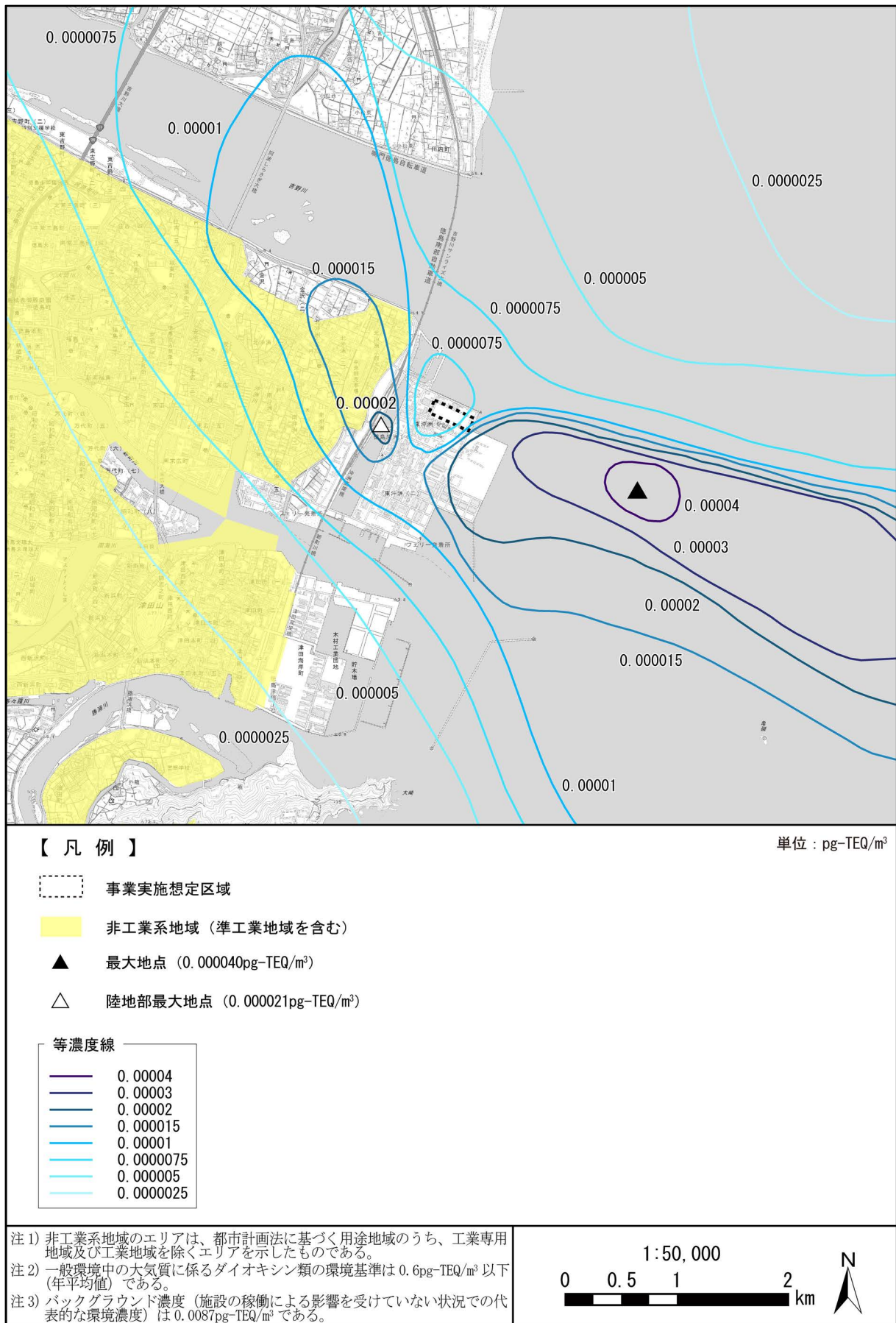


図 4-1-11 (4) ダイオキシン類の寄与濃度予測結果図（Y案：西側配置、B案：煙突高さ 45m）

2) 1 時間値の予測結果

二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素及びダイオキシン類の1時間値（陸地部最大地点）に係る予測結果は、以下に示すとおりである。

① 大気安定度不安定時

大気安定度不安定時の予測結果は、表 4-1-17に示すとおりである。寄与濃度はB 案（煙突高さ45m）の方が高く、バックグラウンド濃度を加算した将来濃度もB 案の方が若干高くなる又は概ね同等となると予測される。

なお、最大地点までの距離は、A 案（煙突高さ59m）は煙突の風下約550m、B 案は煙突の風下約530mの距離に出現すると予測される。

表 4-1-17 予測結果：1 時間値（大気安定度不安定時）

項 目	複数案	寄与濃度 ^{注1)} (A)	バックグラウンド濃度 ^{注2)} (B)	将来濃度 ^{注3)} (A+B)
二酸化硫黄 (ppm)	A案：煙突59m	0.00082	0.001	0.002
	B案：煙突45m	0.00095		0.002
二酸化窒素 (ppm)	A案：煙突59m	0.0025	0.008	0.010
	B案：煙突45m	0.0028		0.011
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	A案：煙突59m	0.00082	0.014	0.015
	B案：煙突45m	0.00095		0.015
塩化水素 (ppm)	A案：煙突59m	0.00082	—	0.00082
	B案：煙突45m	0.00095		0.00095
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	A案：煙突59m	0.00082	0.0087	0.010
	B案：煙突45m	0.00095		0.010

注1) 寄与濃度とは、施設の稼働により付加される負荷分の濃度のこと。予測範囲における最大値とした。

注2) バックグラウンド濃度とは、施設の稼働による影響を受けていない状況での代表的な環境濃度のこと。

ただし、塩化水素については既存測定結果がないことから、バックグラウンド濃度は考慮していない。

注3) 将来濃度とは、施設の稼働後に想定される環境濃度のこと。

注4) 最大地点までの距離は、A 案は煙突より約550m、B 案は煙突より約530mである。

② 上層逆転層発生時（リッド）

上層逆転層発生時（リッド）の予測結果は、表 4-1-18に示すとおりである。寄与濃度はB案（煙突高さ45m）の方が高く、バックグラウンド濃度を加算した将来濃度もB案の方が若干高くなる又は概ね同等となると予測される。

なお、最大地点までの距離は、A案（煙突高さ59m）は煙突の風下約550m、B案は煙突の風下約530mの距離に出現すると予測される。

表 4-1-18 予測結果：1時間値（上層逆転層発生時（リッド））

項 目	複数案	寄与濃度 ^{注1)} (A)	バックグラウンド濃度 ^{注2)} (B)	将来濃度 ^{注3)} (A+B)
二酸化硫黄 (ppm)	A案：煙突59m	0.0016	0.001	0.003
	B案：煙突45m	0.0019		0.003
二酸化窒素 (ppm)	A案：煙突59m	0.0049	0.008	0.013
	B案：煙突45m	0.0057		0.014
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	A案：煙突59m	0.0016	0.014	0.016
	B案：煙突45m	0.0019		0.016
塩化水素 (ppm)	A案：煙突59m	0.0016	—	0.0016
	B案：煙突45m	0.0019		0.0019
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	A案：煙突59m	0.0016	0.0087	0.010
	B案：煙突45m	0.0019		0.011

注1) 寄与濃度とは、施設の稼働により付加される負荷分の濃度のこと。予測範囲における最大値とした。

注2) バックグラウンド濃度とは、施設の稼働による影響を受けていない状況での代表的な環境濃度のこと。

ただし、塩化水素については既存測定結果がないことから、バックグラウンド濃度は考慮していない。

注3) 将来濃度とは、施設の稼働後に想定される環境濃度のこと。

注4) 最大地点までの距離は、A案は煙突より約550m、B案は煙突より約530mである。

③ 接地逆転層崩壊時(フュミゲーション)

接地逆転層崩壊時(フュミゲーション) の予測結果は、表 4-1-19に示すとおりである。寄与濃度はB案(煙突高さ45m)の方が高く、バックグラウンド濃度を加算した将来濃度もB案の方が若干高くなると予測される。

なお、最大地点までの距離は、A案(煙突高さ59m)は煙突の風下約250m、B案は煙突の風下約180mの距離に出現すると予測される。

表 4-1-19 予測結果：1時間値(接地逆転層崩壊時(フュミゲーション))

項 目	複数案	寄与濃度 ^{注1)} (A)	バックグラウンド濃度 ^{注2)} (B)	将来濃度 ^{注3)} (A+B)
二酸化硫黄 (ppm)	A案：煙突59m	0.0052	0.001	0.006
	B案：煙突45m	0.0079		0.009
二酸化窒素 (ppm)	A案：煙突59m	0.016	0.008	0.024
	B案：煙突45m	0.024		0.032
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	A案：煙突59m	0.0052	0.014	0.019
	B案：煙突45m	0.0079		0.022
塩化水素 (ppm)	A案：煙突59m	0.0052	—	0.0052
	B案：煙突45m	0.0079		0.0079
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	A案：煙突59m	0.0052	0.0087	0.014
	B案：煙突45m	0.0079		0.017

注1) 寄与濃度とは、施設の稼働により付加される負荷分の濃度のこと。予測範囲における最大値とした。

注2) バックグラウンド濃度とは、施設の稼働による影響を受けていない状況での代表的な環境濃度のこと。

ただし、塩化水素については既存測定結果がないことから、バックグラウンド濃度は考慮していない。

注3) 将来濃度とは、施設の稼働後に想定される環境濃度のこと。

注4) 最大地点までの距離は、A案は煙突より約250m、B案は煙突より約180mである。

④ 煙突ダウンウォッシュ発生時

煙突ダウンウォッシュ発生時の予測結果は、表 4-1-20に示すとおりである。寄与濃度はB案（煙突高さ45m）の方が高く、バックグラウンド濃度を加算した将来濃度もB案の方が若干高くなる又は概ね同等となると予測される。

なお、最大地点は、いずれの案も敷地境界（施設建屋）の直近付近となると予測される。

表 4-1-20 予測結果：1時間値（煙突ダウンウォッシュ発生時）

項 目	複数案	寄与濃度 ^{注1)} (A)	バックグラウンド濃度 ^{注2)} (B)	将来濃度 ^{注3)} (A+B)
二酸化硫黄 (ppm)	A案：煙突5.9m	0.00095	0.001	0.002
	B案：煙突4.5m	0.0016		0.003
二酸化窒素 (ppm)	A案：煙突5.9m	0.0029	0.008	0.011
	B案：煙突4.5m	0.0049		0.013
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	A案：煙突5.9m	0.00095	0.014	0.015
	B案：煙突4.5m	0.0016		0.016
塩化水素 (ppm)	A案：煙突5.9m	0.00095	—	0.00095
	B案：煙突4.5m	0.0016		0.0016
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	A案：煙突5.9m	0.00095	0.0087	0.010
	B案：煙突4.5m	0.0016		0.010

注1) 寄与濃度とは、施設の稼働により付加される負荷分の濃度のこと。予測範囲における最大値とした。

注2) バックグラウンド濃度とは、施設の稼働による影響を受けていない状況での代表的な環境濃度のこと。

ただし、塩化水素については既存測定結果がないことから、バックグラウンド濃度は考慮していない。

注3) 将来濃度とは、施設の稼働後に想定される環境濃度のこと。

注4) 最大地点の出現位置は、いずれの案も施設建屋の直近付近である。

⑤ 建物ダウンウォッシュ発生時

建物ダウンウォッシュ発生時の予測結果は、表 4-1-21に示すとおりである。寄与濃度はB案（煙突高さ45m）の方が高く、バックグラウンド濃度を加算した将来濃度もB案の方が若干高くなる又は概ね同等となると予測される。

なお、最大地点までの距離は、A案（煙突高さ59m）は煙突の風下約460m、B案は煙突の風下約400mの距離に出現すると予測される。

表 4-1-21 予測結果：1時間値（建物ダウンウォッシュ発生時）

項 目	複数案	寄与濃度 ^{注1)} (A)	バックグラウンド濃度 ^{注2)} (B)	将来濃度 ^{注3)} (A+B)
二酸化硫黄 (ppm)	A案：煙突59m	0.0011	0.001	0.002
	B案：煙突45m	0.0015		0.003
二酸化窒素 (ppm)	A案：煙突59m	0.0032	0.008	0.011
	B案：煙突45m	0.0044		0.013
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	A案：煙突59m	0.0011	0.014	0.015
	B案：煙突45m	0.0015		0.016
塩化水素 (ppm)	A案：煙突59m	0.0011	—	0.0011
	B案：煙突45m	0.0015		0.0015
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	A案：煙突59m	0.0011	0.0087	0.010
	B案：煙突45m	0.0015		0.010

注1) 寄与濃度とは、施設の稼働により付加される負荷分の濃度のこと。予測範囲における最大値とした。

注2) バックグラウンド濃度とは、施設の稼働による影響を受けていない状況での代表的な環境濃度のこと。

ただし、塩化水素については既存測定結果がないことから、バックグラウンド濃度は考慮していない。

注3) 将来濃度とは、施設の稼働後に想定される環境濃度のこと。

注4) 最大地点までの距離は、A案は煙突より約460m、B案は煙突より約400mである。

4-1-3 評価

(1) 評価方法

予測結果をもとに、設定した複数案間における影響の程度を整理し、それぞれの環境影響の程度について比較・評価を行った。

また、環境基本法第16条第1項の規定に基づき、大気汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として「大気汚染に係る環境基準について」及び「二酸化窒素に係る環境基準について」が定められているほか、ダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく「大気汚染に係る環境基準」（以下「環境基準」という。）が定められている。また、塩化水素については、環境基準は定められていないが、指針において目標環境濃度が示されている。

これらより、当該基準値等との整合が図られているかを検討した。

(2) 評価結果

1) 環境影響の程度に係る評価

① 年平均値

煙突高さに係る複数案毎の最大地点の将来濃度（年平均値）は、表 4-1-22に示すとおりである。これによると、最大地点における寄与濃度は、B案（煙突高さ45m）の方がA案（煙突高さ59m）と比べ高くなり、バックグラウンド濃度を加算した将来濃度（年平均値）は、いずれの案・位置においても概ね同等の値となるが、寄与濃度が比較的高くなる範囲はB案の方が広くなることから、A案の方が相対的に優位と考えられる。

表 4-1-22 煙突高さに係る複数案毎の最大着地濃度地点の将来濃度（年平均値）

項目	複数案	予測位置	寄与濃度 ^{注1)} (A)	バックグラウンド濃度 ^{注2)} (B)	将来濃度 ^{注3)} (A+B)
二酸化硫黄 (ppm)	A案：煙突59m	最大地点	0.000028	0.001	0.0010
		陸地部最大地点	0.000016		0.0010
	B案：煙突45m	最大地点	0.000040		0.0010
		陸地部最大地点	0.000021		0.0010
二酸化窒素 (ppm)	A案：煙突59m	最大地点	0.000083	0.008	0.0081
		陸地部最大地点	0.000049		0.0080
	B案：煙突45m	最大地点	0.00012		0.0081
		陸地部最大地点	0.000063		0.0081
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	A案：煙突59m	最大地点	0.000028	0.014	0.014
		陸地部最大地点	0.000016		0.014
	B案：煙突45m	最大地点	0.000040		0.014
		陸地部最大地点	0.000021		0.014
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	A案：煙突59m	最大地点	0.000028	0.0087	0.0088
		陸地部最大地点	0.000016		0.0088
	B案：煙突45m	最大地点	0.000040		0.0088
		陸地部最大地点	0.000021		0.0088

注1) 寄与濃度とは、施設の稼働により付加される負荷分の濃度のこと。

注2) バックグラウンド濃度とは、施設の稼働による影響を受けていない状況での代表的な環境濃度のこと。

注3) 将来濃度とは、施設の稼働後に想定される環境濃度のこと。

② 1 時間値

煙突高さに係る複数案毎の最大地点の将来濃度(1時間値)は、表 4-1-23に示すとおりである。これによると、バックグラウンド濃度を加算した将来濃度はB案(煙突高さ45m)の方が高くなる又は概ね同等となる結果となっているが、寄与濃度についてはB案の方が高くなることから、相対的にA案(煙突高さ59m)の方が優位と考えられる。

表 4-1-23 施設配置及び煙突高さに係る複数案毎の最大着地濃度地点の将来濃度(1時間値)
＜大気安定度不安定時＞

項 目	複数案	寄与濃度 ^{注1)} (A)	バックグラウンド濃度 ^{注2)} (B)	将来濃度 ^{注3)} (A+B)
二酸化硫黄 (ppm)	A案: 煙突59m	0.00082	0.001	0.002
	B案: 煙突45m	0.00095		0.002
二酸化窒素 (ppm)	A案: 煙突59m	0.0025	0.008	0.010
	B案: 煙突45m	0.0028		0.011
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	A案: 煙突59m	0.00082	0.014	0.015
	B案: 煙突45m	0.00095		0.015
塩化水素 (ppm)	A案: 煙突59m	0.00082	—	0.00082
	B案: 煙突45m	0.00095		0.00095
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	A案: 煙突59m	0.00082	0.0087	0.010
	B案: 煙突45m	0.00095		0.010

注1) 寄与濃度とは、施設の稼働により付加される負荷分の濃度のこと。予測範囲における最大値とした。

注2) バックグラウンド濃度とは、施設の稼働による影響を受けていない状況での代表的な環境濃度のこと。

ただし、塩化水素については既存測定結果がないことから、バックグラウンド濃度は考慮していない。

注3) 将来濃度とは、施設の稼働後に想定される環境濃度のこと。

注4) 最大地点までの距離は、A案は煙突より約550m、B案は煙突より約530mである。

＜上層逆転層発生時(リッド)＞

項 目	複数案	寄与濃度 ^{注1)} (A)	バックグラウンド濃度 ^{注2)} (B)	将来濃度 ^{注3)} (A+B)
二酸化硫黄 (ppm)	A案: 煙突59m	0.0016	0.001	0.003
	B案: 煙突45m	0.0019		0.003
二酸化窒素 (ppm)	A案: 煙突59m	0.0049	0.008	0.013
	B案: 煙突45m	0.0057		0.014
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	A案: 煙突59m	0.0016	0.014	0.016
	B案: 煙突45m	0.0019		0.016
塩化水素 (ppm)	A案: 煙突59m	0.0016	—	0.0016
	B案: 煙突45m	0.0019		0.0019
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	A案: 煙突59m	0.0016	0.0087	0.010
	B案: 煙突45m	0.0019		0.011

注1) 寄与濃度とは、施設の稼働により付加される負荷分の濃度のこと。予測範囲における最大値とした。

注2) バックグラウンド濃度とは、施設の稼働による影響を受けていない状況での代表的な環境濃度のこと。

ただし、塩化水素については既存測定結果がないことから、バックグラウンド濃度は考慮していない。

注3) 将来濃度とは、施設の稼働後に想定される環境濃度のこと。

注4) 最大地点までの距離は、A案は煙突より約550m、B案は煙突より約530mである。

＜接地逆転層崩壊時（フュミゲーション）＞

項 目	複数案	寄与濃度 ^{注1)} (A)	バックグラウンド濃度 ^{注2)} (B)	将来濃度 ^{注3)} (A+B)
二酸化硫黄 (ppm)	A案：煙突5.9m	0.0052	0.001	0.006
	B案：煙突4.5m	0.0079		0.009
二酸化窒素 (ppm)	A案：煙突5.9m	0.016	0.008	0.024
	B案：煙突4.5m	0.024		0.032
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	A案：煙突5.9m	0.0052	0.014	0.019
	B案：煙突4.5m	0.0079		0.022
塩化水素 (ppm)	A案：煙突5.9m	0.0052	—	0.0052
	B案：煙突4.5m	0.0079		0.0079
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	A案：煙突5.9m	0.0052	0.0087	0.014
	B案：煙突4.5m	0.0079		0.017

注1) 寄与濃度とは、施設の稼働により付加される負荷分の濃度のこと。予測範囲における最大値とした。

注2) バックグラウンド濃度とは、施設の稼働による影響を受けていない状況での代表的な環境濃度のこと。

ただし、塩化水素については既存測定結果がないことから、バックグラウンド濃度は考慮していない。

注3) 将来濃度とは、施設の稼働後に想定される環境濃度のこと。

注4) 最大地点までの距離は、A案は煙突より約250m、B案は煙突より約180mである。

＜煙突ダウンウォッシュ発生時＞

項 目	複数案	寄与濃度 ^{注1)} (A)	バックグラウンド濃度 ^{注2)} (B)	将来濃度 ^{注3)} (A+B)
二酸化硫黄 (ppm)	A案：煙突5.9m	0.00095	0.001	0.002
	B案：煙突4.5m	0.0016		0.003
二酸化窒素 (ppm)	A案：煙突5.9m	0.0029	0.008	0.011
	B案：煙突4.5m	0.0049		0.013
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	A案：煙突5.9m	0.00095	0.014	0.015
	B案：煙突4.5m	0.0016		0.016
塩化水素 (ppm)	A案：煙突5.9m	0.00095	—	0.00095
	B案：煙突4.5m	0.0016		0.0016
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	A案：煙突5.9m	0.00095	0.0087	0.010
	B案：煙突4.5m	0.0016		0.010

注1) 寄与濃度とは、施設の稼働により付加される負荷分の濃度のこと。予測範囲における最大値とした。

注2) バックグラウンド濃度とは、施設の稼働による影響を受けていない状況での代表的な環境濃度のこと。

ただし、塩化水素については既存測定結果がないことから、バックグラウンド濃度は考慮していない。

注3) 将来濃度とは、施設の稼働後に想定される環境濃度のこと。

注4) 最大地点の出現位置は、いずれの案も施設建屋の直近付近である。

＜建物ダウンウォッシュ発生時＞

項 目	複数案	寄与濃度 ^{注1)} (A)	バックグラウンド濃度 ^{注2)} (B)	将来濃度 ^{注3)} (A+B)
二酸化硫黄 (ppm)	A案：煙突5.9m	0.0011	0.001	0.002
	B案：煙突4.5m	0.0015		0.003
二酸化窒素 (ppm)	A案：煙突5.9m	0.0032	0.008	0.011
	B案：煙突4.5m	0.0044		0.013
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	A案：煙突5.9m	0.0011	0.014	0.015
	B案：煙突4.5m	0.0015		0.016
塩化水素 (ppm)	A案：煙突5.9m	0.0011	—	0.0011
	B案：煙突4.5m	0.0015		0.0015
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	A案：煙突5.9m	0.0011	0.0087	0.010
	B案：煙突4.5m	0.0015		0.010

注1) 寄与濃度とは、施設の稼働により付加される負荷分の濃度のこと。予測範囲における最大値とした。

注2) バックグラウンド濃度とは、施設の稼働による影響を受けていない状況での代表的な環境濃度のこと。

ただし、塩化水素については既存測定結果がないことから、バックグラウンド濃度は考慮していない。

注3) 将来濃度とは、施設の稼働後に想定される環境濃度のこと。

注4) 最大地点までの距離は、A案は煙突より約460m、B案は煙突より約400mである。

2) 環境基準との整合

煙突高さに係る複数案毎の最大地点における環境基準との整合状況は、表 4-1-24、表 4-1-25 に示すとおりである。

これによると、将来濃度は年平均値、1時間値ともに全ての予測項目で、いずれの案も基準値等を満足することから、影響は小さいと評価する。

表 4-1-24 煙突高さに係る複数案毎の最大着地濃度地点における
環境基準との整合状況（年平均値）

項目	複数案	予測位置	最大地点の将来濃度 ^{注3)} (寄与濃度 ^{注1)} + バックグラウンド濃度 ^{注2)}	日平均値 ^{注4)}	基準値等 ^{注5)}
二酸化硫黄 (ppm)	A案：煙突59m	最大地点	0.0010	0.003	0.04以下
		陸地部最大地点	0.0010	0.003	
	B案：煙突45m	最大地点	0.0010	0.003	
		陸地部最大地点	0.0010	0.003	
二酸化窒素 (ppm)	A案：煙突59m	最大地点	0.0081	0.018	0.04以下
		陸地部最大地点	0.0080	0.018	
	B案：煙突45m	最大地点	0.0081	0.018	
		陸地部最大地点	0.0081	0.018	
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	A案：煙突59m	最大地点	0.014	0.035	0.10以下
		陸地部最大地点	0.014	0.035	
	B案：煙突45m	最大地点	0.014	0.036	
		陸地部最大地点	0.014	0.035	
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	A案：煙突59m	最大地点	0.0088	—	0.6以下
		陸地部最大地点	0.0088	—	
	B案：煙突45m	最大地点	0.0088	—	
		陸地部最大地点	0.0088	—	

注1) 寄与濃度とは、施設の稼働により付加される負荷分の濃度のこと。

注2) バックグラウンド濃度とは、施設の稼働による影響を受けていない状況での代表的な環境濃度のこと。

注3) 将来濃度とは、施設の稼働後に想定される環境濃度のこと。

注4) 二酸化窒素は日平均値の年間98%値を、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質は日平均値の年間2%除外値を示す。

注5) 二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類については「大気の汚染に係る環境基準について」における環境基準の値を、二酸化窒素は「二酸化窒素に係る環境基準について」における環境基準の値を適用した。

表 4-1-25 煙突高さに係る複数案毎の最大着地濃度地点における
環境基準との整合状況（1 時間値）

< 大気安定度不安定時 >

項 目	複数案	将来濃度 ^{注2)}	基準値等 ^{注3)}
二酸化硫黄 (ppm)	A案：煙突59m	0.002	0.1 以下
	B案：煙突45m	0.002	
二酸化窒素 (ppm)	A案：煙突59m	0.010	0.1 以下
	B案：煙突45m	0.011	
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	A案：煙突59m	0.015	0.20 以下
	B案：煙突45m	0.015	
塩化水素 (ppm)	A案：煙突59m	0.00082	0.02 以下
	B案：煙突45m	0.00095	
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	A案：煙突59m	0.010	0.6 以下
	B案：煙突45m	0.010	

注1) 最大地点までの距離は、A案は煙突より約550m、B案は煙突より約530mである。

注2) 将来濃度とは、施設の稼働後に想定される環境濃度のこと。

注3) 二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類については「大気の汚染に係る環境基準について」における環境基準の値を、短期高濃度時における二酸化窒素は「二酸化窒素の人の健康に係る判定条件等について」に示される短期暴露指針値の下限値を、塩化水素については指針に示される目標環境濃度（「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」において規定されている値）を適用した。

< 上層逆転層発生時（リッド） >

項 目	複数案	将来濃度 ^{注2)}	基準値等 ^{注3)}
二酸化硫黄 (ppm)	A案：煙突59m	0.003	0.1 以下
	B案：煙突45m	0.003	
二酸化窒素 (ppm)	A案：煙突59m	0.013	0.1 以下
	B案：煙突45m	0.014	
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	A案：煙突59m	0.016	0.20 以下
	B案：煙突45m	0.016	
塩化水素 (ppm)	A案：煙突59m	0.0016	0.02 以下
	B案：煙突45m	0.0019	
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	A案：煙突59m	0.010	0.6 以下
	B案：煙突45m	0.011	

注1) 最大地点までの距離は、A案は煙突より約550m、B案は煙突より約530mである。

注2) 将来濃度とは、施設の稼働後に想定される環境濃度のこと。

注3) 二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類については「大気の汚染に係る環境基準について」における環境基準の値を、短期高濃度時における二酸化窒素は「二酸化窒素の人の健康に係る判定条件等について」に示される短期暴露指針値の下限値を、塩化水素については指針に示される目標環境濃度（「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」において規定されている値）を適用した。

<接地逆転層崩壊時（フュミゲーション）>

項 目	複数案	将来濃度 ^{注2)}	基準値等 ^{注3)}
二酸化硫黄 (ppm)	A案：煙突59m	0.006	0.1以下
	B案：煙突45m	0.009	
二酸化窒素 (ppm)	A案：煙突59m	0.024	0.1以下
	B案：煙突45m	0.032	
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	A案：煙突59m	0.019	0.20以下
	B案：煙突45m	0.022	
塩化水素 (ppm)	A案：煙突59m	0.0052	0.02以下
	B案：煙突45m	0.0079	
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	A案：煙突59m	0.014	0.6以下
	B案：煙突45m	0.017	

注1) 最大地点までの距離は、A案は煙突より約250m、B案は煙突より約180mである。

注2) 将来濃度とは、施設の稼働後に想定される環境濃度のこと。

注3) 二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類については「大気の汚染に係る環境基準について」における環境基準の値を、短期高濃度時における二酸化窒素は「二酸化窒素の人の健康に係る判定条件等について」に示される短期暴露指針値の下限値を、塩化水素については指針に示される目標環境濃度（「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」において規定されている値）を適用した。

<煙突ダウンウォッシュ発生時>

項 目	複数案	将来濃度 ^{注2)}	基準値等 ^{注3)}
二酸化硫黄 (ppm)	A案：煙突59m	0.002	0.1以下
	B案：煙突45m	0.003	
二酸化窒素 (ppm)	A案：煙突59m	0.011	0.1以下
	B案：煙突45m	0.013	
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	A案：煙突59m	0.015	0.20以下
	B案：煙突45m	0.016	
塩化水素 (ppm)	A案：煙突59m	0.00095	0.02以下
	B案：煙突45m	0.0016	
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	A案：煙突59m	0.010	0.6以下
	B案：煙突45m	0.010	

注1) 最大地点の出現位置は、いずれの案も施設建屋の直近付近である。

注2) 将来濃度とは、施設の稼働後に想定される環境濃度のこと。

注3) 二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類については「大気の汚染に係る環境基準について」における環境基準の値を、短期高濃度時における二酸化窒素は「二酸化窒素の人の健康に係る判定条件等について」に示される短期暴露指針値の下限値を、塩化水素については指針に示される目標環境濃度（「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」において規定されている値）を適用した。

＜建物ダウンウォッシュ発生時＞

項 目	複数案	将来濃度 ^{注2)}	基準値等 ^{注3)}
二酸化硫黄 (ppm)	A案：煙突59m	0.002	0.1以下
	B案：煙突45m	0.003	
二酸化窒素 (ppm)	A案：煙突59m	0.011	0.1以下
	B案：煙突45m	0.013	
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	A案：煙突59m	0.015	0.20以下
	B案：煙突45m	0.016	
塩化水素 (ppm)	A案：煙突59m	0.0011	0.02以下
	B案：煙突45m	0.0015	
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	A案：煙突59m	0.010	0.6以下
	B案：煙突45m	0.010	

注1) 最大地点までの距離は、A案は煙突より約460m、B案は煙突より約400mである。

注2) 将来濃度とは、施設の稼働後に想定される環境濃度のこと。

注3) 二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類については「大気汚染に係る環境基準について」における環境基準の値を、短期高濃度時における二酸化窒素は「二酸化窒素の人の健康に係る判定条件等について」に示される短期暴露指針値の下限値を、塩化水素については指針に示される目標環境濃度（「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」において規定されている値）を適用した。

3) 住居地区との距離に係る評価

予測結果に示すとおり、煙突位置から陸地部最大地点までの距離は、煙突高さの複数案による大きな差異はないが、将来濃度（年平均値）の陸地部最大地点の位置はX案（東側配置）の方がY案（西側配置）に比べ非工業系地域から離れている。

また、B案（煙突高さ45m）の方が年平均値の寄与濃度が比較的高くなる範囲が広くなるとともに、Y案の方が寄与濃度が比較的高くなる範囲が非工業系地域に近くなる。さらに、将来濃度（1時間値）についても、最大地点はY案の方が非工業系地域に近くなる。

これらより、煙突高さについてはA案（煙突高さ59m）が、施設配置についてはX案（東側配置）が優位であると評価する。

以上より、施設の稼働に伴う煙突排ガスの影響は、複数案（煙突高さ、施設配置）により周辺の生活環境に与える影響が異なることから、本配慮書での予測・評価の結果を踏まえて事業計画を検討していくとともに、事業の実施にあたっては、土地又は工作物の存在及び供用（施設の稼働）に伴う影響を可能な限り回避・低減するため、以下に示す環境配慮を実施していくものとする。

なお、施設の稼働に伴う煙突排ガスの影響は環境基準値以下となることから、いずれの案についても重大な影響は生じないものと考えられるが、事業の実施にあたっては、土地又は工作物の存在及び供用（施設の稼働）に伴う影響を可能な限り回避・低減するため、以下に示す環境配慮を実施していくものとする。

- ・ごみの安定的な燃焼を維持するとともに、ごみの焼却処理により発生する排ガスについては、設定した環境保全目標値（法規制基準値又はこれより厳しい自主規制値）を遵守するなど、

適切に維持管理を行う。

また、方法書以降の環境影響評価手続においては、項目の選定及び現地における詳細な現地調査を実施したうえで、検討された施設計画に基づく詳細な予測及び必要に応じた環境保全措置の検討を行い、事業に伴う影響の低減を図る。

4-2 景観（土地又は工作物の存在及び供用：施設の存在）

4-2-1 調査

（１）調査項目

- ・ 主要な眺望点及び景観資源の状況
- ・ 主要な眺望景観の状況

（２）調査方法

１）主要な眺望点及び景観資源の状況

既存資料の収集・整理（文献調査）及び現地踏査により、調査地域における主要な眺望点及び景観資源の分布状況を把握した。

なお、主要な眺望点は、文献調査により抽出される眺望点を基本とするが、事業実施想定区域周辺の土地利用状況、住民生活の場などを念頭におき、身近な眺望点も対象に追加することとした。

２）主要な眺望景観の状況

上記の4-2-1 （２） １）で把握した主要な眺望点（図 4-2-1に示す３地点）からの眺望景観について、事業実施想定区域方向の眺望の状況及び景観資源の視認状況（以下「眺望の状況等」という。）を現地踏査及び写真撮影により調査した。

調査は、以下に示す時期に実施した。

〔現地踏査日〕 令和3年10月14日（木）～15日（金）、11月11日（木）

（３）調査地域

施設の存在に伴う景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施想定区域から半径約3km程度^{注)}の範囲とした。

注) 「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成11年11月、建設省監修）を参考に、施設の形態が捉えやすい範囲等を考慮して設定した。

(4) 調査結果

1) 主要な眺望点及び景観資源の状況

① 主要な眺望点

事業実施想定区域周辺における主要な眺望点の分布状況は、表 4-2-2及び図 4-2-1に示すとおりである。

文献調査により抽出された主要な眺望点には、市民健康ウォーキングしらさぎ大橋コース（以下「しらさぎ大橋」という。）、日峯大神子広域公園（東望の広場・南望の広場・北望の広場）、ひょうたん島クルーズがあげられる。また、現地踏査等により追加・把握した身近な眺望点としては、沖洲コミュニティセンター、津田公園、マリンピア北緑地、マリンターミナルパーク、沖洲マリンターミナルビル、小松海岸、徳島自転車Tラインルートがあげられる。

なお、身近な眺望点は、事業実施想定区域周辺の土地利用状況、住民生活の場などを念頭におき、表 4-2-1に示す観点を踏まえて抽出した。

表 4-2-1 主要な眺望点・身近な眺望点の選定基準

主要な眺望点	不特定かつ多数のものが利用している景観資源を眺望する地点。
身近な眺望点	事業実施想定区域周辺における集落や施設において、次の条件を満たす代表的な地点。 ・不特定かつ多数のものが集まりやすい場所であること。 ・事業実施区域方向の視界が開けていること。 ・施設の視認性に留意し、できる限り事業実施想定区域に近い場所であること。

文献調査及び現地踏査等により抽出・把握したこれらの眺望点の概要及び眺望点としての代表性等の比較及び予測地点としての評価・選定結果は、表 4-2-2に示すとおりである。

表 4-2-2 眺望点の抽出・比較及び予測地点の選定結果

	番号	名称	分類	方向・距離	視認性 ^{注2)}	景観資源の視認 ^{注3)}	概要	選定結果	出典
主要な眺望点	1	しらさぎ大橋	ウォーキングコース	区域北西 約2.5km	○	吉野川河口のヨシ群落、吉野川の河口部とその周辺	吉野川が一望でき、散歩やサイクリングを楽しむ人々が見られる。	○ 文献抽出地点であり、集客性・視認性共に良く、中景北西側の眺望点として代表性も良いため選定。	①
	2-1	日峯大神子広域公園	東望の広場	区域南 約3.2km	○	日峯大神子広域公園	広大な自然の景色を堪能できる公園。ハイキングを楽しむ人々が見られる。	× 事業地までの距離が遠く(3km以遠)、またアクセスの悪さより集客性も悪いため非選定。	②
	2-2		南望の広場	区域南 約3.5km	○			×	
	2-3		北望の広場	区域南 約3.5km	○			×	
	3	ひょうたん島クルーズ	クルーズ	区域西 約3.3km	△ ^{注4)}	—	新町川と助任川を巡るクルーズで、春には花見を楽しむ人々が見られる。	× 事業地までの距離が遠いため(3km以遠)、非選定。	③
身近な眺望点	4	沖洲コミュニティセンター	コミュニティセンター	区域西 約0.8km	×	—	児童館やコミュニティセンターを利用する人々が見られる。	× 建物により視界が遮られ、事業地の視認性が悪いため非選定。	—
	5	津田公園	公園	区域南西 約2.2km	×	—	敷地内にある憩いの家の利用者や散歩、春は花見を楽しむ人々が見られる。	× 建物により視界が遮られ、事業地の視認性が悪いため非選定。	—
	6	マリンピア北緑地		区域北 約0.2km	○	吉野川の河口部とその周辺	散歩やサイクリングを楽しむ人々が見られる。	○ 視認性・集客性・代表性共に良く、近景北側の眺望点として代表性も良いため選定。	—
	7	マリンターミナルパーク		区域南西 約1.1km	○	—	散歩やベンチで休憩する人々が見られる。	× 建物により一部視界が遮られ、事業地の視認性が良くないため非選定。	—
	8	沖洲マリンターミナルビル	多目的ホール	区域南西 約1.1km	○	—	建物の利用客やジョギングを楽しむ人々が見られる。	○ 視認性・集客性共に良く、近景南西側の眺望点として代表性も良いため選定。	—
	9	小松海岸	海水浴場	区域北 約2.0km	○	吉野川の河口部とその周辺、小松海岸	サーフィンや釣り、散歩を楽しむ人々が見られる。	× 文献抽出選定地点と条件が類似しており、代表性に劣るため非選定。	③
	10	徳島自転車Tラインルート	サイクリングコース	区域西 約0.3km	△ ^{注5)}	—	阿南徳島自転車道を中心に専用道路が利用できるコース。散歩する人々が見られる。	× 視野が開けている場所は、当地点に限られていることから非選定。	④

注1) 番号は、図 4-2-1(赤字、青字)に対応している。

注2) 事業実施想定区域を視認できる場合は○、できない場合は×とした。

注3) 景観資源を眺望できる地点では、対象となる景観資源を示した。

注4) 「ひょうたん島クルーズ」は、船の位置・経路により視認性が異なるため、△とした。

注5) 「徳島自転車Tラインルート」は、事業実施想定区域方向の視野が開けている場所が限られていることから、△とした。

出典：①「ウォーキングマップ」(徳島市ホームページ)

②「13' 秋 こうえん」(公益財団法人 徳島県建設技術センターホームページ)

③「徳島市観光ガイドブック」(令和2年12月、徳島市)

④「徳島自転車Tラインルートマップ」(平成29年3月、徳島県)

これらの調査結果を踏まえ、予測地点として、表 4-2-3に示す、事業実施想定区域の北西側に位置するしらさぎ大橋、事業実施想定区域の北側に位置するマリンピア北緑地、及び事業実施想定区域の南側に位置する沖洲マリンターミナルビルの3地点を選定した。

表 4-2-3 予測地点一覧

番号	名称
1	しらさぎ大橋
6	マリンピア北緑地
8	沖洲マリンターミナルビル

注) 番号は、図 4-2-1(赤字、青字)に対応している。

② 景観資源

事業実施想定区域周辺における景観資源の分布状況は、表 4-2-4及び図 4-2-1に示すとおりである。

調査地域の景観資源としては、吉野川河口のヨシ群落や小松海岸などの6地点があげられる。

表 4-2-4 景観資源一覧

番号	名称	分類	出典
1	竈の塩生植物群落	特定植物群落	①
2	吉野川河口のヨシ群落	特定植物群落	②
3	吉野川の河口部と周辺	重要湿地・河口・干潟	③④
4	勝浦川の河口部と周辺	重要湿地	③
5	小松海岸	海岸	⑤
6	日峯大神子広域公園	公園	⑤⑥

注) 番号は、図 4-2-1(黒字)に対応している。

出典：①「第2回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」(昭和54年、環境庁)

②「第3回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」(昭和63年、環境庁)

③「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省ホームページ)

④「日本の典型地形について」(国土地理院ホームページ)

⑤「徳島市観光ガイドブック」(令和2年12月、徳島市)

⑥「13'秋 こうえん」(公益財団法人 徳島県建設技術センターホームページ)

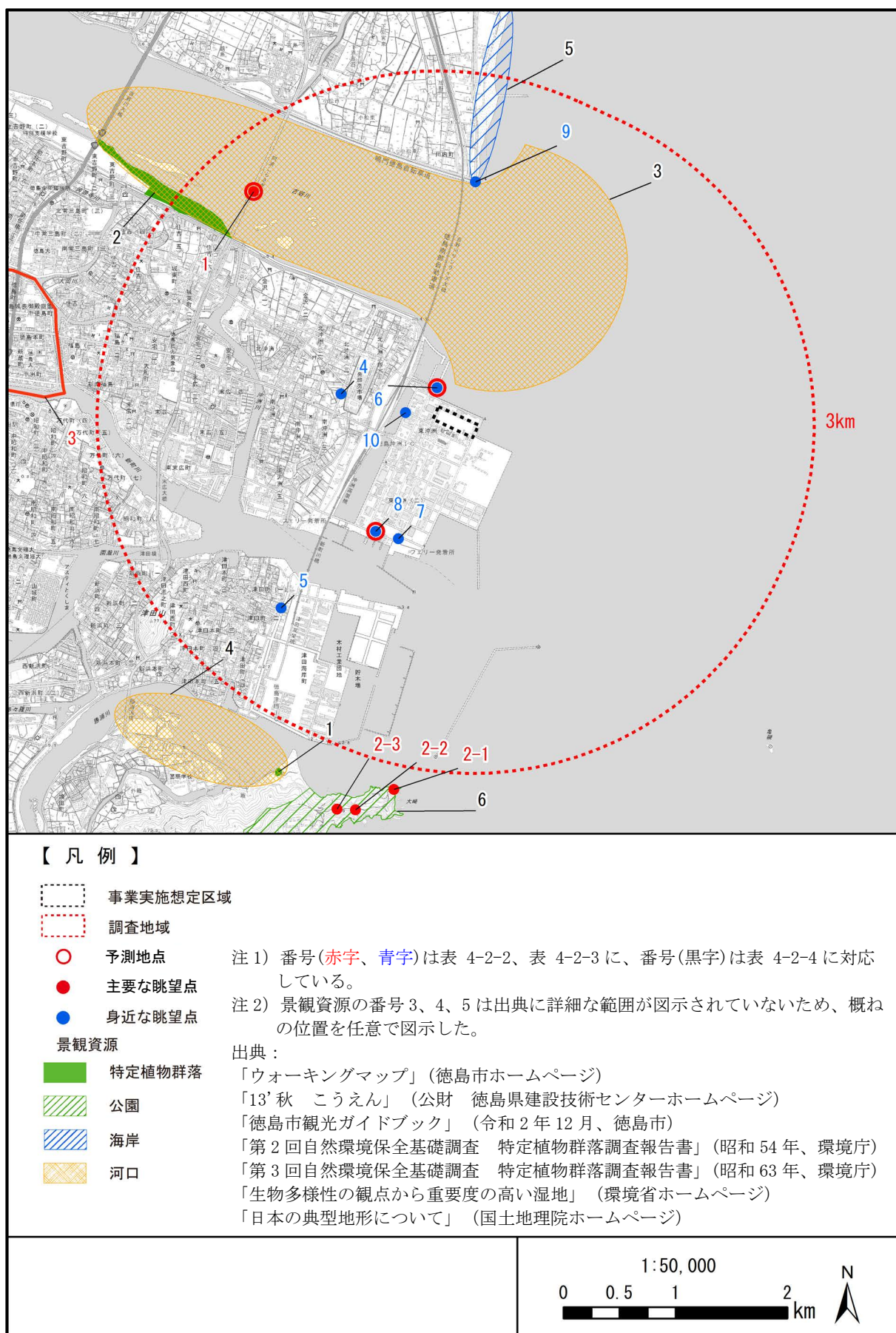


図 4-2-1 調査地域及び眺望点及び景観資源位置図

2) 主要な眺望景観の状況

予測地点からの眺望の状況等の概要は表 4-2-5に、予測地点からの眺望の状況等の調査結果は表 4-2-6に示すとおりである。

予測地点のうち、しらさぎ大橋は、事業実施想定区域のほか景観資源である吉野川河口干潟や平野が眺望できる。

なお、マリンピア北緑地及び沖洲マリントーミナルビルについては、事業実施想定区域は視認されるが、事業実施想定区域方向の眺望において、景観資源は視認できない。

表 4-2-5 予測地点からの眺望の状況等の概要

番号	名称	概 要
1	しらさぎ大橋	・事業実施想定区域の北西約 2.5km の箇所に位置し、ウォーキングコースに指定されている。標高は約 15mである。 ・主に北東～南東方向に開けており吉野川及び周辺の平野部が眺望でき、事業実施想定区域方向が視認可能である。 ・事業実施想定区域方向の眺望において、景観資源の吉野川の河口部と周辺が視認できる。 ・事業実施想定区域の反対方向である西側には、景観資源である「吉野川河口のヨシ群落」が視認できる。
6	マリンピア北緑地	・事業実施想定区域の北約 0.2km の箇所に位置し、眺望点の標高は約 4mである。 ・主に北西～南東方向に開けており、事業実施想定区域方向が視認可能である。 ・事業実施想定区域方向の眺望において、景観資源は視認できない。 ・事業実施想定区域の反対方向である北西側には、景観資源である「吉野川の河口部と周辺」が視認できる。
8	沖洲マリントーミナルビル	・事業実施想定区域の南西約 1.1 kmの箇所に位置し、眺望点の標高は約 9mである。 ・主に北西～北東方向に開けており、事業実施想定区域方向が視認可能である。 ・事業実施想定区域方向の眺望において、景観資源は視認できない。

注) 番号は、図 4-2-1(赤字、青字)に対応している。

表 4-2-6(1) 予測地点からの眺望の状況等の調査結果（しらさぎ大橋）

眺望点の概要	事業実施想定区域の北西、約2.5kmの箇所に位置する、しらさぎ大橋上の地点である。事業実施想定区域方向の視界は開けている。
眺望の状況	主に北東～南東方向に開けており吉野川及び周辺の平野部が眺望でき、事業実施想定区域方向が視認可能である。
景観資源の視認状況	・事業実施想定区域方向の眺望において、吉野川の河口部と周辺（河口干潟）が視認できる。 ・事業実施想定区域の反対方向である西側には、景観資源である「吉野川河口のヨシ群落」が視認できる。
眺望景観	 吉野川河口干潟

表 4-2-6(2) 予測地点からの眺望の状況等の調査結果（マリンピア北緑地）

眺望点の概要	事業実施想定区域の西約200mの箇所に位置する、マリンピア北緑地公園内の地点である。事業実施想定区域方向の視界は開けている。
眺望の状況	主に北西～南東方向に開けており、事業実施想定区域方向が視認可能である。
景観資源の視認状況	・事業実施想定区域方向の眺望において、景観資源は視認できない。 ・事業実施想定区域の反対方向である北西側には、景観資源である「吉野川の河口部と周辺」が視認できる。
眺望景観	

表 4-2-6 (3) 予測地点からの眺望の状況等の調査結果（沖洲マリンターミナルビル）

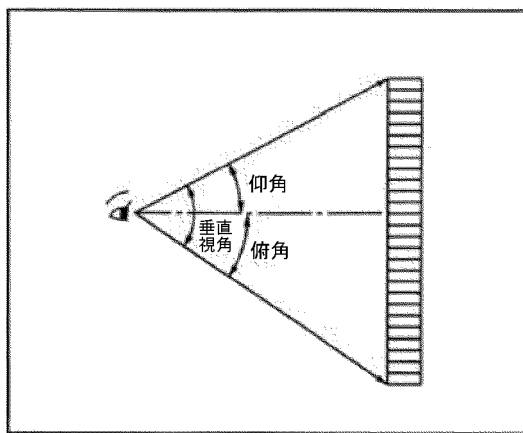
眺望点の概要	事業実施想定区域の南約1.2kmの箇所に位置する、沖洲マリンターミナルビルに隣接する歩道橋上の地点である。眺望点の標高は約9mであり、事業実施想定区域方向の視界は開けている。
眺望の状況	主に北西～北東方向に開けており、事業実施想定区域方向が視認可能である。
景観資源の視認状況	事業実施想定区域方向の眺望において、景観資源は視認できない。
眺望景観	

4-2-2 予測

(1) 予測項目・方法

予測地点及び景観資源と複数案の施設配置との位置関係や複数案の煙突高さを整理したうえで、フォトモンタージュ^{注)}を作成することにより、眺望景観の変化の程度について予測した。

また、予測地点からの施設（煙突）が視認される場合には、物理的指標として、仰角（図 4-2-2参照）を算出し、眺望景観の変化の程度を予測した。



出典：「環境アセスメント技術ガイド自然とのふれあい」
(2002 年 10 月 財団法人自然環境研究センター)

図 4-2-2 仰角の概要図

(2) 予測地点

予測地点は調査地域と同様とし、予測地点であるしらさぎ大橋、マリンピア北緑地、沖洲マリナーミナルビルの3地点とした。

注) フォトモンタージュとは、撮影した現状の写真に、対象事業の完成予想図を合成したもの。

(3) 予測条件

予測は、表 4-2-7に示す煙突高さ及び施設配置に係る複数案の組み合わせによるケースを対象に行った。

予測条件に係る煙突高さ及び施設配置については、配慮書における「第4章 計画段階配慮事項の選定 4-1 位置等に関する複数案の設定」に示したとおり、表 4-2-7に示す複数案を設定した。

なお、施設建物の大きさ及び高さの条件は、表 4-2-8に示す条件を想定・考慮した。

表 4-2-7 予測対象とする複数案

複数案	A 案	B 案
煙突高さ	59m	45m

複数案	X 案	Y 案
施設配置	東側配置	西側配置

表 4-2-8 予測条件

項目	設定条件
建屋高さ	・焼却施設（熱回収施設）：約 40m ・リサイクルセンター：約 40m
建屋サイズ	・焼却施設（熱回収施設）：約 100m×70m ・リサイクルセンター：約 80m×75m
地盤高	T. P. 5. 5m（約 2mの盛土を含む）
煙突の太さ	平面形状は、約 10m×10mの正方形を想定

(4) 予測結果

作成したフォトモンタージュは表 4-2-9に示すとおりであり、いずれの案についても景観資源の眺望に与える影響や物理的指標(仰角)は小さく、眺望景観への影響は小さいと予測される。

なお、いずれの案も、Y案(西側配置)の方がX案(東側配置)と比較して、仰角が大きい。また、A案(煙突高さ59m)の方がB案(煙突高さ45m)と比較して、仰角は大きい傾向にあるものの、X案の場合は、Y案と比較して煙突高さの違いによる仰角の差異は小さい。

・ しらさぎ大橋：

A案・B案、またX案・Y案とも視認されるが、視認される煙突部分の仰角は0.7～1.1度程度となり、仰角の変化による眺望景観への影響に対する物理的指標^{注)}を下回る。また、景観資源である吉野川河口干潟の眺望に影響を及ぼすことはない。これらより、いずれの案についても、眺望景観への影響は小さいと予測される。

なお、Y案の方がX案と比較して仰角は若干大きく、A案の方がB案と比較して仰角は若干大きい。ただし、A案・B案またX案・Y案ともに視野に占める範囲は小さく、大きな差はみられない。

・ マリンピア北緑地：

A案・B案、またX案・Y案とも視認されるが、視認される煙突部分の仰角は8.7～14.0度程度となり、仰角の変化による眺望景観への影響に対する物理的指標^{注)}を下回る。また、事業実施想定区域方向の眺望において、景観資源は視認できないため、影響を及ぼすことはない。よって、いずれの案についても、眺望景観への影響は小さいと予測される。

なお、Y案の方がX案と比較して仰角は若干大きい。また、A案はB案と比較して、Y案の場合は仰角が大きい、X案では建屋本体の仰角が最大となるため、煙突高さの違いによる仰角の変化は生じない。

・ 沖洲マリンターミナルビル：

A案・B案、またX案・Y案とも視認されるが、視認される煙突部分の仰角は2.0～2.8度程度となり、仰角の変化による眺望景観への影響に対する物理的指標^{注)}を下回る。また、事業実施想定区域方向の眺望において、景観資源は視認できないため、影響を及ぼすことはない。よって、いずれの案についても、眺望景観への影響は小さいと予測される。

なお、Y案の方がX案と比較して仰角は若干大きく、A案の方がB案と比較して仰角は若干大きい。ただし、A案・B案またX案・Y案ともに視野に占める範囲は小さく、大きな差はみられない。

注) 仰角は、18度になると圧迫感が感じられ始め、30度では対象物が全視野を占め、圧迫感が残る。

(出典：「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(平成25年、国土技術政策総合研究所))

表 4-2-9(1) 予測結果（しらさぎ大橋）

現況	
眺望景観 (X案： 東側配置)	 拡大図 A案（煙突高さ 59m）：仰角 1.0 度／B案（煙突高さ 45m）：仰角 0.7 度
眺望景観 (Y案： 西側配置)	 拡大図 A案：仰角 1.1 度／B案：仰角 0.7 度

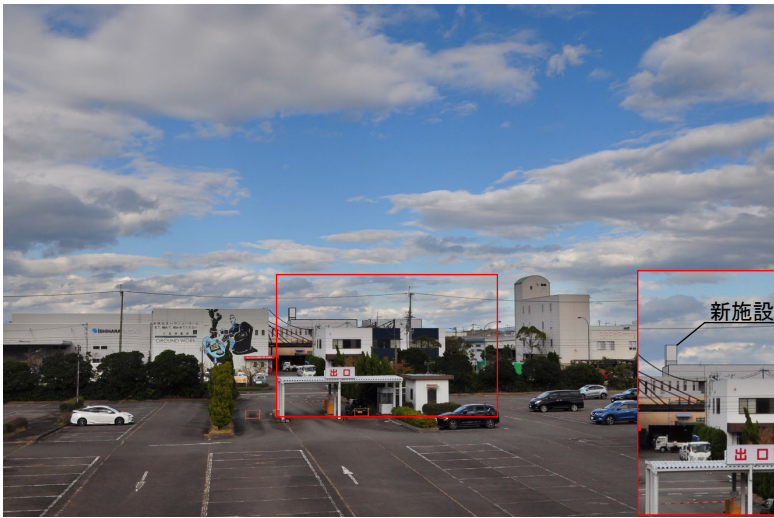
注）煙突は、高さ 59m（A案）の場合を薄灰色、高さ 45m（B案）の場合を濃灰色で示している。

表 4-2-9(2) 予測結果 (マリニピア北緑地)

現況	
眺望景観 (X案： 東側配置)	 A案 (煙突高さ 59m) : 仰角 8.7 度 / B案 (煙突高さ 45m) : 仰角 8.7 度
眺望景観 (Y案： 西側配置)	 A案 : 仰角 14.0 度 / B案 : 仰角 10.8 度

注) 煙突は、高さ 59m (A案) の場合を薄灰色、高さ 45m (B案) の場合を濃灰色で示している。

表 4-2-9(3) 予測結果（沖洲マリンターミナルビル）

現況	
眺望景観 (X案： 東側配置)	  拡大図 A案（煙突高さ 59m）：仰角 2.6 度／B案（煙突高さ 45m）：仰角 1.9 度
眺望景観 (Y案： 西側配置)	  拡大図 A案：仰角 2.7 度／B案：仰角 2.0 度

注）煙突は、高さ 59m（A案）の場合を薄灰色、高さ 45m（B案）の場合を濃灰色で示している。

4-2-3 評価

(1) 評価方法

予測結果を基に、設定した複数案間における影響の程度を整理し、それぞれの環境影響の程度について比較・評価した。

(2) 評価結果

設定した複数案に係る景観に対する影響の程度の評価結果は、表 4-2-10及び表 4-2-11に示すとおりである。いずれの案についても景観資源の眺望に与える影響や物理的指標（仰角）は小さく、眺望景観への影響は小さいと予測される。

煙突高さに関する複数案について、A案（煙突高さ59m）の方がB案（煙突高さ45m）と比較して、仰角は大きい傾向となるため、相対的にB案が優位である。ただし、後述するX案（東側配置）の場合は、Y案（西側配置）と比較して煙突高さの違いによる仰角の差異は小さく、景観への影響に大きな差異はないと評価する。

施設配置に関する複数案について、事業実施想定区域は市街地の東端付近に位置し視点場はほとんどが西側になることから、Y案の方がX案と比較して建屋や煙突が大きく視認されることより、相対的にX案が優位と評価する。

表 4-2-10 評価結果（煙突高さ）

複数案	A 案 : 59m	B 案 : 45m
景観に対する 影響の程度の 評価	予測地点より対象施設が視認されるものの、景観資源の眺望に与える影響や物理的指標（仰角）は小さく、眺望景観への影響は小さい。 なお、B案と比較して仰角は大きい傾向となることから、相対的にB案より劣ると評価する。 ただし、X案の場合は、煙突高さの違いによる仰角の差異は小さく、景観への影響に大きな差異はない。	予測地点より対象施設が視認されるものの、景観資源の眺望に与える影響や物理的指標（仰角）は小さく、眺望景観への影響は小さい。 また、A案と比較して仰角が小さい傾向となることから、相対的にA案より優位と評価する。

表 4-2-11 評価結果（施設配置）

複数案	X 案 : 東側配置	Y 案 : 西側配置
景観に対する 影響の程度の 評価	予測地点より対象施設が視認されるものの、景観資源の眺望に与える影響や物理的指標（仰角）は小さく、眺望景観への影響は小さい。 また、Y案と比較して建屋や煙突が小さく視認されることから、相対的にY案より優位と評価する。	予測地点より対象施設が視認されるものの、景観資源の眺望に与える影響や物理的指標（仰角）は小さく、眺望景観への影響は小さい。 なお、X案と比較して建屋や煙突が大きく視認されることから、相対的にX案より劣ると評価する。

以上より、施設の存在に伴う眺望景観への影響は小さいと考えられ、いずれの案についても重大な影響は生じないものと考えられるが、事業の実施にあたっては、土地又は工作物の存在及び供用（施設の存在）に伴う影響を可能な限り回避・低減するため、以下に示す環境配慮を実施していくものとする。

- ・施設の配置・構造等の検討にあたっては、周辺景観に調和したデザインの採用や色彩の工夫等を行い、景観の保全等に配慮する。

また、方法書以降の環境影響評価手続においては、項目の選定及び現地調査を実施したうえで、検討された施設計画に基づく詳細な予測及び必要に応じた環境保全措置の検討を行い、影響の低減に努める。

第5章 計画段階環境配慮書についての知事等の意見及び事業者の見解

5-1 知事意見及びそれに対する事業者の見解

徳島県環境影響評価条例（平成12年徳島県条例第26号）第4条の5第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの知事意見及びそれに対する事業者の見解は、以下のとおりである。

表 5-1-1 知事意見及びそれに対する事業者の見解

知事意見	事業者の見解
1 総論	
本事業は、徳島市東沖洲に位置する工業地域において、一般廃棄物中間処理施設を整備するものであり、生活環境の保全と公衆衛生の向上に資する重要な社会インフラ整備であることから、当施設は、平時はもとより、災害時においても、廃棄物の適正処理が求められる。 事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）は、工業地域であり、既に地形改変が行われているところであるが、施設の稼働に伴う排出ガスの発生や大規模な施設の設置等により、想定区域及びその周辺地域において、大気環境や景観等へ影響を与える可能性があるため、配慮が必要である。 そのため、本事業に係る環境影響評価方法書以降の手続きを行う際には、現地調査を含め、必要な情報の収集・把握を行うとともに、専門家等からの助言を得ながら、環境への負荷が最大限回避又は低減されるよう最新の科学的知見に基づき適切な調査、予測及び評価を行うこと。 また、想定区域は、今後、発生が予測される南海トラフ巨大地震による影響が強く懸念されることから、設備の設計の際には、国や県の最新の被害想定をしっかりと踏まえ、地震、津波等による影響への対策とともに、災害廃棄物の適切な処理をはじめとする「災害発生時の事業継続」を最大限に重視した事業計画とすること。 さらに、大規模な開発を伴う事業の実施に当たっては、地域住民のほか地元関係者の理解が不可欠であることから、今後、環境影響評価手続を通じ、地域住民との信頼関係の構築に努め、事業の内容について、災害による影響も含め、丁寧かつわかりやすい説明を行い、地域との合意形成を図ること。	今後の方法書以降の環境影響評価においては、事業実施想定区域周辺の現況について、現地調査等により必要な情報の収集・把握を行います。また、方法書に対するご意見等もいただいたうえで、必要に応じ、専門家等からの助言を得ながら、環境への負荷が最大限回避又は低減されるよう最新の科学的知見に基づき適切な調査、予測及び評価を行い、実行可能な環境保全措置等を検討していきます。 また、施設計画・設計に当たっては、地震、津波等による影響への対策に留意し、敷地のかさ上げや施設の重要設備を上部階に設置するなどの浸水対策を行うとともに、プラント機器を含めた施設の耐震強化や安定地盤に達する基礎杭の打設など、適切な地震・液状化対策を行い、災害発生時にも事業継続が可能な施設とすることに留意していきます。 なお、今後の環境影響評価手続きにおける住民説明等においては、地域住民との信頼関係の構築に努め、事業の内容について、災害による影響も含め、丁寧かつわかりやすい説明に留意するなど、地域との合意形成に努めていきます。

知事意見	事業者の見解
2 各論	
(1)大気環境に対する影響 施設の稼働に伴う大気質への影響予測は、想定区域の地形の特徴及び気象条件を十分に調査し、適切に予測及び評価を行うこと。 また、施設やごみ収集車からの騒音、振動及び悪臭について、地元関係者や学校施設等への影響を考慮し、可能な限り抑制すること。	今後の方法書以降の環境影響評価における影響予測においては、想定区域の地形の特徴及び気象条件を十分に調査し、適切に予測及び評価を行います。 また、施設やごみ収集車からの騒音、振動及び悪臭については、今後実施する調査、予測及び評価の結果を踏まえつつ、地元関係者や学校施設等への影響を考慮し、可能な限り抑制するよう、必要な環境保全措置を検討します。
(2)景観及び人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響 施設の配置を検討するに当たっては、煙突、建物等の配置・構造について、季節的な変化や沿道からの眺望を考慮し、周辺の自然や公共施設を利用する人に配慮した上で適切な調査、予測及び評価を行うこと。	今後の環境影響評価に当たっては、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響について、周辺の自然や公共施設を利用する人に配慮し、季節的な変化や沿道からの眺望にも留意して、適切に調査、予測及び評価を行います。 (「第6章 6-2 調査、予測及び評価手法の選定」参照) また、上記結果については、煙突、建物等の施設配置や構造等の詳細な検討において留意します。
(3)温室効果ガスによる影響 発電効率の高い廃棄物発電設備の導入、廃熱の有効利用など、温室効果ガスの低減に配慮した事業計画とし、施設の稼働に伴い発生する温室効果ガスの排出抑制に努めること。	焼却施設においては、可能な限り高効率な発電を行うなど、廃熱の有効利用に留意して事業計画を検討し、施設の稼働に伴い発生する温室効果ガスの排出抑制に努めます。
3 その他	
(1)災害による影響について 想定区域は、今後、発生が予測される南海トラフ巨大地震による影響が強く懸念されることから、設備の設計の際には、国や県の最新の被害想定をしっかりと踏まえ、地震、津波等による影響への対策とともに、災害廃棄物の適切な処理をはじめとする「災害発生時の事業継続」を最大限に重視した事業計画とすること。	施設計画・設計に当たっては、地震、津波等による影響への対策に留意し、敷地のかさ上げや施設の重要設備を上部階に設置するなどの浸水対策を行うとともに、プラント機器を含めた施設の耐震強化や安定地盤に達する基礎杭の打設など、適切な地震・液状化対策を行い、災害発生時にも事業継続が可能な施設とすることに留意していきます。
(2)地域住民等との合意形成について 大規模な開発を伴う事業の実施に当たっては、地域住民のほか地元関係者の理解が不可欠であることから、今後、環境影響評価手続を通じ、地域住民との信頼関係の構築に努め、事業の内容について、想定されうる災害による影響も含め、丁寧かつわかりやすい説明を行い、地域との合意形成を図ること。	今後の環境影響評価手続きにおける住民説明等においては、地域住民との信頼関係の構築に努め、事業の内容について、災害による影響も含め、丁寧かつわかりやすい説明に留意するなど、地域との合意形成に努めていきます。

5-2 徳島市長意見及びそれに対する事業者の見解

徳島県環境影響評価条例（平成12年徳島県条例第26号）第4条の5第2項の規定に基づく環境の保全の見地からの徳島市長意見及びそれに対する事業者の見解は、以下のとおりである。

表 5-2-1 徳島市長意見及びそれに対する事業者の見解

徳島市長意見	事業者の見解
(1)環境基準値や設定した環境保全目標値（自主規制値）を遵守するのみでなく、できる限り環境への負荷を低減できるよう配慮すること。	今後の事業計画の検討及び方法書以降の環境影響評価においては、できる限り環境への負荷を低減できるよう配慮し、実行可能な環境保全措置等を検討していきます。
(2)施設の配置、意匠・形態及び色彩等の検討並びに開発行為に当たっては、徳島市景観計画における景観形成基準に適合するよう努め、周辺景観との調和に配慮し、良好な景観の保全に努めること。	今後の施設配置の検討等に当たっては、徳島市景観計画における景観形成基準に適合する施設とすることに留意するなどにより、周辺景観との調和への配慮と良好な景観の保全に努めます。
(3)2050 年カーボンニュートラルを見据え、温室効果ガスの排出削減に最大限取り組むこと。	焼却施設においては、可能な限り高効率な発電を行うなど、熱エネルギーの有効活用に取り組むことにより、温室効果ガスの排出削減に努めます。 なお、本市における一般廃棄物の処理においては、ごみの減量化や限られた資源を循環させていくことが重要であると考えており、3Rの取り組みを積極的に推進したうえで、最終的な焼却処理においてもサーマルリサイクルを積極的に行うことにより、社会全体のCO₂を削減し、循環型社会の構築に貢献していきたいと考えています。
(4)方法書以降の手續においても、本事業に伴う環境への負荷を可能な限り回避・低減するために適切な環境配慮を行った上で、科学的知見に基づく十分かつ適切な調査、予測及び評価を実施し、環境保全措置の幅広い検討を行うこと。	今後の方法書以降の環境影響評価においては、本事業に伴う環境への負荷を可能な限り回避・低減するための環境配慮に留意しつつ、方法書に対するご意見等もいただきながら、科学的知見に基づく十分かつ適切な調査、予測及び評価を実施し、実行可能な幅広い環境保全措置等を検討していきます。

第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

6-1 環境影響評価を行う項目の選定及び理由

6-1-1 環境影響要因の抽出

対象事業の実施に係る環境影響要因は、本事業に係る「工事の実施」及び「土地又は工作物の存在及び供用」において、表 6-1-1に示す内容が考えられる。

表 6-1-1 環境影響の要因の抽出

環境影響の要因			想定される事業活動の内容
工事の実施	焼却施設の設置の工事	建設機械の稼働	造成工事及び施設の建設工事の実施に際して、各種の重機（建設機械）が稼働する。
		造成工事	造成工事及び施設の建設工事の実施に際して、建設副産物（建設発生土）が発生する。
		資材及び機械の運搬	資材及び機械の運搬に係る車両等が走行する。
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の存在		新たに「熱回収施設」及び「リサイクルセンター」や造成法面が出現する。
	施設の稼働		新たに「熱回収施設」及び「リサイクルセンター」が稼働する。 新たに「熱回収施設」が稼働し、煙突より廃棄物の焼却に伴う排ガスが発生する。
	廃棄物の搬出入等		新たに「熱回収施設」及び「リサイクルセンター」への廃棄物の搬出入に係る車両等が走行する。
	廃棄物の発生		「熱回収施設」及び「リサイクルセンター」の供用により、ごみ処理後の廃棄物（残渣等）が発生する。

6-1-2 環境影響評価の項目

(1) 環境影響評価の項目の選定

本事業に係る環境影響評価の項目の選定にあたっては、対象事業の内容並びに対象事業実施区域周囲の自然的・社会的状況を把握した上で、「徳島県環境影響評価技術指針」（平成13年3月27日、徳島県）（以下「県技術指針」という。）のほか、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年、環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部）（以下「調査指針」という。）、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）（以下「技術手法」という。）、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成11年11月、建設省都市局都市計画課）（以下「面整備マニュアル」という。）等を参考とした。

環境影響の要因（以下「影響要因」という。）は、本事業に係る工事の実施及び施設の供用の影響を対象とした。

抽出した影響要因及び影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素を表 6-1-2に示す。環境要素として、「大気質」、「騒音」、「超低周波音」、「振動」、「悪臭」、「動物」、「植物」、「生態系」、「景観」、「人と自然との触れ合いの活動の場」、「廃棄物等」及び「温室効果ガス等」の12項目を選定した。

表 6-1-2 環境影響評価の項目の選定

環境要素の区分				影響要因の区分		工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用			
				細区分	細区分	焼却施設の設置の工事 ^{注1)}				地形 改変及び 施設の存在	施設 の稼働	廃棄物 の搬出入	廃棄物 の発生
						建設機 械の稼 働	造成工 事	雨水等 の排水	資材及 び機械 の運搬				
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価がされるべき環境要素	大気環境	大気質	硫黄酸化物								○		
			窒素酸化物	○					○		○	○●	
			浮遊粒子状物質	○					○		○	○●	
			粉じん等	○					○		●		
			大気質に係る有害物質等								○		
		騒音		○					○		○●	○●	
		超低周波音									○		
		振動	振動	○					○		○●	○●	
		悪臭	悪臭							○●	○	○	
	水環境	水質	水の濁り		×	×							
			水の汚れ								×		
			富栄養化								×		
			水素イオン濃度								×		
			水質に係る有害物質等								×		
		地下水の水質及び水位	地下水の有害物質等		×						×		
	土壌に係る環境 その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質							×			
		土壌	土壌に係る有害物質等								×		
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価がされるべき環境要素	動物		重要な種及び注目すべき生息地							○			
	植物		重要な種及び群落							○			
	生態系		地域を特徴づける生態系							○			
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価がされるべき環境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観							○			
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場							○			
環境への負荷の量の程度により予測及び評価がされるべき環境要素	廃棄物等		廃棄物										○
			建設工事に伴う副産物		○								
	温室効果ガス等		二酸化炭素	○					○		○	○	

環境要素の区分・影響要因の区分：県技術指針に示されるごみ焼却施設の環境影響評価の項目

注 1) 「焼却施設の設置の工事」に係る影響要因は、県技術指針に示される一般的な事業の内容を参考に「建設機械の稼働、造成工事、雨水等の排水、資材及び機械の運搬」に区分して示した。

注 2) ：県技術指針において参考項目として挙げられている項目（「焼却施設の設置の工事」については、技術指針において対象となる具体的な影響要因の記載が無いことから、一般的に主要な影響要因となると考えられるものを対象として想定した）

注 3) ：調査指針において、調査項目として挙げられている項目

注 4) ○：焼却施設（熱回収施設）による影響を対象に選定する項目

●：調査指針を踏まえ、破碎・選別施設による影響を対象に選定する項目

×：県技術指針において参考項目として挙げられているが選定しなかった項目

(2) 環境影響評価の項目の選定理由及び非選定理由

抽出した影響要因及び影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素として、表 6-1-2 において焼却施設（熱回収施設）に係る参考・調査項目とされている項目又は参考・調査項目とされていないが、追加した項目並びに特に環境要素として、参考・調査項目として掲げられていない項目について、環境影響評価の項目の選定理由及び非選定理由を表 6-1-3に記載した。

表 6-1-3(1) 環境影響評価の項目の選定理由及び非選定理由

環境要素区分		影響要因の区分	選定結果	選定・非選定理由
大気質	硫黄酸化物 窒素酸化物 浮遊粒子状物質 粉じん等 大気質に係る 有害物質等	建設機械の稼働	○	対象事業実施区域近傍には保全対象住居等は分布していないが、周辺の調査対象地域においては集落等が存在し、建設機械の稼働に伴い、これらの集落における大気質への影響が想定されることから選定した。
		資材及び機械の運搬	○	関係車両の走行ルート沿道に集落等が存在し、資材及び機械の運搬車両等の走行に伴い、これらの集落等における大気質への影響が想定されることから選定した。
		施設の稼働	○	対象事業実施区域近傍には保全対象住居等は分布していないが、周辺の調査対象地域においては集落等が存在し、施設の稼働に伴い、これらの集落等における大気質への影響が想定されることから選定した。
		廃棄物の搬出入	○	関係車両の走行ルート沿道に集落等が存在し、廃棄物の搬出入車両等の走行に伴い、これらの集落等における大気質への影響が想定されることから選定した。
騒音及び 超低周波音	騒音	建設機械の稼働	○	対象事業実施区域近傍には保全対象住居等は分布していないが、周辺の調査対象地域においては集落等が存在し、建設機械の稼働に伴い、これらの集落における騒音の影響が想定されることから選定した。
		資材及び機械の運搬	○	関係車両の走行ルート沿道に集落等が存在し、資材及び機械の運搬車両等の走行に伴い、これらの集落等における騒音の影響が想定されることから選定した。
		施設の稼働	○	対象事業実施区域近傍には保全対象住居等は分布していないが、周辺の調査対象地域においては集落等が存在し、施設の稼働に伴い、これらの集落等における騒音の影響が想定されることから選定した。
		廃棄物の搬出入	○	関係車両の走行ルート沿道に集落等が存在し、廃棄物の搬出入車両等の走行に伴い、これらの集落等における騒音の影響が想定されることから選定した。
	超低周波音	施設の稼働	○	対象事業実施区域近傍には保全対象住居等は分布していないが、周辺の調査対象地域においては集落等が存在し、施設の稼働に伴い、これらの集落等における超低周波音の影響が想定されることから選定した。

注) 「○」は選定した項目を、「×」は選定しなかった項目を示す。

表 6-1-3(2) 環境影響評価の項目の選定理由及び非選定理由

環境要素区分		影響要因の 区分	選定 結果	選定・非選定理由
振動	振動	建設機械の稼働	○	対象事業実施区域近傍には保全対象住居等は分布していないが、周辺の調査対象地域においては集落等が存在し、建設機械の稼働に伴い、これらの集落における振動の影響が想定されることから選定した。
		資材及び機械の運搬	○	関係車両の走行ルート沿道に集落等が存在し、資材及び機械の運搬車両等の走行に伴い、これらの集落等における振動の影響が想定されることから選定した。
		施設の稼働	○	対象事業実施区域近傍には保全対象住居等は分布していないが、周辺の調査対象地域においては集落等が存在し、施設の稼働に伴い、これらの集落等における振動の影響が想定されることから選定した。
		廃棄物の搬出入	○	関係車両の走行ルート沿道に集落等が存在し、廃棄物の搬出入車両等の走行に伴い、これらの集落等における振動の影響が想定されることから選定した。
悪臭	悪臭	地形改変及び施設の存在	○	対象事業実施区域近傍には保全対象住居等は分布していないが、周辺の調査対象地域においては集落等が存在し、施設の存在に伴い、施設からの悪臭の漏洩により、これらの集落における悪臭の影響が想定されることから選定した。
		施設の稼働	○	対象事業実施区域近傍には保全対象住居等は分布していないが、周辺の調査対象地域においては集落等が存在し、施設の稼働に伴い、これらの集落における悪臭の影響が想定されることから選定した。
		廃棄物の搬出入	○	関係車両の走行ルート沿道に集落等が存在し、廃棄物の搬出入車両等の走行に伴い、これらの集落等における悪臭の影響が想定されることから選定した。
水質	水の濁り	造成工事	×	対象事業実施区域は埋立造成後の裸地となっており、その観点では工事による大きな変化はない。また、工事に伴い発生する掘削時の湧出濁水や資材及び機械の運搬車両等のタイヤ洗浄水及び、裸地からの降雨時の濁水は下水処理施設に導水する計画であり、公共用水域の水質に与える影響はほとんどないと考えられることから選定しない。
		雨水等の排水	×	
	水の汚れ 富栄養化 水素イオン濃度 水質に係る 有害物質等	施設の稼働	×	施設排水は、施設内で処理後公共下水道に放流する計画であり、公共用水域の水質に与える影響はほとんどないと考えられることから選定しない。
地下水の水質及び水位	地下水の有害物質等	造成工事	×	工事濁水は、公共下水道に放流する計画であり、地下水の水質に与える影響はほとんどないと考えられることから選定しない。
		施設の稼働	×	施設排水は施設内で処理後、隣接する公共下水道に導水する計画であり、施設排水が地下浸透することは無い。また、搬入されたごみから発生する汚水が周辺へ流出することのないよう、ごみピットは止水性のある強固な構造物とする。そのため、地下水の水質に与える影響はほとんどないと考えられることから選定しない。

注) 「○」は選定した項目を、「×」は選定しなかった項目を示す。

表 6-1-3(3) 環境影響評価の項目の選定理由及び非選定理由

環境要素区分		影響要因の区分	選定結果	選定・非選定理由
地形及び地質	重要な地形及び地質	地形改変及び施設の存在	×	対象事業実施区域は人工埋立地であるため、重要な地形及び地質は分布しておらず、重要な地形及び地質は改変されないと考えられることから選定しない。
土壌	土壌に係る有害物質等	施設の稼働	×	周辺の調査対象地域においては集落等が存在するが、焼却炉の適切な燃焼管理やろ過集じん機等の設備により有害物質は十分に除去でき、土壌沈着などの影響は小さいと考えられることから選定しない。
動物	重要な種及び注目すべき生息地	地形改変及び施設の存在	○	地形改変及び施設の存在に伴い、動物の生息環境への影響が想定されることから選定した。
植物	重要な種及び群落	地形改変及び施設の存在	○	地形改変及び施設の存在に伴い、植物の生育環境への影響が想定されることから選定した。
生態系	地域を特徴づける生態系	地形改変及び施設の存在	○	地形改変及び施設の存在に伴い、一部の植生の消失等による生態系への影響が想定されることから選定した。
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変及び施設の存在	○	地形改変及び施設の存在に伴い、主要な眺望点からの眺望景観に与える影響が想定されることから選定した。
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	地形改変及び施設の存在	○	地形改変及び施設の存在に伴い、人と自然との触れ合いの活動の場における利用性・快適性の変化が想定されることから選定した。
廃棄物等	廃棄物	廃棄物の発生	○	熱回収施設の供用に伴い、焼却残渣等の廃棄物の発生が想定されることから選定した。
	建設工事に伴う副産物	造成工事	○	造成工事に伴い、建設副産物の発生が想定されることから選定した。
温室効果ガス等	二酸化炭素	建設機械の稼働	○	建設機械の稼働に伴い、温室効果ガスの発生が想定されることから選定した。
		資材及び機械の運搬	○	資材及び機械の運搬車両等の走行に伴い、温室効果ガスの発生が想定されることから選定した。
		施設の稼働	○	施設の稼働に伴い、温室効果ガスの発生が想定されることから選定した。
		廃棄物の搬出入	○	廃棄物の搬出入車両等の走行に伴い、温室効果ガスの発生が想定されることから選定した。

注) 「○」は選定した項目を、「×」は選定しなかった項目を示す。

6-2 調査、予測及び評価手法の選定

6-2-1 大気質

大気質に係る事業特性及び地域特性並びに調査、予測及び評価の手法等は、表 6-2-1～表 6-2-8に示すとおりである。

なお、調査、予測及び評価手法は、県技術指針及び技術手法に基づく手法を参考に選定した。

表 6-2-1 事業特性及び地域特性
(大気質(窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等)：建設機械の稼働)

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
・焼却施設(熱回収施設)、リサイクルセンター及び付帯施設の整備を行う。 ・建設機械の稼働及び造成等の施工による一時的な影響により、窒素酸化物、浮遊粒子状物質及び粉じん等の増加が想定される。	・対象事業実施区域近傍は工業地域となっている他、東側は海となっている。 ・最寄住居は対象事業実施区域の西北西約 520m に位置する。 ・二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、対象事業実施区域最寄の一般環境大気測定局(徳島局)において環境基準を達成している。

表 6-2-2(1) 調査、予測及び評価手法
(大気質(窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等)：建設機械の稼働)

調査、予測及び評価の手法	
調査すべき情報	1) 大気質の濃度の状況 2) 気象の状況(地上気象)
調査の基本的な手法	文献その他の資料及び現地調査による情報収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。
	1) 大気質の濃度の状況
	[既存資料調査] 徳島県の大気常時監視測定局の測定結果の情報収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。
	[現地調査] 環境基本法により定められた環境基準に規定する測定の方法及び衛生試験法(日本薬学会)に基づく測定の方法として、以下の方法で調査する。 ・窒素酸化物：オゾンを用いる化学発光法とする(試料採取高さは地上 1.5m)。 ・浮遊粒子状物質：ベータ線吸収法とする(試料採取高さは地上 3.0m)。 ・粉じん等(降下ばいじん)：ダストジャーによる捕集法とする(試料採取高さは地上 1.5m)。
	2) 気象の状況
	[既存資料調査] ・地上気象(風向・風速)：気象庁データ等の情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。
	[現地調査] 「地上気象観測指針」に準拠した方法として、以下の方法で調査する。 ①地上気象 ・風向・風速：風車型風向風速計を用いる手法とし、隣接する北部浄化センターの屋上で観測する。 ・日射量：熱電堆式全天日射計を用いる手法とし、観測高さは地上から 1.5m とする。 ・放射収支量：熱電堆式放射収支計を用いる手法とし、観測高さは地上から 1.5m とする。

表 6-2-2(2) 調査、予測及び評価手法
(大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等）：建設機械の稼働）

調査、予測及び評価の手法	
調査地域	大気質の拡散の特性を踏まえて大気質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。
調査地点	大気質の拡散の特性を踏まえて調査地域における大気質に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。
	1) 大気質の濃度の状況
	[既存資料調査] 対象事業実施区域最寄の一般局 1 地点（徳島局）とする。
	[現地調査] ・ 窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等（降下ばいじん）：対象事業実施区域周辺における保全対象の分布状況を考慮し、対象事業実施区域付近の 1 地点及び対象事業実施区域から海側を除く北側、西側、南側に存在する周辺住居等分布地域代表 3 地点とし、図 6-2-1 に示す計 4 地点とする。
	2) 気象の状況
	[既存資料調査] ・ 地上気象（風向・風速）：対象事業実施区域最寄の徳島気象観測所 1 地点を対象とする。
	[現地調査] ・ 地上気象（風向・風速）：周辺の地形地物による調査への影響を少なくするため、隣接する北部浄化センターの屋上とし、図 6-2-1 に示す 1 地点とする。 ・ 地上気象（日射量・放射収支量）：施設への気象の影響を的確に把握するため、対象事業実施区域付近とし、図 6-2-1 に示す 1 地点とする。
調査期間等	大気質の拡散の特性を踏まえて調査地域における大気質に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期とする。
	1) 大気質の濃度の状況
	[既存資料調査] ・ 窒素酸化物：至近の 5 年間とする。
	[現地調査] ・ 窒素酸化物、浮遊粒子状物質：1 週間×4 季（春、夏、秋、冬）とする。 ・ 粉じん等（降下ばいじん）：1 ヶ月間×4 季（春、夏、秋、冬）とする。
	2) 気象の状況
	[既存資料調査] ・ 地上気象（風向・風速）：至近の情報とする。
	[現地調査] ・ 地上気象（風向・風速、日射量・放射収支量）：1 年間（1 時間値を連続測定）とする。

表 6-2-2(3) 調査、予測及び評価手法
(大気質(窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等)：建設機械の稼働)

調査、予測及び評価の手法	
予測の基本的な手法	・窒素酸化物、浮遊粒子状物質：プルーム式及びパフ式による計算を基本とした方法により年平均値を予測する。 ・粉じん等(降下ばいじん)：技術手法に基づき、降下ばいじんの発生及び拡散に係る既存データの事例の引用又は解析により、季節別降下ばいじん量を計算する方法とする。
予測地域	調査地域のうち、大気質の拡散の特性を踏まえて大気質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域。
予測地点	大気質の拡散の特性を踏まえて予測地域における大気質に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、影響が最大となる地点及び大気質の濃度の現地調査と同様の地点とする。
予測対象時期等	工事による環境影響が最大になる時期とする。
環境影響の回避・低減に係る評価の手法	調査及び予測の結果を踏まえ、対象事業の実施により焼却施設(熱回収施設)の設置の工事に伴って発生する物質(窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等)に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討する。
環境保全施策に係る基準又は目標との整合性に係る評価の手法	建設機械の稼働に伴って発生する物質(窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等)に関する基準又は目標として、「大気の汚染に係る環境基準」及び「スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を参考として設定された降下ばいじんの参考値」等が存在することから、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討する。

表 6-2-4(2) 調査、予測及び評価手法
(大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等）：資材及び機械の運搬)

調査、予測及び評価の手法	
調査地点	大気質の拡散の特性を踏まえて調査地域における大気質に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。
	1) 大気質の濃度の状況
	[現地調査] ・窒素酸化物、浮遊粒子状物質：関係車両の走行ルートにおける影響が大きいと想定される道路沿道とし、図 6-2-1 に示す 4 地点とする。 ・粉じん等（降下ばいじん）：対象事業実施区域周辺における保全対象の分布状況を考慮し、対象事業実施区域付近の 1 地点及び対象事業実施区域から海側を除く北側、西側、南側に存在する周辺住居等分布地域代表 3 地点とし、図 6-2-1 に示す計 4 地点とする。
	2) 気象の状況
	[既存資料調査] ・地上気象（風向・風速）：対象事業実施区域最寄の徳島気象観測所 1 地点を対象とする。
	[現地調査] ・地上気象（風向・風速）：周辺の地形地物による調査への影響を少なくするため、隣接する北部浄化センターの屋上とし、図 6-2-1 に示す 1 地点とする。
	3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況
	[既存資料調査] 対象事業実施区域周辺の「全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果（集計結果整理表・箇所別基本表・時間別交通量表）」等の既存資料の交通量調査地点とする。 [現地調査] 関係車両の走行ルートにおける影響が大きいと想定される道路沿道とし、図 6-2-1 に示す 4 地点とする。
調査期間等	大気質の拡散の特性を踏まえて調査地域における大気質に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間とする。
	1) 大気質濃度の状況
	[既存資料調査] ・大気質濃度：至近の 5 年間とする。
	[現地調査] ・窒素酸化物、浮遊粒子状物質：1 週間×2 季（夏、冬）とする。
	2) 気象の状況
	[既存資料調査] ・地上気象（風向・風速）：至近の情報とする。
	[現地調査] ・地上気象（風向・風速）：1 年間（1 時間値を連続測定）とする。
	3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況
	[既存資料調査] 至近の情報とする。
	[現地調査] 1 年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とし、平日・休日に各 1 回とする。（24 時間）

表 6-2-4(3) 調査、予測及び評価手法
(大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等）：資材及び機械の運搬）

調査、予測及び評価の手法	
予測の基本的な手法	・窒素酸化物、浮遊粒子状物質：プルーム式及びパフ式による計算を基本とした方法により年平均値を予測する。 ・粉じん等（降下ばいじん）：技術手法に基づき、降下ばいじんの発生及び拡散に係る既存データの事例の引用又は解析により、季節別降下ばいじん量を計算する方法とする。
予測地域	調査地域のうち、大気質の拡散の特性を踏まえて大気質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域。
予測地点	大気質の拡散の特性を踏まえて予測地域における大気質に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、大気質の濃度の状況及び道路構造及び当該道路における交通量に係る状況の現地調査地点と同様の地点とする。
予測対象時期等	工事による環境影響が最大になる時期とする。
環境影響の回避・低減に係る評価の手法	調査及び予測の結果を踏まえ、対象事業の実施により資材及び機械の運搬車両等の走行に伴って発生する物質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等）に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討する。
環境保全施策に係る基準又は目標との整合性に係る評価の手法	資材及び機械の運搬車両等の走行に伴って発生する物質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等）に関する基準又は目標として、「大気の汚染に係る環境基準」及び「スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を参考として設定された降下ばいじんの参考値」等が存在することから、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討する。

表 6-2-5 事業特性及び地域特性（大気質（硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等、大気質に係る有害物質等）：施設の稼働）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
・焼却施設（熱回収施設）、リサイクルセンター及び付帯施設の整備を行う。 ・施設の稼働により、ごみの焼却に伴う煙突排ガスの排出及び破碎施設からの粉じん等の飛散の可能性がある。	・対象事業実施区域近傍は工業地域となっている他、東側は海となっている。 ・対象事業実施区域の主に北側から南西側にかけて集落が位置している。 ・二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類について環境基準を達成している。また、有害大気汚染物質について全ての項目において環境基準又は指針値を下回っている。光化学オキシダントについては短期的評価に係る環境基準を達成していない。

表 6-2-6(1) 調査、予測及び評価手法（大気質（硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等、大気質に係る有害物質等）：施設の稼働）

調査、予測及び評価の手法	
調査すべき情報	1) 大気質の濃度の状況 2) 気象の状況
調査の基本的な手法	文献その他の資料及び現地調査による情報収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。
	1) 大気質の濃度の状況 [既存資料調査] ・硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類：徳島県の大気常時監視測定局の測定結果の情報収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。 ・粉じん等（浮遊粉じん）：類似事例での測定結果を収集・整理する。
	[現地調査] 環境基本法により定められた環境基準及び大気汚染防止法により定められた測定方法指針、測定方法マニュアル、ダイオキシン類対策特別措置法により定められた環境基準に基づく方法として、以下の方法で調査する。 ・二酸化硫黄：紫外線蛍光法とする（試料採取高さは地上 1.5m）。 ・窒素酸化物：オゾンを用いる化学発光法とする（試料採取高さは地上 1.5m）。 ・浮遊粒子状物質：ベータ線吸収法とする（試料採取高さは地上 3.0m）。 ・塩化水素：イオンクロマトグラフ法とする（試料採取高さは地上 1.5m）。 ・水銀：金アマルガム捕集加熱気化冷原子吸光法とする（試料採取高さは地上 1.5m）。 ・ダイオキシン類：ハイボリュームエアサンプラー捕集法とする（試料採取高さは地上 1.2m）。

表 6-2-6(2) 調査、予測及び評価手法（大気質（硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等、大気質に係る有害物質等）：施設の稼働）

調査、予測及び評価の手法	
調査の基本的な手法 (続き)	2) 気象の状況
	[既存資料調査] ・地上気象（風向・風速）：気象庁データ等の情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。
	[現地調査]「地上気象観測指針」「高層気象観測指針」等に準拠した方法として、以下の方法で調査する。 ①地上気象 ・風向・風速：風車型風向風速計を用いる手法とし、隣接する北部浄化センターの屋上で観測する。 ・気温：白金抵抗型温度計を用いる手法とする（観測高さは地上 1.5m）。 ・湿度：静電容量型湿度計を用いる手法とする（観測高さは地上 1.5m）。 ・日射量：熱電堆式全天日射計を用いる手法とする（観測高さは地上 1.5m）。 ・放射収支量：熱電堆式放射収支計を用いる手法とする（観測高さは地上 1.5m）。 ②上層気象（風向・風速、気温）：ラジオゾンデ観測による手法とする。（観測高さは地上より 50m 間隔、上空 500m 程度まで） ③上層気象（風向・風速）：ドップラーソーダにより上空風を連続観測する方法とする。（観測高さは地上 40m より 20m 間隔、上空最大 400m 程度まで）
調査地域	大気質の拡散の特性を踏まえて大気質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。
調査地点	大気質の拡散の特性を踏まえて調査地域における大気質に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。
	1) 大気質の濃度の状況
	[既存資料調査] ・硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類：対象事業実施区域最寄の一般局 1 地点（徳島局）とする。 ・粉じん等（浮遊粉じん）：対象事業の実施により施設の稼働に伴って発生する浮遊粉じんと発生状況が類似すると考えられる類似事例における調査地点とする。
	[現地調査] ・硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類、水銀：対象事業実施区域周辺における保全対象の分布状況を考慮し、対象事業実施区域付近の 1 地点及び対象事業実施区域から海側を除く北側、西側、南側に存在する周辺住居等分布地域代表 3 地点とし、図 6-2-1 に示す計 4 地点とする。
	2) 気象の状況
	[既存資料調査] ・地上気象（風向・風速）：対象事業実施区域最寄の徳島気象観測所 1 地点を対象とする。 [現地調査] ・地上気象（風向・風速）：周辺の地形地物による調査への影響を少なくするため、隣接する北部浄化センターの屋上とし、図 6-2-1 に示す 1 地点とする。 ・地上気象（気温・湿度、日射量・放射収支量）、上層気象：施設への気象の影響を的確に把握するため、対象事業実施区域付近とし、図 6-2-1 に示す 1 地点とする。

表 6-2-6(3) 調査、予測及び評価手法（大気質（硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等、大気質に係る有害物質等）：施設の稼働）

調査、予測及び評価の手法	
調査期間等	大気質の拡散の特性を踏まえて調査地域における大気質に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間とする。
	1) 大気質の濃度の状況
	[既存資料調査] ・硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質：至近の5年間とする。 ・粉じん等（浮遊粉じん）：類似事例における調査期間（1週間×4季（春、夏、秋、冬））とする。
	[現地調査] ・硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、塩化水素、水銀、ダイオキシン類：1週間×4季（春、夏、秋、冬）とする。（塩化水素・水銀は24時間値、ダイオキシン類は7日間値を測定する。）
	2) 気象の状況
	[既存資料調査] ・地上気象（風向・風速）：至近の情報とする。 [現地調査] ・地上気象、上層気象（ドップラーソーダ）：1年間（1時間値を連続測定）とする。 ・上層気象（ラジオゾンデ観測）：7日間（8回／日）×4季（春、夏、秋、冬）とする。
予測の基本的な手法	ブルーム式及びパフ式による計算を基本とした方法により年平均値を予測する。また、1時間値（短期濃度）については、一般的な気象条件時（大気安定度不安定時）のほかに、短期的に高濃度が生じる可能性がある上層逆転層発生時や逆転層崩壊時（フュミゲーション）、煙突ダウンウォッシュ、建物ダウンウォッシュ発生時の予測を行う。 なお、粉じん等（浮遊粉じん）は類似施設の現地調査結果及び環境保全対策等を勘案して、定性的に予測を行う。
予測地域	調査地域のうち、大気質の拡散の特性を踏まえて大気質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。
予測地点	大気質の拡散の特性を踏まえて予測地域における大気質に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、影響が最大となる地点及び調査地点と同様の地点とする。
予測対象時期等	事業活動が定常状態になる時期又は環境影響を的確に把握できる時期とする。
環境影響の回避・低減に係る評価の手法	調査及び予測の結果を踏まえ、対象事業の実施により施設の稼働に伴って発生する物質（硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等（浮遊粉じん）、塩化水素、ダイオキシン類、水銀）に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討する。
環境保全施策に係る基準又は目標との整合性に係る評価の手法	施設の稼働に伴って発生する物質（硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類、水銀）に関する基準又は目標として、「大気の汚染に係る環境基準」等が存在することから、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討する。 なお、粉じん等（浮遊粉じん）については、関連施設の影響について評価を行うが、定性的な予測を実施することから、評価の際は現地調査結果及び環境保全対策等を勘案し定性的に評価する。

表 6-2-7 事業特性及び地域特性（大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）：廃棄物の搬出入）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
・焼却施設（熱回収施設）、リサイクルセンター及び付帯施設の整備を行う。 ・廃棄物の搬出入車両等の走行により、窒素酸化物、浮遊粒子状物質の増加が想定される。	・関係車両の走行ルート沿道に保全対象住居等が存在する。 ・二酸化窒素、浮遊粒子状物質については、対象事業実施区域最寄の自動車排出ガス測定局（自排徳島局）において環境基準を達成している。

表 6-2-8(1) 調査、予測及び評価手法（大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）：廃棄物の搬出入）

調査、予測及び評価の手法	
調査すべき情報	1) 大気質の濃度の状況 2) 気象の状況（地上気象） 3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況
調査の基本的な手法	文献その他の資料及び現地調査による情報収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。
	1) 大気質の濃度の状況
	[現地調査] 環境基本法により定められた環境基準に基づく方法として、以下の方法で調査する。 ・窒素酸化物：オゾンを用いる化学発光法とする（試料採取高さは地上 1.5m）。 ・浮遊粒子状物質：ベータ線吸収法とする（試料採取高さは地上 3.0m）。
	2) 気象の状況
	[既存資料調査] ・地上気象（風向・風速）：気象庁データ等の情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。
	[現地調査] 「地上気象観測指針」等に準じた方法として、以下の方法で調査する。 ・地上気象（風向・風速）：風車型風向風速計を用いる手法とし、隣接する北部浄化センターの屋上で観測する。
	3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況
	[既存資料調査] 「全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果（集計結果整理表・箇所別基本表・時間別交通量表）」等の既存資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。
	[現地調査] 大型車類、小型車類等の車種別、上下線方向別に毎時間の交通量及び平均走行速度を計測する方法とする。
調査地域	大気質の拡散の特性を踏まえて大気質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

表 6-2-8(2) 調査、予測及び評価手法（大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）：廃棄物の搬出入）

調査、予測及び評価の手法	
調査地点	大気質の拡散の特性を踏まえて調査地域における大気質に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。
	1) 大気質の濃度の状況
	[現地調査] ・窒素酸化物、浮遊粒子状物質：関係車両の走行ルートにおける影響が大きいと想定される道路沿道とし、図 6-2-1 に示す 4 地点とする。
	2) 気象の状況
	[既存資料調査] ・地上気象（風向・風速）：対象事業実施区域最寄の徳島気象観測所 1 地点を対象とする。
	[現地調査] ・地上気象（風向・風速）：周辺の地形地物による調査への影響を少なくするため、隣接する北部浄化センターの屋上とし、図 6-2-1 に示す 1 地点とする。
	3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況
	[既存資料調査] 対象事業実施区域周辺の「全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果（集計結果整理表・箇所別基本表・時間別交通量表）」等の既存資料の交通量調査地点とする。 [現地調査] 関係車両の走行ルートにおける影響が大きいと想定される道路沿道とし、図 6-2-1 に示す 4 地点とする。
調査期間等	大気質の拡散の特性を踏まえて調査地域における大気質に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間とする。
	1) 大気質濃度の状況
	[既存資料調査] ・窒素酸化物、浮遊粒子状物質：至近の 5 年間とする。
	[現地調査] ・窒素酸化物、浮遊粒子状物質：1 週間×2 季（夏、冬）とする。
	2) 気象の状況
	[既存資料調査] ・地上気象（風向・風速）：至近の情報とする。
	[現地調査] ・地上気象（風向・風速）：1 年間（1 時間値を連続測定）とする。
	3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況
	[既存資料調査] 至近の情報とする。
	[現地調査] 1 年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とし、平日・休日に各 1 回とする。（24 時間）

表 6-2-8(3) 調査、予測及び評価手法（大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）：廃棄物の搬出入）

調査、予測及び評価の手法	
予測の基本的な手法	ブルーム式及びパフ式による計算を基本とした方法により年平均値を予測する。
予測地域	調査地域のうち、大気質の拡散の特性を踏まえて大気質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域。
予測地点	大気質の拡散の特性を踏まえて予測地域における大気質に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、大気質の濃度の状況、道路構造及び当該道路における交通量に係る状況の現地調査と同様の地点とする。
予測対象時期等	事業活動が定常状態になる時期又は環境影響を的確に把握できる時期とする。
環境影響の回避・低減に係る評価の手法	調査及び予測の結果を踏まえ、対象事業の実施により廃棄物の搬出入車両等の走行に伴って発生する物質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討する。
環境保全施策に係る基準又は目標との整合性に係る評価の手法	廃棄物の搬出入車両等の走行に伴って発生する物質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）に関する基準又は目標として、「大気の汚染に係る環境基準」が存在することから、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討する。

6-2-2 騒音

騒音に係る事業特性及び地域特性並びに調査、予測及び評価の手法等は、表 6-2-9～表 6-2-16に示すとおりである。

なお、調査、予測及び評価手法は、県技術指針に基づく手法のほか、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬、廃棄物の搬出入については技術手法に基づく手法を、施設の稼働については調査指針に基づく手法を参考に選定した。

表 6-2-9 事業特性及び地域特性（騒音：建設機械の稼働）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
・焼却施設（熱回収施設）、リサイクルセンター及び付帯施設の整備を行う。 ・建設機械の稼働により、騒音の発生が想定される。	・対象事業実施区域近傍は工業地域となっている他、東側は海となっている。 ・最寄住居は対象事業実施区域の西北西約 520m に位置する。 ・対象事業実施区域周辺では、平成 30 年度～令和 7 年度の 8 年間で 9 地点において環境騒音測定が実施されている。測定の結果、全ての地点で昼間、夜間ともに環境基準を達成している。

表 6-2-10(1) 調査、予測及び評価手法（騒音：建設機械の稼働）

調査、予測及び評価の手法	
調査すべき情報	1) 騒音の状況 2) その他の事項
調査の基本的な手法	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。
	1) 騒音の状況
	[既存資料調査] 既存調査資料の収集・整理による。
	[現地調査] 環境基本法により定められた環境基準に規定する JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」に準拠した測定の方法とする（測定高さは地上 1.2m）。
	2) その他の事項
調査地域	[既存資料調査] 地表面の状況：地形図等の既存資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。 周辺住居等の状況：土地利用図等の既存資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。
	音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。
調査地点	音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。
	1) 騒音の状況
	[既存資料調査] 対象事業実施区域周辺とする。
	[現地調査] 対象事業実施区域周辺における住居への影響を適切に把握するため、対象事業実施区域付近 1 地点、周辺住居等分布地域代表地点 1 地点とし、図 6-2-2 に示す計 2 地点とする。
	2) その他の事項
調査地点	[既存資料調査] 騒音の状況の調査地点周辺において地表面及び周辺住居等の状況を適切かつ効果的に把握できる地点とする。

表 6-2-10(2) 調査、予測及び評価手法（騒音：建設機械の稼働）

調査、予測及び評価の手法	
調査期間等	音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間とする。
	1) 騒音の状況
	[既存資料調査] 至近の 3 年間とする。
	[現地調査] 1 年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とし、平日・休日に各 1 回（24 時間）を対象に調査する。
	2) その他の事項
	[既存資料調査] 至近の情報とする。
予測の基本的な手法	音の伝搬理論に基づく予測式（日本音響学会 建設工事騒音予測計算法に基づく予測式）により計算する方法とする。
予測地域	調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。
予測地点	音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、敷地境界における影響が最大となる地点及び周辺住居等分布地域代表地点とする。
予測対象時期等	建設機械の稼働による環境影響が最大になる時期とする。
環境影響の回避・低減に係る評価の手法	調査及び予測の結果を踏まえ、対象事業の実施により建設機械の稼働に伴って発生する騒音の影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討する。
環境保全施策に係る基準又は目標との整合性に係る評価の手法	建設機械の稼働に係る騒音に関する基準又は目標として、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」及び「騒音に係る環境基準」が存在することから、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討する。

表 6-2-11 事業特性及び地域特性（騒音：資材及び機械の運搬）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
・焼却施設（熱回収施設）、リサイクルセンター及び付帯施設の整備を行う。 ・資材及び機械の運搬車両等の走行により、騒音の発生が想定される。	・関係車両の走行ルート沿道に保全対象住居等が存在する。 ・対象事業実施区域周辺では、平成 30 年度～令和 7 年度の 8 年間で 11 地点において道路交通騒音測定が実施されている。令和元年度の一般県道沖ノ洲埠頭線の昼間、令和 5 年度の一般国道 11 号線の昼間及び夜間を除くすべての地点で、等価騒音レベルは区域の環境基準を達成している。なお、昼間、夜間ともにすべての地点で自動車騒音の要請限度値に適合している。

表 6-2-12(1) 調査、予測及び評価手法（騒音：資材及び機械の運搬）

調査、予測及び評価の手法	
調査すべき情報	1) 騒音の状況 2) 沿道の状況 3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況
調査の基本的な手法	文献その他の資料及び現地調査による情報収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。
	1) 騒音の状況
	[既存資料調査] 既存調査資料の収集・整理による。
	[現地調査] 環境基本法により定められた環境基準に規定する JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」に準拠した測定の方法とする（測定高さは地上 1.2m）。
	2) 沿道の状況
	[既存資料調査] 地形図等の既存資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。
	3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況
調査地域	[既存資料調査] 「全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果（集計結果整理表・箇所別基本表・時間別交通量表）」等の既存資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。
	[現地調査] 大型車類、小型車類等の車種別、上下線方向別に毎時間の交通量を計測する方法とする。
	音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。
	音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。
	1) 騒音の状況
	[既存資料調査] 対象事業実施区域周辺とする。
	[現地調査] 関係車両の走行ルートにおける影響が大きいと想定される道路沿道とし、図 6-2-2 に示す 4 地点とする。
調査地点	2) 沿道の状況
	[既存資料調査] 騒音の状況と同様とする。
	3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況
	[既存資料調査] 対象事業実施区域周辺の「全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果（集計結果整理表・箇所別基本表・時間別交通量表）」等の既存資料の交通量調査地点とする。
	[現地調査] 関係車両の走行ルートにおける影響が大きいと想定される道路沿道とし、図 6-2-2 に示す 4 地点とする。

表 6-2-12(2) 調査、予測及び評価手法（騒音：資材及び機械の運搬）

調査、予測及び評価の手法	
調査期間等	音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間とする。
	1) 騒音の状況
	[既存資料調査] 至近の3年間とする。
	[現地調査] 1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とし、平日・休日に各1回（24時間）を対象に調査する。
	2) 沿道の状況
	[既存資料調査] 至近の情報とする。
	3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況
	[既存資料調査] 至近の情報とする。 [現地調査] 騒音の状況と同様の日とする。
予測の基本的な手法	音の伝搬理論に基づく予測式として、（社）日本音響学会による「道路交通騒音の予測モデル（ASJ RTN-Model）」により計算する方法とする。
予測地域	調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。
予測地点	音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、現地調査と同様の地点とする。
予測対象時期等	工事による環境影響が最大になる時期とする。
環境影響の回避・低減に係る評価の手法	調査及び予測の結果を踏まえ、対象事業の実施により資材及び機械の運搬車両等の走行に伴って発生する騒音に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討する。
環境保全施策に係る基準又は目標との整合性に係る評価の手法	資材及び機械の運搬車両等の走行に係る騒音に関する基準又は目標として、「騒音に係る環境基準」が存在することから、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討する。

表 6-2-13 事業特性及び地域特性（騒音：施設の稼働）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
・焼却施設（熱回収施設）、リサイクルセンター及び付帯施設の整備を行う。 ・施設の稼働により、騒音の発生が想定される。	・対象事業実施区域近傍は工業地域となっている他、東側は海となっている。 ・最寄住居は対象事業実施区域の西北西約 520m に位置する。 ・対象事業実施区域周辺では、平成 30 年度～令和 7 年度の 8 年間で 9 地点において環境騒音測定が実施されている。測定の結果、全ての地点で昼間、夜間ともに環境基準を達成している。

表 6-2-14(1) 調査、予測及び評価手法（騒音：施設の稼働）

調査、予測及び評価の手法	
調査すべき情報	1) 騒音の状況 2) その他の事項
調査の基本的な手法	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。
	1) 騒音の状況
	[既存資料調査] 既存調査資料の収集・整理による。
	[現地調査] 環境基本法により定められた環境基準に規定する JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」に準拠した測定の方法とする（測定高さは地上 1.2m）。
	2) その他の事項
調査地点	[既存資料調査] ・主要発生源の状況：地形図等の既存資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。
	音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。
	音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。
	1) 騒音の状況
	[既存資料調査] 対象事業実施区域周辺とする。
調査期間等	[現地調査] 対象事業実施区域周辺における住居への影響を適切に把握するため、対象事業実施区域付近 1 地点、周辺住居等分布地域代表地点 1 地点とし、図 6-2-2 に示す計 2 地点とする。
	2) その他の事項
	[既存資料調査] 騒音の状況の調査地点周辺において主要発生源の状況を適切かつ効果的に把握できる地点とする。
	音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間とする。
	1) 騒音の状況
調査期間等	[既存資料調査] 至近の 3 年間とする。
	[現地調査] 1 年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とし、平日・休日に各 1 回（24 時間）を対象に調査する。
	2) その他の事項
	[既存資料調査] 至近の情報とする。

表 6-2-14(2) 調査、予測及び評価手法（騒音：施設の稼働）

調査、予測及び評価の手法	
予測の基本的な手法	音の伝搬理論に基づく一般的な予測式（調査指針に基づく伝搬理論式）により計算する方法とする。
予測地域	調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。
予測地点	音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、敷地境界における影響が最大となる地点及び周辺住居等分布地域代表地点とする。
予測対象時期等	事業活動が定常状態になる時期又は環境影響を的確に把握できる時期とする。
環境影響の回避・低減に係る評価の手法	調査及び予測の結果を踏まえ、対象事業の実施により施設の稼働に伴って発生する騒音に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討する。
環境保全施策に係る基準又は目標との整合性に係る評価の手法	施設の稼働に伴って発生する騒音に関する基準又は目標として、「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」及び「騒音に係る環境基準」が存在することから、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討する。

表 6-2-15 事業特性及び地域特性（騒音：廃棄物の搬出入）

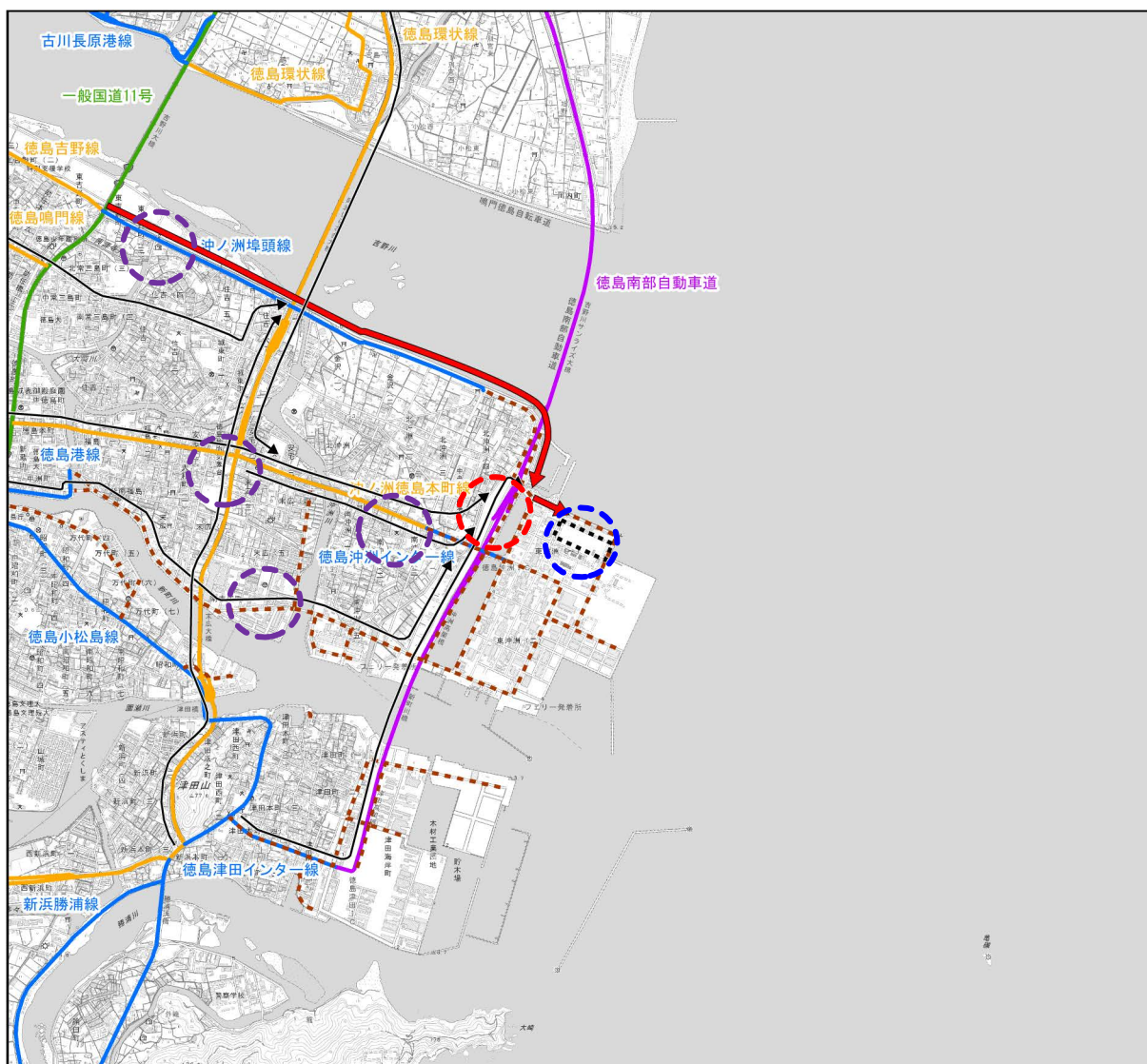
当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
・焼却施設（熱回収施設）、リサイクルセンター及び付帯施設の整備を行う。 ・廃棄物の搬出入車両等の走行により、騒音の発生が想定される。	・関係車両の走行ルート沿道に保全対象住居等が存在する。 ・対象事業実施区域周辺では、平成 30 年度～令和 7 年度の 8 年間で 11 地点において道路交通騒音測定が実施されている。令和元年度の一般県道沖ノ洲埠頭線の昼間、令和 5 年度の一般国道 11 号線の昼間及び夜間を除くすべての地点で、等価騒音レベルは区域の環境基準を達成している。なお、昼間、夜間ともにすべての地点で自動車騒音の要請限度値に適合している。

表 6-2-16(1) 調査、予測及び評価手法（騒音：廃棄物の搬出入）

調査、予測及び評価の手法	
調査すべき情報	1) 騒音の状況 2) 沿道の状況 3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況
調査の基本的な手法	文献その他の資料及び現地調査による情報収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。
	1) 騒音の状況
	[既存資料調査] 既存調査資料の収集・整理による。
	[現地調査] 環境基本法により定められた環境基準に規定する JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」に準拠した測定の方法とする（測定高さは地上 1.2m）。
	2) 沿道の状況
	[既存資料調査] 地形図等の既存資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。
	3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況
	[既存資料調査] 「全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果（集計結果整理表・箇所別基本表・時間別交通量表）」等の既存資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。
	[現地調査] 大型車類、小型車類等の車種別、上下線方向別に毎時間の交通量を計測する方法とする。
調査地域	音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

表 6-2-16(2) 調査、予測及び評価手法（騒音：廃棄物の搬出入）

調査、予測及び評価の手法	
調査地点	音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。
	1) 騒音の状況
	[既存資料調査] 対象事業実施区域周辺とする。
	[現地調査] 関係車両の走行ルートにおける影響が大きいと想定される道路沿道とし、図 6-2-2 に示す 4 地点とする。
	2) 沿道の状況
	[既存資料調査] 騒音の状況と同様とする。
	3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況
	[既存資料調査] 対象事業実施区域周辺の「全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果（集計結果整理表・箇所別基本表・時間別交通量表）」等の既存資料の交通量調査地点とする。
調査期間等	[現地調査] 関係車両の走行ルートにおける影響が大きいと想定される道路沿道とし、図 6-2-2 に示す 4 地点とする。
	音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間とする。
	1) 騒音の状況
	[既存資料調査] 至近の 3 年間とする。
	[現地調査] 1 年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とし、平日・休日に各 1 回（24 時間）を対象に調査する。
	2) 沿道の状況
	[既存資料調査] 至近の情報とする。
	3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況
予測の基本的な手法	[既存資料調査] 至近の情報とする。
	[現地調査] 騒音の状況と同様の日とする。
予測の基本的な手法	音の伝搬理論に基づく予測式として（社）日本音響学会による「道路交通騒音の予測モデル（ASJ RTN-Model）」により計算する方法とする。
予測地域	調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。
予測地点	音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、現地調査と同様の地点とする。
予測対象時期等	事業活動が定常状態になる時期又は環境影響を的確に把握できる時期とする。
環境影響の回避・低減に係る評価の手法	調査及び予測の結果を踏まえ、対象事業の実施により廃棄物の搬出入車両等の走行に伴って発生する騒音に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討する。
環境保全施策に係る基準又は目標との整合性に係る評価の手法	廃棄物の搬出入車両等の走行に係る騒音に関する基準又は目標として、「騒音に係る環境基準」が存在することから、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討する。



【 凡 例 】

- 対象事業実施区域
- 高速自動車国道
- 一般国道
- 主要地方道
- 一般県道
- 臨港道路
- ➡ 関係車両の主要走行ルート
- ➡ 関係車両の走行ルート
- 騒音（環境騒音）・振動（環境振動）・超低周波音 調査地点（周辺住居等分布地域代表地点1地点）
- 騒音（環境騒音）・振動（環境振動）・超低周波音 調査地点（対象事業実施区域付近1地点）
- 道路交通騒音・道路交通振動・地盤卓越振動数 調査地点（走行ルート4地点）

走行ルートの出典：
徳島市一般廃棄物中間処理施設整備基本計画改定版
（令和7年9月 徳島市）

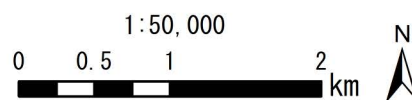


図 6-2-2 騒音、超低周波音、振動現地調査地点位置図

6-2-3 超低周波音

超低周波音に係る事業特性及び地域特性並びに調査、予測及び評価の手法等は、表 6-2-17～表 6-2-18に示すとおりである。

なお、調査、予測及び評価手法は、県技術指針に基づく手法を参考に選定した。

表 6-2-17 事業特性及び地域特性（超低周波音：施設の稼働）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
・焼却施設（熱回収施設）、リサイクルセンター及び付帯施設の整備を行う。 ・施設の稼働により、超低周波音の発生が想定される。	・対象事業実施区域近傍は工業地域となっている他、東側は海となっている。 ・最寄住居は対象事業実施区域の西北西約 520m に位置する。

表 6-2-18(1) 調査、予測及び評価手法（超低周波音：施設の稼働）

調査、予測及び評価の手法	
調査すべき情報	1) 超低周波音の状況 2) その他の事項
調査の基本的な手法	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。
	1) 超低周波音の状況
	[現地調査] 超低周波音の測定に適する特性を有する測定器及び周波数分析器を用い、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成 12 年 環境庁大気保全局）に定められた測定の方法とする（測定高さは地上 1.2m）。
	2) その他の事項
	[既存資料調査] ・主要発生源の状況：地形図等の既存資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。
調査地域	音の伝搬の特性を踏まえて超低周波音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。
調査地点	音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における超低周波音に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。
	1) 超低周波音の状況
	[現地調査] 対象事業実施区域付近 1 地点、周辺住居等分布地域代表地点 1 地点の図 6-2-2 に示す計 2 地点で調査するとともに、施設の稼働に伴って発生する超低周波音と発生状況が類似していると考えられる類似施設（既存施設）における代表 1 地点を設定する（計 3 地点）。
	2) その他の事項
	[既存資料調査] 超低周波音の状況の調査地点周辺において主要発生源の状況を適切かつ効果的に把握できる地点とする。
調査期間等	音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における超低周波音に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間とする。
	1) 超低周波音の状況
	[現地調査] 1 年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とし、対象事業実施区域付近及び周辺住居等分布地域代表地点においては平日・休日に各 1 回（24 時間）を対象に調査する。但し、類似施設においては平日に 1 回（24 時間）を対象に調査する。
	2) その他の事項
	[既存資料調査] 至近の情報とする。

表 6-2-18(2) 調査、予測及び評価手法（超低周波音：施設の稼働）

調査、予測及び評価の手法	
予測の基本的な手法	距離減衰式等による計算または類似事例の引用による定性的な方法とする。
予測地域	調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて超低周波音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。
予測地点	音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における超低周波音に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、敷地境界における影響が最大となる地点及び周辺住居等分布地域代表地点とする。
予測対象時期等	事業活動が定常状態になる時期又は環境影響を的確に把握できる時期とする。
環境影響の回避・低減に係る評価の手法	調査及び予測の結果を踏まえ、対象事業の実施により施設の稼働に伴って発生する超低周波音に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討する。
環境保全施策に係る基準又は目標との整合性に係る評価の手法	施設の稼働に伴って発生する超低周波音に関する基準又は目標として、「低周波音問題対応の手引書」（平成 16 年 環境省）に示される「心身に係る苦情に関する評価指針」（G 特性音波レベル L_G で 92dB）等が存在することから、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討する。

6-2-4 振動

振動に係る事業特性及び地域特性並びに調査、予測及び評価の手法等は、表 6-2-19～表 6-2-26に示すとおりである。

なお、調査、予測及び評価手法は、県技術指針に基づく手法のほか、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬、廃棄物の搬出入については技術手法に基づく手法を、施設の稼働については調査指針に基づく手法を参考に選定した。

表 6-2-19 事業特性及び地域特性（振動：建設機械の稼働）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
・焼却施設（熱回収施設）、リサイクルセンター及び付帯施設の整備を行う。 ・建設機械の稼働により、振動の発生が想定される。	・対象事業実施区域近傍は工業地域となっている他、東側は海となっている。 ・最寄住居は対象事業実施区域の西北西約 520m に位置する。 ・対象事業実施区域周辺では環境振動に係る測定は行われていない。

表 6-2-20(1) 調査、予測及び評価手法（振動：建設機械の稼働）

調査、予測及び評価の手法	
調査すべき情報	1) 振動の状況 2) 地盤の状況 3) その他の事項
調査の基本的な手法	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。
	1) 振動の状況
	[現地調査] 振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号）別表第 2 備考 4 及び 7 に規定する振動の測定の方法とする（測定高さは地表面）。
	2) 地盤の状況
	[既存資料調査] 既存資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。
	3) その他の事項
	[既存資料調査] ・主要発生源の状況：地形図等の既存資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。
調査地域	振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。
調査地点	振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。
	1) 振動の状況
	[現地調査] 対象事業実施区域周辺における住居への影響を適切に把握するため、対象事業実施区域付近 1 地点、周辺住居等分布地域代表地点 1 地点とし、図 6-2-2 に示す計 2 地点とする。
	2) 地盤の状況
	[既存資料調査] 地盤の状況を適切かつ効果的に把握できる地点とする。
	3) その他の事項
	[既存資料調査] 振動の状況の調査地点周辺において主要発生源の状況を適切かつ効果的に把握できる地点とする。

表 6-2-20(2) 調査、予測及び評価手法（振動：建設機械の稼働）

調査、予測及び評価の手法	
調査期間等	振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間とする。
	1) 振動の状況
	[現地調査]1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とし、平日・休日に各1回（24時間）を対象に調査する。
	2) 地盤の状況
	[既存資料調査]至近の情報とする。
	3) その他の事項
	[既存資料調査]至近の情報とする。
予測の基本的な手法	地盤振動の振動レベルの 80 パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算又は事例の引用若しくは解析による方法とする。
予測地域	調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。
予測地点	振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、敷地境界における影響が最大となる地点及び周辺住居等分布地域代表地点とする。
予測対象時期等	建設機械の稼働による環境影響が最大になる時期とする。
環境影響の回避・低減に係る評価の手法	調査及び予測の結果を踏まえ、対象事業の実施により建設機械の稼働に伴って発生する振動に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討する。
環境保全施策に係る基準又は目標との整合性に係る評価の手法	建設機械の稼働に係る振動に関する基準又は目標として、「振動規制法施行規則に規定される特定建設作業の規制に関する基準」が存在することから、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討する。

表 6-2-21 事業特性及び地域特性（振動：資材及び機械の運搬）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
・焼却施設（熱回収施設）、リサイクルセンター及び付帯施設の整備を行う。 ・資材及び機械の運搬車両等の走行により、振動の発生が想定される。	・関係車両の走行ルート沿道に保全対象住居等が存在する。 ・対象事業実施区域周辺では、平成 30 年度～令和 7 年度の 8 年間で 11 地点において道路交通振動測定が実施されている。道路交通振動は、昼間、夜間ともにすべての地点で要請限度値に適合している。

表 6-2-22(1) 調査、予測及び評価手法（振動：資材及び機械の運搬）

調査、予測及び評価の手法	
調査すべき情報	1) 振動の状況 2) 地盤の状況 3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況
調査の基本的な手法	文献その他の資料及び現地調査による情報収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。
	1) 振動の状況
	[既存資料調査] 既存調査資料の収集・整理による。
	[現地調査] 振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号）別表第 2 備考 4 及び 7 に規定する振動の測定の方法とする（測定高さは地表面）。
	2) 地盤の状況
	[既存資料調査] 既存資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。
	[現地調査] 地盤卓越振動数の測定、整理及び解析による方法とし、測定高さは地表面とする。
	3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況
調査地域	[既存資料調査] 「全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果（集計結果整理表・箇所別基本表・時間別交通量表）」等の既存資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。
	[現地調査] 大型車類、小型車類等の車種別、上下線方向別に毎時間の交通量を計測する方法とする。

表 6-2-22 (2) 調査、予測及び評価手法（振動：資材及び機械の運搬）

調査、予測及び評価の手法	
調査地点	振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。
	1) 振動の状況
	[既存資料調査] 対象事業実施区域周辺とする。
	[現地調査] 関係車両の走行ルートにおける影響が大きいと想定される道路沿道とし、図 6-2-2 に示す 4 地点とする。
	2) 地盤の状況
	[既存資料調査] 地盤の状況を適切かつ効果的に把握できる地点とする。
	[現地調査] 関係車両の走行ルートにおける影響が大きいと想定される道路沿道とし、図 6-2-2 に示す 4 地点とする。
	3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況
	[既存資料調査] 対象事業実施区域周辺の「全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果（集計結果整理表・箇所別基本表・時間別交通量表）」等の既存資料の交通量調査地点とする。
	[現地調査] 関係車両の走行ルートにおける影響が大きいと想定される道路沿道とし、図 6-2-2 に示す 4 地点とする。
調査期間等	振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間とする。
	1) 振動の状況
	[既存資料調査] 至近の 3 年間とする。
	[現地調査] 1 年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とし、平日・休日に各 1 回（24 時間）を対象に調査する。
	2) 地盤の状況
	[既存資料調査] 至近の情報とする。
	[現地調査] 1 年間を通じて平均的な状況であると考えられる日を対象に、1 回（24 時間）調査する。（大型車両走行時）
	3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況
予測の基本的な手法	[既存資料調査] 至近の情報とする。
	[現地調査] 振動の状況と同様の日とする。
予測の基本的な手法	地盤振動の振動レベルの 80 パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算又は事例の引用若しくは解析による方法を基本とする。
予測地域	調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。
予測地点	振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、振動の状況の現地調査と同様の地点とする。
予測対象時期等	工事による環境影響が最大になる時期とする。

表 6-2-22 (3) 調査、予測及び評価手法（振動：資材及び機械の運搬）

調査、予測及び評価の手法	
環境影響の回避・低減に係る評価の手法	調査及び予測の結果を踏まえ、対象事業の実施により資材及び機械の運搬車両等の走行に伴って発生する振動に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討する。
環境保全施策に係る基準又は目標との整合性に係る評価の手法	資材及び機械の運搬車両等の走行に係る振動に関する基準又は目標として、「振動規制法施行規則に規定される道路交通振動の限度」が存在することから、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討する。

表 6-2-23 事業特性及び地域特性（振動：施設の稼働）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
・焼却施設（熱回収施設）、リサイクルセンター及び付帯施設の整備を行う。 ・施設の稼働により、振動の発生が想定される。	・対象事業実施区域近傍は工業地域となっている他、東側は海となっている。 ・最寄住居は対象事業実施区域の西北西約 520m に位置する。 ・対象事業実施区域周辺では環境振動に係る測定は行われていない。

表 6-2-24 (1) 調査、予測及び評価手法（振動：施設の稼働）

調査、予測及び評価の手法	
調査すべき情報	1) 振動の状況 2) 地盤の状況 3) その他の事項
調査の基本的な手法	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。
	1) 振動の状況
	[現地調査] 振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号）別表第 2 備考 4 及び 7 に規定する振動の測定の方法とする（測定高さは地表面）。
	2) 地盤の状況
	[既存資料調査] 既存資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。
調査地域	3) その他の事項
	[既存資料調査] ・主要発生源の状況：地形図等の既存資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。
調査地点	振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。
	振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。
	1) 振動の状況
	[現地調査] 対象事業実施区域周辺における住居への影響を適切に把握するため、対象事業実施区域付近 1 地点、周辺住居等分布地域代表地点 1 地点とし、図 6-2-2 に示す計 2 地点とする。
	2) 地盤の状況
	[既存資料調査] 地盤の状況を適切かつ効果的に把握できる地点とする。
調査地点	3) その他の事項
	[既存資料調査] 振動の状況の調査地点周辺において主要発生源の状況を適切かつ効果的に把握できる地点とする。

表 6-2-24 (2) 調査、予測及び評価手法（振動：施設の稼働）

調査、予測及び評価の手法	
調査期間等	振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間とする。
	1) 振動の状況
	[現地調査] 1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とし、平日・休日に各1回（24時間）を対象に調査する。
	2) 地盤の状況
	[既存資料調査] 至近の情報とする。
	3) 主要発生源の状況
	[既存資料調査] 至近の情報とする。
予測の基本的な手法	地盤振動の伝搬理論に基づく一般的な予測式（調査指針に基づく距離減衰式）を用いた計算又は事例の引用若しくは解析による方法とする。
予測地域	調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。
予測地点	振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、敷地境界における影響が最大となる地点及び周辺住居等分布地域代表地点とする。
予測対象時期等	事業活動が定常状態になる時期又は環境影響を的確に把握できる時期とする。
環境影響の回避・低減に係る評価の手法	調査及び予測の結果を踏まえ、対象事業の実施により施設の稼働に伴って発生する振動に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討する。
環境保全施策に係る基準又は目標との整合性に係る評価の手法	施設の稼働に伴って発生する振動に関する基準又は目標として、「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」が存在することから、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討する。

表 6-2-25 事業特性及び地域特性（振動：廃棄物の搬出入）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
・焼却施設（熱回収施設）、リサイクルセンター及び付帯施設の整備を行う。 ・廃棄物の搬出入車両等の走行により、振動の発生が想定される。	・関係車両の走行ルート沿道に保全対象住居等が存在する。 ・対象事業実施区域周辺では、平成 30 年度～令和 7 年度の 8 年間で 11 地点において道路交通振動測定が実施されている。道路交通振動は、昼間、夜間ともにすべての地点で要請限度値に適合している。

表 6-2-26(1) 調査、予測及び評価手法（振動：廃棄物の搬出入）

調査、予測及び評価の手法	
調査すべき情報	1) 振動の状況 2) 地盤の状況 3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況
調査の基本的な手法	文献その他の資料及び現地調査による情報収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。
	1) 振動の状況
	[既存資料調査] 既存調査資料の収集・整理による。
	[現地調査] 振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号）別表第 2 備考 4 及び 7 に規定する振動の測定の方法とする（測定高さは地表面）。
	2) 地盤の状況
	[既存資料調査] 既存資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。
	[現地調査] 地盤卓越振動数の測定、整理及び解析による方法とし、測定高さは地表面とする。
	3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況
調査地域	[既存資料調査] 「全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果（集計結果整理表・箇所別基本表・時間別交通量表）」等の既存資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。
	[現地調査] 大型車類、小型車類等の車種別、上下線方向別に毎時間の交通量を計測する方法とする。

表 6-2-26(2) 調査、予測及び評価手法（振動：廃棄物の搬出入）

調査、予測及び評価の手法	
調査地点	振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。
	1) 振動の状況
	[既存資料調査] 対象事業実施区域周辺とする。
	[現地調査] 関係車両の走行ルートにおける影響が大きいと想定される道路沿道とし、図 6-2-2 に示す 4 地点とする。
	2) 地盤の状況
	[既存資料調査] 地盤の状況を適切かつ効果的に把握できる地点とする。
	[現地調査] 関係車両の走行ルートにおける影響が大きいと想定される道路沿道とし、図 6-2-2 に示す 4 地点とする。
	3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況
	[既存資料調査] 対象事業実施区域周辺の「全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果（集計結果整理表・箇所別基本表・時間別交通量表）」等の既存資料の交通量調査地点とする。
	[現地調査] 関係車両の走行ルートにおける影響が大きいと想定される道路沿道とし、図 6-2-2 に示す 4 地点とする。
調査期間等	振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間とする。
	1) 振動の状況
	[既存資料調査] 至近の 3 年間とする。
	[現地調査] 1 年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とし、平日・休日に各 1 回（24 時間）を対象に調査する。
	2) 地盤の状況
	[既存資料調査] 至近の情報とする。
	[現地調査] 1 年間を通じて平均的な状況であると考えられる日を対象に、1 回（24 時間）調査する。（大型車両走行時）
	3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況
	[既存資料調査] 至近の情報とする。
	[現地調査] 振動の状況と同様の日とする。
予測の基本的な手法	地盤振動の振動レベルの 80 パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算又は事例の引用若しくは解析による方法を基本とする。
予測地域	調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。
予測地点	振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、振動の状況の現地調査と同様の地点とする。
予測対象時期等	事業活動が定常状態になる時期又は環境影響を的確に把握できる時期とする。

表 6-2-26(3) 調査、予測及び評価手法（振動：廃棄物の搬出入）

調査、予測及び評価の手法	
環境影響の回避・低減に係る評価の手法	調査及び予測の結果を踏まえ、対象事業の実施により廃棄物の搬出入車両等の走行に伴って発生する振動に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討する。
環境保全施策に係る基準又は目標との整合性に係る評価の手法	廃棄物の搬出入車両等の走行に係る振動に関する基準又は目標として、「振動規制法施行規則に規定される道路交通振動の限度」が存在することから、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討する。

6-2-5 悪臭

悪臭に係る事業特性及び地域特性並びに調査、予測及び評価の手法等は表 6-2-27～表 6-2-32に示すとおりである。

なお、調査、予測及び評価手法は、県技術指針に基づく手法のほか、調査指針に基づく手法を参考に選定した。

表 6-2-27 事業特性及び地域特性（悪臭：施設の使用）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
・焼却施設（熱回収施設）、リサイクルセンター及び付帯施設の整備を行う。 ・施設の使用により、悪臭の漏洩等が想定される。	・対象事業実施区域近傍は工業地域となっている他、東側は海となっている。 ・最寄住居は対象事業実施区域の西北西約 520m に位置する。 ・対象事業実施区域周辺では悪臭に係る測定は行われていない。

表 6-2-28 (1) 調査、予測及び評価手法（悪臭：施設の使用）

調査、予測及び評価の手法	
調査すべき情報	1) 悪臭の状況 2) 気象の状況
調査の基本的な手法	文献その他の資料及び現地調査による情報収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。
	1) 悪臭の状況
	[既存資料調査] ・臭気指数・特定悪臭物質濃度：類似事例での測定結果を収集・整理する。
	[現地調査] 悪臭防止法施行規則（昭和 47 年総理府令第 39 号）第 1 条又は第 5 条の規定により環境大臣が定める悪臭の測定の方法とし、以下の方法で調査する。 ・臭気指数：「嗅覚測定法マニュアル」（平成 8 年環境庁大気保全局大気生活環境室編集）に定める方法とする。 ・特定悪臭物質濃度：「特定悪臭物質の測定の方法」（昭和 47 年 環境庁告示第 9 号）に定める方法とする。
	2) 気象の状況
	[現地調査] 地上気象に係る現地調査結果を整理する。
調査地域	悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。
調査地点	悪臭の拡散の特性を踏まえて調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。
	1) 悪臭の状況
	[既存資料調査] 対象事業の実施により施設の使用に伴って発生する悪臭と発生状況が類似すると考えられる類似事例における調査地点とする。
	[現地調査] ・臭気指数、特定悪臭物質濃度：対象事業実施区域周辺における保全対象の分布状況を考慮し、敷地境界付近 1 地点及び対象事業実施区域から海側を除く北側、西側、南側に存在する周辺住居等分布地域代表地点 3 地点とする。
	2) 気象の状況
	[現地調査] 悪臭の状況と同様とする。

表 6-2-28 (2) 調査、予測及び評価手法（悪臭：施設の存在）

調査、予測及び評価の手法	
調査期間等	悪臭の拡散の特性を踏まえて調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期又は時間帯とする。
	1) 悪臭の状況
	[既存資料調査] ・臭気指数・特定悪臭物質濃度：類似事例における調査期間（1回（夏））とする。
	[現地調査] ・臭気指数・特定悪臭物質濃度（事業実施区域周辺）：1回（夏）とする。
	2) 気象の状況
	[現地調査]悪臭の状況と同様とする。
予測の基本的な手法	類似事例の引用若しくは解析、環境保全対策を勘案した定性的な予測とする。
予測地域	調査地域のうち、悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。
予測地点	悪臭の拡散の特性を踏まえて予測地域における悪臭に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。
予測対象時期等	事業活動が定常状態になる時期又は環境影響を的確に把握できる時期とする。
環境影響の回避・低減に係る評価の手法	調査及び予測の結果を踏まえ、対象事業の実施により施設の存在に伴って発生する悪臭に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討する。
環境保全施策に係る基準又は目標との整合性に係る評価の手法	施設の存在に係る悪臭に関する基準又は目標として、「悪臭防止法に基づく規制基準」が存在することから、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討する。

表 6-2-29 事業特性及び地域特性（悪臭：施設の稼働）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
・焼却施設（熱回収施設）、リサイクルセンター及び付帯施設の整備を行う。 ・施設の稼働により、煙突排ガスや施設設備等による悪臭の影響が想定される。	・対象事業実施区域近傍は工業地域となっている他、東側は海となっている。 ・最寄住居は対象事業実施区域の西北西約 520m に位置する。 ・対象事業実施区域周辺では悪臭に係る測定は行われていない。

表 6-2-30 (1) 調査、予測及び評価手法（悪臭：施設の稼働）

調査、予測及び評価の手法	
調査すべき情報	1) 悪臭の状況 2) 気象の状況
調査の基本的な手法	文献その他の資料及び現地調査による情報収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。
	1) 悪臭の状況
	[既存資料調査] ・臭気指数・特定悪臭物質濃度：類似事例での測定結果を収集・整理する。
	[現地調査] 悪臭防止法施行規則（昭和 47 年総理府令第 39 号）第 1 条又は第 5 条の規定により環境大臣が定める悪臭の測定の方法とし、以下の方法で調査する。 ・臭気指数：「嗅覚測定法マニュアル」（平成 8 年環境庁大気保全局大気生活環境室編集）に定める方法とする。 ・特定悪臭物質濃度：「特定悪臭物質の測定の方法」（昭和 47 年 環境庁告示第 9 号）に定める方法とする。
	2) 気象の状況
	[現地調査] 「地上気象観測指針」（気象庁）に定める方法に準拠し、簡易的に風向・風速を把握する方法とする。
調査地域	悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。
調査地点	悪臭の拡散の特性を踏まえて調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。
	1) 悪臭の状況
	[既存資料調査] 対象事業の実施により施設の存在に伴って発生する悪臭と発生状況が類似すると考えられる類似事例における調査地点とする。
	[現地調査] ・臭気指数、特定悪臭物質濃度（事業実施区域周辺）：対象事業実施区域周辺における保全対象の分布状況を考慮し、敷地境界付近 1 地点及び対象事業実施区域から海側を除く北側、西側、南側に存在する周辺住居等分布地域代表地点 3 地点とし、図 6-2-3 に示す計 4 地点とする。 ・臭気指数、特定悪臭物質濃度（類似施設）：施設の稼働に伴って発生する悪臭と発生状況が類似していると考えられる類似施設（既存施設）の煙道 2 地点を設定する。
	2) 気象の状況
	[現地調査] 悪臭の状況と同様とする。

表 6-2-30 (2) 調査、予測及び評価手法（悪臭：施設の稼働）

調査、予測及び評価の手法	
調査期間等	悪臭の拡散の特性を踏まえて調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期又は時間帯とする。
	1) 悪臭の状況
	[既存資料調査] ・臭気指数・特定悪臭物質濃度：類似事例における調査期間（1回（夏））とする。
	[現地調査] ・臭気指数、特定悪臭物質濃度（事業実施区域周辺）：1回（夏）とする。 ・臭気指数、特定悪臭物質濃度（類似施設）：1回（夏）とする。
	2) 気象の状況
	[現地調査] 悪臭の状況と同様とする。
予測の基本的な手法	ブルーム式及びパフ式による計算を基本とした方法により予測する。
予測地域	調査地域のうち、悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。
予測地点	悪臭の拡散の特性を踏まえて予測地域における悪臭に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、影響が最大となる地点及び現地調査と同様の地点とする。
予測対象時期等	事業活動が定常状態になる時期又は環境影響を的確に把握できる時期とする。
環境影響の回避・低減に係る評価の手法	調査及び予測の結果を踏まえ、対象事業の実施により施設の稼働に伴って発生する悪臭に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討する。
環境保全施策に係る基準又は目標との整合性に係る評価の手法	施設の稼働に係る悪臭に関する基準又は目標として、「悪臭防止法に基づく規制基準」が存在することから、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかどうかを検討する。

表 6-2-31 事業特性及び地域特性（悪臭：廃棄物の搬出入）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
・焼却施設（熱回収施設）、リサイクルセンター及び付帯施設の整備を行う。 ・廃棄物の搬出入車両（パッカー車等）の走行により、車両からの臭気物質の漏洩が想定される。	・関係車両の走行ルート沿道に保全対象住居等が存在する。 ・対象事業実施区域周辺では悪臭に係る測定は行われていない。

表 6-2-32(1) 調査、予測及び評価手法（悪臭：廃棄物の搬出入）

調査、予測及び評価の手法	
調査すべき情報	悪臭の状況
調査の基本的な手法	文献その他の資料及び現地調査による情報収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。 悪臭防止法施行規則（昭和 47 年総理府令第 39 号）第 1 条又は第 5 条の規定により環境大臣が定める悪臭の測定の方法とし、以下の方法で調査する。 ・臭気指数：「嗅覚測定法マニュアル」（平成 8 年環境庁大気保全局大気生活環境室編集）に定める方法とする。
調査地域	悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。
調査地点	悪臭の拡散の特性を踏まえて調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。 ・臭気指数：現状における廃棄物運搬車両の走行ルートをふまえ、当該沿道における代表 2 地点を設定する。
調査期間等	悪臭の拡散の特性を踏まえて調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期又は時間帯とする。 ・臭気指数：1 回（夏）とする。
予測の基本的な手法	類似事例の引用若しくは解析、環境保全対策を勘案した定性的な予測とする。
予測地域	調査地域のうち、悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。
予測地点	悪臭の拡散の特性を踏まえて予測地域における悪臭に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。
予測対象時期等	事業活動が定常状態になる時期又は環境影響を的確に把握できる時期とする。
環境影響の回避・低減に係る評価の手法	調査及び予測の結果を踏まえ、対象事業の実施により廃棄物の搬出入車両等の走行に伴って発生する悪臭に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討する。

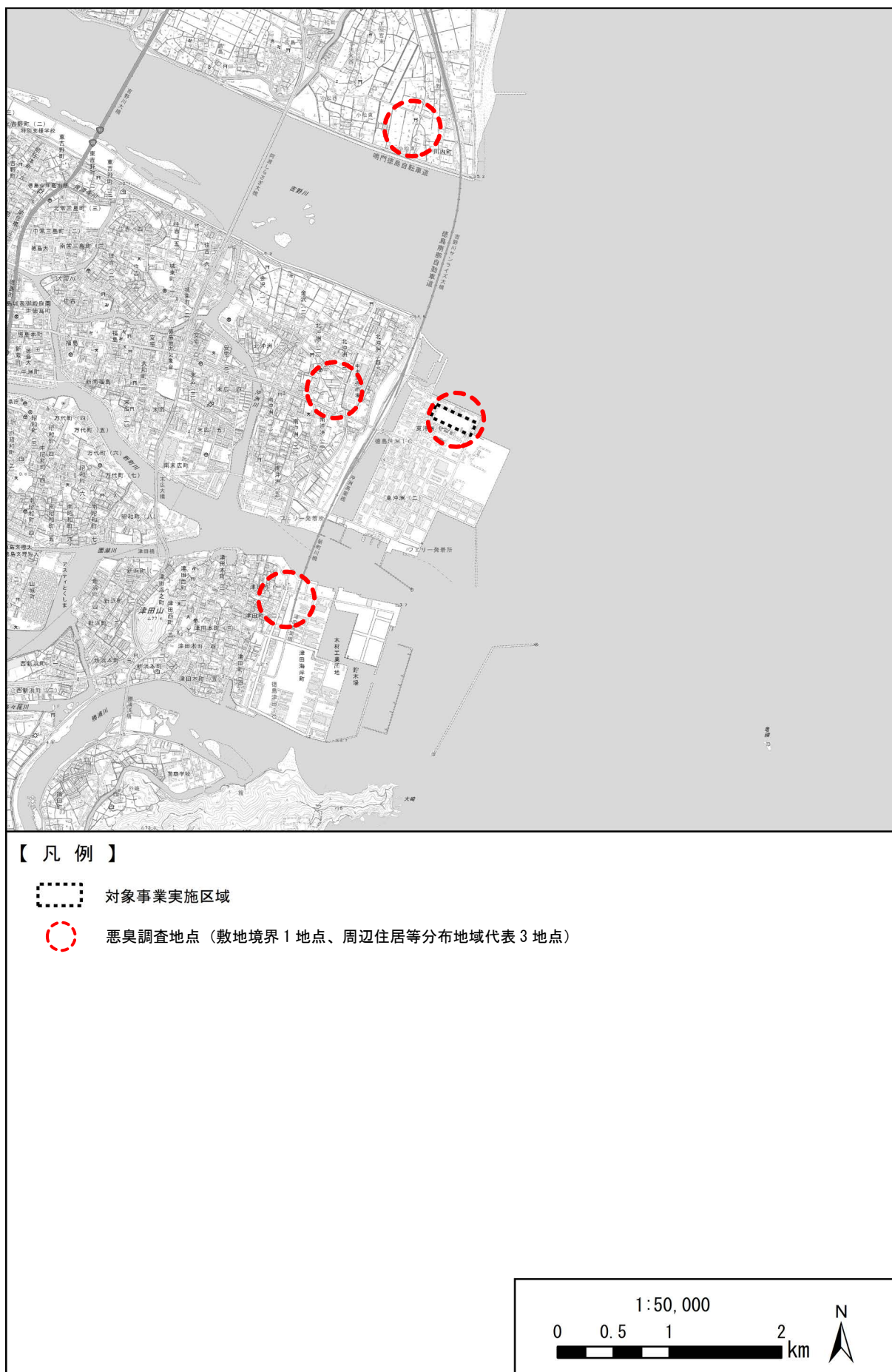


図 6-2-3 悪臭現地調査地点位置図

6-2-6 動物

動物に係る事業特性及び地域特性並びに調査、予測及び評価の手法等は、表 6-2-33及び表 6-2-34に示すとおりである。

なお、調査、予測及び評価の手法については、県技術指針を参考に選定した。

表 6-2-33 事業特性及び地域特性（動物：地形改変及び施設の存在）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
・焼却施設（熱回収施設）、リサイクルセンター及び付帯施設の整備を行う。 ・焼却施設の設置の工事及び施設の存在により、対象事業実施区域周囲に生息する動物及びその生息地に影響を及ぼす可能性がある。	・対象事業実施区域は海域に形成された埋立地に位置し、植生区分は路傍雑草群落である。周辺は工業や流通等の施設が広がるほか、海域にも近接している。 ・人工的な環境であり、貧弱な生態系が形成されていると考えられるが、当地で実施された環境調査の報告書等は確認できなかった。

表 6-2-34(1) 調査、予測及び評価手法（動物：地形改変及び施設の存在）

調査、予測及び評価の手法	
調査すべき情報	1) 脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況 2) 動物の重要な種の分布、生息の状況、生活史及び生息環境の状況 3) 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況、生活史及び生息環境の状況
調査の基本的な手法	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。
	1-1) 哺乳類の生息種、生息状況 ・任意調査法：地形及び植生等の条件を勘案して、各環境を網羅するように踏査し、個体の目撃及び鳴き声や糞、足跡、巣等のフィールドサインの確認により生息している哺乳類を確認する。 ・トラップ法：生け捕り罠（シャーマントラップ）を用いた捕獲調査を行う。トラップは乾性草地及び湿性草地の各環境にそれぞれ 20 個設置し、1 晩置いたのち回収する。捕獲した個体は同定・計測の上、放逐する。
	1-2) 鳥類の生息種、生息状況 ・ルートセンサス法：地形及び植生等の条件を勘案して、各環境を網羅するように、あらかじめ設定したルートを一定速度（時速 2 km程度）で歩きながら一定範囲（50m）内に出現した鳥類を記録する。調査時間帯は鳥類の活動が盛んな早朝の時間帯に行う。 ・定点観察法：整備予定区域及び人工改変地の各環境に設定した調査定点より 30 分間観察し、出現した鳥類を記録する。調査時間帯は鳥類の活動が盛んな早朝の時間帯に行う。 ・任意調査法：現地を任意に踏査し、ルートセンサス法及び定点調査法で確認されなかった種の記録、重要種の生息状況の詳細把握を行う。
	1-3) 両生類・爬虫類の生息種、生息状況 ・任意調査法：地形及び植生等の条件を勘案して、各環境を網羅するように踏査し、出現する両生類・爬虫類を確認する。特に水域で繁殖する両生類については、可能な限り繁殖期に調査を実施し、繁殖水域の把握に努める。

表 6-2-34(2) 調査、予測及び評価手法（動物：地形改変及び施設の存在）

調査、予測及び評価の手法		
調査の基本的な手法 (続き)	1-4) 昆虫類の生息種、生息状況	
	- 任意調査法：地形及び植生等の条件を勘案して、各環境を網羅するように踏査し、飛翔昆虫の目視、鳴き声、石起こし、スイーピング、ビーティング及び訪花昆虫の観察、生息する昆虫類を把握する。採集した昆虫は、標本を持ち帰り室内分析により同定する。 - ライトトラップ法：光源（紫外線 LED ランプ）、集まった昆虫を捕獲するボックス及びボックスに昆虫を落とす「ろうと」からなるボックスライトトラップにより、夜間に光に集まる昆虫類を捕獲する。トラップは乾性草地及び湿性草地の各環境にそれぞれ 2 個設置し、各季節 1 晩置いたのち回収する。採集した昆虫は、標本を持ち帰り室内分析により同定する。 - ベイトトラップ法：昆虫が好む餌（肉系及び発酵飲料系）を入れたプラスチックカップを入口が地面と同じ高さになる様に埋め、餌に誘引される昆虫類を捕獲する。トラップは乾性草地及び湿性草地の各環境にそれぞれ 20 個設置し、各季節 1 晩置いたのち回収する。採集した昆虫は、標本を持ち帰り室内分析により同定する。	
	1-5) クモ類の生息種、生息状況	
	任意調査法：地形及び植生等の条件を勘案して、各環境を網羅するように踏査し、目視、石起こし、スイーピング及びビーティング等により生息するクモ類を捕獲する。採集したクモ類は、標本を持ち帰り室内分析により同定する。	
	1-6) 陸産貝類の生息種、生息状況	
	任意調査法：地形及び植生等の条件を勘案して、各環境を網羅するように踏査し、石下や植物の陰に潜む大型の陸産貝類（カタツムリ、ナメクジ等）を捕獲する。微小種については、標本を持ち帰り室内分析により同定を行う。	
	2) 動物の重要な種の分布、生息の状況、生活史及び生息環境の状況	
調査地域	上記 1) に示す現地調査で確認された重要な種について、以下の①～③について可能な限り把握する。重要な種の生活史については、既存資料調査により把握する。 ①分布位置・分布範囲 ②個体数・確認地点の利用状況（繁殖・餌場・一時通過等） ③生息環境の状況（面積・植生・水深・日当り等）	
	3) 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況、生活史及び生息環境の状況	
	上記 1) に示す現地調査で確認された重要な種について、GIS ソフトを用いて確認位置をとりまとめ、複数の重要な種にとって必須のハビタットとなっている環境の有無を把握する。	
	対象事業実施区域及びその周辺の区域とし、図 6-2-4 に示す。	
調査地域	哺乳類・爬虫類・両生類・昆虫類・クモ類・陸産貝類	対象事業実施区域及びその周辺 200m の範囲の陸域
	鳥類	対象事業実施区域及びその周辺 200m の範囲（海域を含む）
調査地点	調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路とする。	
	任意確認ルートは、確認が予想される種の生態や地形及び植生等の条件を考慮したルートを調査季節ごとに任意で検討・設定する。ただし、民地への立入りは基本的に行わず、道路からの観察にとどめる。 哺乳類・昆虫類のトラップ等は、対象事業実施区域内の乾性草地及び湿性草地の各環境に設置する。	

表 6-2-34(3) 調査、予測及び評価手法（動物：地形改変及び施設の存在）

調査、予測及び評価の手法		
調査期間等	調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯とする。	
	哺乳類	3 回（春、夏、秋）
	鳥類	4 回（春、初夏、秋、冬）
	両生類・爬虫類	3 回（春、夏、秋）
	昆虫類	3 回（春、夏、秋）
	クモ類	3 回（春、夏、秋）
	陸産貝類	2 回（春、秋）
予測の基本的な手法	動物の重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析による方法とする。	
予測地域	重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、調査地域と同様とする。	
予測対象時期等	重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期とし、地形改変及び施設建設の完了時とする。	
環境影響の回避・低減に係る評価の手法	調査及び予測の結果を踏まえ、対象事業の実施により施設の存在に伴って発生する動物に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討する。	



: (c)NTT InfraNet. (c)Vantor. (c)NTT DATA Japan Corporation.

【 凡 例 】



対象事業実施区域



動物（陸生動物）調査範囲：対象事業実施区域及び周辺 200m の範囲の陸域



動物（鳥類）調査範囲：対象事業実施区域及び周辺 200m の範囲（海域含む）

注 1) 陸生動物は哺乳類、両生類・爬虫類、昆虫類、クモ類、陸産貝類を示す。

注 2) 調査ルートは、確認が予想される種の生態や地形及び植生等の条件を考慮したルートを、調査季節ごとに任意で検討・設定する。

注 3) 民地への立入りは基本的に行わず、道路からの観察にとどめる。

注 4) 哺乳類・昆虫類のトラップ等は、対象事業実施区域内の乾性草地及び湿性草地の各環境に設置する。

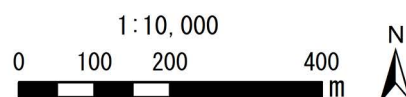


図 6-2-4 動物現地調査位置図

6-2-7 植物

植物に係る事業特性及び地域特性並びに調査、予測及び評価の手法等は、表 6-2-35及び表 6-2-36に示すとおりである。

なお、調査、予測及び評価の手法については、県技術指針を参考に選定した。

表 6-2-35 事業特性及び地域特性（植物：地形改変及び施設の存在）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
・焼却施設（熱回収施設）、リサイクルセンター及び付帯施設の整備を行う。 ・焼却施設の設置の工事及び施設の存在により、対象事業実施区域周辺に生育する植物及びその群落に影響を及ぼす可能性がある。	・対象事業実施区域は海域に形成された埋立地に位置し、植生区分は路傍雑草群落である。周辺は工業や流通等の施設が広がるほか、海域にも近接している。 ・人工的な環境であり、貧弱な生態系が形成されていると考えられるが、当地で実施された環境調査の報告書等は確認できなかった。

表 6-2-36(1) 調査、予測及び評価手法（植物：地形改変及び施設の存在）

調査、予測及び評価の手法		
調査すべき情報	1) 種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況 2) 植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況、生活史及び生育環境の状況	
調査の基本的な手法	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。	
	1-1) 種子植物その他主な植物に係る植物相の状況	
	任意観察法とし、対象地域を踏査して生育する高等植物（種子植物及びシダ植物）の種名を記録する。現地で種名がわからない種については、標本を持ち帰り室内分析により同定を行う。	
	1-2) 植生の状況	
	航空写真判読により調査範囲内の植物群落のまとまりを読み取り植生判読素図を作成する。作成した植生判読素図に基づいて、現地を踏査し適宜修正し植生区分図を作成する。また、各植物群落から代表地点 2 か所程度のコードラートを抽出し、植物社会学的手法（ブラウン・ブランケ法）による群落組成調査を実施する。コードラート内に存在するすべての植物種を（高木層、亜高木層、低木層、草本層）等の階層毎に抽出するとともに、各種毎の被度（優占度）及び群度を記録する。また、各群落の立地環境を把握するために、地形（斜面型、斜面方位、傾斜角度）、環境（風当たり、日当たり、土湿）、標高、調査面積等を併せて記録する。	
	2) 植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況、生活史及び生育環境の状況	
調査地域	植物相	対象事業実施区域及びその周辺 200m の陸域とし、図 6-2-5 に示す。
	植生	
調査地点	調査ルートは、確認が予想される種の生態や地形及び植生等の条件を考慮したルートを調査季節ごとに任意で検討・設定する。ただし、民地への立入りは基本的に行わず、道路からの観察にとどめる。	
調査期間等	調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯とする。	
	植物相	3 回（春、夏、秋）
	植生	1 回（春～秋）

表 6-2-36(2) 調査、予測及び評価手法（植物：地形改変及び施設の存在）

調査、予測及び評価の手法	
予測の基本的な手法	植物の重要な種及び群落について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析による方法とする。
予測地域	重要な種及び群落に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、調査地域と同様とする。
予測対象時期等	重要な種及び群落に係る環境影響を的確に把握できる時期とし、地形改変及び施設建設の完了時とする。
環境影響の回避・低減に係る評価の手法	調査及び予測の結果を踏まえ、対象事業の実施により施設の存在に伴って発生する植物に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討する。



(c)NTT InfraNet. (c)Vantor. (c)NTT DATA Japan Corporation.

【 凡 例 】



対象事業実施区域



植物調査範囲：対象事業実施区域及び周辺 200m の範囲の陸域

注 1) 調査ルートは、確認が予想される種の生態や地形及び植生等の条件を考慮したルートを、調査季節ごとに任意で検討・設定する。

注 2) 民地への立入りは基本的に行わず、道路からの観察にとどめる。

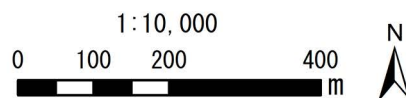


図 6-2-5 植物現地調査位置図

6-2-8 生態系

生態系に係る事業特性及び地域特性並びに調査、予測及び評価の手法等は、表 6-2-37及び表 6-2-38に示すとおりである。

なお、調査、予測及び評価の手法については、県技術指針を参考に選定した。

表 6-2-37 事業特性及び地域特性（生態系：地形改変及び施設の使用）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
・焼却施設（熱回収施設）、リサイクルセンター及び付帯施設の整備を行う。 ・焼却施設の設置の工事及び施設の使用により、対象事業実施区域周囲に成立する地域を特徴づける生態系に影響を及ぼす可能性がある。	・対象事業実施区域は海域に形成された埋立地に位置し、植生区分は路傍雑草群落である。周辺は工業や流通等の施設が広がるほか、海域にも近接している。 ・人工的な環境であり、貧弱な生態系が形成されていると考えられるが、当地で実施された環境調査の報告書等は確認できなかった。

表 6-2-38 調査、予測及び評価手法（生態系：地形改変及び施設の使用）

調査、予測及び評価の手法	
調査すべき情報	1) 動植物その他の自然環境に係る概況 2) 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況
調査の基本的な手法	1) 動植物その他の自然環境に係る概況 地形、地質及び土地利用等に係る文献その他の資料及び「動物」「植物」の現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。
	2) 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 「動物」「植物」の調査結果等により概括的に把握される生態系の特性に応じて、生態系の上位に位置するという上位性、当該生態系の特徴をよく現すという典型性又は特殊な環境等を指標するという特殊性の視点から、注目される生物種等を複数選び、これらの生態、他の生物種との相互関係及び生息・生育環境の状態について、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。
調査地域	対象事業実施区域及びその周辺の区域とし、「動物」「植物」と同様とする。
調査地点	動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路とし、「動物」「植物」と同様とする。
調査期間等	動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯とし、「動物」「植物」と同様とする。
予測の基本的な手法	注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析による方法とする。
予測地域	動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、調査地域と同様とする。
予測対象時期等	動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期とし、地形改変及び施設建設の完了時とする。
環境影響の回避・低減に係る評価の手法	調査及び予測の結果を踏まえ、対象事業の実施により施設の使用に伴って発生する生態系に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討する。

6-2-9 景觀

景観に係る事業特性及び地域特性並びに調査、予測及び評価の手法等は、表 6-2-39及び表 6-2-40に示すとおりである。

なお、調査、予測及び評価の手法については、県技術指針及び技術手法を参考に選定した。

表 6-2-39 事業特性及び地域特性（景観：地形改変及び施設の存在）

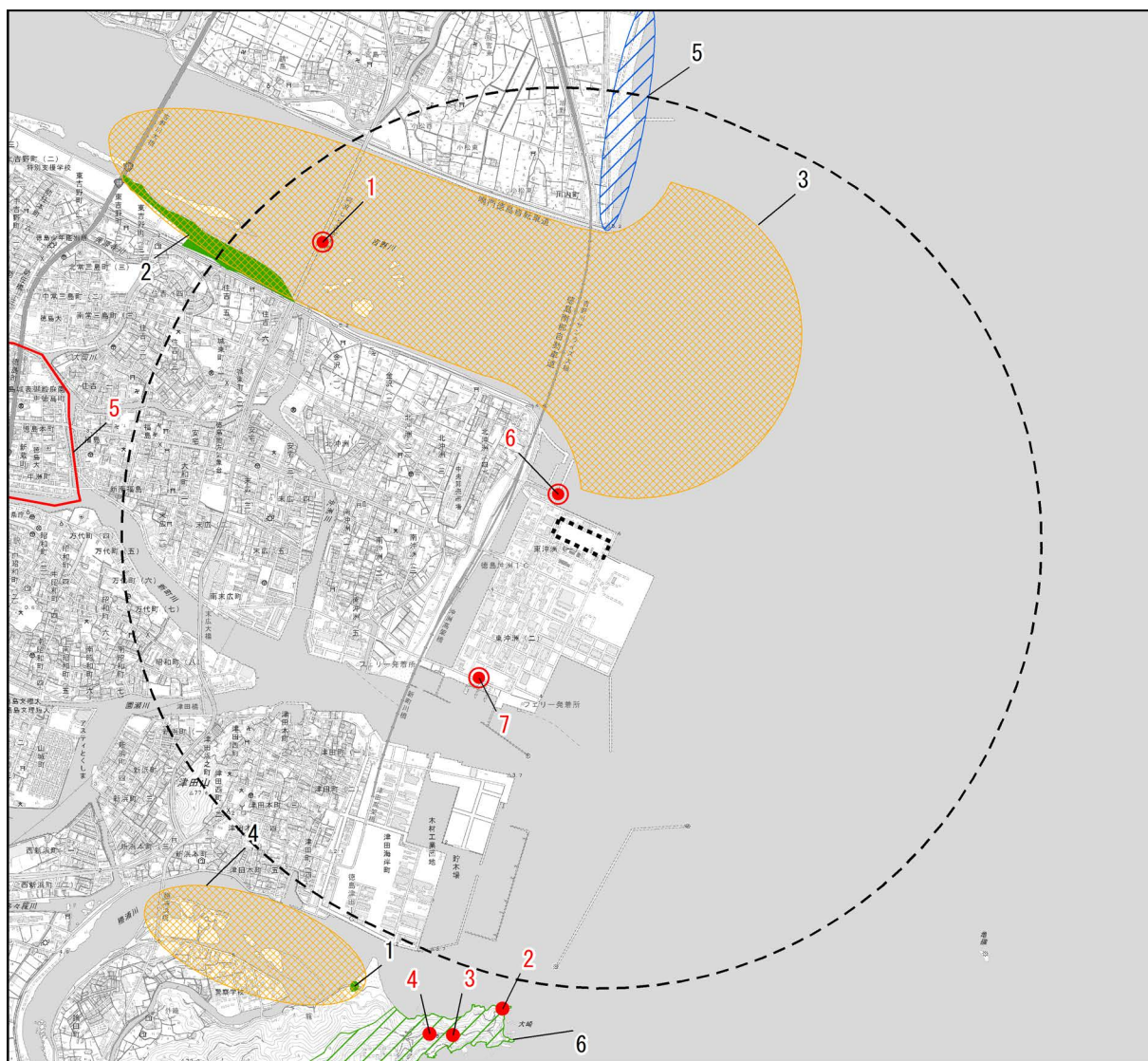
当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
・焼却施設（熱回収施設）、リサイクルセンター及び付帯施設の整備を行う。 ・施設の存在により、建屋及び煙突が出現する。	・対象事業実施区域は海域に形成された埋立地に位置し、周辺は工業や流通等の施設が広がるほか、海域にも近接している。 ・本市では、「徳島市景観計画」において、市全域を「景観計画区域」とし景観計画を策定しており、対象事業実施区域周辺は、多くの人々が集まる場所にふさわしい秩序ある街並み景観を目標とする「周辺市街地ゾーン」に区分している。 ・計画段階環境配慮書において、対象事業実施区域周辺の主要な眺望点として、しらさぎ大橋、マリンピア北緑地及び沖洲マリントーミナルビルの3地点が選定された。

表 6-2-40(1) 調査、予測及び評価手法（景観：地形改変及び施設の存在）

調査、予測及び評価の手法				
調査すべき情報	1) 主要な眺望点の状況 2) 景観資源の状況 3) 主要な眺望景観の状況			
調査の基本的な手法	1) 主要な眺望点の状況 、 2) 景観資源の状況			
	現地踏査及び既存資料による情報の収集・整理による方法とする。			
	3) 主要な眺望景観の状況			
	景観写真撮影等による方法とする。			
調査地域	主要な眺望点の状況、景観資源の状況及び主要な眺望景観の状況を適切に把握できる地域とする。			
調査地点	調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。			
	1) 主要な眺望点の状況 、 3) 主要な眺望景観の状況			
	図 6-2-6 に示す、3 地点の眺望点とする。 なおそれぞれの地点は、沿道からの眺望の観点、周辺の自然や公共施設の利用者の観点から選定する。			
	番号	1	6	7
	名称	しらさぎ大橋	マリンピア北緑地	沖洲マリントーミナルビル
	注) 番号は、図 6-2-6 の番号（赤字）に対応している。			
	2) 景観資源の状況			
	図 6-2-6 に示す、影響が想定される半径約 3.0km 以内の 6 地点の景観資源とする。			
	番号	1	2	3
	名称	竈の塩生植物群落	吉野川河口のヨシ群落	吉野川の河口部と周辺
番号	4	5	6	
名称	勝浦川の河口部と周辺	小松海岸	日峯大神子広域公園	
注) 番号は、図 6-2-6 の番号（黒字）に対応している。				

表 6-2-40(2) 調査、予測及び評価手法（景観：地形改変及び施設の存在）

調査、予測及び評価の手法	
調査期間等	調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯とする。
	1) 主要な眺望点の状況、2) 景観資源の状況、3) 主要な眺望景観の状況
	[既存資料調査（主要な眺望点及び景観資源の状況）] 至近の情報とする。 [現地調査] 季節的な変化を把握するため、4 回（春、夏、秋、冬）とする。
予測の基本的な手法	1) 主要な眺望点の状況、2) 景観資源の状況
	主要な眺望点及び景観資源についての分布の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析とする。
	3) 主要な眺望景観の状況
	フォトモンタージュ法とする。
予測地域	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、現地調査と同様とする。
予測地点	予測地域における景観の状況の変化を適切に把握し得る地点とし、調査地点と同様とする。
予測対象時期等	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期とし、地形改変及び施設建設の完了時とする。対象とする眺望景観への影響が大きくなる季節についても考慮する。
環境影響の回避・低減に係る評価の手法	調査及び予測の結果を踏まえ、対象事業の実施により施設の存在に伴って発生する景観に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討する。
環境保全施策に係る基準又は目標との整合性に係る評価の手法	施設の存在に係る景観に関する基準又は目標として、「徳島市景観計画」において「周辺市街地ゾーン」における目標及び方針が定められている。当該目標及び方針と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討する。



【 凡 例 】

- 対象事業実施区域
- 敷地境界線から3kmの範囲
- 調査対象眺望点
- — その他の主要な眺望点
- 景観資源
 - 特定植物群落
 - 公園
 - 海岸
 - 河口

注) 調査対象眺望点（敷地境界線から3kmの範囲内の番号
（赤字））及び景観支援の番号（黒字）は、表 6-2-40
の番号にそれぞれ対応している。

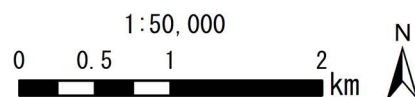


図 6-2-6 景観現地調査地点位置図

6-2-10 人と自然との触れ合いの活動の場

人と自然との触れ合いの活動の場に係る事業特性及び地域特性並びに調査、予測及び評価の手法等は、表 6-2-41及び表 6-2-42に示すとおりである。

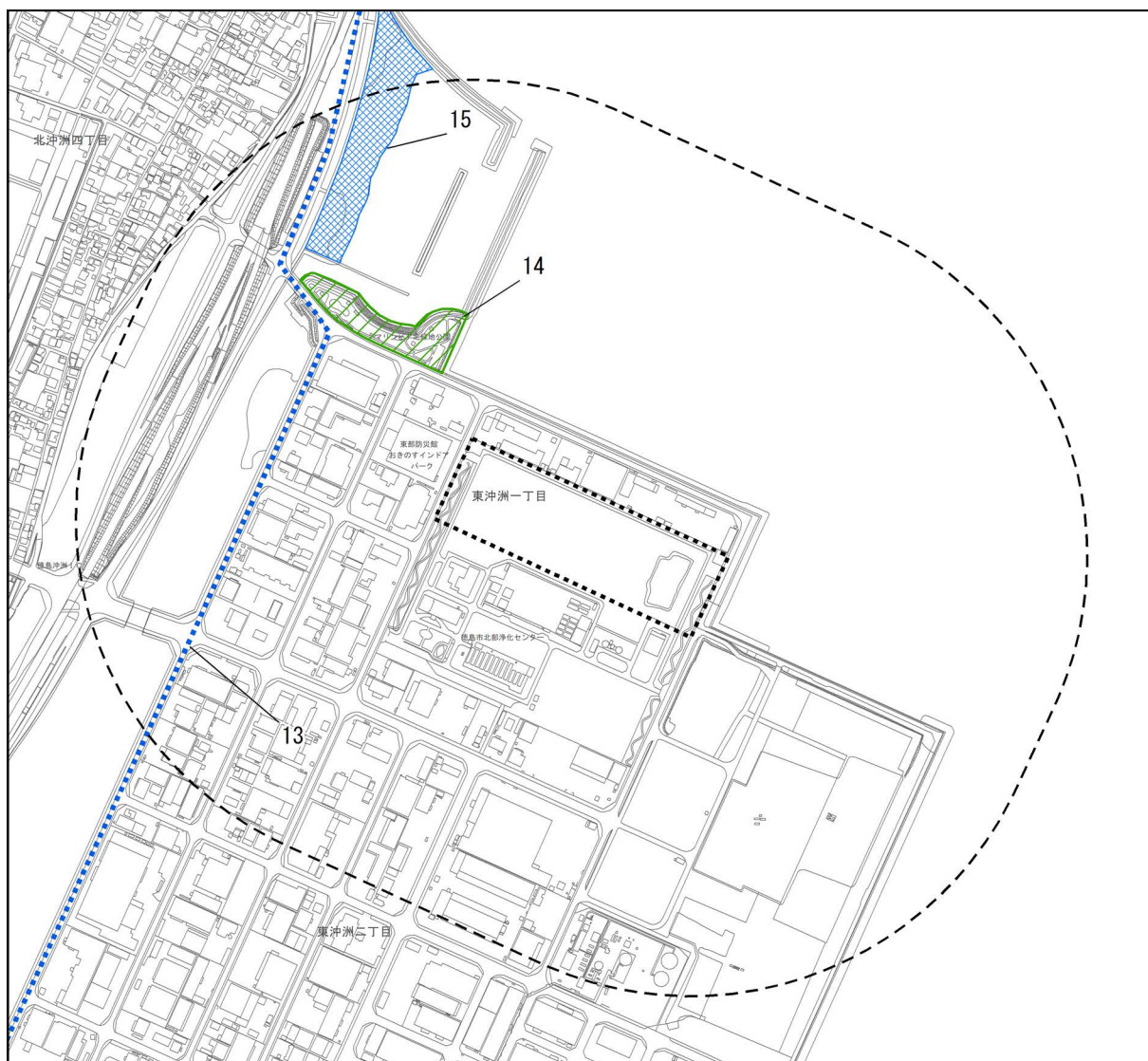
なお、調査、予測及び評価の手法については、県技術指針及び技術手法を参考に選定した。

表 6-2-41 事業特性及び地域特性（人と自然との触れ合いの活動の場：地形改変及び施設の存在）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
・焼却施設（熱回収施設）、リサイクルセンター及び付帯施設の整備を行う。 ・施設の存在により、建屋及び煙突が出現する。	・対象事業実施区域は海域に形成された埋立地に位置し、周辺は工業や流通等の施設が広がるほか、海域にも近接している。 ・対象事業実施区域周辺（500m の範囲）の人と自然との触れ合いの活動の場として、徳島自転車Tラインルート、マリンピア北緑地及びマリンピア沖洲人工海浜が分布している。

表 6-2-42 調査、予測及び評価手法
（人と自然との触れ合いの活動の場：地形改変及び施設の存在）

調査、予測及び評価の手法				
調査すべき情報	1) 人と自然との触れ合いの活動の場の概況 2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況			
調査の基本的な手法	1) 人と自然との触れ合いの活動の場の概況			
	現地踏査及び既存資料による情報の収集・整理による方法とする。			
	2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況			
	現地踏査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。			
調査地域	事業の実施により利用性及び快適性の変化が想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周辺 500m の範囲とする。			
調査地点	図 6-2-7 に示す、調査地域に分布する下記の 3 地点とする。 なおそれぞれの地点は、周辺の自然や公共施設の利用者の観点から選定する。			
	番号	13	14	15
	名称	徳島自転車Tラインルート	マリンピア北緑地	マリンピア人工海浜
	注) 番号は、図 6-2-7 の番号に対応している。なお、番号 1～12 は調査対象外である。			
調査期間等	調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯とする。			
	1) 人と自然との触れ合いの活動の場の概況			
	[既存資料調査] 至近の情報とする。			
	[現地調査] 任意の時期に 1 回とする。			
	2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況			
	季節的な変化を把握するため、4 回（春、夏、秋、冬）とする。			
予測方法	主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析方法とする。			
予測地域	主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、調査地域と同様とする。			
予測対象時期等	主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期として、地形改変及び施設建設の完了時とする。対象とする主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が大きくなる季節についても考慮する。			
環境影響の回避・低減に係る評価の手法	調査及び予測の結果を踏まえ、対象事業の実施により施設の存在に伴って発生する人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討する。			



【 凡 例 】

- 対象事業実施区域
- 敷地境界線から500mの範囲
- 公園等
- 海岸、海水浴場
- サイクリングコース

※この地図は、徳島市長の承認を得て、1/2,500 地形図を複製したものである。（承認番号 令7 徳島市指令都建第458号）

注）図中の番号は表 6-2-42 の調査地点の番号に対応している。なお、No. 1～12 は本図の範囲外に分布している。

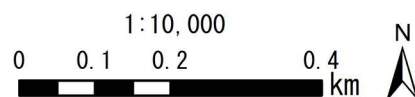


図 6-2-7 人と自然との触れ合いの活動の場現地調査地点位置図

6-2-11 廃棄物等

廃棄物等に係る事業特性及び地域特性並びに調査、予測及び評価手法は、表 6-2-43～表 6-2-46に示すとおりである。

なお、調査、予測及び評価の手法については、県技術指針を参考に選定した。

表 6-2-43 事業特性及び地域特性（廃棄物等：造成工事）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
・焼却施設（熱回収施設）、リサイクルセンター及び付帯施設の整備を行う。 ・造成工事により、残土及び廃棄物が発生する。	・本市では「徳島市一般廃棄物処理基本計画」を策定している。市民・事業者・行政の連携のもと、一般廃棄物の発生・排出抑制、再資源化等に取り組んでいる。

表 6-2-44 調査、予測及び評価手法（廃棄物等：造成工事）

調査、予測及び評価の手法	
調査すべき情報	対象事業実施区域及びその周辺における廃棄物発生状況及び処理・処分の状況
調査の基本的な手法	既存資料の収集整理により把握する。
調査地域	対象事業実施区域周辺とする。
調査期間等	至近の情報とする。
予測の基本的な手法	建設工事に伴う副産物の種類ごとの発生及び処分の状況を把握する。
予測地域	対象事業実施区域とする。
予測対象時期等	工事期間とする。
環境影響の回避・低減に係る評価の手法	調査及び予測の結果を踏まえ、対象事業の実施により造成工事に伴って発生する廃棄物に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討する。
環境保全施策に係る基準又は目標との整合性に係る評価の手法	造成工事に伴って発生する廃棄物等に関する基準又は目標として、「建設リサイクル推進計画 2020」（国土交通省、令和 2 年 9 月）が存在することから、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討する。

表 6-2-45 事業特性及び地域特性（廃棄物等：廃棄物の発生）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
・焼却施設（熱回収施設）、リサイクルセンター及び付帯施設の整備を行う。 ・施設の稼働により、焼却処理後の焼却残渣等が発生する。	・本市では「徳島市一般廃棄物処理基本計画」を策定している。市民・事業者・行政の連携のもと、一般廃棄物の発生・排出抑制、再資源化等に取り組んでいる。

表 6-2-46 調査、予測及び評価手法（廃棄物等：廃棄物の発生）

調査、予測及び評価の手法	
調査すべき情報	対象事業実施区域及びその周辺における廃棄物発生状況及び処理・処分の状況
調査の基本的な手法	既存資料の収集整理により把握する。
調査地域	対象事業実施区域周辺とする。
調査期間等	至近の情報とする。
予測の基本的な手法	廃棄物の種類ごとの排出量を把握する。
予測地域	対象事業実施区域とする。
予測対象時期等	事業活動が定常状態になる時期又は環境影響を的確に把握できる時期とする。
環境影響の回避・低減に係る評価の手法	調査及び予測の結果を踏まえ、対象事業の実施により発生する廃棄物等に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討する。

6-2-12 温室効果ガス等

温室効果ガスに係る事業特性及び地域特性並びに調査、予測及び評価手法は、表 6-2-47～表 6-2-48に示すとおりである。

なお、調査、予測及び評価の手法については、県技術指針を参考に選定した。

表 6-2-47 事業特性及び地域特性

(温室効果ガス：建設機械の稼働、資材及び機械の運搬、施設の稼働、廃棄物の搬出入)

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
・焼却施設（熱回収施設）、リサイクルセンター及び付帯施設の整備を行う。 ・建設機械の稼働及び施設の稼働により、温室効果ガスの発生が想定される。 ・資材及び機械の運搬車両及び廃棄物運搬車両等の走行により、温室効果ガスの発生が想定される。	・本市では、「第3次徳島市環境基本計画」を策定している。基本目標の一つとして「地球市民として脱炭素社会をめざすまち」を掲げており、温室効果ガスの削減や脱炭素等を基本施策としている。 ・関係車両の走行ルート沿道に保全対象住居等が存在する。

表 6-2-48 調査、予測及び評価手法

(温室効果ガス：建設機械の稼働、資材及び機械の運搬、施設の稼働、廃棄物の搬出入)

調査、予測及び評価の手法	
調査すべき情報	発生する温室効果ガス等の種類及びその量
調査の基本的な手法	既存資料の整理により、発生が見込まれる温室効果ガス等の種類及び発生量等を推定する方法とする。
調査地域	対象事業実施区域周辺とする。
調査期間等	至近の情報とする。
予測の基本的な手法	「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省、経済産業省）等に基づいて算出する方法とする。
予測地域	対象事業実施区域とする。
予測対象時期等	・建設機械の稼働、資材及び機械の運搬：建設機械の稼働による環境影響が最大になる時期とする。 ・施設の稼働、廃棄物の搬出入：事業活動が定常状態になる時期又は環境影響を的確に把握できる時期とする。
環境影響の回避・低減に係る評価の手法	調査及び予測の結果を踏まえ、対象事業の実施により建設機械の稼働及び資材及び機械の運搬、施設の稼働、廃棄物の搬出入に伴って発生する温室効果ガスに係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討する。

第7章 配慮書についての一般の意見の概要及び事業者の見解

7-1 一般の意見の概要及びそれに対する事業者の見解

徳島県環境影響評価条例（平成12年徳島県条例第26号）第4条の6の規定に基づく環境の保全の見地からの一般の意見の概要及びそれに対する事業者の見解は、表 7-1-1に示すとおりである。

また、この意見は令和5年9月に策定した「徳島市一般廃棄物中間処理施設整備基本計画改定版」時点のものであるが、事業者の見解は令和7年9月に改定した「徳島市一般廃棄物中間処理施設整備基本計画改定版」によるものである。

表 7-1-1(1) 一般の意見の概要及びそれに対する事業者の見解

一般意見の概要	事業者の見解
1 事業計画に関する意見	
事業の規模に関して、焼却炉の規模が大きすぎると考えています。焼却施設に於ける計画年間処理量の設定が大きく（72,332t/年）、これは令和2年度の焼却処理量の7.6%減にしかありません。令和2年度から令和12年度までに市の人口は、7%減少が見込まれています。ほとんど人口減による減少分しか、見積もられていないこととなります。市の「衛生・清掃事業概要」によると、令和4年度の可燃系ごみは令和2年度から約4.6%減少しています。令和12年には、焼却量はもっと減っているのではないのでしょうか。焼却炉の規模を決めるごみの量を、多く設定していると思えません。 その為、282t/日の大型の焼却炉になっています。市のごみの減量目標（830g/日・人）を達成すると、もっと規模は縮小できます。燃やす量が減ると、環境負荷も減少します。ごみを少なくすることで、徳島市全体の環境も良くなります。 気候危機が急速に進行している今、将来この施設が禍根を残すものにならないよう、配慮検討をお願いしたいと思います。何よりも3Rとごみ減量を推進し、環境負荷を最小限に抑える施設になるように、配慮される事を希望します。	新施設の施設規模につきましては、現状の本市のごみ量や人口動態などから推計される施設稼働予定時期の令和16年度の将来ごみ量を基に、排出されたごみを安定的に処理していくために必要な規模として算定しました。 本市としましては、将来にわたり安定的にごみ処理ができる施設整備を目指すとともに、建設費や維持管理費など施設整備に係る経費について、可能な限り削減できるよう検討しながら事業を進めてまいります。 なお、CO₂排出量削減にも留意し、ごみの減量化や限られた資源を循環させていくという考え方が重要であることはご指摘のとおりであり、その実現に向け、本市としては、まずは、ごみの発生・排出抑制に対する意識啓発や環境教育・環境学習の充実、生ごみ処理機の普及促進など、市民や事業者の皆さまと協働して様々な施策に取り組みながら、ごみの適切な分別や、集めた資源のリサイクルなど、循環型社会の推進に取り組んでいきたいと考えております。
今までの計画から見ても、又、人口減でもゴミは減ります。減らすこと（市民の協力）に力を入れるべき。 地球温暖化が問題視されている時代に大きな炉で対応するのはゴミを多く燃やさなければいけないだけです。 分別をきちんと、もっと3Rにつとめゴミ減量に方向を変え、燃やす量をへらすべきです。	

表 7-1-1 (2) 一般の意見の概要及びそれに対する事業者の見解

一般意見の概要	事業者の見解
位置に関して不安な点があります。予定地の北側の堤防が低い点です。最大規模の南海トラフ地震を想定すれば、容易に津波は堤防を越えて押し寄せるでしょう。敷地のかさ上げ、耐震・耐水性確保で津波・高潮対策を進めるとありますが、堤防を高くすることが必要だと思えます。	津波の浸水想定には、地震の規模がレベル1とレベル2の2段階があり、百年に一度といわれる規模のレベル1の地震であれば、マリニピア自体が浸水しない想定の高さになっており、南海トラフ巨大地震として、千年に一度といわれる規模のレベル2の地震では、敷地部分で0m～3.0mの浸水想定となっております。 こうした津波に対する対策として、敷地のかさ上げや施設の重要設備を上部階に設置するなどの浸水対策を行うとともに、プラント機器を含めた施設の耐震強化や安定地盤に達する基礎杭の打設など、地震・液状化対策も行います。
処理方式については、「プラント排水は、ごみピット排水以外は排水処理を行った上で公共下水道に放流する」と、書かれています。平成31年度の飯谷町の整備計画では、「プラント排水は再利用し、無放流とする」と、書かれていました。何故、無放流にしないのでしょうか。	平成31年度までに計画していた飯谷町における事業実施想定区域（建設候補地）については、公共下水道が整備されておらず、下流側河川や水道水源への影響に対する配慮から、ご指摘のとおり、プラント排水については再利用または炉内噴霧により蒸発散し、無放流とする計画としておりました。 一方、現在計画している事業実施想定区域は、公共下水道が整備されていることから、必要に応じて、公共下水道の排除基準に適合する処理を行ったうえで、公共下水道に放流する計画としています。
2 大気質に関する意見	
第5章の5-1大気質^{注)}に関しては、水銀のデータがなく、その理由についても書かれていません。 この配慮書は、不十分であると思えます。 注) 「徳島市一般廃棄物中間処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書（令和5年9月徳島市）」の項目を指す。	配慮書における大気質の予測・評価は、重大な影響が生じる可能性を明らかにすること、また、設定した複数案（煙突高さ、施設配置）による影響の差異を明らかにすることに主眼を置いて行いました。 その目的の下で、予測・評価の対象物質は、配慮書のP.5-7に示すとおり、廃棄物焼却施設に排出規制が設けられている主要な大気汚染物質のうち、影響の重大性の観点で、環境基本法に基づく「環境基準」が定められている物質（二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類）を対象にすることを基本としました。但し、1時間値（短期濃度）の予測・評価については、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月、環境省）を参考に、環境基準は定められていないものの、塩化水素も追加的に検討対象としました。 ご指摘の水銀につきましては、「環境基準」が設定されておらず、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に記載されている調査対象項目でないことから、配慮書においては検討対象としませんでした。今後の方法書以降の手続きにおいては、水銀も含めて詳細に調査、影響の予測・評価を行います。（「第6章 6-2 調査、予測及び評価手法の選定」参照） また、当該結果を踏まえ、必要に応じた環境保全対策を検討していきます。

7-2 環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

本事業においては、徳島県環境影響評価条例(平成12年3月28日徳島県条例第26号)に基づき、計画段階環境配慮書(令和5年9月)を作成し、計画段階における環境への配慮について検討を行ってきた。配慮書においては、環境面の影響に差異が生じることが考えられる「構造物の構造(煙突高さ)」及び「構造物の配置(施設配置)」を対象とした複数案を設定し、大気質及び景観に対する影響の程度について比較・評価を行った。

構造物の構造(煙突高さ)に関する計画段階配慮事項の複数案間の評価結果は表 7-2-1に、構造物の配置(施設配置)に関する計画段階配慮事項の複数案間の評価結果は表 7-2-2に示すとおりである。

以上の配慮書における大気質及び景観の評価結果等を踏まえ、煙突高さは59m、施設配置は東側配置とすることに決定した。

(1) 構造物の構造（煙突高さ）に関する複数案間の比較・評価

煙突高さに関する計画段階配慮事項（大気質・景観）に係る影響の予測・評価の結果、大気質への影響については、いずれの案及びケースも基準値等を満足するが、A案（煙突高さ59m）の方が寄与濃度が小さく、寄与濃度が比較的高くなる範囲も小さくなることから、相対的に優位と評価する。

景観への影響については、A案（煙突高さ59m）の方がB案（煙突高さ45m）に比べ仰角が大きいため、相対的に劣ると評価する。ただし、後述する施設配置に係る複数案がX案（東側配置）の場合は、煙突高さの違いによる仰角の差異は小さく、景観への影響に大きな差異はない。

表 7-2-1 総合評価（煙突高さ）

項目	A案（煙突高さ59m）		B案（煙突高さ45m）	
大気質	年平均値、1時間値ともに全ての予測項目で、いずれの案も基準値等を満足する。 また、寄与濃度はB案と比べ低く、寄与濃度が比較的高くなる範囲もB案よりも小さくなる。 これらより、相対的にB案より優位と評価する。	○	年平均値、1時間値ともに全ての予測項目で、いずれの案も基準値等を満足する。 しかし、寄与濃度はA案と比べ高くなり、寄与濃度が比較的高くなる範囲もA案よりも広くなる。 これらより、相対的にA案より劣ると評価する。	△
景 観	予測地点より対象施設が視認されるものの、景観資源の眺望に与える影響や物理的指標（仰角）は小さく、眺望景観への影響は小さい。 なお、B案と比較して仰角は大きい傾向となることから、相対的にB案より劣ると評価する。 ただし、表 7-2-2に示すX案（東側配置）の場合は、煙突高さの違いによる仰角の差異は小さく、景観への影響に大きな差異はない。	△	予測地点より対象施設が視認されるものの、景観資源の眺望に与える影響や物理的指標（仰角）は小さく、眺望景観への影響は小さい。 また、A案と比較して仰角が小さい傾向となることから、相対的にA案より優位と評価する。	○

注) ○：環境影響の観点で優位である △：環境影響の観点で相対的に劣る

(2) 構造物の配置（施設配置）に関する複数案間の比較・評価

施設配置に関する計画段階配慮事項（大気質・景観）に係る影響の予測・評価の結果、大気質への影響については、X案（東側配置）の方が施設の位置が非工業系地域から離れており、将来濃度（年平均値）の陸地部最大地点や将来濃度（1時間値）の最大地点の位置や寄与濃度が比較的高くなる範囲は非工業系地域より離れることなどから、相対的に優位と評価する。

景観への影響については、X案（東側配置）の方がY案（西側配置）に比べ仰角が小さいため、相対的に優位と評価する。

表 7-2-2 総合評価（施設配置）

項目	X 案（東側配置）		Y 案（西側配置）	
大気質	煙突の位置はY案に比べ非工業系地域から離れており、年平均値の陸地部最大地点の位置や寄与濃度が比較的高くなる範囲は、X案の方が非工業系地域から離れる。 また、1時間値についても、最大地点はX案の方が非工業系地域から離れる。 これらより、相対的にY案より優位と評価する。	○	煙突の位置はX案に比べ非工業系地域に近くなり、年平均値の陸地部最大地点の位置や寄与濃度が比較的高くなる範囲は、Y案の方が非工業系地域に近くなる。 また、1時間値についても、最大地点はY案の方が非工業系地域に近くなる。 これらより、相対的にX案より劣ると評価する。	△
景 観	予測地点より対象施設が視認されるものの、景観資源の眺望に与える影響や物理的指標（仰角）は小さく、眺望景観への影響は小さい。 また、Y案と比較して建屋や煙突が小さく視認されることから、相対的にY案より優位と評価する。	○	予測地点より対象施設が視認されるものの、景観資源の眺望に与える影響や物理的指標（仰角）は小さく、眺望景観への影響は小さい。 なお、X案と比較して建屋や煙突が大きく視認されることから、相対的にX案より劣ると評価する。	△

注) ○：環境影響の観点で優位である △：環境影響の観点で相対的に劣る

7-3 災害リスクを踏まえた対象事業に対する本市の考え方

対象事業実施区域であるマリンピア沖洲は、沖合の埋立地であることから、住民説明会等において、特に甚大な被害が想定される南海トラフ巨大地震による津波、液状化等に対する不安や災害対策等についての意見があった。また、計画段階環境配慮書についての知事意見にも災害対策についての意見が示されている（第5章5-1参照）。

これを踏まえ、本市では、想定される災害リスクとその対策について検証を実施し、その結果について令和7年2月に「徳島市一般廃棄物中間処理施設建設予定地における災害リスクと対策に関する検証結果報告書」としてまとめたところである。

本検証結果では、災害リスクを否定することはできないが、対策が十分可能な範囲であることから、対象事業実施区域で事業を進めていくこと自体に問題はないと考えられる。